

玉野市地域防災計画

(素案)

令和 年 月

玉野市防災会議

目次

| | |
|---------------------------------------|-------------|
| 第1部 総則 | 1-1 |
| 第1章 計画の概要 | 1-2 |
| 第1節 計画の目的及び基本理念等 | 1-2 |
| 第2節 計画の性格と構成 | 1-3 |
| 第3節 計画等の作成、修正及び公表 | 1-4 |
| 第4節 用語の定義 | 1-5 |
| 第2章 防災会議 | 1-6 |
| 第3章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 | 1-7 |
| 第1節 実施責任 | 1-7 |
| 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱 | 1-8 |
| 第4章 市民と行政が協働して行う安全・安心なまちづくりの推進 | 1-20 |
| 第1節 『自助』『共助』『公助』による防災・減災の重要性 | 1-20 |
| 第2節 協働による防災・減災対策の推進 | 1-20 |
| 第5章 玉野市の概要 | 1-21 |
| 第1節 自然的条件 | 1-21 |
| 第2節 社会的条件 | 1-22 |
| 第6章 玉野市の防災環境 | 1-23 |
| 第1節 災害の想定 | 1-23 |
| 第2節 過去に発生した主な災害 | 1-24 |
| 第7章 地震・津波災害対策の基本的方向性と考え方 | 1-25 |
| 第1節 地震・津波災害対策の基本的方向性 | 1-25 |
| 第2節 津波災害対策の基本的な考え方 | 1-26 |
| 第3節 地震・津波災害に関する調査・研究 | 1-27 |
| 第2部 災害予防計画 | 2-1 |
| 第1章 災害に強い地域づくり | 2-2 |
| 第1節 自立型災害活動の促進に向けた環境整備 | 2-3 |
| 第2節 自助・共助の推進 | 2-15 |
| 第3節 要配慮者等の安全確保 | 2-21 |
| 第2章 災害に強いまちづくり | 2-26 |
| 第1節 建物、まちの不燃化耐震化計画 | 2-27 |
| 第2節 都市施設災害予防計画 | 2-31 |
| 第3節 公共施設等災害予防計画 | 2-33 |
| 第4節 ライフライン（電気、ガス、水道等）施設予防計画 | 2-39 |

| | |
|---------------------------|--------------|
| 第5節 廃棄物処理体制整備計画 | 2-43 |
| 第6節 地盤災害対策計画 | 2-45 |
| 第7節 津波災害予防計画 | 2-47 |
| 第8節 指定緊急避難場所及び避難路等整備計画 | 2-50 |
| 第9節 避難及び避難所の設置・運営計画 | 2-53 |
| 第3章 災害に強い体制づくり | 2-60 |
| 第1節 災害応急体制整備 | 2-61 |
| 第2節 情報の収集連絡体制整備 | 2-67 |
| 第3節 救助、救急、医療体制、保健医療体制整備計画 | 2-70 |
| 第4節 行政機関防災訓練計画 | 2-75 |
| 第5節 業務継続体制の確保 | 2-77 |
| 第6節 広域的応援体制整備計画 | 2-78 |
| 第4章 災害対策への備え | 2-80 |
| 第1節 防災業務施設・設備等の整備 | 2-81 |
| 第2節 物資等の確保 | 2-86 |
| 第3節 被災者等への的確な情報伝達活動 | 2-92 |
| 第5章 自然災害予防対策 | 2-93 |
| 第1節 治山対策 | 2-94 |
| 第2節 土砂災害防止対策 | 2-95 |
| 第3節 河川防災対策 | 2-98 |
| 第4節 雨水出水対策 | 2-100 |
| 第5節 海岸防災対策 | 2-101 |
| 第6節 ため池等農地防災対策 | 2-103 |
| 第7節 複合災害対策 | 2-104 |
| 第6章 事故災害予防対策 | 2-105 |
| 第1節 道路災害予防対策 | 2-106 |
| 第2節 海上災害予防対策 | 2-107 |
| 第3節 大規模な火災予防対策 | 2-109 |
| 第4節 林野火災の防止対策 | 2-111 |
| 第5節 危険物等保安対策 | 2-113 |
| 第6節 高圧ガス保安対策 | 2-115 |
| 第7節 火薬類保安対策 | 2-117 |
| 第8節 有害ガス等災害予防対策 | 2-119 |
| 第9節 流出油等災害予防対策 | 2-120 |
| 第3部 災害応急対策計画 | 3-1 |
| 第1章 防災体制 | 3-2 |
| 第1節 防災組織・防災体制 | 3-3 |

| | |
|-----------------------|--------------|
| 第2節 防災情報及び被害情報 | 3-17 |
| 第3節 災害広報及び報道 | 3-25 |
| 第4節 災害救助法の適用 | 3-28 |
| 第5節 広域応援・雇用 | 3-30 |
| 第6節 自衛隊災害派遣要請 | 3-33 |
| 第7節 津波災害情報の伝達等 | 3-36 |
| 第2章 緊急活動 | 3-37 |
| 第1節 救助計画 | 3-38 |
| 第2節 救急・医療計画 | 3-41 |
| 第3節 避難及び避難所の設置運営計画 | 3-47 |
| 第4節 交通の確保 | 3-62 |
| 第5節 緊急輸送計画 | 3-66 |
| 第6節 物資等の受入、集積、搬送、配分計画 | 3-69 |
| 第7節 防災営農 | 3-72 |
| 第8節 流木の防止 | 3-74 |
| 第9節 水防計画 | 3-76 |
| 第10節 消防 | 3-84 |
| 第3章 事故災害応急対策 | 3-91 |
| 第1節 海上災害対策 | 3-92 |
| 第2節 大規模な火災対策 | 3-95 |
| 第3節 林野火災対策 | 3-97 |
| 第4節 危険物等災害対策 | 3-100 |
| 第5節 高圧ガス災害対策 | 3-103 |
| 第6節 火薬類災害対策 | 3-105 |
| 第7節 有害ガス等災害対策 | 3-107 |
| 第8節 集団事故災害対策 | 3-108 |
| 第4章 民生安定活動 | 3-110 |
| 第1節 要配慮者等支援計画 | 3-111 |
| 第2節 風評・パニック防止対策計画 | 3-113 |
| 第3節 食料供給、炊き出し計画 | 3-114 |
| 第4節 飲料水の供給計画 | 3-117 |
| 第5節 生活必需品等調達供給計画 | 3-119 |
| 第6節 遺体の捜索・処理・埋火葬計画 | 3-120 |
| 第7節 災害廃棄物等応急処理計画 | 3-123 |
| 第8節 防疫及び保健衛生計画 | 3-127 |
| 第9節 文教対策計画 | 3-130 |
| 第10節 ボランティアの受入、調整計画 | 3-134 |
| 第5章 機能確保活動 | 3-137 |

| | |
|-------------------------------|-------|
| 第1節 ライフライン（電気、ガス、水道等）施設応急対策計画 | 3-138 |
| 第2節 住宅応急対策計画 | 3-142 |
| 第3節 公共施設等応急対策計画 | 3-146 |

第4部 災害復旧・復興計画 ----- 4-1

第1章 復旧・復興計画 ----- 4-2

| | |
|---------------------|------|
| 第1節 復旧・復興計画 | 4-3 |
| 第2節 財政援助等 | 4-11 |
| 第3節 市復興本部の設置及び市復興計画 | 4-16 |

第 1 部 総則

第1章 計画の概要

第1節 計画の目的及び基本理念等

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、玉野市防災会議が作成するものであり、玉野市の地域に係る市及び市内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者等が処理しなければならない防災に関する事務又は業務の大綱、市民の役割を明らかにし、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興について必要な対策の基本を定める。

これを効果的に活用することによって、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

なお、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめることを目指す。

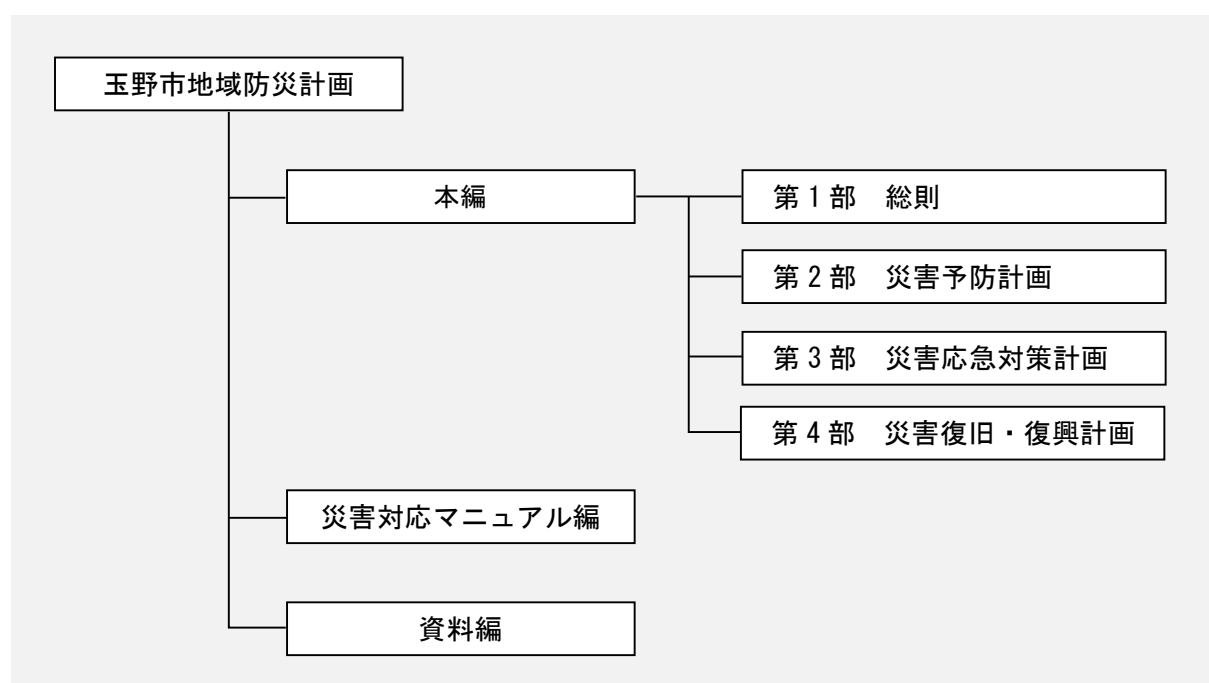
また、災害対策の実施に当たっては、国土強靱化基本計画、岡山県国土強靱化地域計画及び玉野市国土強靱化地域計画の基本目標を踏まえ、国、県及び市、並びに指定公共機関が、それぞれの果たすべき役割を的確に実施するとともに、相互に密接な連携を図る。併せて、国、県及び市を中心に、市民一人ひとりが自ら行う防災活動や地域の防災力向上のために、自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進し、国、県及び市、並びに公共機関、事業者及び市民等が一体となって最善の対策を講じる。さらに、国が最新の科学的知見を用いて想定する災害及びその災害によって引き起こされる被害や、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図るとともに、市民が自らの地域の災害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、わかりやすい災害リスクの開示に努める。

第2節 計画の性格と構成

本計画は、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「玉野市水防計画」及び「玉野市総合計画」と十分な調整を図るものとし、国が作成する防災基本計画、指定行政機関又は指定公共機関の作成する防災業務計画及び岡山県地域防災計画に抵触しないものとする。

また、本計画は、市が実施する防災業務の基本的な大綱を示すものであり、必要に応じ、各業務の実施担当課や関係機関において、業務ごとの個別のマニュアル等を定めるものとする。

なお、本計画は、これまで「一般災害対策編」、「地震・津波災害対策編」に分かれていた玉野市地域防災計画を1つの計画に統合したものであり、平時における地域防災計画の内容習熟、発災時における災害対応マニュアル及びチェックリストとしての活用の双方の視点から計画の実効性向上を図るため、「本編」、「災害対応マニュアル編」、「資料編」の3編に再編成を行ったものである。



| 編 | 概要 |
|------------|---|
| 本編 | 災害対策基本法に基づき、市の防災対策や災害応急対策について、基本的な事項を記載したもの |
| 災害対応マニュアル編 | 災害時の市の応急対策、復旧・復興対策の手順等を具体的に記載したもの |
| 資料編 | 様式、各種基準、データ、規則・条例・要綱等 |

第3節 計画等の作成、修正及び公表

1-1 計画の作成又は修正

1-1-1 玉野市地域防災計画

玉野市防災会議は、災害対策基本法第42条の規定に基づき玉野市地域防災計画を作成し、毎年同計画に検討を加え、必要があるときは、これを修正しなければならない。

玉野市地域防災計画を作成又は修正する場合は、防災基本計画及び県地域防災計画を参考とし、特に県地域防災計画において計画事項として示すものについては、玉野市で地域の実情に応じた細部の計画を定める。さらに、計画の作成に当たっては、市民の意見を聞くなどの配慮をし、防災に対する市民の意識の高揚と自発的協力を得ることが重要である。

1-1-2 地区防災計画

市は、玉野市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、玉野市地域防災計画に地区防災計画を定める。

1-2 計画の公表

玉野市地域防災計画を作成又は修正した場合は、速やかに知事に報告するとともに、その要旨を広報紙等により市民に周知させる。

また、市の職員及び防災関係機関に周知徹底させるとともに、計画のうち特に必要と認めるものについては、市内の企業並びに地域住民にもインターネット等を活用し、周知徹底を図るよう措置するものとする。

第4節 用語の定義

本計画で使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

| 用語 | 定義 |
|----------|---|
| 県本部 | 岡山県災害対策本部 |
| 県地方本部 | 岡山県地方災害対策本部 |
| 県現地本部 | 岡山県現地災害対策本部 |
| 市本部 | 玉野市災害対策本部 |
| 県防災計画 | 岡山県地域防災計画 |
| 市防災計画 | 玉野市地域防災計画 |
| 県本部長 | 岡山県災害対策本部長 |
| 県地方本部長 | 岡山県地方災害対策本部長 |
| 県現地本部長 | 岡山県現地災害対策本部長 |
| 市本部長 | 玉野市災害対策本部長 |
| 防災関係機関 | 県、市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設を管理する機関 |
| 県水防計画 | 水防法（昭和24年法律第193号）第7条に基づき知事が定める岡山県水防計画 |
| 県水防本部 | 県水防計画に定める岡山県水防本部 |
| 県水防本部長 | 県水防計画に定める岡山県水防本部長 |
| 県警察 | 岡山県警察 |
| 避難場所 | 災害の危険が切迫した場合に、一時的に難を逃れるために緊急に避難する施設や場所 |
| 指定緊急避難場所 | 災害対策基本法施行令で定める安全性等の基準に適合する施設又は場所であって、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、災害の危険が切迫した場合に、一時的に難を逃れるために緊急に避難する避難先として市長が指定したもの |
| 避難所 | 公民館などの公共施設等で、被災者等が一定期間滞在する施設 |
| 指定避難所 | 災害対策基本法施行令で定める規模、構造等の基準に適合する公共施設等であって、被災者等が一定期間滞在する場所として市長が指定したもの |
| 要配慮者 | 高齢者や障害のある人、乳幼児その他の特に配慮を要する者（従来の「災害時要援護者」と同義で、「避難行動要支援者」を含む） |
| 避難行動要支援者 | 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者 |

第2章 防災会議

市の地域に係る防災に関し、市の業務を中心に、市内の公共的団体その他関係団体の業務を包含する防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法に基づき市の附属機関として設置され、市の地域に係る市防災計画を作成し、及びその実施を推進すること、また、市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、災害対策基本法第16条及び玉野市防災会議条例に基づき、市の附属機関として玉野市防災会議を設置する。

1-1-1 組織

| 機関 | 実施責任 |
|----|---|
| 会長 | 市長 |
| 委員 | ① 指定地方行政機関の職員 ② 知事の部内の職員 ③ 玉野警察署長 ④ 市長の部内の職員 ⑤ 市教育委員会教育長 ⑥ 消防長及び消防団長 ⑦ 指定公共機関及び指定地方公共機関の職員 ⑧ 自主防災組織代表又は学識経験者 |

1-1-2 所掌事務

- ① 市防災計画を作成し、その実施を推進する。
- ② 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議する。
- ③ 前号に規定する重要事項に関し、意見を述べる。
- ④ 水防に関すること。
- ⑤ その他、法律又はこれに基づく政令による権限に属する事務。

第3章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 実施責任

| 機関 | 実施責任 |
|---------------------|---|
| 玉野市 | 市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責任者として、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。 |
| 岡山県 | 県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不相当と認められるとき、又は防災活動内容において、統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。 また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。 |
| 指定地方行政機関 | 県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、その所掌事務について、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を講じる。 |
| 指定公共機関及び指定地方公共機関 | その公共性又は公益性にかんがみ、その業務について、自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の防災活動が円滑に行われるよう協力する。 |
| 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 | 平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、災害応急措置を実施する。また、市、県その他防災関係機関の防災活動に協力する。 |

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

| 機関 | 実施責任 |
|--------|---|
| 玉野市 | ① 防災知識の普及啓発及び防災訓練を行う。 ② 自主防災組織の育成を行う。 ③ 災害に関する予警報等の発令及び伝達を行う。 ④ 災害情報の収集及び伝達を行う。 ⑤ 災害広報を行う。 ⑥ 高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保の発令を行う。 ⑦ 被災者の救助を行う。 ⑧ 被災者の広域避難及び広域一時滞在に関する協議、被災者の受入れを行う。 ⑨ 県に災害応急対策に必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請等を行う。 ⑩ 災害時におけるボランティア活動の支援を行う。 ⑪ 被害の調査及び報告を行う。 ⑫ 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。 ⑬ 水防活動及び消防活動を行う。 ⑭ 被災児童・生徒等に対して、応急的に安全・安心な生活環境を確保する。 ⑮ 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。 ⑯ 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等に対する応急措置を行う。 ⑰ 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。 ⑱ 水防、消防その他防災に関する施設、設備の整備を行う。 ⑲ 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等の新設改良、防災及び災害復旧を行う。 ⑳ 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。 ㉑ 高層建築物等の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。 ㉒ 交通整理、警戒区域の設定その他社会秩序の維持を行う。 ㉓ 被災者からの申請に応じて、住家被害などの被害状況を調査し、り災証明書を交付する。 ㉔ 防災に関する組織の整備を行う。 ㉕ 管内の関係団体、防災上重要な施設の管理者が実施する災害応急対策等の調整を行う。 ㉖ 市民や自主防災組織等の地域団体等が行う自発的な防災活動の促進を行う。 ㉗ その他、玉野市防災会議に関する事務を行う。 |
| 玉野市消防団 | ① 火災予防等各種災害予防を行う。 ② 消防活動及び水防活動を行う。 ③ 被災者の救出、救護、避難誘導を行う。 ④ 災害現場の応急作業を行う。 |
| 岡山県 | ① 防災知識の普及啓発及び防災訓練を行う。 ② 災害に関する予報及び警報の発令、伝達を行う。 ③ 災害情報の収集及び伝達を行う。 |

| 機関 | 実施責任 |
|-------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ④ 災害広報を行う。 ⑤ 市町村の実施する被災者の救助の支援及び調整を行う。 ⑥ 災害時におけるボランティア活動の支援を行う。 ⑦ 災害救助法に基づく被災者の救助を行う。 ⑧ 水防法、地すべり等防止法に基づく立退の指示を行う。 ⑨ 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定、津波災害警戒区域等の設定等を行う。 ⑩ 災害時の防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。 ⑪ 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整を行う。 ⑫ 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。 ⑬ 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等に対する応急措置を行う。 ⑭ 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。 ⑮ 緊急通行車両の確認を行い、標章及び証明書の交付を行う。 ⑯ 水防、消防その他防災に関する施設、設備の整備を行う。 ⑰ 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等の新設改良、防災及び災害復旧を行う。 ⑱ 救助物資、化学消火剤等必要資材の供給又は調整若しくは斡旋を行う。 ⑲ 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。 ⑳ 高層建築物・地下街等の保安確保に必要な指導、助言を行う。 ㉑ 自衛隊の災害派遣要請を行う。 ㉒ 指定行政機関に災害応急対策等のための職員の派遣要請を行う。 ㉓ 市町村長に対し、災害応急対策の実施の要請、他の市町村長への応援の要求を行う。 ㉔ 内閣総理大臣に対し、他の都道府県知事に対し応援することを求める要求を行う。 ㉕ 市町村が実施する被災者の広域避難及び広域一時滞在の調整、代行を行う。 ㉖ 指定行政機関又は指定地方行政機関に災害応急対策に必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請等を行う。 ㉗ 市町村が災害応急対策に必要な物資又は資材が不足し災害応急対策が困難な場合に物資又は資材の供給に必要な措置を行う。 ㉘ 運送業者である指定公共機関、指定地方公共機関に対し、災害応急対策の実施に必要な物資若しくは資材又は被災者の運送の要請、指示を行う。 ㉙ 県が管理する港湾区域及び漁港区域の施設の維持管理及び清掃等を行う。 ㉚ 有害性ガス、危険物等の発生及び漏えい（流出）による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。 |
| 岡山県警察 | <ul style="list-style-type: none"> ① 災害警備実施計画に関する業務を行う。 ② 災害警備用装備資機材の整備を行う。 |

| 機関 | 実施責任 |
|-----------------|--|
| | ③ 災害情報の収集・伝達及び被害調査を行う。 ④ 救出救助及び避難誘導を行う。 ⑤ 行方不明者の捜索及び遺体の検視、身元確認等を行う。 ⑥ 交通規制、緊急通行車両の確認等の交通対策に関する業務を行う。 ⑦ 犯罪の予防・取締り、その他治安維持に関する業務を行う。 ⑧ 関係機関による災害救助及び復旧活動に協力する。 |
| 指定地方行政機関 | |
| 中国四国管区警察局 | ① 管区内各警察の指導・調整及び応援派遣に関する業務を行う。 ② 他管区警察局との連携に関する業務を行う。 ③ 関係機関との協力に関する業務を行う。 ④ 情報の収集及び連絡に関する業務を行う。 ⑤ 警察通信の運用に関する業務を行う。 ⑥ 津波警報等の伝達に関する業務を行う。 |
| 中国財務局(岡山財務事務所) | ① 災害復旧事業の適正かつ公平な実施を期するため、職員をその査定に立会わせる。 ② 地方公共団体が緊急を要する災害応急復旧事業等のために災害つなぎ資金の貸付けを希望する場合には、必要と認められる範囲内で短期貸付けの措置を適切に運用する。 また、災害復旧事業等に要する経費の財源として、地方債を起す場合は、資金事情の許す限り財政融資資金地方資金をもって措置する。 ③ 防災のために必要があると認められるときは、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付け等の措置を適切に行う。 ④ 災害が発生した場合においては、関係機関と協議の上、民間金融機関相互の協調を図り、必要と認められる範囲内で、災害関係の融資、預金の払戻し及び中途解約、手形交換又は不渡処分、休日営業又は平常時間外の営業、保険金の支払い及び保険料の払込猶予について、金融機関等の指導を行う。 |
| 中国四国厚生局 | 独立行政法人国立病院機構との連絡調整（災害時における医療の提供）を行う。 |
| 中国四国農政局 | ① 農地海岸保全事業、農地防災事業、農地保全に係る地すべり対策事業等の防災に係る国土保全事業を推進する。 ② 農作物、農地、農業用施設等の被災状況に関する情報の収集を行う。 ③ 被災地に農畜産用資材等の円滑な供給を図るため、必要な指導を行う。 ④ 被災地における病虫害防除所及び家畜保健衛生所の被害状況等の把握を行う。 ⑤ 農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施及び指導を行う。 ⑥ 直接管理し、又は工事中の農地、農業用施設等について応急措置を行う。 ⑦ 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良 |

| 機関 | 実施責任 |
|-----------------------|---|
| | 機械の貸付け等を行う。 ⑧ 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等について指導を行う。 ⑨ 災害発生の場合において、応急用食料等の調達・供給を緊急に行う必要が生じたときは、応急用食料等の確保に関する情報収集と農林水産省本省への報告を行うなど、迅速な調達・供給に努める。 |
| 近畿中国森林管理局(岡山森林管理署) | ① 国有林野の崩壊地及び崩壊のおそれのある箇所について、山腹工事及び溪間工事等の治山事業を実施するとともに、災害に際し、緊急復旧を必要とする施設については、国有林野事業施設等に係る災害対策取扱要領に基づき復旧を図る。 ② 国有林野の火災を予防し、火災が発生したときは、速やかに鎮圧を図り延焼を防止する。 ③ 国有林内河川流域及び貯木場における林産物等の流出予防を実施するとともに、災害発生に当たっては、極力部外へ危害を及ぼさないよう処置する。 ④ 応急復旧用として、国有林材の供給を促進するとともに、木材関係団体等に用材等の供給の要請を行う。 ⑤ 知事、市町村長から災害応急対策に必要な機械器具等の貸付け又は使用の要請があったときは、これに協力する。 |
| 中国経済産業局 | ① 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。 ② 電気、ガスの供給の確保に必要な指導を行う。 ③ 被災地域において必要とされる災害対応物資（生活必需品、災害復旧資材等）の適正価格による円滑な供給を確保するため必要な指導等を行う。 ④ 中小企業者の業務を確保するため、その業務の再建に必要な資金の融通の円滑化等の措置を行う。 |
| 中国四国産業保安監督部 | ① 所掌業務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。 ② 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保に必要な監督、指導を行う。 ③ 鉱山における危害及び鉱害の防止並びに鉱山施設の保全に関する監督指導を行う。 |
| 中国運輸局(岡山運輸支局、水島海事事務所) | ① 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。 ② 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため、船舶運航事業者又は港湾運送事業者に対し、船舶の調達の斡旋、特定航路への就航勧奨を行う。 ③ 港湾荷役が円滑に行われるよう、必要な行政指導を行う。 ④ 特に必要があると認めるときは、船舶運航事業者又は港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置を講じる。 ⑤ 海技従事者の海技免状の更新の際、一定の乗船履歴又は講習等を要求することにより、海技従事者の知識、能力の維持及び最新化を図る。 ⑥ 船員労務官による監査及び指導を強化し、船舶の安全な運航の確保を図る。 ⑦ 危険物運搬船の技術基準の遵守の徹底を図るため、船舶検査の厳格な実施及び危険物運搬船等の立入検査を実施する。 |

第1部
総則

| 機関 | 実施責任 |
|---------------------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ⑧ 鉄道、バス及びトラックの安全運行の確保に必要な指導監督を行う。 ⑨ 陸上における物資及び旅客の輸送を確保するため、自動車運送事業者に対し、自動車の調達の斡旋、輸送の分担、迂回輸送、代替輸送等の指導を行う。 ⑩ 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する運送命令を発する措置を講じる。 |
| 大阪航空局(岡山空港出張所) | <ul style="list-style-type: none"> ① 岡山空港の管理の監督に関する業務を行う。なお、岡南飛行場については、大阪空港事務所がこれを行う。 ② 管理する航空保安施設等の管理運用を行う。 ③ 航空機の運航の監督及び航行の方法に関する業務を行う。 ④ 航空情報に関する業務を行う。 ⑤ 障害物件等の設置について、空港管理者への必要な助言を行う。 ⑥ 航空機による輸送の確保に関し必要な措置を講じる。 ⑦ 関係機関へ必要な航空情報の提供を行う。 ⑧ 管理する航空保安施設等が被災した場合、直ちに応急復旧を実施する。 ⑨ 空港管理者の管理する施設の応急復旧体制について必要な助言を行う。 ⑩ 必要な情報を収集し、大阪航空局へ伝達する。 ⑪ 岡山空港及びその周辺において発生した航空機事故の処理に関する業務を行う。なお、岡山空港及びその周辺を除く地域における航空機事故の処理は大阪空港事務所が行う。 |
| 第六管区海上保安本部(玉野海上保安部) | <ul style="list-style-type: none"> ① 警報等の伝達及び情報の収集を行う。 ② 海難の救助及び救済を必要とする場合における救助を行う。 ③ 海難の発生その他事情により、必要に応じて船舶交通の整理・指導及び船舶交通の制限又は禁止を行う。 ④ 航路標識、海図及び水路書誌等水路図誌の整備を行う。 ⑤ 緊急時の物資又は人員の海上輸送を行う。 ⑥ 災害発生地域の周辺海域における犯罪の予防・取締りを行う。 ⑦ 大量流出した油等の防除及び航路障害物、危険物等に対する保安措置を行う。 ⑧ 危険物積載船に対し、必要に応じて移動又は航行の制限若しくは禁止を命ずる。 |
| 大阪管区气象台(岡山地方气象台) | <ul style="list-style-type: none"> ① 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。 ② 気象、高潮、波浪、洪水の警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて市民に提供するよう努める。 ③ 気象関係情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制及び施設・設備の充実を図る。 ④ 航空気象観測施設の整備や航空気象予報・警報の精度向上等を通じて航空交通安全のための気象情報の充実を図る。 ⑤ 気象庁が発表した気象に関する特別警報、大津波警報・津波警報・津波注意報、噴火警報等を関係機関に通知する。 |

| 機関 | 実施責任 |
|---------|--|
| | ⑥ 国又は県の洪水予報河川において、それぞれ中国地方整備局（岡山河川事務所）又は県と共同して洪水予報を行う。 ⑦ 気象庁本庁が発表する緊急地震速報（警報）について、岡山地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。 ⑧ 県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。 ⑨ 市町村が「地域防災計画における津波対策強化の手引き」及び「津波災害予測マニュアル」を活用して行う津波浸水予測図等の作成に関して、技術的な支援・協力をを行う。 ⑩ 市町村が行う避難情報の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力をを行う。 |
| 中国総合通信局 | ① 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。 ② 電波の監理及び電気通信の確保を行う。 ③ 災害時における非常通信の運用監督を行う。 ④ 非常通信協議会の指導育成を行う。 ⑤ 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器及び移動電源車等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請を行う。 |
| 岡山労働局 | ① 労働基準法適用事業場を対象として、爆発その他の災害を防止するため、監督指導を実施する。特に、大規模な爆発、火災等の労働災害が発生するおそれのある事業場に対しては、災害発生時における避難救助等について、労働者に対する教育訓練を実施するよう指導する。 ② 被災者の医療対策のために必要があると認めるときは、管轄区域内にある労災病院又は労災保険の指定病院等に対し、医師その他の職員の派遣措置を講じるよう要請するとともに、救急薬品の配布等に努める。 ③ 二次的災害を引き起こすおそれのある事業場の事業者に対し、危険な化学設備、危険・有害物の漏洩防止等保安措置、労働者の退避その他の応急措置について、必要な指導を行う。 ④ 作業再開時においては、安全衛生等の危害防止上留意すべき点について必要な指導を行う。 ⑤ 災害応急工事、災害復旧工事等に対する監督指導等を実施し、これらに従事する労働者の安全及び衛生の確保に努める。 ⑥ 被災労働者に対する労災保険の給付を迅速に行う。 ⑦ 被災の場合労働保険料の納付義務者に対し、国税徴収の例により納付猶予及び換価猶予を認める。 ⑧ 災害原因調査を行う。 |
| 中国地方整備局 | （岡山河川事務所、岡山国道事務所） ① 気象、水象について観測する。 ② 吉井川、旭川、高梁川、金剛川、百間川、小田川等直轄河川の改修工事、維持修繕、防災施設の整備、その他管理及び水防警報の発表を行う。 ③ 「旭川及び百間川」、「吉井川及び金剛川」並びに「高梁川及び小田川」の洪水予報指定河川において、浸水想定区域の |

| 機関 | 実施責任 |
|-------------------|--|
| | <p>指定及び見直しを行う。</p> <p>④ 一般国道2号、30号、53号、180号直轄管理区間の改築工事、維持修繕、その他管理及び道路情報の伝達を行う。</p> <p>(宇野港湾事務所)</p> <p>① 港湾施設の整備と防災管理を行う。</p> <p>② 港湾施設の災害に関する情報収集・伝達を行う。</p> <p>③ 港湾及び海岸(港湾区域内)における災害応急対策の指導及び実施を行う。</p> <p>④ 海上の流出油等に対する防除措置を行う。</p> <p>⑤ 港湾・海岸保全施設の災害応急対策及び災害復旧事業の指導及び実施を行う。</p> <p>(共通)</p> <p>① 緊急を要すると認められる場合は、申合せに基づく適切な応急措置を実施する。</p> |
| 中国四国防衛局 | <p>① 米軍及び自衛隊の艦船、航空機等に起因する災害に関する通報を受けた場合に、関係地方公共団体等に連絡を行う。</p> <p>② 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整を行う。</p> |
| 中国四国地方環境事務所 | <p>① 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達を行う。</p> <p>② 家庭動物の保護等に係る支援に関することを行う。</p> <p>③ 災害時における環境省本省との連絡調整を行う。</p> |
| 中国地方測量部 | <p>① 災害情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力</p> <p>② 防災情報及び災害復旧・復興に資する地理空間情報の提供と活用支援・協力</p> <p>③ 災害復旧・復興に伴う公共測量への技術的助言及び審査の実施</p> |
| 自衛隊(陸上自衛隊第13特科隊等) | <p>災害派遣要請者(知事、管区海上保安本部長、空港事務所長)からの要請に基づき、防災活動を実施するとともに、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく防災活動を実施する。</p> <p>なお、実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備品等によって異なるが、通常、次のとおりである。</p> <p>① 被害状況の把握を行う。</p> <p>② 避難の援助を行う。</p> <p>③ 遭難者等の捜索救助を行う。</p> <p>④ 水防活動を行う。</p> <p>⑤ 消防活動を行う。</p> <p>⑥ 道路又は水路の応急啓開を行う。</p> <p>⑦ 応急医療・救護・防疫を行う。</p> <p>⑧ 人員及び物資の緊急輸送を行う。</p> <p>⑨ 給食及び給水を行う。</p> <p>⑩ 入浴支援を行う。</p> <p>⑪ 救援物資の無償貸付け又は譲与を行う。</p> |

| 機関 | 実施責任 |
|---|--|
| | ⑫ 危険物の保安及び除去を行う。 ⑬ その他、臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては所要の措置をとる。 |
| 指定公共機関 | |
| 日本郵便株式会社(岡山中央郵便局) | ① 被災者に対する郵便葉書等の無償交付を行う。 ② 被災者が差し出す郵便物の料金免除を行う。 ③ 被災地あて救助用郵便物の料金免除を行う。 ④ 被災者救助団体に対し、お年玉付郵便葉書等の寄附金の配分を行う。 |
| 西日本旅客鉄道株式会社(中国統括本部) | ① 線路、ずい道、橋梁、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係のある施設の保守管理を行う。 ② 災害により線路が不通となった場合、自動車等による代行輸送及び連絡社線による振替輸送等を行う。 ③ 死傷者の救護及び処置を行う。 ④ 対策本部は、運転再開に当たり抑止列車の車両検査、乗務員の手配等を円滑に行う。 |
| 西日本電信電話株式会社(岡山支店) | ① 災害時における情報等の正確、迅速な収集、伝達を行う。 ② 防災応急措置の実施に必要な通信に対して、通信施設を優先的に利用させる。 ③ 防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。 ④ 発災後に備えた災害応急対策資機材、人員の配備を行う。 ⑤ 災害時における公衆電話の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。 ⑥ 気象等の警報を市町村へ連絡する。 |
| 株式会社NTTドコモ(岡山支店)、KDDI株式会社(中国総支社)、ソフトバンク株式会社(九州・中四国総務課)、楽天モバイル株式会社 | ① 災害時における情報等の正確、迅速な収集、伝達を行う。 ② 防災応急措置の実施に必要な通信について、通信施設を優先的に利用させる。 ③ 防災応急対策を実施するために必要な電気通信施設の整備を行う。 ④ 発災後に備えた災害応急対策用資機材、人員の配備を行う。 |
| 日本銀行(岡山支店) | ① 通貨の円滑な供給の確保 被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずる。 なお、被災地における損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについては、職員を派遣する等必要な措置を講ずる。 ② 輸送、通信手段の確保 被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡をとったうえ、輸送、通信手段の活用を図る。 ③ 金融機関の業務運営の確保 関係行政機関と協議のうえ、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう必要な措置を講ずる。また、必要に応じて、金融機関の営業時間の延長及び休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。 |

| 機関 | 実施責任 |
|---|--|
| | <p>④ 金融機関による非常金融措置の実施 必要に応じ関係行政機関と協議のうえ、金融機関等に対し、次のような措置を講ずるよう要請する。 ア 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。 イ 被災者に対して、定期預金、定期積立金等の期限前払戻し又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。 ウ 被災地の手形交換所において、被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。 エ 損傷日本銀行券及び補助貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。</p> <p>⑤ 各種金融措置に関する広報 上記③及び④で定める要請を行ったときは、関係行政機関と協議のうえ、金融機関および放送事業者と協力して、速やかにその周知徹底を図る。</p> <p>⑥ その他 ①から⑤までに掲げるもののほか、必要に応じ所要の災害応急対策を実施する。</p> |
| <p>日本赤十字社(岡山県支部)</p> | <p>① 必要に応じ所定の常備救護班が順調に出動できる体制を整備するため、救護員の登録を定期的実施して所定の人員を確保するほか、計画的に救護員を養成し、災害時に医療・助産その他の救護を行う。</p> <p>② 緊急救護に適する救助物資(毛布・緊急セット(日用品等))を備蓄し、災害時に被災者に対し給付する。</p> <p>③ 赤十字奉仕団等による炊き出し、物資配給などを行う。</p> <p>④ 輸血用血液製剤の確保供給を行う。</p> <p>⑤ 義援金の募集等を行う。</p> |
| <p>日本放送協会(岡山放送局)</p> | <p>① 気象等の予報及び警報、被害状況等の報道を行う。</p> <p>② 防災知識の普及に関する報道を行う。</p> <p>③ 緊急警報放送、避難指示等災害情報の伝達を行う。</p> <p>④ 義援金品の募集及び配布についての協力をを行う。</p> |
| <p>中国電力株式会社(岡山支社)、中国電力ネットワーク株式会社</p> | <p>① 電力施設の防災対策及び防災管理に関すること。</p> <p>② 災害時における電力の供給確保に関すること。</p> <p>③ 被災施設の応急対策及び応急復旧に関すること。</p> |
| <p>日本通運株式会社(岡山支店、宇野海運支店)</p> | <p>① 災害時における県知事の車両借上げ要請に対する即応体制の整備を図る。</p> <p>② 災害時における物資の緊急輸送を行う。</p> |
| <p>西日本高速道路株式会社(中国支社)、本州四国連絡高速道路株式会社(岡山管理センター)</p> | <p>① 災害防止に関すること。</p> <p>② 交通規制、被災点検、応急復旧工事等に関すること。</p> <p>③ 災害時における利用者等への迂回路等の情報(案内)提供に関すること。</p> <p>④ 災害復旧工事の施工に関すること。</p> |
| <p>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(人形峠環境技術センター)</p> | <p>原子力災害の防止及び応急対策を行う。</p> |

| 機関 | 実施責任 |
|--|---|
| 指定地方公共機関 | |
| 各民間放送会社(RSK山陽放送株式会社、岡山放送株式会社、テレビせとうち株式会社)、岡山エフエム放送株式会社 | 日本放送協会に準ずる。 |
| 岡山ガス株式会社 | ① ガス施設の災害予防措置を講じる。 ② 発災後は、被災施設の復旧を実施し、供給不能等の需要者に対して、早期供給再開を図る。 ③ 電気事業者との応急復旧の調整を行う。 |
| 一般社団法人岡山県トラック協会 | ① 緊急輸送対策非常用備品等の整備・備蓄を実施する。 ② 災害応急活動のための各機関からの車両借り上げ要請に対し配車を実施する。 ③ 物資の緊急・救援輸送等に関する助言を行う物流専門家の派遣を実施する。 ④ 災害時の遺体の搬送に協力する。 |
| 岡山県貨物運送株式会社 | 日本通運株式会社に準ずる。 |
| 公益社団法人岡山県医師会 | ① 医療及び助産活動に協力する。 ② 防疫その他保健衛生活動に協力する。 ③ 災害時における医療救護活動を実施する。 ④ 日本医師会の編成する災害医療チームの活動を調整する。 ※日本医師会の編成する災害医療チーム 日本医師会の名の下に、都道府県医師会が、地区医師会を単位として編成する災害医療チーム(JMAT「ジェイマツ」)。 |
| 公益社団法人岡山県看護協会 | 公益社団法人岡山県医師会に準ずる。 |
| 一般社団法人岡山県LPガス協会 | ① LPガス施設の災害予防措置並びに被災施設等の応急対策及び災害復旧を行う。 ② 災害時におけるLPガス供給の確保を図る。 |
| 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者 | |
| 災害拠点病院 | ① 災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行う。 ② 患者等の受け入れ及び搬出を行う広域搬送に対応する。 ③ 災害派遣医療チーム(DMAT)等の自己完結型の医療救護班の派遣を行う。 ④ 地域の医療機関への応急用資器材の貸し出しを行う。 ※災害派遣医療チーム(DMAT(ディーマツ)) 災害の急性期(概ね48時間以内)に活動できる機動性を持った、医師、看護師、その他医療従事者で構成される、救命治療を行うための専門的な研修・訓練を受けた医療従事者で編成されたチーム。現場活動、病院支援、地域医療搬送、広域医療搬送等を主な活動とする。 |
| 災害時精神科医療中核病院 | ① 災害時にひっ迫する精神科医療について、診療機能を提供する。 ② 医療施設の被災により転院を必要とする精神疾患患者について、転院の調整を行う。 |

第1部
総則

| 機関 | 実施責任 |
|-------------------------------------|--|
| | ③ 被災により入院機能が低下した精神科医療施設に対し、医療スタッフの派遣・あっせんを行う。 ④ 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の受入れ・派遣を行う。 ※災害派遣精神医療チーム（DPAT（ディーパット）） 災害の急性期（おおむね72時間以内）から被災地域の精神保健医療体制が復興するまでの間に活動する、精神科医師、看護師、その他医療従事者で構成される、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を目的とした災害派遣精神医療チーム。 |
| 水防管理団体 | ① 水防施設、資機材等の整備及び管理を行う。 ② 水防計画の作成及びその実施を推進する。 |
| 水道事業者（玉野市建設部） | ① 災害時における飲料水等の緊急補給を行う。 ② 被災水道の迅速な応急復旧を図る。 |
| 産業・経済団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会議所等） | 被災調査を行い、対策指導並びに必要な機材及び融資の斡旋について協力する。 |
| 文化、厚生、社会団体（社会福祉協議会、赤十字奉仕団、青年団、婦人会等） | 被災者の応急救助活動及び義援金品の募集等について協力する。 |
| 危険物施設の管理者 | 自社の施設に関し、防災管理上必要な措置を行うとともに、近隣で災害が発生した場合には、防災活動について協力する。 |
| アマチュア無線の団体 | 災害時における非常無線通信の確保に協力する。 |
| その他重要な施設の管理者 | 自らの施設に関し、防災管理上必要な措置を行うとともに、近隣で災害が発生した場合には、防災活動について協力する。 |
| 玉野市医師会 | ① 医療救護班の編成及び出動体制の整備並びに災害現場への派遣に関すること。 ② 開設又は管理する医療施設につき臨時救護所又は委託医療機関として活用する。 ③ 傷病者に対する応急処置及び重傷者等の後方医療施設への転送の要否、順位の決定並びに死亡の確認に関すること。 |
| 岡山県病院協会岡山支部 | 後方医療施設となる病院に対する連絡調整に関すること。 |
| 輸送関係事業所 | 災害応急対策の実施に係る輸送について、防災関係機関へ協力する。 |
| 報道機関（新聞等） | 防災に関する報道について、迅速、正確に周知を図るための協力に関すること。 |
| 建設業協会玉野支部 | ① 災害応急対策の実施にかかる建設機械による人命救助及び障害物除去の協力に関すること。 ② 災害応急対策の実施に係る資機材の提供要請に関すること。 |
| 市民 | ① 災害発生時に必要な生活必需物資の備蓄に関すること。 ② 防災訓練やその他防災活動への参加に関すること。 ③ 過去の災害から得られた教訓の伝承やその他取組による防災への寄与に関すること。 |

| 機関 | 実施責任 |
|-------|---|
| 民間事業者 | ① 災害時に重要業務を継続するための業務継続計画（BCP）の策定・運用に関すること。 ② 市が実施する防災に関する施策への協力に関すること。 ③ 取引先とのサプライチェーンの確保に関すること。 |
| 地域団体等 | ① 地域内の危険箇所の把握と改善に関すること。 ② 地域内の防災体制の整備に関すること。 ③ 防災訓練やその他防災活動の実施に関すること。 ④ 地域内の被災状況等の情報収集及び市への報告に関すること。 ⑤ 地域住民への被災状況等の情報伝達に関すること。 ⑥ 被災者及び要配慮者への支援に関すること。 ⑦ 避難所等の開設・運営に関すること。 |

第4章 市民と行政が協働して行う安全・安心なまちづくりの推進

第1節 『自助』『共助』『公助』による防災・減災の重要性

阪神淡路大震災や東日本大震災等の大規模災害から、構造物等のハード対策だけでは災害は防ぎ切れないという教訓を学ぶことにより、平常時の防災訓練や防災教育、災害教訓の伝承等のソフト対策の重要性が再認識された。

また大規模災害時には、初期消火、救出、応急介護、避難誘導など人命に関わる応急対策が必要となるが、市や防災関係機関等だけでこれらの対応を全て行うことは限界がある。

一方で、このような状況下において、自分たちの住む地域での平常時からの絆と支え合いが、避難所等の運営をはじめとする様々な災害時の取り組みに反映され、被害が抑えられたことも明らかになった。

このように、大規模災害における被害を最小限に抑えるという減災や防災を推進していくには、地域団体、NPO、民間事業者等様々な主体を含む市民と行政が連携・協働して防災対策を進めることが重要である。

第2節 協働による防災・減災対策の推進

市民や民間事業者、自主防災組織等の地域団体は、「自らの命は自ら守る」、「自らの地域は自ら守る」ため、地域特性に応じた自主防災活動を行う必要がある。

そのため、災害時に「自らの命は自ら守る」という『自助』による安全・安心の確保や、地域で支え合う『共助』の取り組みを活性化させるとともに、行政として『公助』の強化を図っていく。

また、市は地域の多様な主体が自ら考え、ともに行動するなど、市民一人ひとりの自立と地域の絆を深め、市民、民間事業者、地域団体等が行う『自助』、『共助』と市や防災関係機関等が行う『公助』を防災・減災の両輪として、一体となった安全・安心なまちづくりを推進していく。

第5章 玉野市の概要

第1節 自然的条件

1-1-1 位置及び面積

玉野市は、東経133度57分、北緯34度29分、岡山県の南端に位置し、南は瀬戸内海を隔てて香川県高松市と相對し、北は児島湾の干拓地や児島湖、東は国立公園金甲山、貝殻山から岡山市、西もまた国立公園王子が岳をもって倉敷市に連なっている。東西16.2キロメートル、南北14.3キロメートル、東瀬戸内海に位置する気候温暖、風光明媚な都市で面積は103.58平方キロメートルである。

1-1-2 地勢

| | |
|-------|---|
| 地形、地質 | 地形、地質の特性を見ると、市土は中央部を海拔130mから200mの丘陵地帯が北東から南西に連なり、地質は南部の花崗岩地帯と北部の秩父古成層及び干拓地の沖積層に大別され、市域の約60%が山地で平野部は約40%と少なく、南部の海岸部の平地は埋め立て造成地を中心に集落を形成している。 |
| 水系 | 市域は、二級河川水系の鴨川水系、宗津川水系、宇藤木川水系、長谷川水系、庄田川水系等からなっている。 |

1-1-3 気象

| | |
|-----|--|
| 気温 | 気温は年平均16.1度である。ただし、夏の日中は暑く、冬の朝は寒い。特に、夏は真夏日が多く、しかも「瀬戸の夕風」「備前の夕風」として知られる無風状態により、ただでさえ暑い夏の夕方を一層過ごしにくくしている。また、冬の朝は厳しく冷え込むが、日最高気温と日照時間の長さが冬の暖かさの要因となっている。 |
| 降水量 | 年間降水量は概ね1,000mm程度であり、季節的に見ると梅雨時期と台風時期に多く冬は全国的にも特色ある少雨地域となっている。近年の地球温暖化により、局地的集中豪雨や潮位の上昇、大型化した台風の増加のため、風水害による被害発生が憂慮されている。 |
| 風 | 中国山地と四国山脈の山地に囲まれているため、強い風はほとんど吹かない。最大風速10m/s以上の風日数は年間を通して10日と少なく、その卓越風向は西寄りである。 |

第2節 社会的条件

1-1-1 人口

昭和15年8月3日に宇野町と日比町が合併して玉野市が発足した。市制施行時の人口は35,467人、8,169世帯であった。その後、児島郡山田村、荘内村、八浜町と合併し、昭和49年3月20日の東児町との合併をもって今日の市域を構成している。令和2年国勢調査では24,090世帯、56,531人となった。

1-1-2 土地利用

市土の土地利用は、田・畑の農地が11.30%、宅地が10.03%、山林・原野・雑種地等が18.30%、その他が60.37%となっている。

1-1-3 都市化

臨海型工業都市として発展してきた過程において山地、丘陵地の開発や海面埋め立てによる開発が進み、新たな市街地を拡大している。また、隣接する岡山市、倉敷市などと形成する岡山県南広域都市圏にあって多様な都市機能の整備に伴い、なお一層の都市化が進み、地域の共同体意識の希薄化等により、自主防災意識の育成と強化が、ますます重要になってきている。

1-1-4 防災上の問題点

急速な宅地化や基盤整備の対応の困難性、高層建築物の出現、中小河川の氾濫、異常潮位による低地帯への浸水現象、安全地帯や緊急避難地の減少、各種危険物の増加並びに大規模化、交通混雑による交通災害の危険性、心理的不安要件の増大等生活環境による生命、財産に対する危険性の増大、ライフスタイルの変化並びに隣保共助意識の低下等、問題は多様である。

このような都市化の進行と隣保共助意識の低下傾向により、災害時の初期活動に欠かすことのできない、自主防災組織の育成と強化がますます重要である。

しかも、今後とも本市における都市化の進展、産業構造の変化、情報化、高齢化等が進み、社会経済的条件が成熟するに伴い、特に都市防災の見地からの構造改善、防災施設の充実、排水対策の強化、危険物の安全強化、交通安全対策の確立、道路及び街区の整備、建築規制対策、公害対策、食糧の安全保管の強化、救急医療対策の強化、宅地造成及び用排水の確保等人為的社会的災害に対する都市の防災構造化対策が緊急を要する重要な課題となってくるものとみられる。

第6章 玉野市の防災環境

第1節 災害の想定

市域には、大雨、台風、高潮等の自然災害と火災、陸・海上交通災害等の人為災害がある。近年、産業の発達による土地利用形態の変化は、山地、丘陵、農地、河川、水路等従来の機能を低下させ、山崩れ、洪水等を増大させている。また、都市化が進み生活が複雑化することで都市は災害に敏感となり、被害も大規模化する傾向がある。

また、工業化の進展は化学災害、タンカー事故等の陸海の交通災害として新たな危険を増大させている。

なお、災害種別ごとの災害想定は次のとおりである。

| | |
|-------|---|
| 台風・暴風 | 平素は比較的風の弱いところであるが、台風の接近時には最大瞬間風速 30 メートル前後に達することがあり、沿岸地方では高潮、波浪による被害、海上では船舶の海難事故の原因となり、陸上においては風害、特に農作物の被害が大きい。 |
| 大雨 | 本市の災害では、件数、被害額共に上位を占めているのが、がけ崩れ、水害等である。特に満潮時の降雨は地盤高の関係から被害を大きくしている。 この大雨の原因としては、梅雨前線によるもの、台風のもたらすもの、雷雨性の局地的豪雨によるものであり、時期的には、6月から9月にかけて最も多い。 |
| 高潮 | 市域沿岸に発生する高潮は台風によるものと、異常潮流の影響によるものがある。 台風による高潮は、中心の気圧の低さに比例して高く、これに加えて強い風や高波の影響で、異常な潮位となることがある。 また、台風が県内を通過する場合には顕著な高潮を発生させることがある。 平成 17 年以降、高潮対策における海岸整備は進んできているが、高潮時に大雨が降った場合の内水排除が求められる。 |
| 火災 | 生活様式の高度化を反映して、出火の様相は大型化、複雑化している。出火原因は、放火、放火の疑い、タバコ、たき火が上位を占めている。また、空気が乾燥する時期は、大火になる危険が高い。 |
| 地震 | 市域は、過去地震による被害は比較的少ないが、ひとたび大きな地震が発生すればその被害は甚大で、多くの施設が損害を受け、その機能を失うことになる。また、木造家屋が多いため地震に対する抵抗力が弱く、火災が発生しやすく、地震被害による消防機能の低下とあいまって被害が拡大するおそれがある。 |
| 交通事故 | 高齢化や道路改築に伴う、高速化の進展など、今後とも交通事故の増加及び、事故の大規模化が懸念される。また、海上交通の頻繁な宇野港では、ひとたび船舶の事故が起きれば大惨事となるおそれがある。 |

| | |
|---------|---|
| その他産業災害 | 化学産業の急速な発展は、ガス、火薬又は危険物等の漏れ、飛散、流出等により火災、爆発、中毒などの災害を生ずる危険を大きくしており、しかもこれらの災害は突発的に生じるため、多数の人命、身体に大きな被害を与えるおそれがある。 |
|---------|---|

[資料編 1-1 断層型地震の被害想定]

[資料編 1-2 南海トラフ巨大地震被害想定]

第2節 過去に発生した主な災害

| | |
|----|--|
| 台風 | 平成 16 年には 4 つの台風による被害が発生した。台風 16 号と台風 23 号では多大な被害が発生しており、特に台風 23 号では尊い人命が奪われた。 |
| 火災 | 平成 10 年以前では大規模な林野火災の発生件数が多く、平成 10 年以降では発生していなかったが、平成 23 年に大規模な林野火災が発生した。 |
| 地震 | 玉野市に影響を及ぼした地震としては、震源が近い、いわゆる直下型地震と、南海トラフ沿いで発生した海溝型巨大地震とがある。 |

[資料編 1-3 本市に被害をもたらした主な台風等]

[資料編 1-4 過去に発生した主な火災]

[資料編 1-5 岡山県において震度 4 以上の揺れを観測した地震]

第7章 地震・津波災害対策の基本的方向性と考え方

第1節 地震・津波災害対策の基本的方向性

1-1-1 断層型地震

玉野市において想定される断層型地震への対応は、震度分布や規模こそ異なるが、その基本的方向や具体的な対策については、南海トラフ巨大地震の対策と何ら変わるものではない。南海トラフ巨大地震への対策を講じることにより、断層型地震への対策も同時に進むものと考えられることから、南海トラフ巨大地震と同じく被害を極力軽減させるよう、「命を守る」ことを基本として、「減災」の考え方に基づいた取組を着実に推進する。

1-1-2 南海トラフ巨大地震

南海トラフ巨大地震とそれにより発生する津波は、確率的には千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものである。しかし、仮に発生した場合には、東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害が発生し、西日本を中心に甚大な被害をもたらし、人的損失や国内生産・消費活動などに大きな影響を与え、経済活動が広域化している現代では、サプライチェーンの寸断、経済中枢機能の低下など、被災地のみならず、その影響は我が国全体に及ぶ可能性があり、まさに、国難とも言える巨大災害になるものと想定されている。

玉野市においても、これまで約100年～150年の周期でこの南海トラフを震源とする大規模な地震が発生し、岡山県でも被害が生じている。最近では、和歌山県南方沖を震源とした昭和21年の昭和南海地震が記録されており、それから既に70年以上経過している。

文部科学省地震調査研究推進本部における長期評価においては、30年以内の発生確率が、南海トラフ地震については70～80%とされており、経年的に発生確率は高まっている。

このような地震に対しては、最新の知見を活用しつつ、引き続き、ハード対策を推進するとともに、ハード対策にかかる時間や想定被害の地域的特性等に鑑みて、ソフト対策も有効に組み合わせることで着実に推進することが重要であり、こうした取組は、最大クラスの巨大地震への対策にもつながるものである。

1-1-3 地震と津波への対応

南海トラフの巨大地震とそれにより発生する大きな津波への対応は、行政、企業、地域住民等、個々の果たすべき役割を踏まえ、それぞれが着実にその対策を果たしつつ、有機的に連携し当該地震への対策に万全を期する必要がある。

特に広範囲で発生する強い揺れに対しては、住宅・建築物の耐震診断・耐震改修、重要インフラの耐震化等の取組を強化していくことが重要である。さらに、企業等の事業継続の取組や家庭での備蓄の促進等、被災地域以外でも取組を進める必要がある。

とりわけ、巨大地震に伴う津波に対しては、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせた対策も生かしつつ、住民避難を中心に、市民一人ひとりが迅速かつ主体的に避難行動が取れるよう、自助、共助の取組を強化し、支援していく必要がある。

また、海岸保全施設等のハード対策や確実な情報伝達等のソフト対策は、全て素早い避難の確保を支援する対策として位置付け、避難施設、防災施設、土地利用等を組み合わせた総合的な津波対策を検討する必要がある。

第2節 津波災害対策の基本的な考え方

東日本大震災においては極めて甚大な津波による被害を被った教訓から、津波災害対策は、次の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

- ①最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波（以下「レベル1の地震・津波」という。表記：L1）
- ②発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（以下「レベル2の地震・津波」という。表記：L2）

レベル1の地震・津波（L1）に対しては、市民等の「命を守る」ことを基本として、被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づき、市民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進める。

レベル2の地震・津波（L2）に対しては、「命を守る」ことに加え、市民等の避難を軸に、市民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、避難場所（津波避難ビル等を含む）・津波避難ビルや避難路・避難階段の整備・確保等の警戒避難体制の整備など、津波浸水想定を踏まえたハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進し、地域の状況に応じた総合的な対策を講じる。

1-1-1 津波からの人命の確保

津波対策の目標は、津波から「命を守る」ことである。ハード対策としての海岸保全施設等の整備・維持を前提として、市民等の避難が迅速に実施可能なように、情報伝達体制、避難場所、避難施設、避難路の整備が重要である。また、最も重要なことは、一人ひとりが主体的に迅速・適切に避難することであり、それを促す防災教育、避難訓練、要配慮者支援等の総合的な対策を推進する必要がある。なお、これら津波対策の推進に当たっては、デジタル技術の活用を通じて効果的な実施に努める。

1-1-2 日頃からの心構え

津波の到達までに時間的に余裕がある場合であっても、低地であり、周辺に高い建造物や高台がない地域では、思いのほか遠方への避難が必要となる場合もあることから、地震発生後、即座に安全な場所への避難を開始するよう、日頃からハザードマップ等で津波浸水深、避難場所を確認しておくなど十分な準備を行っておく必要がある。

1-1-3 地域の実情に合わせた対策の検討

津波による被災は、地形やまちの広がり、津波の外力等のように、各地域によって大きく実情が異なることから、重要施設の耐浪化だけでなく、これら施設の配置の見直しや土地利用の変更等の長い時間を必要とする対策を含めて、地域での最良の方策を検討する必要がある。

第3節 地震・津波災害に関する調査・研究

市・県防災対策研究協議会、中国地方・中四国広域防災責任者会議、南海トラフ地震に関する都府県連絡会、南海トラフ地震防災対策推進地域連絡協議会などを活用し、国、他都道府県、市町村、防災関係機関、大学等との緊密な連携のもと、被害を軽減するために必要な調査、研究を引き続き進める。

第2部 災害予防計画

第1章 災害に強い地域づくり

【施策の体系】

| 節 | 項 |
|------------------------|------------------------|
| 第1節 自立型災害活動の促進に向けた環境整備 | 1 市民・地域・企業等の防災訓練及び参加 |
| | 2 防災知識の普及啓発計画 |
| | 3 防災教育の推進計画 |
| | 4 自主防災組織の育成及び消防団の活性化計画 |
| | 5 防災ボランティアの養成等計画 |
| | 6 企業防災の促進 |
| | 7 市民及び事業者の地区内の防災活動の推進 |
| | 8 災害教訓の伝承 |
| 第2節 自助・共助の推進 | 1 災害に備える |
| | 2 けがや人命救助に備える |
| | 3 正確で素早い情報入手に備える |
| | 4 いざという時の避難に備える |
| | 5 食料生活必需品の不足に備える |
| | 6 ライフラインの停止に備える |
| | 7 防災に関する知識を学び、身につける |
| 第3節 要配慮者等の安全確保 | 1 要配慮者等の安全確保 |

第1節 自立型災害活動の促進に向けた環境整備

1 市民・地域・企業等の防災訓練及び参加

| | |
|-------|--|
| 主な担当課 | 危機管理課、協働推進課、福祉政策課、予防課、警防課、消防署、学校教育課、就学前教育課、各学校・園 |
|-------|--|

1-1 基本方針

災害時に組織的な活動ができるよう自主防災組織の防災訓練を実施する。

なお、教育機関は、防災教育の一環として防災訓練の充実を図る。

市及び県は、自衛隊、海上保安庁等国の機関と協力し、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、NPO・ボランティア等、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関する多様な主体と連携を図り、訓練を行う。

また、防災訓練を実施する際には、女性、高齢者及び障害のある人など、要配慮者の参画の促進に努める。

1-2 対策

訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する機材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。

また、災害対応業務を習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。訓練後には、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

1-2-1 訓練計画の策定

| 主体 | 主な取組 |
|---------------|---------------------------------------|
| 市、県 | ● 自主防災組織の防災訓練計画の指導、助言に努める。 |
| 自主防災組織 企業等 | ● 市民、地域、企業等は、それぞれ防災訓練計画を定め、訓練の実施に努める。 |

1-2-2 自主防災組織の防災訓練

| 訓練項目 | 訓練内容 |
|--------|--|
| 情報連絡訓練 | 情報収集：地域の被災状況等を正確かつ迅速に収集する。 情報伝達：防災関係機関の指示等を地域の市民に伝達する。 |
| 消火訓練 | 消火器等の消火用資機材の使用方法及び消火技術に習熟する。 |
| 避難訓練 | 各個人：避難時の携行品等のチェック 組織単位：組織ぐるみで避難の要領に習熟し、定められた指定緊急避難場所・指定避難所まで安全に避難できるようにする。 |
| 給食給水訓練 | 炊き出し、ろ水器等により食料や水を確保する方法、技術を習得する。 |
| 救助救急訓練 | 最低限必要な人工呼吸、心臓マッサージ、応急手当のほか、備えつけの資機材やAED（自動体外式除細動器）の使用 방법에習熟する。 救護所への連絡、搬送の方法等を習得する。 |
| 総合訓練 | 各種訓練を総合化して、防災関連機関、地域住民及びNPO・ボランティア |

| 訓練項目 | 訓練内容 |
|--------------|--|
| | ア等が参加して総合的な訓練を実施する。また、自主防災組織の各班が有機的かつ効果的に防災活動ができるようにするために、次のような点に配慮する。 1) 市又は消防本部が主催する総合防災訓練には積極的に参加する。 2) 自主防災組織と事業所防災組織等とが共同して訓練をする。 |
| 自動車を活用した避難訓練 | 要配慮者の津波からの避難など、自動車による避難が必要となった場合は、自動車を活用した避難訓練を実施し、自動車避難による課題を抽出するとともに、自動車避難の効果的な方法の検討を行う。 |

1-2-3 教育機関等の訓練

| 主体 | 主な取組 |
|-------|---|
| 市、学校等 | ● 市及び校舎長は、各学校園等の実態に応じた防災訓練計画を毎年策定し、防災訓練を実施する。 |
| 学校等 | ● 教職員は、学校が避難所になることを想定し、職員参集や情報収集、連絡方法等の体制作り努める。 |

1-2-4 NPO・ボランティア等との連携

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| 市 | ● 防災訓練を実施する際は、NPO・ボランティア等にも参加を求め、協力体制の強化、予防及び応急対策機能の向上を図る。 |

1-2-5 各種災害に応じた防災訓練

(1) 水害対応訓練

- 市及び防災関係機関は、出水期を前に、風水害等災害への対応能力の向上を図るため各機関が連携し、役割に応じた適時適切な対策訓練を実施する。この際、住民避難等の実動訓練との連携に努める。

[資料編 2-1 水害対応訓練の実施内容]

(2) 南海トラフ地震等を想定した防災訓練

- 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災組織との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施する。

[資料編 2-2 南海トラフ地震等を想定した防災訓練の実施内容]

(3) その他防災訓練

- 市及び防災関係機関は、様々な被害想定のもと目的を設定し、各種防災訓練を実施する。

[資料編 2-3 各種基礎防災訓練]

2 防災知識の普及啓発計画

| | |
|-------|----|
| 主な担当課 | 全課 |
|-------|----|

2-1 基本方針

いっどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要不可欠であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う防災活動を展開し、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定め地域防災力の向上を図る。

自らの身は自ら守るのが防災の基本であり、市民一人ひとりがその自覚を持ち、食料・飲料水の備蓄など、平常時より被災に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう冷静に行動することが重要であり、災害を最小限度に止めるためには、直接被害を受ける立場にある市民一人ひとりが日頃から、各種災害についての正しい認識を深め、災害から自らを守るための最小限の知識を備えておくことが必要である。

また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、市、県等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、市及び県等では、市民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するほか、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するとともに、学校教育、GIS及び各種の広報媒体を活用する等あらゆる機会を捉え、自主防災思想の普及、徹底や地域住民の防災意識の高揚を図る。その際、防災知識の普及を効果的に行うためには、対象者や対象地域を明確にして実施する必要がある。

なお、防災週間や防災関連行事等を通じ、市民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水範囲等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るとともに、男女双方の視点に配慮した防災知識の普及を進めるため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

2-2 対策

| 主体 | 主な取組 |
|-------|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市民に対して積極的に事前の備えの重要性や地震・津波、風水害等による災害の危険性、必要な行動など基本的な防災知識の普及啓発を図る。 [資料編2-4 防災知識の普及内容] [資料編2-5 避難行動に関する周知事項] ● 最新の知見に基づく地震・津波の被害想定を基に、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地震時の行動マニュアル等を作成しその普及を図る。 ● 防災マップの作成に当たっては市民も参加する等の地域の災害リスクやその根拠を理解できるよう工夫をすることにより、災害からの避難に対する市民等の理解の促進を図るよう努める。 [資料編2-6 防災マップ・マニュアル等作成等における留意事項] ● 避難場所や指定避難所、避難路を指定し、わかりやすい図記号を利用した案内板を設置するなど日頃から周知しておく。特に津波については、津波浸水予測図に基づいて避難場所や避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、市民等に対し周知を図る。 ● 防災知識の普及・啓発の際には、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。 ● 災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。 ● 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えるため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。また、災害教訓等の伝承を行う市民の取組を支援する。 ● 市及び県等は、市民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努める。 ● 地域住民に対し、風水害のおそれのない適切な指定緊急避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを生かした避難活動を促進する。 ● 市、防災関係機関においては、防災週間等の予防運動実施時期を中心として、市民に対する啓発活動を実施し、水防、土砂災害・二次災害防止・大規模広域避難に関する総合的な知識の普及に努め、防災意識の高揚を図る。 [資料編2-7 防災週間等の予防運動実施時期] |
| 通信事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 電気通信事業者は、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。 |
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> ● 地域における地震・津波による被害状況をはじめ、災害の種別、程度による対応方法、災害時の家族内の連絡体制、避難場所等について家族間で共有しておくなど、日頃から防災知識の習得に努める。 ● 自助・共助の精神に基づき、家庭内における生活必需品の備蓄や防災教育、地域における防災訓練、自主防災組織活動などへの参加、ハザードマップの活用を通じ、地域の防災力向上に努める。 |

3 防災教育の推進計画

| | |
|-------|--------------------------|
| 主な担当課 | 危機管理課、学校教育課、就学前教育課、各学校・園 |
|-------|--------------------------|

3-1 基本方針

災害から児童生徒等及び教職員の生命、身体の安全を図るため必要な計画を策定し、その推進を図る。

3-2 対策

3-2-1 推進計画の策定

| 主体 | 主な取組 |
|---------------|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害から児童生徒等及び教職員の生命、身体の安全を図るため、地域の実態に応じた必要な計画を策定し、実施する。 |
| 国公立各学校 管理者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市の実施する計画に準じ、各学校園等の実態に応じた計画を策定し、実施する。 |

3-2-2 防災上必要な組織の整備

| 主体 | 主な取組 |
|--------------------|--|
| 学校等 (学校その他教育機関) | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、平素から災害に備えて教職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織の整備を図る。 ● 児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先とする。 |

3-2-3 防災上必要な教育の実施

| 主体 | 主な取組 |
|----------------|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。 ● 学校においては、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。 ● 学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。 ● 地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。 |
| 市、国、公共機関、 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。 |
| 学校等 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害に備え、自らの命は自ら守り、地域に貢献できる児童生徒等の育成を図るとともに、災害による教育活動への障害を最小限に止めるため、平素から必要な教育を行う。 <p>[資料編2-8 防災上必要な教育の内容]</p> |

3-2-4 防災上必要な計画及び訓練

| 主体 | 主な取組 |
|-----|--|
| 学校等 | <ul style="list-style-type: none"> ● 児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害発生時において、迅速かつ適切な行動をとり得るよう、必要な計画を樹立するとともに訓練を実施する。 [資料編2-9 防災上必要な計画及び訓練の内容] ● 校長は、登下校時及び在校園時に災害が発生した場合を想定して、避難予定場所・避難経路等の災害時の行動について避難計画を定める。 |

4 自主防災組織の育成及び消防団の活性化計画

| | |
|-------|---------------------|
| 主な担当課 | 危機管理課、消防総務課、予防課、消防団 |
|-------|---------------------|

4-1 基本方針

自主防災組織は、減災の考え方や、自助・共助・公助を基本として防災対策を実施するとの考え方を踏まえ、地域の実情に応じた防災計画を策定し、この計画に基づき、平常時、災害時において効果的に防災活動を行うよう努める。

[資料編2-10 自主防災組織における防災活動]

自主防災組織が無い場合には地域の防災活動に大きな支障が生じるということなどの自主防災組織の重要性についての認識を広め、自主防災組織の設置・育成と自主防災活動の活性化を推進する。その際、女性の参画の促進に努める。

4-2 対策

4-2-1 自主防災組織の設置促進・育成強化・活動活性化

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市民に対し自主防災組織の必要性を十分周知し、町内会単位を中心とした地域住民による自主防災組織の設置促進・育成強化・活動活性化を推進する。その際、実情に即した組織、活動や女性の参画に配慮し、市民が自発的に参加できる環境づくりに努めるとともに、既に地域にある日常的な活動に防災の視点を取り入れるよう促す。 ● 平常時は自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時においては、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、救助、救護のための資機材の充実を図る。 ● 地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、市民の安全と安心を守る役割を担っている消防団員の積極的な指導を得て、自主防災組織の設置・育成・活動活性化を進める。 ● 各地域において、自主防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。 ● 市民等からの要望により地域へ出向き、防災知識の普及啓発や自主防災組織の重要性及び必要性等について周知するなどして、地域防災力 |

| 主体 | 主な取組 |
|-------|---|
| | <p>の向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 団員の減少や平均年齢の上昇に対応するため、女性消防団員・若手消防団員の確保等に取り組む。 |
| 企業等 | <ul style="list-style-type: none"> ● 平常時から市及び県の防災関係部局や消防団、自主防災組織等の地域防災を担う団体との連絡・連携体制の強化を図るとともに、従業員の消防団、自主防災組織等への参加促進等により、地域防災力の向上に積極的に貢献する。 ● それぞれの企業等の実情に応じて自主的な防災組織をつくり、事業所及び地域の安全確保に積極的に努める。 ● 災害時には従業員、利用者等の安全を守り、地域住民として、災害の拡大防止活動に協力する。 |
| 各防災組織 | <ul style="list-style-type: none"> ● 地域の自主防災組織、事業所自衛消防隊と消防団や防災ボランティアなど、防災関係機関が平素から協力して、地域の防災対策の推進と防災知識の普及や防災訓練を行う。 ● 災害発生時については、相互に連携して被害の軽減が図れるよう、防災対策推進の協議の場を設置して各防災組織の活動の調整を行う。 ● 防災連絡協議会（仮称）等を設置して防災組織相互の協調体制を確立する。 <p>[資料編 2-11 防災連絡協議会（仮称）における協議事項の概要]</p> |
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> ● 地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。 |

5 防災ボランティアの養成等計画

| | |
|-------|-------------------------------|
| 主な担当課 | 危機管理課、協働推進課、福祉政策課、長寿介護課、健康増進課 |
|-------|-------------------------------|

5-1 基本方針

ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、NPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。また、災害時における専門ボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、県災害救援専門ボランティアの研修・登録や災害発生時の一般ボランティアの受入体制の整備を行い、災害時における防災ボランティア活動の円滑化を図るとともに、関係機関相互のネットワーク化を推進する。

5-2 対策

5-2-1 ボランティアの養成・登録

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、平常時より市社会福祉協議会と連携・協働を行う。 ● 市内の県登録災害救援専門ボランティアについて平常時から把握するとともに、独自のボランティアの養成等について検討する。 |

| 主体 | 主な取組 |
|------|---|
| 市、県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。 |
| 関係団体 | <ul style="list-style-type: none"> ● 日本赤十字社岡山県支部、社会福祉協議会等の関係団体は、市や県と協働し、ボランティア養成やボランティア意識の醸成に協力する。 |

5-2-2 ネットワーク化の推進

| 主体 | 主な取組 |
|---------|---|
| 市、県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害時（この項では復興期を含む。）の迅速かつ円滑な防災ボランティア活動実施のため、被災者支援に係る関係機関及びNPO・ボランティア等との平常時を含めた連携体制の構築や、防災ボランティア活動に必要な行政情報、被災者ニーズや個人情報などの共有等が適切に図られるよう努める。 ● 社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとし、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。 |
| 社会福祉協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市社会福祉協議会及び県社会福祉協議会は、災害発生時において迅速な対応ができるよう、近隣府県の社会福祉協議会を含めて連絡応援体制の整備を図る。 |

5-3 ボランティアの活動環境整備

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● ボランティアは、自主的・主体的な活動であることを踏まえ、市の過度な関与により活動阻害しないよう、ニーズ等の情報提供や活動支援・事故補償など安心してボランティア活動に参加できるような環境の整備を図る。 ● 県及び社会福祉協議会等の関係団体と日常的に連携を行うとともに、市社会福祉協議会の災害ボランティアセンターを活用して、災害時にコーディネーターやリーダーとして適切に行動できるボランティアの養成や、効果的な活動を促すための登録制度の確立を図る。 ● 県及び市社会福祉協議会等の関係機関と連携し、災害時において迅速な対応ができるよう、近隣の社会福祉協議会を含めて連絡応援体制の整備を図る。 ● 市の各機関は、関係各種団体と平素から連携し、災害時において迅速な対応ができるよう、連絡応援体制の整備を図る。 ● 災害発生と同時に市内外から一般労力提供型ボランティアの申し出があることが想定されるが、これらのボランティアは組織化された集団ではない場合が多く、市が個々にコーディネートするのは非常に困難であるため、市社会福祉協議会の災害ボランティアセンターや第三者的機関と連携して受付を行う方法や、近隣市町村において受付窓口 |

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| | <p>を設け、市に直接入る前に派遣調査を行う等、状況に応じた対応についてあらかじめ検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 老人介護の経験者、障害者福祉のボランティア等、災害時においてその活動が期待される専門技術型ボランティアは、目的及び活動範囲が明確であり、平常時の活動を目的に組織化されている場合が多く、災害時に行政が十分に対応できない分野での活躍が期待されるため、ボランティア関係団体や専門的技術を有する資格者の団体等と連携し、多岐にわたるボランティア活動をその分野別に把握または登録し、各種団体が平常時から分野ごとの講習や訓練を通じ、その活動力の向上を図るよう支援し、災害発生時には自主参集もしくは行政からの要請内容に応じて登録者をピックアップして現地で活動してもらえりような体制を整える。 <p>[資料編2-12 ボランティアの種別]</p> |

6 企業防災の促進

| | |
|-------|-----------------|
| 主な担当課 | 危機管理課、商工観光課、予防課 |
|-------|-----------------|

6-1 基本方針

災害により生産活動や流通が停止すると、広域的に経済活動へ影響が生じるなど、大きな負のインパクトを与える懸念がある。さらに、中長期的には、生産の海外移転により雇用等に大きな影響を生じる可能性もある。このため、企業・組織の事業継続や供給網の管理など、企業防災の促進を図る。

6-2 対策

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市、各業界の民間団体は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業の経営者及び従業員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業防災に係る取組の積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。 ● 企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。 ● 企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うとともに、防災協力協定の積極的な締結に努める。 ● 市及び商工会・商工会議所は、共同して、小規模事業者の事業継続力強化を支援する事業についての事業継続力強化支援計画の作成に努める。 ● あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。 |

| 主体 | 主な取組 |
|----------------|---|
| 企業 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。 ● 各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。 ● 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。 ● 自ら提供する商品・役務等に関連する自然災害リスクについてもハザードマップ等によって事前に把握し、取引の相手方に対して十分な情報提供を行うとともに、その情報が理解されるよう努める。 ● 企業等においては、災害時の行動マニュアルに基づき、事業所ごとの実情に応じて組織した自主的な防災組織を中心に、迅速に避難することに努めることとするが、場合によっては、都市部を中心に大量の帰宅困難者等の発生が予想されることから、企業等は、膨大な数の帰宅者等が一斉帰宅行動をとることによる混乱を回避するため、一時滞在施設の確保や備蓄品の保管等の従業員や顧客等が滞在可能な環境の整備に努める。 ● 発災直後の従業員等の行動ルールの明確化、被災状況の把握や従業員の家族等の安否確認体制の充実を図ること等により、一斉帰宅を抑制する対策の実施に努める。 ● 大規模建造物の周辺への倒壊、出火による周辺への延焼、有毒ガス等の漏洩、地域に発生した災害の拡大防止活動等により、周辺地域に二次災害を及ぼさないための予防対策の強化と応急活動体制の強化を進める。 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講じるよう努める。 |
| 施設管理者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 大規模な災害の危険性を有する施設の管理者は、自主的に事業所の防災活動を行うための組織を整備する。 |
| ライフライン事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害時の施設機能の確保策を講じるに当たっては、大規模な災害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に取り組む。 |
| 要配慮者利用施設の所有者又は | <ul style="list-style-type: none"> ● 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体 |

| 主体 | 主な取組 |
|-----------------|---|
| 管理者 | <p>制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。 |
| 大規模工場等の所有者又は管理者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 浸水想定区域内に位置し、市防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努め、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。 |

7 市民及び事業者の地区内の防災活動の推進

| | |
|-------|-------------------------|
| 主な担当課 | 危機管理課、福祉政策課、長寿介護課、健康増進課 |
|-------|-------------------------|

7-1 基本方針

各地区の特性に応じてコミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」を市防災計画に定め、「自助」、「共助」の精神に基づく自発的な防災活動を推進し、地域における防災力を高める。

7-2 対策

| 主体 | 主な取組 |
|--------|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市防災計画に地区防災計画を定める。 ● 個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。 ● 訓練等により、個別避難計画及び地区防災計画の一体的な運用が図られるよう努める。 |
| 市民、事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。 ● 必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、当該地区の市と連携して防災活動を行う。 |

8 災害教訓の伝承

| | |
|-------|-------------------|
| 主な担当課 | 危機管理課、学校教育課、社会教育課 |
|-------|-------------------|

8-1 基本方針

災害によって引き起こされる被害を最小限にするためには、過去に発生した災害において培われた防災に関する知恵や経験等を確実に後世に伝えることが重要である。
このため、市及び県では、過去の大災害の資料等を提供するなど、災害教訓の伝承を図る。

8-2 対策

| 主体 | 主な取組 |
|-----|---|
| 市、県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化（災害を通じて人間が培ってきた学問、技術、教育等）を風化させないように確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の情報により公開に努める。 ● 防災教育等を通じて、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝え、二度と同じことが繰り返されないよう防災意識の向上に努める。 ● 災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組を積極的に支援する。 |
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> ● 自ら災害教訓の伝承に努める。 |

第2節 自助・共助の推進

自然災害については、如何に対策を行っても完全に発生を無くすことは不可能であるという認識を持ち、市民、民間事業者、地域団体は、日頃から居住する地域について、過去の災害履歴や土砂災害などのハザードの有無の把握や地域の巡回実施など、災害発生への備えとともに減災につながる活動の実施に努める。

1 災害に備える

1-1 風水害に備える

1-1-1 基本方針

災害は必ず発生するものであるという認識を各自が持ったうえで、日頃の防災活動に取り組み、減災へ繋がる活動を行うよう努める。

1-1-2 対策

| 実施主体 | 主な取組 |
|--------|---|
| 市民、事業者 | <p>(1) 土砂災害に関する知識の習得</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 普段から周辺地域の地形の特徴や過去の災害履歴、土砂災害警戒区域等の位置を把握するとともに、土砂災害の前兆現象に注意を払う。 <p>(2) 情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 土砂災害発生の危険性が高まる程の大雨等が発生し、地面や斜面に亀裂を発見した場合、速やかに市役所などの関係行政機関等に情報提供を行う。 <p>(3) 小中水路における内水氾濫への備え</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 普段から水路や溝の掃除等に努めるとともに、水位等に注意する。 |

1-2 地震の揺れに備える

1-2-1 基本方針

自らや家族の安全を確保するとともに被害の拡大を防止するために、地震の揺れに備えるよう努める。

1-2-2 対策

| 実施主体 | 主な取組 |
|--------|--|
| 市民、事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 自宅等、建築物の耐震診断や補強を行い、家族の安全を確保する。 ● 家具類の転倒防止、照明や内装材の落下防止措置に努める。特に寝室には転倒しやすいものを設置しないよう努める。 ● 自宅内で家具類が転倒した場合でも、避難経路が確保できるよう、部屋の出入口付近にはものを設置しないよう努める。 ● ブロック塀等への倒壊防止対策を実施するよう努める。 |

1-3 地震の揺れに伴う火災に備える

1-3-1 基本方針

地震の揺れに起因して火災が発生する恐れがあるため、出火の防止に努める。

1-3-2 対策

(1) 市民が行う家庭での出火防止対策

| 実施主体 | 主な取組 |
|------|--|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> ● 耐震安全装置の付いた火気使用器具の設置や定期的な保守点検 ● 可燃物の落下、電気配線の踏み付けや下敷きの防止等、火気使用器具周辺の整理整頓 ● ローソク、火気使用器具や危険物容器の転倒、落下防止対策 ● 住宅用火災警報器等（住宅用スプリンクラー）の設置や定期的な保守点検 ● 消火器等消火用具の設置や使用方法の確認 ● 地震発生時や発生後の出火防止対策の事前確認 <ol style="list-style-type: none"> 1) 火気器具は、揺れが収まったら速やかに消火する 2) 避難の際はガスの元栓を閉め、電源ブレーカーを遮断する |

(2) 企業が行う出火防止対策

| 実施主体 | 主な取組 |
|------|---|
| 事業者 | <p>(1) 危険物施設等の安全化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 出火の危険と共に、延焼要因や漏洩による危険を抱える危険物施設、高圧ガス施設、化学薬品、火薬類の取扱施設では、法令に定める貯蔵・取扱い基準の維持及び防災用資機材の整備、保管方法等安全な取扱いと適正管理を行う。 <p>(2) 常時火を使用する設備、多量の火気を使用する施設等の安全化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 施設、設備の安全機能の作動の有無及び転倒、落下物による危険の有無、周囲の整理整頓の状況等について平常時の安全点検を行う。 <p>(3) 高層建築物、百貨店、雑居ビル等の安全化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 防災対象物の用途、形態に応じて、消防用設備等の整備、火気使用設備器具の安全化等、防火に関する適切な対応を行う。 <p>(4) 事業所の消火設備の設置と維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 各事業所では、消火器等の消火設備の設置と定期的な安全点検等による維持管理に努める。 |

2 けがや人命救助に備える

2-1-1 基本方針

大規模な地震が生じた際、倒壊した家の下敷きになった人を救出したり、けが人を応急的に手当して救命率を向上させるためには、現場に居合わせた家族や近所の人が必要な応急手当を施すことが求められる。

そのため、積極的に救命講習会や地域の防災訓練等に参加し、応急手当・人命救助に関する知識、技能の習得と互いの連携を強めるよう努める。

2-1-2 対策

| 実施主体 | 主な取組 |
|--------|---|
| 市民、事業者 | <p>(1) 救命講習や訓練への参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市などが行っている救命講習会や地域の防災訓練などに積極的に参加して、緊急時に必要な知識や技能の習得や互いの救助に努める。 <p>(2) 応急手当の学習</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 救命講習等を通じて、心肺蘇生法や自動体外式除細動器（AED）の使用方法など適切な応急手当について学ぶよう努める。 |

3 正確で素早い情報入手に備える

3-1-1 基本方針

災害発生時に正確で素早い情報を入手するために、情報の入手方法や入手手段の準備などについて普段から取り組む。

3-1-2 対策

| 実施主体 | 主な取組 |
|--------|---|
| 市民、事業者 | <p>(1) 情報の種類や入手方法の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害情報や避難情報の種類や入手方法を、ハザードマップやホームページ等を用いて普段から確認する。 <p>(2) 普段からの情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害の危険性があるときだけではなく、普段から災害の発生する恐れのある箇所等について、情報収集に努める。 <p>(3) 有効な情報入手手段の準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 携帯ラジオなど緊急時に有効な情報入手手段を準備する。 <p>(4) 素早い情報収集と判断</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 避難指示等が発表された場合は速やかに避難するとともに、発表前であっても危険を感じた場合は、自ら判断して避難できるよう、情報収集に努める。 <p>(5) 家庭内での連絡体制の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 在宅時や勤務先など、状況に応じた家族の避難先を家庭内で把握する。また、災害発生時には電話を用いた連絡が取れない場合があるため、災害用伝言ダイヤルなど複数の連絡手段の確保に努める。 |

4 いざという時の避難に備える

4-1-1 基本方針

被害を最小限に抑えるため、普段から避難に関する情報を得るための方法を確認し、緊急時に確実に情報を得て、迅速・適切に避難できるよう備える。

4-1-2 対策

| 実施主体 | 主な取組 |
|--------|---|
| 市民、事業者 | <p>(1) 避難所及び避難経路、危険箇所の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自宅や事業所などから避難する際の避難所を確認するとともに、滞在場所から避難所までの間にある危険箇所を把握し、安全に通行可能な避難所までの避難経路を把握する。 <p>(2) 緊急連絡先と連絡方法の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 緊急時でも迅速に安否確認等ができるよう、普段から家族や従業員、地域住民等との連絡先を把握するとともに、連絡方法を確認する。 <p>(3) 避難情報の意味の理解</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 迅速な避難を行うために、避難情報(避難指示等)の意味を正しく理解する。 <p>(4) 避難・誘導體制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 民間事業者や地域団体等は、避難行動に際して支援を必要とする近隣住民等を把握し、避難・誘導に協力できる関係を構築する。 <p>(5) 自主的な避難所の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市民や地域団体等は各自の役割を十分理解し、災害時には主体的、積極的に避難所運営を行うとともに、運営を行うための体制整備に努める。なお、避難所の運営には、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努める <p>(6) 避難所運営の訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域団体等は、市が実施する避難訓練等に参加するとともに、地域特性に応じた独自の訓練を、積極的に企画立案・実施するよう努める。 |

5 食料・生活必需品の不足に備える

5-1-1 基本方針

災害により食料を確保することが困難となることを想定し、必要となる食料や飲料水などの備蓄に努める。

5-1-2 対策

| 実施主体 | 主な取組 |
|--------|--|
| 市民、事業者 | <p>(1) 食料・生活必需品の備蓄</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 各家庭において、普段から家族のおおむね1週間分の食料や生活必需品等の備蓄に努める。また、すぐに持ち出せるよう工夫し、避難時の食料の持ち出しを心がける。なお、食物アレルギー等、食事に特別な配慮の必要な人は、普段より自ら食料を確保するよう努める。 <p>(2) 民間事業者の備蓄</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 民間事業者は、一斉帰宅の抑制や業務の継続に必要な人員分を目安に、同様の備蓄に努める。 <p>[資料編2-13 持ち出し品・備蓄品の例]</p> |

6 ライフラインの停止に備える

6-1-1 基本方針

災害の発生に伴い、電話や電気、水道などのライフラインが停止した場合に備え、必要な対策を講じる。

6-1-2 対策

| 実施主体 | 主な取組 |
|--------|---|
| 市民、事業者 | <p>(1) 電話</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害発生時及び災害の発生により、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況になった場合を想定し、家族や地域での避難場所をあらかじめ決めておく。 <p>(2) 電力</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 夜間の災害に備え、懐中電灯を用意し、置き場所の確保や乾電池等を備蓄する。また、冬季の災害に備え、停電時でも使用可能な暖房器具と燃料を備蓄する。 <p>(3) 水道</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 断水に備え、必要な飲料水（1人1日3リットル程度が目安）を家族構成に合わせて、1週間分程度を備蓄する。 <p>※水道水を備蓄する場合は、冷蔵庫で保存した場合には1ヶ月程度まで飲用できるが、停電により冷蔵庫が使用できない等、冷暗所で保存した場合は4日間程度となる。保存期間を過ぎた水は、飲料水以外に有効活用する。</p> |

7 防災に関する知識を学び、身につける

7-1-1 基本方針

災害時に安全を確保できるよう、防災や減災に関する知識習得や防災訓練を実施するとともに、地域の未来を担う次世代へ災害履歴などを継承するなどの取組を積極的に行うよう努める。

7-1-2 対策

| 実施主体 | 主な取組 |
|--------|--|
| 市民、事業者 | <p>(1) 知識の習得</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市で発生しうる災害の態様やその災害に備えるための知識を習得するために、自主的に学び、地域防災に関わる取り組みに積極的に参加する。 <p>(2) 防災訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 防災訓練を通して、緊急時にとるべき実践的な行動を身につける。 <p>(3) 災害履歴の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域で発生した災害の履歴や避難時の危険箇所の把握、点検、確認を行う。 <p>(4) 被災経験の伝承</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域の次世代を担う人たちに災害の被災経験や災害の危険性、地域での安全・安心な暮らしを伝承し、玉野市の永続的な減災に努める。 |

第3節 要配慮者等の安全確保

1 要配慮者の安全確保

| | |
|-------|--------------------------------------|
| 主な担当課 | 危機管理課、福祉政策課、長寿介護課、健康増進課、学校教育課、就学前教育課 |
|-------|--------------------------------------|

1-1 基本方針

要配慮者の状況を把握し、それに応じて防災知識の普及を図るとともに、特に避難行動要支援者については、平常時より居住状況や避難支援を必要とする事由等の情報を把握して避難行動要支援者名簿を作成しておき、災害発生時の避難支援等に利用する。

また、医療・介護・福祉対策との連携の下での要配慮者に速やかな支援を行うための協力体制の確立等を図るとともに、防災施設等の整備、防災拠点スペースの設置、福祉避難所等の確保を行う。

さらに、社会福祉施設等においては、要配慮者が災害発生時においても安全で快適な暮らしができるよう、平素から、施設・設備の点検・整備、防災組織の整備、防災教育・訓練の実施等、防災対策の充実に努める。

さらに、地域においては、自主的な防災組織の設置・育成により、要配慮者の安全確保に対する体制を整備するとともに、災害時に適切に避難行動をとることができるよう、日頃から要配慮者を助け合える地域社会づくりを進める。その際、女性の参画の促進に努める。

1-2 対策

1-2-1 要配慮者の把握

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害の発生に備え、要配慮者に対する援護が適切に行われるように、要配慮者の詳細情報を、保健・福祉制度の活用等により、日頃から把握しておく。 [資料編 2-14 避難行動要支援者について把握する内容] |
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> ● 要配慮者及びその家族は、災害時に要配慮者の安否を連絡できるよう、市はもちろんのこと、近隣の住民、県外の連絡先、近隣の社会福祉施設、医療機関等とのつながりを保つよう努力する。要配慮者の近隣住民は、日頃から可能な限り要配慮者に関する情報を把握しておくよう努める。 |

1-2-2 避難行動要支援者名簿の作成

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握して、避難行動要支援者名簿を作成し、災害発生時に効果的な利用により、避難行動要支援者に対する避難支援や迅速な安否確認等が適切に行われるよう努める。 ● 避難行動要支援者名簿について、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよ |

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| | <p>う、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市防災計画において、消防本部、消防団、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意がある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。 ● 避難行動要支援者名簿の作成に関し、次の事項について留意するものとする。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 避難支援等関係者となる者 2) 名簿に登載する者の範囲 3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法 4) 名簿の更新に関する事項 5) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講じる措置 6) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮 7) 避難支援等関係者の安全確保 <p>[資料編2-15 避難行動要支援者名簿作成時の留意事項]</p> |

1-2-3 個別避難計画の作成

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。 ● 個別避難計画について、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努める。 ● 地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。 ● 安全が確認された後に、避難行動要支援者を指定緊急避難場所から指定避難所、あるいは一般の指定避難所から福祉避難所へ円滑に移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。 ● 個別避難計画の作成に関し、次の事項について留意するものとする。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成の進め方 2) 避難支援等関係者となる者 3) 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法 4) 個別避難計画の更新に関する事項 5) 個別避難計画情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために市 |

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| | 町村が求める措置及び市町村が講じる措置 6) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮 7) 避難支援等関係者の安全確保 8) その他、個別避難計画の作成及び利用に関して必要なこと ● 災害に備え、個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意がある場合は、当該個別避難計画の記載内容について、避難支援等関係者に提供できるものとする。 |

1-2-4 福祉避難所等の確保

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 平常時から一般の避難所では生活することが困難な要配慮者の現況把握に努め、すべての対象者の入所が可能となることを目標に、福祉避難所として利用可能な施設の把握及び福祉避難所の指定を行う。 ● 小・中学校や公民館等の指定避難所に介護や医療相談を受けることができるスペースを確保した地域における身近な福祉避難所や、老人福祉施設や障害者支援施設などと連携し、障害のある人などに、より専門性の高いサービスを提供できる地域における拠点的な福祉避難所の指定を行う。 ● 難病のある人に対しては、県、周辺市町村と連携し、避難所の確保に努める。 ● 福祉避難所の指定に当たっては、施設管理者と連携し、福祉避難所として機能するために、プライバシーへの配慮など要配慮者の心身の状態に応じ、必要な施設整備や物資・器材の備蓄や業務継続計画の策定を行うとともに、その所在や利用対象者の範囲等を要配慮者を含む地域住民に周知するよう努めるものとする。 ● 被災した子どもに関しては、被災による生活環境の悪化に起因した心身への影響が軽減されるよう、応急的な居場所の設置に努める。 [資料編 2-16 福祉避難所における要配慮者対策] |

1-2-5 避難行動要支援者の避難誘導體制の整備

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等との連携の下、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定めるなど、具体的な個別計画の整備に努める。 ● 避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、消防本部、県警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織及び自治会等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図る。 |

1-2-6 防災知識の普及

| 主体 | 主な取組 |
|----------------------|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害時における要配慮者への情報の伝達やその安否確認、避難所における支援などが適切に実施できるよう、在宅の要配慮者を含め、社会福祉協議会等と連携をとりながら、要配慮者本人やその家族、身体障害者相談員、知的障害者相談員、関係施設職員及びボランティア等に対し、防災知識の普及啓発、福祉避難所の所在等の周知について研修等を通じて行う。 ● こどもや外国人に分かりやすい絵本や漫画の教材又は外国語の防災パンフレットを用いること、要配慮者のための必要な防災用品の配布等を行うことに配慮する。 ● 避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、介護保険サービス事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難計画の策定、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図る。 ● 防災訓練に当たっては、地域住民が要配慮者ととともに助け合って避難できることに配慮する。 ● 避難行動要支援者に対して、市においては個別の支援計画などによる支援制度があることなどを周知するよう努める。 ● 土砂災害警戒区域等のハザードを有する要配慮者関連施設に対し、ハザードマップ、出前講座等を活用し危険情報の周知を図る。 |
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> ● 要配慮者及びその家族は、要配慮者の身体状況に応じた生活方法、介護方法、医療データ等を自ら把握し、また福祉避難所の所在等の確認に努め、日常生活に必要な用具、補装具、特定の医療品等の入手方法等について明確にしておくとともに、必要な物品はあらかじめ非常持ち出し袋等に詰め、いつでも持ち出せるように常日頃から努める。 |
| 社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等 | <ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等の管理者は施設職員や入所者等に対し防災教育を実施する。 |

1-2-7 生活の支援等

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害時において、要配慮者に対する福祉避難所等にかかる情報提供や支援等が迅速かつ的確に行われるよう、避難支援計画（「避難支援プラン」）を作成する。 [資料編2-17 避難支援計画において定める事項] ● 要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。 |
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> ● 自治会、町内会、民生委員、地域の国際交流団体等の活動を通じて、要配慮者を支援できる地域社会の醸成に努める。 ● 日頃から社会福祉施設等で積極的にボランティアとして活動するなど、要配慮者の生活についての知識の修得に努める。 |

| 主体 | 主な取組 |
|----------------------|--|
| 社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等 | <ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等の管理者は、災害の防止や災害発生時における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ消防計画等、必要なマニュアルを作成する。 ● 電源の必要な医療機器等を日常生活において使用している場合、停電時でも使用できるよう、自ら補助電源等の確保に努める。 |

1-2-8 要配慮者利用施設における防災訓練

| 主体 | 主な取組 |
|----------------------|--|
| 社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等 | <ul style="list-style-type: none"> ● 自力による避難が困難な入所者のいる施設にあつては、職員が手薄になる夜間の防災訓練等の充実を図る。 ● 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施する。 |

1-2-9 連絡体制等の整備

| 主体 | 主な取組 |
|--------|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害に関する情報を市のWebサイト、広報紙など各種情報伝達手段を活用し、要配慮者のみならず、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に配慮した災害広報及び情報提供を行う。 |
| 社会福祉施設 | <ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉施設等においては、避難等を円滑に行うため、防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制並びに施設が被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。 |

第2章 災害に強いまちづくり

【施策の体系】

| 節 | 項 |
|-----------------------------|---------------------------------|
| 第1節 建物、まちの不燃化耐震化計画 | 1 建物、まちの不燃化耐震化計画 |
| 第2節 都市施設災害予防計画 | 1 都市施設災害予防計画 |
| 第3節 公共施設等災害予防計画 | 1 道路 |
| | 2 鉄道 |
| | 3 河川 |
| | 4 砂防関係施設 |
| | 5 ため池 |
| | 6 海岸保全施設 |
| | 7 港湾施設、漁港施設 |
| | 8 学校施設 |
| | 9 公共建築物（「防災上重要な建築物の不燃化・耐震化」の再掲） |
| | 10 文化財 |
| 第4節 ライフライン（電気、ガス、水道等）施設予防計画 | 1 電気施設 |
| | 2 ガス施設 |
| | 3 上水道施設 |
| | 4 下水道施設 |
| 第5節 廃棄物処理体制整備計画 | 1 廃棄物処理体制整備計画 |
| 第6節 地盤災害対策計画 | 1 地盤災害対策計画 |
| 第7節 津波災害予防計画 | 1 津波災害予防計画 |
| 第8節 指定緊急避難場所及び避難路等整備計画 | 1 指定緊急避難場所及び避難路等整備計画 |
| 第9節 避難及び避難所の設置・運営計画 | 1 避難方法 |
| | 2 指定避難所の設置 |
| | 3 運営体制 |

第1節 建物、まちの不燃化耐震化計画

1 建物、まちの不燃化耐震化計画

| | |
|-------|--|
| 主な担当課 | 危機管理課、公共施設交通政策課、土木課、都市計画課、消防総務課、教育総務課、就学前教育課、社会教育課 |
|-------|--|

1-1 基本方針

現在、我が国の建築物については、建築基準法や日本建築学会等の技術基準によって設計・施工されており、高い耐震性、安全性が確保されていると言える。

一方、想定を超える地震に対しても常に無傷で耐えられる建築物やまちづくりを求めることは経済的、技術的に問題があり、また、居住性を損ねるため、社会通念上容認されにくい現状がある。

しかし、想定を超える災害が発生した場合には、生命の安全の確保を第一としつつ、被害を最小限に食い止められるような、「地震に強いまちづくり」を目指す必要がある。

特に、防災上重要な建築物については、災害時の救援活動の拠点としての使用に支障をきたす被害を受けないことが極めて重要であり、その対策を行うほか、老朽化した社会資本についても、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

また、地震により、建築物が受ける被害度は建築物個々の特性、建設地盤その他の複雑な要素がかかわり合うものであり、建物の性格や地盤特性等に応じた建築物の耐震性の確保については、今後、より促進していく必要がある。

火災が起きた場合には、その火災を極力他の建築物に及ぼさないように、都市計画区域内では、集団的な防災に関する規制を行い、都市防災の効果を高めることを目的として制定された防火地域、準防火地域等において、建築物の不燃化、まちの不燃化を図る。

公園、緑地等公共空地は、避難地として効用を果たすだけでなく、火災延焼の防止のためにも重要な施設であり整備を図る。整備に当たっては、市街地の防災性の強化を図る。

なお、安全を重視した総合的な土地利用の確保を図るため、本市都市計画マスタープランへ防災や減災の観点を盛り込むことを促進する。

また、市、県は、地震防災緊急事業五カ年計画に基づき、各種施設の緊急的な整備を図り、安全性向上に努める。特に、防災拠点となる公共施設等の耐震化については、耐震改修促進計画等に定めた数値目標などにより、計画的かつ効果的な実施に努める。さらに、一時避難において多くの市民が利用する避難所については、過去の経験を踏まえだれもが安心して利用できる避難所の整備を、耐震化と併せて進める。

1-2 対策

1-2-1 建物の不燃化・耐震化

(1) 防災上重要な建築物の不燃化・耐震化

| 主体 | 主な取組 |
|-------------|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市役所本庁舎については、災害対策本部機能を担う施設として十分な耐震安全性を備えた新庁舎を整備する。また、現庁舎及び新庁舎建設予定地は南海トラフ巨大地震の津波浸水想定区域内にあるため、新庁舎建設にあたっては、津波浸水被害を低減するための対策を講じるとともに、市民等の一時的な避難場所や物資の地域内輸送拠点として活用できるスペースを設ける。 |
| 市、国、県、施設管理者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害時において救援活動の拠点や指定避難所となる学校や社会福祉施設、要配慮者対策が必要となる施設、救急・医療活動の拠点となる病院、情報収集・伝達・応急対策の拠点となる庁舎、その他不特定多数の者が利用する施設など防災上重要な建築物の不燃化及び耐震化を図る。 ● 上記の建築物については、防災計画に基づき適切な場所に免震構造等の耐震性能が特に優れた建築物の建設を促進する。 ● 現行の耐震基準（昭和56年施行）以前に建築された既存の建築物については、耐震診断の実施に努め、耐震性能が不足すると判断された場合には建替え、耐震改修又は廃止等の検討を行う。 |

(2) 一般の住宅・建築物の不燃化・耐震化

| 主体 | 主な取組 |
|-----|--|
| 市、県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 耐震改修促進計画に基づき、一般の住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図る。 |

(3) 天井等の非構造部材・ブロック塀等の耐震化

| 主体 | 主な取組 |
|------------|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 避難や救助活動上の重要なルートを中心に、建築物の所有者又は管理者に対して、窓ガラス、外装材及び広告板等の落下防止対策の重要性について啓発を行う。 ● 崩落のおそれのある天井材等の非構造部材、大規模な吊り天井などを有する建築物、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等、その安全点検及び耐震性の確保の必要性について広く市民に対し啓発する。 |
| 市、建築物の所有者等 | <ul style="list-style-type: none"> ● 建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。 |

(4) あんしん避難所の整備

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| 市 | ● だれもが安心して利用できる避難所（あんしん避難所）の整備に取り組むほか、地震のリスクなどの情報提供と併せて、災害時における自助・共助の精神（心のバリアフリー）の普及啓発を行う。 |
| 県 | ● 過去の経験を踏まえ、非構造部材の耐震化等も図られた、だれもが安心して利用できる避難所（あんしん避難所）の整備や、地震のリスクなどの情報提供と併せて、災害時における自助・共助の精神（心のバリアフリー）の普及啓発を行おうとする市に対して技術支援を行う。 |

1-2-2 まちの不燃化

(1) 防火地域等の指定

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| 市 | ● 都市計画区域内において指定されている防火地域は、火災が起きた場合にその火災を極力他の建築物に及ぼさないように、地域によって集団的な防災に関する規制を行い、都市防災の効果を高めることを目的として制定されたものであり、必要に応じて、防火地域、準防火地域を拡大するとともに、指定済みの地域では、建築物の不燃化、まちの不燃化を図る。 |

(2) 指定緊急避難場所、避難路周辺における不燃帯の整備

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| 市 | ● 指定緊急避難場所や避難路が火災、輻射熱等に対して安全であることは、その指定や整備に当たって重要なことであるが、さらに安全性を高めるためには、指定緊急避難場所の周辺や避難路の沿道といったエリアでの不燃化が必要であることから、道路、公園、緑地、河川等の整備においては、延焼遮断空間の確保も考慮するよう努める。 |

(3) 公園、緑地等公共空地の整備

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| 市 | ● 公園、緑地等、都市における緑とオープンスペースは、人々の憩いの場やスポーツ・レクリエーションの場となるほか、災害時においては、避難場所、災害復旧の拠点として重要な役割を果たすと同時に、火災の延焼を防止するなど防災上重要な役割も持っていることから、公園緑地の保全、緑化の推進に努め、防災空間の確保に努める。 |

(4) 道路網の整備

| 主体 | 主な取組 |
|-------|---|
| 市、国、県 | ● 道路管理者は、道路の延焼遮断効果が大きいことに注目し、市街地における新設改良に当たっては、災害危険度等を勘案しながら広い幅員を確保するとともに、植樹帯等を積極的に設置するよう努める。 ● 避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。 |

(5) 計画的な防災まちづくりの推進

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害に強いまちづくりは、計画的に推進することが重要であるため、都市計画マスタープラン等の中に防災まちづくりに関する方針等を盛り込むよう努める。 |

(6) 文化財保護対策の推進

| 主体 | 主な取組 |
|-----|---|
| 市、県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 文化財に対する市民の愛護意識を高め、防災思想の普及を図る。 ● 文化財の所有者や管理者に対し、防災意識の普及を図るとともに、管理・保護について指導・助言を行う。 ● 適時、適切な指示を実施し、予想される被害を未然に防止する。 ● 自動火災報知設備、貯水槽、防火壁、消防道路等の施設の整備を促進する。 ● 文化財及び周辺環境整備を実施する。 |
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市町村や民間団体（大学・県・建築士会）とともに形成している岡山県文化財等救済ネットワークについて、災害時の連携強化を推進する。 |

第2節 都市施設災害予防計画

1 都市施設災害予防計画

| | |
|-------|----------------|
| 主な担当課 | 都市計画課、水道課、下水道課 |
|-------|----------------|

1-1 基本方針

都市区域における、災害を防止するため、適正で秩序ある土地利用を図り、火災、風水害、震災等の防災面に配慮した、都市施設の整備を積極的に推進し、都市防災対策を進める。

また、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR(生態系を活用した防災・減災)」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

1-2 対策

(1) 都市施設の整備促進

都市計画区域において、都市災害を防止し、適正で秩序ある土地利用を図るため、地域地区等を定めるとともに、道路、公園、下水道等の都市施設の整備を推進する。

| 主体 | 主な取組 |
|-------|--|
| 市、国、県 | <p>(1) 街路の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 都市内道路の整備により都市内に空間を与え、火災の延焼を防止し、災害時には緊急輸送及び避難路としての機能を確保する。 ● 避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。 <p>(2) 公園緑地の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域のニーズ・実情に応じて防災公園としての機能についても考慮しながら整備を図る。 |

(2) 都市排水対策の推進

浸水に強い安全で安心なまちづくりのために、公共下水道事業等の排水施設整備事業を推進する。

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| 市 | <p>(1) 公共下水道事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公共用水域の水質保全を図るとともに、ポンプ場、雨水管渠の新設又は改修を行い、市街地における雨水排除を図り、予想される被害を未然に防止する。 |

(3) 都市防災対策の推進

防火地域の指定、宅地造成等の規制及び災害危険地区の指定などにより都市の防災対策を積極的に進める。

| 主体 | 主な取組 |
|-----|---|
| 市、県 | <p>(1) 防火地域、準防火地域の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市街地における火災を防止するため、市が地域を指定し、必要な規制を行う。 <p>(2) 宅地造成等の規制</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 宅地造成工事により、崖崩れや土砂の流出を生ずるおそれが著しい区域を県知事が宅地造成工事規制区域に指定し、必要な規制を行う。 <p>(3) 災害危険区域の指定及び対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高潮、出水、土石流、地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を災害危険区域に指定し、居住の用に供する建築物の建替又は新築を原則として禁止するとともに、危険度の高い箇所から優先的に防止工事等を施行し、市民の人命及び財産の保全に努める。 ● 災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、地方公共団体が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討する。 |

(4) 防災建築物の整備促進

都市計画区域内の建築物の不燃化、耐震化等を促進し、安全な都市環境の実現に努める。

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| 市 | <p>(1) 公共建築物の不燃化、耐震化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公営住宅、学校、病院等の公共建築物の不燃化、耐震化を図る。 |

(5) 建築物の安全性の確保

| 主体 | 主な取組 |
|----------------|---|
| 市、建築物の所有者等 | <p>(1) 空家対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。 ● 災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、人の生命、身体又は財産に危険な状態が切迫していると認められ、公共の福祉に反する場合等については、必要最小限の範囲内で応急措置を行う。 ● 適切な管理のなされていない空家等の所有者等に対し、必要に応じて適切に管理するよう助言・指導等を行う。 |
| 市、国、県、建築物の所有者等 | <p>(1) 安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。 |

1-3 関連調整事項

(1) 都市排水対策の推進

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 効率的な都市排水対策を実施するためには、河川改修事業等との整合が必要であり、関係機関との計画段階及び事業実施段階において調整を行う。 |

第3節 公共施設等災害予防計画

市、県、指定地方行政機関は、道路、鉄道等の交通施設をはじめ、河川、砂防、海岸保全、急傾斜地崩壊対策、農地防災事業などにより、各種災害対策を総合的、計画的に実施、推進する。

事業実施においては、計画を上回る災害が発生しても、その被害を最小限にとどめ、その効果が粘り強く発揮できるように努めるとともに、環境や景観にも配慮する。

こうした公共施設は、日常の社会経済活動だけでなく、災害発生時の応急活動においても重要な役割を果たすものであり、老朽化した社会資本については、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

1 道路

| | |
|-------|-----|
| 主な担当課 | 土木課 |
|-------|-----|

1-1 基本方針

県の被害想定における最大震度6弱の地震が発生した場合においても、道路の機能が十分発揮できるよう整備を行う。橋梁等の耐震性の向上を図るため、安全性について検討を行い、必要な対策を実施する。また、今後新設する橋梁等道路構造物についても、地震に対する安全性を十分考慮した整備を行う。

落石等危険箇所についても、災害時の避難、緊急物資の輸送に支障をきたさないよう、危険箇所について重点的にパトロールを実施するとともに、危険箇所の防災対策の推進を図る。

1-2 対策

| 主体 | 主な取組 |
|----------------------------------|--|
| 市、国、県、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社 | <ul style="list-style-type: none"> ● 被災時の救助・救急活動や救援物資の輸送等の円滑な実施に必要な道路機能を確保するため、国県道における緊急輸送道路等、道路網のリダンダンシー強化（多重化）や落石・崩土危険箇所の解消等、道路防災対策を計画的に実施し、地震に強い道づくりを推進する。 ● 橋梁等の耐震対策については、跨線橋、跨道橋及び緊急輸送道路など緊急度の高い橋梁から順次補強を行っていくとともに、今後新設する橋梁については、道路橋示方書に基づき整備を行う。また、横断歩道橋、大規模な擁壁、共同溝などについても地震に対する安全性を考慮し整備を行う。 ● 落石危険箇所については、危険度の高い箇所や緊急輸送道路などを優先して防災対策を行い、地震に強い道づくりを推進する。 |

2 鉄道

| | |
|-------|------|
| 主な担当課 | 該当なし |
|-------|------|

2-1 西日本旅客鉄道株式会社

2-1-1 基本方針

西日本旅客鉄道株式会社が管理運営する旅客鉄道事業にかかわる車両、施設、設備の災害予防、災害応急対策、災害復旧等について、迅速適切に処理すべき業務体制を構築し、災害の防止、災害時の輸送確保、社内関係機関及び関係地方自治体との連携を図る。

2-1-2 対策

| 主体 | 主な取組 |
|-------------|---|
| 西日本旅客鉄道株式会社 | <ul style="list-style-type: none"> ● 耐震補強が必要な既設の鉄道構造物の耐震補強工事を計画的に実施するなど、構造物の耐震性を考慮した保守・管理を適切に実施する。 ● 被災時の代替輸送の確保に努める。 |

3 河川

| | |
|-------|-----|
| 主な担当課 | 土木課 |
|-------|-----|

3-1 基本方針

河川管理施設については、通常の河川水位に比べ堤内地盤高が低いところでは、地震により堤防が被災した場合大きな浸水被害をもたらすおそれがあるため、このような地域の河川管理施設の耐震化を図る。

3-2 対策

| 主体 | 主な取組 |
|-----|--|
| 市、県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 堤防、水門、樋門等の河川管理施設で耐震性の劣るものについては、地震に対してその機能が保持できるよう改良し整備を図る。 |

4 砂防関係施設

| | |
|-------|-----|
| 主な担当課 | 土木課 |
|-------|-----|

4-1 基本方針

砂防関係施設が老朽化等により機能低下をきたしている箇所について、補修、補強等を行い、地震による土砂災害を防止する。

4-2 対策

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 砂防関係施設は、砂防堰堤と流路工などの砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設であるが、地震によりこれらの施設が完全に破壊されるようなことはないものと予想される。 ● 砂防関係施設管理者は、既設構造物について常時点検を行い、施設の機能の維持に努め、老朽化した砂防関係施設は地震に対してその機能が保持できるよう補強対策を進める。 |

5 ため池

| | |
|-------|-------|
| 主な担当課 | 農林水産課 |
|-------|-------|

5-1 基本方針

決壊した場合に人的被害を与えるおそれのある「防災重点農業用ため池」のうち、耐震性が不足しているものについて、下流への影響度や緊急性を考慮するなど、優先度を定めた上で必要な耐震対策を行い、地震によるため池の被災を防止する。

また、防災重点農業用ため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、ハザードマップの作成・周知を行い、地域住民へ適切な情報提供を図るなど、防災知識の啓発に努め、地域の災害への対応力を高める。

5-2 対策

| 主体 | 主な取組 |
|-----|--|
| 市、県 | <ul style="list-style-type: none"> ● ため池の管理は水害防止上重要なものであり、阪神・淡路大震災や東日本大震災の経験を踏まえ、一定規模以上のものについて防災の観点から重要なため池を対象として危険度等の基礎的調査を実施する。調査結果に基づき、管理者である市等は安全管理を徹底し、防災重点農業用ため池等で、緊急に整備を要するものについては早期改修に努める。 ● 適切な維持管理や監視体制を確保し、防災重点農業用ため池については、緊急連絡体制等を整備するとともに、ハザードマップの作成・周知を行い、地域住民への適切な情報提供を図るなど、防災知識の啓発に努め、地域住民の地域の災害への対応力を高める。 ● 震度4以上の地震が発生した地域においては、早急に点検・調査を実施し、状況の把握に努める。 |

6 海岸保全施設

| | |
|-------|-----------|
| 主な担当課 | 農林水産課、土木課 |
|-------|-----------|

6-1 基本方針

岡山沿岸海岸保全基本計画に基づき、対象とする地震規模に対し、所要の耐震性能を満足する施設の整備を行う。

6-2 対策

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 岡山沿岸海岸保全基本計画に基づき、人命保護の観点から緊急性の高い箇所を優先し、地震・液状化を考慮した海岸保全施設の計画的な整備を推進する。 |

7 港湾施設、漁港施設

| | |
|-------|-----------------|
| 主な担当課 | 商工観光課、農林水産課、土木課 |
|-------|-----------------|

7-1 基本方針

港湾施設については、大規模地震災害時において市民の避難や緊急物資の輸送を円滑に進めるとともに、震災に伴う地域経済活動への影響を低減させ、また、離島におけるライフラインの確保のため、震災に強い港湾施設の整備を促進する。

7-2 対策

| 主体 | 主な取組 |
|-----|---|
| 市、県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 大規模地震対策の拠点港湾として宇野港、その補完港として水島港、岡山港、東備港、笠岡港を位置づけ、順次、耐震強化岸壁の整備の促進を図る。 ● 大規模地震対策施設は緊急時において船舶が円滑に利用できるように、沈没物や流出物により航路がふさがれたり、泊地が埋没することのないよう、施設配置を十分検討する。 ● 耐震強化岸壁の背後用地については、地盤の液状化対策を考慮するとともに、緊急時における市民の避難や緊急物資の輸送に利用できる広場や緑地を確保し、避難場所や防災拠点としての機能強化を図る。また、市街地と結ぶ道路・鉄道と連携した交通機能の確保にも配慮が必要である。 |

8 学校施設

| | |
|-------|-----------|
| 主な担当課 | 教育総務課、各学校 |
|-------|-----------|

8-1 基本方針

児童生徒等の安全で安心な教育環境を整備するとともに、地域住民の安全と安心を確保するため、災害時の指定緊急避難場所・指定避難所として防災機能の充実を図る。

8-2 対策

| 主体 | 主な取組 |
|-----|---|
| 市、県 | <p>(1) 学校施設の耐震性の確保並びに不燃化及び堅ろう化の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学校施設及び設備を災害から防護し、児童生徒等の安全を図るため、建築に当たっては十分な耐震性を確保し、不燃化及び堅ろう構造化を促進する。 ● 校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する安全性に留意し、適切な予防措置を講じる。 <p>(2) 学校施設・設備等の点検及び整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 建物に加え、電気、ガス、給排水設備等のライフライン及び天井材、外壁、照明器具等の非構造部材についても定期的に安全点検を行い、危険箇所又は要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの補強、補修等の予防措置を図る。 ● 災害に備えた避難及び救助に関する施設・設備の整備を促進し、防災活動に必要な器具等を備蓄するとともに、避難設備等は定期的に点検を行い整備に留意する。 <p>(3) 危険物等の災害予防</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学校等にあつては、ロッカー等、転倒物の固定具設置など、安全を確保できるよう適切な予防措置を講じる。 ● 化学薬品等の危険物を取り扱う学校等にあつては、それらの関係法令に従い適切な災害予防措置を講じる。 |

9 公共建築物（「防災上重要な建築物の不燃化・耐震化」の再掲）

| | |
|-------|--------|
| 主な担当課 | 各施設所管課 |
|-------|--------|

9-1 基本方針

庁舎、病院及びその他の公共建築物については、災害時において救援活動の拠点としての機能に支障をきたす被害を受けないよう耐震性を確保する。

9-2 対策

| 主体 | 主な取組 |
|-------------|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市役所本庁舎については、災害対策本部機能を担う施設として十分な耐震安全性を備えた新庁舎を整備する。また、現庁舎及び新庁舎建設予定地は南海トラフ巨大地震の津波浸水想定区域にあるため、新庁舎建設にあたっては、津波浸水被害を低減するための対策を講じるとともに、市民等の一時的な避難場所や物資の地域内輸送拠点として活用できるスペースを設ける。 |
| 市、国、県、施設管理者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害時において救援活動の拠点や指定避難所となる学校や社会福祉施設、要配慮者対策が必要となる施設、救急・医療活動の拠点となる病院、情報収集・伝達・応急対策の拠点となる庁舎、その他不特定多数の者が利用する施設など防災上重要な建築物の不燃化及び耐震化を図る。 ● 上記の建築物については、防災計画に基づき適切な場所に免震構造等の耐震性能が特に優れた建築物の建設を促進する。 ● 現行の耐震基準（昭和56年施行）以前に建築された既存の建築物については、耐震診断の実施に努め、耐震性能が不足すると判断された場合には建替え、耐震改修又は廃止等の検討を行う。 |

10 文化財

| | |
|-------|-------|
| 主な担当課 | 社会教育課 |
|-------|-------|

10-1 基本方針

文化財の保護のため市民の愛護意識の高揚を図るとともに、文化財の適切な保護・管理体制の確立、耐震対策の促進を図る。

10-2 対策

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 文化財に対する市民の愛護意識を高め、防災思想の普及を図る。 ● 「文化財所有者のための防災対策マニュアル」等を活用して、文化財の所有者や管理者に対し防災知識の普及を図るとともに、管理・保護について指導・助言を行う。 ● 適時、適切な指示を実施し、予想される被害を未然に防止する。 ● 文化財及び周辺環境整備を実施する。 |
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市町村や民間団体（大学・県・建築士会）とともに形成している岡山県文化財等救済ネットワークについて、災害時の連携強化を推進する。 |

第4節 ライフライン（電気、ガス、水道等）施設予防計画

1 電気施設

| | |
|-------|------|
| 主な担当課 | 該当なし |
|-------|------|

（1）基本方針

電力施設の災害を防止し、また、発生した被害の最小化を図り、早期の復旧を実現するため、防災・減災環境の整備と災害発生原因の除去に常に努力を傾注する。

（2）対策

| 主体 | 主な取組 |
|-----------|--|
| ライフライン事業者 | <p>（1）配電設備</p> <p>1）架空電線路</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため同基準に基づき設計する。 <p>（2）送電設備</p> <p>1）架空電線路</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため同基準に基づき設計する。 <p>2）地中電線路</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど、耐震性を配慮し設計する。 <p>（3）変電設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 機器の耐震は、変電所設備の規模や過去に発生した地震動などを勘案した、「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計する。 ● 建物については、建築基準法による耐震設計を行う。 <p>（4）通信設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 屋内装置の設置方法については、建物の構造（柔構造または剛構造）と装置の設置階及び装置の固定方法を考慮し設計する。 <p>（5）水力発電設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 水力発電設備は、発電用水力設備に関する技術基準、河川管理施設等構造令、ダム設計基準等に基づき設計する。 ● 電気工作物は、発電所設備の重要度、その地域の予想される地震動などを勘案するほか、発電用水力設備に関する技術基準に基づき設計する。 <p>（6）火力発電設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 火力発電設備は、発電設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、火力発電設備に関する各種耐震基準に基づき設計する。 |

2 ガス施設

| | |
|-------|------|
| 主な担当課 | 該当なし |
|-------|------|

2-1-1 都市ガス

(1) 基本方針

一般社団法人日本ガス協会による過去の地震におけるガス施設の被害に関する事例研究及び対策指針などを参考とし、ガスの漏えいによる二次災害の発生を防ぎ、ガスの安全な供給を確保することを目的として、以下の計画に基づいて耐震性の強化等の対策を実施する。

(2) 対策

| 主体 | 主な取組 |
|-----------|---|
| ライフライン事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ● ガス施設の耐震性の強化及び被害の軽減のための諸施策を実施する。 ● 総合防災システムを確立することにより、被災防止に努める。 |

2-1-2 LPガス

(1) 基本方針

LPガスは、家庭用（県下の約70%世帯）や業務用の燃料として消費されており、安全の確保はLPガス業界に課せられた重大な社会的責務である。

このため、業界をあげて消費設備等の安全対策を一般消費者及び公共機関の理解を得ながら推進するとともに、万一の災害に備えて防災体制等の整備に積極的に取り組む。

(2) 対策

| 主体 | 主な取組 |
|-----------|---|
| ライフライン事業者 | <p>(1) LPガス製造（充填）施設関係</p> <p>1) LPガス製造事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ● LPガス製造事業者は、関係法令等を遵守し、設備の維持管理及び従業員の教育・訓練に努めるとともに、施設強化等の検討・整備をする。 <p>(2) LPガス設備関係</p> <p>1) LPガス消費者</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自らが保安の責任者であるとの認識のもとに、各自がLPガスの事故防止に努める。 <p>2) LPガス販売事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 全従業員に対して、顧客にLPガスと併せ安全を提供することの基本方針を徹底し、関係法令の遵守、防災体制等の整備及び顧客とのコミュニケーションに努めるとともに、事故防止対策に積極的に対応する。 <p>3) 協会、支部</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 会員が実施する災害防災対策について指導するとともに、事故防止対策の実施等について県、市町村及び中央関係団体等の指導・協力を受けて積極的に取り組む。 |

3 上水道施設

| | |
|-------|-----|
| 主な担当課 | 水道課 |
|-------|-----|

(1) 基本方針

耐震性確保の観点から水道施設の総点検を行い、施設の老朽度合い、震度分布図、津波浸水想定及び液状化危険度分布図など、地形・地質の状況も勘案して、必要な耐震性診断を実施することによって、優先度を見極め、総合的かつ計画的に耐震化を推進する。

また、災害時の広域支援体制の確立や民間事業者との連携を図る。

(2) 対策

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| 市 | <p>(1) 基幹施設及び重要系統の耐震化・近代化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 水道施設について部分的な被害が生じても、他の部分においては通常の機能を発揮することができるようにするため、配水池に至るまでの基幹施設について、耐震化を含めた老朽施設の更新を進めるとともに、断水被害の拡大防止の点から、独立して配水機能を発揮できる配水ブロック化を促進する。 ● 各配水ブロック内においては、優先順位を定めて、重要系統から逐次計画的に施設の近代化を進める。 ● 河川等を複数系統の管で横断する場合には、一方を水管橋又は橋梁添架管、他方を伏越しとする等、工法を変えることも併せて推進する。 <p>(2) 老朽管の更新</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 石綿セメント管、鋳鉄管等については、耐震性の確保、また、東日本大震災でも立証されたことから、ダクタイト鋳鉄管等耐震管への計画的な布設替えを行う。 ● 配水本管については離脱が起こりにくい伸縮性のある継手を使用する。 <p>(3) 緊急時の給水の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 基幹施設の一部がダウンする緊急時においても、他の水道施設によってカバーし、機能を維持できるようにして、水道システムの安定性を向上させる。 ● 浄水施設や配水池の能力を増強するとともに、既に、岡山市と倉敷市との間で行われているように、緊急時に施設間で水の融通を図るために必要な連絡管等を整備する。 <p>(4) 水道施設の広域化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 応急給水や復旧作業のための用水を確保する上では、被災系統に他の系統から水融通を行うことが有効である。そのため、広域的に水を融通できる広域水道を整備することにより、広域的なバックアップ機能の強化を推進する。 <p>(5) 訓練・研修等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 訓練・研修等の実施を通じて、災害時の応急給水や応急復旧など、緊急時の広域支援体制の確立を図るとともに、民間事業者と連携した支援体制の確保を推進する。 |

4 下水道施設

| | |
|-------|------|
| 主な担当課 | 下水道課 |
|-------|------|

(1) 基本方針

下水道施設の耐震化を計画的に進めるとともに、施設が被災した場合でも最低限の下水道機能等が確保できるような施設計画や応急対策計画の整備を推進する。
また、被災時の迅速な下水道機能の復旧、事業継続体制の確保を図る。

(2) 対策

| 主体 | 主な取組 |
|-----|---|
| 市、県 | <p>(1) 下水道施設の耐震化等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 処理場や処理場へ直結する幹線管路など、重要度の高い下水道施設の耐震診断や耐震化、津波対策を優先的に実施するなど、施設の効率的な耐災害性の向上を図る。 <p>(2) 下水道BCPの策定等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 大規模地震発生時における迅速な下水道機能の復旧、事業継続を行うため、流域下水道及び市下水道に係る事業継続計画（下水道BCP）を策定するとともに、訓練・研修等を通じて、その実効性の向上を図る。 <p>(3) 下水道施設の弾力的運用による機能の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 施設が損傷を受け、下水処理が不能となった場合でも、雨水滞水池、処理水質の改善や修景のための池を沈殿池、塩素混和池に転用することや可搬式処理施設を活用することにより、必要最低限の処理を行えるよう、応急対策を加味した施設計画とする。 <p>(4) 重要幹線等の耐震化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 重要幹線又は下水処理場内の重要な水路、配管若しくは汚泥圧送管等が破断した場合は、システム全体が長期にわたり機能を停止することになる。これを避けるため、重要幹線の二条化や処理場内の重要な水路等の複数系列化について検討する。 <p>(5) 下水道施設のネットワーク化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 下水道施設が損傷した場合にその機能を代替できるよう、管渠、ポンプ場、下水処理場のネットワーク化について検討する。 <p>(6) 下水道施設の防災施設としての活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 下水道は下水処理場、ポンプ場等まとまった空間を有しており、これらを延焼遮断帯として活用する。 ● 処理水や雨水貯留施設の貯留水を消防用水、雑用水等として利用することを考慮した施設計画を検討する。 |

第5節 廃棄物処理体制整備計画

1 廃棄物処理体制整備計画

| | |
|-------|-------------|
| 主な担当課 | 危機管理課、環境保全課 |
|-------|-------------|

1-1 基本方針

市は、発災時における混乱を避け、災害時に発生する廃棄物を適正かつ迅速に処理するため、国の「災害廃棄物対策指針」に基づき、災害廃棄物処理計画をあらかじめ策定する。策定に当たっては、被害が広域かつ甚大な災害に対処するため、自らが被災するだけでなく、支援する側になることも想定して検討を行う。

また、廃棄物の処理主体となる市は、一般廃棄物処理施設の耐震化、不燃堅ろう化等などの災害対策を講じる。

1-2 対策

1-2-1 廃棄物処理施設の災害予防等

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 既存一般廃棄物処理施設について耐震診断を実施し、煙突の補強等耐震性の向上、不燃堅ろう化、浸水対策等を図るとともに、施設の新設に当たっては、耐震性や浸水対策、液状化等に配慮した施設づくりを行う。 ● 水道や電気等ライフラインの断絶に備え、予備冷却水の確保、施設の稼働に必要な燃料、薬剤の備蓄、非常用発電機の設置に努める。 ● 災害時に公共下水道、浄化槽が使用できなくなること及び指定避難所での避難者の生活に対応するため、仮設トイレ、マンホールトイレ、簡易トイレ、消臭剤、脱臭剤等の備蓄を行うほか、仮設トイレを備蓄している建設事業者団体、レンタル事業者団体等に対して、災害時に迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えておく。 |
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市が行う一般廃棄物処理施設の耐震化等に関し、必要な助言その他支援を行う。 ● 災害時における建物等の解体撤去、廃棄物の収集運搬、処理、仮設トイレ等の確保について、関係団体との協力体制の整備に努める。 |

1-2-2 組織体制の整備等

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 迅速に適切な廃棄物処理のための初期活動が行えるよう、発災時の動員・配置計画、連絡体制、指揮命令系統等をあらかじめ定めておく。 ● 関係行政機関、周辺市町村及び廃棄物関係団体等との広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。 ● 迅速かつ的確に情報収集し、関係機関等との連絡調整、処理計画の実行が行われるよう職員の教育訓練を実施する。 |
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市の状況把握を行うための情報収集、連絡体制を整えるとともに、職員の教育訓練、市町村の研修会等を実施する。 ● 広域的な調整等（支援県となる場合を含む。）に備え、国、他都道府県、関係機関との広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。 |

1-2-3 災害廃棄物処理計画の策定

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物処理計画を策定し、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理や公費解体及び土砂混じりがれきの撤去を行う場合の体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、具体的に示す。 |
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。 |

1-2-4 災害時の廃棄物処理体制の整備

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。 ● 十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平常時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図る。 <p>[資料編2-18 廃棄物処理体制の整備に関する事項]</p> |

第2部
災害予防計画

第6節 地盤災害対策計画

1 地盤災害対策計画

| | |
|-------|-----------------|
| 主な担当課 | 危機管理課、土木課、都市計画課 |
|-------|-----------------|

1-1 基本方針

地盤災害は地域特性が極めて顕著な現象であり、各種施設の被害を未然に防止するため、地域の特性を十分調査検討し、地盤特性に関する知識の普及に努めるとともに、適正な土地利用を推進し、災害時の被害を軽減するための諸対策を講じる。

1-2 対策

(1) 液状化危険地域の予防計画

| 主体 | 主な取組 |
|-----|--|
| 市、県 | <p>(1) 液状化危険地域の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 過去の液状化災害、大学や各種研究機関において実施される液状化現象に関する調査研究の成果を踏まえ、各地域における地盤状況を点検し、液状化現象が予測される地域（液状化危険地域）を把握し、地震被害想定に基づき液状化危険度分布図を作成する。 <p>(2) 液状化防止対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民に対しては、地盤の液状化に伴う危険性について啓発活動を実施し、防災知識の普及に努める。その際、沿岸部をはじめ液状化が懸念される地域で住宅を建設する場合には、あらかじめ液状化判定を実施し、液状化対策が必要と判定された場合には、地盤改良やしっかりとした基礎杭の施工などの液状化対策を行うことが望ましい。 ● 地盤の液状化を防止する地盤改良、液状化による被害を最小限にとどめる建築物、公共施設、地下埋設物等の耐震強化等、各種対策の普及を図る。なお、東日本大震災を受け、国において、施設の特性を踏まえ、公共インフラにおける各技術基準の在り方を検討することとしており、その検討結果を踏まえて取り組む必要がある。 |

(2) 大規模盛土造成地マップの周知等

| 主体 | 主な取組 |
|-----|--|
| 市、県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを周知するほか、液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。 |

(3) 土地利用の適正化

| 主体 | 主な取組 |
|-----|---|
| 市、県 | <p>(1) 土地条件の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 土地自然情報を収集・整理し、災害強度の評価を実施し、その結果に基づいた適切な土地利用やハード面及びソフト面での対策に関する調査を実施する。 ● 危険箇所マップの作成等により、災害危険箇所の周知を図るとともに、土地自然に関する情報や評価結果を広く一般市民に対して公開することにより、市民の意識を啓発し、市民と行政が協力した土地利用の適正化の推進に資する。 <p>(2) 土地利用の誘導・規制</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに、都市計画法、宅地造成等規制法等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。 |

第7節 津波災害予防計画

1 津波災害予防計画

| | |
|-------|------------------|
| 主な担当課 | 危機管理課、土木課、各施設所管課 |
|-------|------------------|

1-1 基本方針

今後の津波に対する研究結果や南海トラフの大規模地震発生後津波到達までの時間はあくまでも推計値であり、津波の発生のおそれがある場合には、速やかに避難する必要がある。また、津波による被害が生じるおそれのある地域における市民の生命を守るため、津波防災の地域づくりを進めるとともに、海岸保全施設の整備を行うなど、ソフト対策及びハード対策を組み合わせた総合的な津波対策を実施する。

1-2 対策

1-2-1 津波に係る防災知識の普及

[資料編 2-19 津波に係る防災知識の普及]

1-2-2 津波防災まちづくり

(1) 津波に強いまちの形成

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。 |

(2) 津波災害警戒区域等の指定

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 津波災害警戒区域の指定があった場合、市防災計画において、次の事項を定める。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項 2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項 3) 市長が行う津波に係る避難訓練の実施に関する事項 4) 警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として要配慮者が利用する施設の名称及び所在地 5) 津波の発生時の円滑かつ迅速な避難を確保するための、4)の施設の利用者に対する人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項 6) その他、警戒区域における津波による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項 ● 人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所や避難路、その他警戒区域における円滑な避難を確保する上で必要な事項を印刷物の配布等により市民等に周知する。 ● 市防災計画において、津波災害警戒区域内の施設を避難促進施設とし |

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| | て定めた場合は、その所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成や避難訓練の実施に関して必要な助言又は勧告等を行い、取組の支援に努める。 |
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 津波災害のおそれのある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査の結果を踏まえ、津波浸水想定を設定し、施設整備、警戒避難体制、土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。 ● 海岸保全施設の海側（堤外地）も含めて津波浸水想定を行う。 ● 津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずる。 ● 津波浸水想定を公表し、津波発生時の警戒避難体制の整備を行う。 |

1-2-3 施設の整備及び建築物の安全化

(1) 施設の整備

| 主体 | 主な取組 |
|-----|--|
| 市、県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるよう、立地、構造等の安全性の基準を考慮して整備し、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。 ● 庁舎、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期する。 |

(2) 避難関連施設の整備

| 主体 | 主な取組 |
|-----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 指定緊急避難場所の整備に当たり、これらを津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努める。 ● 専ら避難生活を送る場所として整備された避難所を津波からの緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて市民への周知徹底を図る。 ● 津波災害警戒区域内等において、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位（基準水位）以上の場所に避難場所が配置され、安全な構造である民間等の建築物について、津波避難ビル等の避難場所として確保する場合には、管理協定の締結や指定緊急避難場所としての指定等により、津波発生時に確実に避難できる体制の構築に努める。 |
| 市、県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。 ● 避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差や液状化の発生、 |

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| | 避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図る。また、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努める。 |

(3) 建築物の安全化

| 主体 | 主な取組 |
|-----------|--|
| 市、県、施設管理者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に係る社会福祉施設、医療施設等について、津波に対する安全性の確保に特に配慮する。 |
| 市、県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 津波災害警戒区域や災害危険区域において、要配慮者が利用する施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進する。 ● 津波浸水想定の対象地域における児童生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化など、各地域の実情等を踏まえた学校の津波対策に努める。 |

1-2-4 海岸等防災対策

| 主体 | 主な取組 |
|-----|---|
| 市、県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 海岸堤防、防潮水門等海岸保全施設及び沿岸部の河川管理施設について、津波に対する最新の知見を踏まえながら整備、補強を図る。 ● これらの整備には長期間を要するため、その目的、意味及び施設整備が地域の防災力や地域住民の安全の観点からどのような位置づけにあるかなどについて、地域住民とコミュニケーションを図る。 |

第8節 指定緊急避難場所及び避難路等整備計画

1 指定緊急避難場所及び避難路等整備計画

| | |
|-------|-----------------|
| 主な担当課 | 危機管理課、土木課、都市計画課 |
|-------|-----------------|

1-1 基本方針

市は、想定される災害の種別や状況を考慮した上で、災害の危険が切迫した場合の緊急的な避難先として、必要な数、規模の指定緊急避難場所及び避難路をあらかじめ指定し、市民への周知徹底に努めるとともに、円滑に避難誘導を行うための案内標識等の設置に取り組む。また、市、国及び県は指定緊急避難場所及び避難路の重点的な整備を図る。

1-2 対策

1-2-1 指定緊急避難場所の整備等

(1) 指定緊急避難場所の指定

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所をあらかじめ指定し、ハザードマップや広報紙等を通じ、また、所要の箇所に表示板を設置する等により、市民への周知徹底を図る。 ● 指定緊急避難場所については、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、または構造上安全な施設を指定するものとする。 ● 指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。 ● 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から市民等への周知徹底に努める。 ● 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適切である場合があることを日頃から市民等へ周知徹底に努める。 ● 指定緊急避難場所は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有するもので、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものとし、想定される津波等の水位以上の高さに避難者の受入部分及び当該部分への避難路を有する施設とする。 ● 公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火事の輻射熱に対して安全な空間であることに留意する。 ● やむを得ず津波等による被害のおそれのある場所を避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図る。 |

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ● 津波浸水予測図、津波到達時間及び地形的条件などを勘案し、避難が困難と想定される地域等において、沿岸市町は、緊急的・一時的な避難施設として津波避難ビルの指定に努めることとし、その指定に当たっては、あらかじめ施設管理者と調整し、外部階段の設置や避難路の確保等、迅速な避難に必要な対策を講じる。 |

(2) 指定緊急避難場所の整備

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市街地における緑とオープンスペースは、指定緊急避難場所などの確保、火災延焼防止のため重要な施設であり、市街地の基盤施設として、公園事業等により積極的に整備を図る。整備に当たっては、規模と配置の適正化に留意し、施設面では外周部に植栽し緑化を行い、火災の拡大の防止に資するとともに、火災の輻射熱に対し安全な空間とする。 ● 指定緊急避難場所として指定した場所には、市民にわかりやすく表示を行い、地震発生時には速やかに避難者の受入れができるよう避難地出入口部分の整備やその開放等の管理体制の明確化を図るとともに、夜間に避難することを想定し、照明設備の整備にも努める。 ● 指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。 ● 災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。 |

1-2-2 避難路の整備

(1) 避難路の指定

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 想定される災害の種類や状況を考慮した上で、地域の実情に即し、市民の理解と協力を得て、避難路を指定する。指定に当たっては、災害時に使用できなくなることも考慮して複数の避難路を指定し、市民への周知を図るとともに、避難路には指定緊急避難場所等への案内標識等を設置するよう努める。 |

(2) 避難路の整備

| 主体 | 主な取組 |
|-------|--|
| 市、国、県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市街地における道路は、交通施設であるだけでなく、消防活動・延焼防止等の防災空間としての機能をはじめ多くの機能を持つ施設である。道路網を適切に配置し、道路・街路事業等を積極的に推進することにより避難路の整備を図る。 ● 避難路の整備に当たっては、必要に応じて避難の支障となる電柱倒壊及び切断電線等による二次災害を防止するため電線類の地中化に努める。また、窓ガラス、看板等の落下防止についても、沿道の建築物の所有者又は管理者にその重要性を啓発し、落下物発生のおそれのある建築物については改修を指導する。 |

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| | <ul style="list-style-type: none">● 避難路には、避難路であることや指定緊急避難場所等の方向等を各所にわかりやすく表示し、速やかな誘導ができるようにする。さらに、夜間の避難に備え、照明の確保にも努める。 |

第9節 避難及び避難所の設置・運営計画

1 避難方法

| | |
|-------|--|
| 主な担当課 | 危機管理課、福祉政策課、長寿介護課、予防課、消防署、消防団、学校教育課、就学前教育課 |
|-------|--|

1-1 基本方針

市長は、あらかじめ避難経路について複数ルートを確保しておくとともに、総合的な避難計画を策定し市民等への周知を図るとともに、避難計画に基づく訓練に努める。

また、迅速かつ確実な市民等の避難行動を確保することを基本とし、市民の命を守ることを最優先に、沿岸市町及び県、防災関係機関が連携し、津波警報等の迅速な情報伝達や指定緊急避難場所等、安全な避難場所への的確な避難誘導の実施体制の確保を図る。

1-2 対策

1-2-1 避難計画

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレス等について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。 ● 指定緊急避難場所、指定避難所、避難方法、避難誘導責任者及び避難開始時期等を内容とする避難計画を作成し、地域住民、指定緊急避難場所等の管理者等に周知徹底し、避難の円滑化を図る。 ● 避難計画策定に当たっては、要配慮者に十分配慮するとともに、消防職団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導・支援に当たる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、市民等に周知する。 ● 避難方法に関しては、ホテルへの避難や自宅避難、車両での避難等も含め、状況に応じた最適な避難の検討を行う。 ● 避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の市民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。 ● 災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。 ● 学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。 ● 小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育園・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。 ● 迅速・的確な避難のため、地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難指示の具体的な発令基準をあらかじめ定めるとともに、県をはじめ防災関係機関等の協力を得つつ、Lアラート（災害情報共有システム）の活用や、防災行政無線、全国瞬時警報システム |

| 主体 | 主な取組 |
|-----|--|
| | <p>(J-ALERT)、テレビ(ワンセグを含む。)、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)を含む。)、緊急警報放送、インターネット等を用いた伝達手段の多重化、多様化を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、津波警報等、避難指示の伝達内容等についてあらかじめ検討し、その際には高齢者や障害のある人、外国人旅行者等、避難誘導の際に配慮を要する者への情報伝達体制の整備に留意する。 <p>(1) 避難指示発令基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 津波災害に対する市民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難指示の発令基準を設定するものとし、その設定・見直しに当たっては、県や気象台等との連携に努める。また、国及び県は、市に対し、避難指示の発令基準の策定を支援するなど、市町の防災体制確保に向けた支援を行う。 <p>(2) 津波避難誘導計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 津波発生時において市民が迅速・的確に避難できるよう、具体的なシミュレーションや訓練の実施などを通じて、市民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、避難対象地域、指定緊急避難場所、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した具体的かつ実践的な津波避難誘導計画を地域ぐるみで策定するとともに、その内容を市民等へ周知徹底するよう努める。 ● 計画の策定に当たっては、自動車による避難は、渋滞が発生し円滑な避難が妨げられるなどの危険性があることから、徒歩による避難を原則とするが、津波到達時間、指定緊急避難場所までの距離、要配慮者の状況、避難路の状況等の地域性を考慮し、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合には、円滑な避難が可能な経路や交通量抑制策等をあらかじめ警察と十分調整し、各地域で合意形成を図るなど、具体的な方策を検討する。 <p>(3) 避難支援体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 避難行動要支援者名簿を活用した効果的な避難支援や迅速な安否確認、その他要配慮者への対応並びに消防職団員、水防団員、警察官、市職員など津波災害時において防災対応や避難誘導・支援に当たる者の危険を回避するための津波到達時間内の防災対応及び避難誘導・支援に係る行動ルール及び退避の判断基準をあらかじめ定めて市民等に周知する。 ● 広く住民参加を促しながら避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、必要に応じて行動ルール等の適切な見直しを行う。 |
| 市、県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 津波災害特別警戒区域や災害危険区域においては、要配慮者が利用する施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進するとともに、区域内への海拔標示や誘導標識等の整備を効果的に実施し、市民や一時滞在者等の避難の意識が高まるよう努める。 |

| 主体 | 主な取組 |
|----------------|--|
| 町内会等 | <ul style="list-style-type: none"> ● 平常時から自主防災組織等をつくり、避難計画を自主的に見直すとともに、各地域における避難の際に支援が必要となる要配慮者等の把握に努める。 |
| 多数が利用する施設等の管理者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 大型小売店、駅、劇場等の興業場、その他の不特定多数の者が利用する施設や学校、社会福祉施設等の管理者は、突発性の災害の発生に備え、多数の避難者の集中や混乱にも配慮しつつ、施設利用者の避難誘導、安否確認の方法等を内容とする避難誘導マニュアル等の作成に努める。なお、避難誘導マニュアル等の策定に当たっては、要配慮者に十分配慮する。 ● 劇場・駅等不特定多数の者が使用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に係る社会福祉施設、医療施設等について、津波に対する安全性の確保に特に配慮する。 |

1-2-2 避難訓練の実施

| 主体 | 主な取組 |
|----------------|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成した上で、防災関係機関と共同し、又は単独で、地域住民の参加を得て、避難訓練を実施する。 ● 避難訓練等の実施を通じて避難誘導活動上の問題点等を把握し、必要に応じて計画の見直しを行う。 |
| 町内会等 | <ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民は、市等防災関係機関が実施する防災訓練に積極的に参加し、一人ひとりが日頃から災害についての認識を深め、万一の災害に備え、避難場所、避難方法等の確認に努めるとともに、自らも自主的に避難訓練を実施する。 |
| 多数が利用する施設等の管理者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 大型小売店、駅、劇場等の興行場、その他の不特定多数の者が利用する施設や学校、社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ作成した避難誘導マニュアル等を活用した避難誘導訓練を実施する。 |

2 指定避難所の設置

| | |
|-------|--|
| 主な担当課 | 危機管理課、協働推進課、福祉政策課、長寿介護課、健康増進課、教育総務課、学校教育課、就学前教育課、社会教育課 |
|-------|--|

2-1 基本方針

市長は、想定される災害の影響や被災者の生活環境の確保を考慮した上で、あらかじめ指定避難所の指定を行い、ハザードマップや広報紙等により市民に周知を図る。

また、平常時には施設設備の整備状況や生活物資等の在庫状況を把握し、必要な対策を講じるなど、災害時において指定避難所が市民の生命、身体の安全や生活環境を確保するための施設として十分に機能するよう努める。

新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

2-2 対策

2-2-1 指定避難所等の指定・周知

(1) 指定避難所の指定・周知

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、ハザードマップや広報紙等を通じ、また、所要の箇所に表示板を設置する等により、市民への周知徹底を図る。 ● 災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。 ● 避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。 ● 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から市民等への周知徹底に努める。 ● 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。 ● 指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。 ● 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。 ● 指定避難所として指定した施設については、その施設の管理者との間で、災害時の使用方法等について十分協議するとともに、被災者の生活環境を確保するための設備の整備に努める。 ● 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。 ● 建物が被災した場合を想定し、建物の建築年、床面積、構造、階数、耐震診断・改修の状況等を把握しておく。特に、昭和56年5月末以前に建築確認を受けた建物を指定避難所とする場合は、早急に耐震診断を行い、耐震改修が必要な建物については補強・改修を行うことを管理者に働きかけるなどにより、安全性を確保する。 ● 市内に指定避難所としての条件を満たす適当な施設等がない場合は、災害時に野外に天幕又は仮設住宅を設置して避難所を開設し、または、近隣市町村への委託や近隣の民間施設の借り上げ等により避難所を設置することを想定し、近隣市町村や民間業者等との間での協定締結等に努める。 |

(2) 福祉避難所の指定・周知

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害のある人、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所を指定するよう努める。 ● 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けられる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。 ● 特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。 ● 福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。 ● 前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。 |

2-2-2 指定避難所の施設設備の整備

| 主体 | 主な取組 |
|-------|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。 ● 停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。 ● 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。 ● 授乳室や男女別の物干し場、更衣室の設置に当たり、異性の目線やプライバシー、子育て家庭のニーズに配慮した設備の整備や要配慮者に配慮したスロープ等の施設の整備、必要に応じて被災者が飼養する犬・猫等の家庭動物（特定動物を除く）（以下「被災ペット」という。）のためのスペースの確保に努めるとともに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。 ● 災害時における非常通話等の迅速、円滑化を図り、かつ、輻輳を避けるため、災害時優先電話をあらかじめ西日本電信電話株式会社の事業所に申請し、承認を受けておく。 |
| 施設管理者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 指定避難所に指定された施設の管理者は、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。 |

2-2-3 指定避難所における生活物資等の確保

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 緊急の際の指定避難所への「緊急資機材等納入業者名簿」を作成しておくとともに、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、体温計、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。福祉避難所についても、同様とする。 |

2-2-4 指定避難所設置マニュアルの策定

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害時における指定避難所設置手続について、マニュアルをあらかじめ策定し、指定避難所の開設・管理責任者等必要な事項について市民への周知を図る。 ● 訓練・研修等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、市民等への普及に当たっては、市民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。 <p>[資料編 2-20 指定避難所設置マニュアルの策定事項]</p> |

3 運営体制

| | |
|-------|--|
| 主な担当課 | 危機管理課、協働推進課、福祉政策課、長寿介護課、健康増進課、教育総務課、学校教育課、就学前教育課、社会教育課 |
|-------|--|

3-1 基本方針

避難所の運営が円滑かつ統一的に行えるよう、あらかじめ避難所運営マニュアルを作成し、避難者の良好な生活環境を確保するための運営基準や取組方法、要配慮者に対する必要な支援等について明確にしておく。また、避難所設置後は、発災直後の命の確保が最優先事項となる段階、次第に生活が安定し始め、避難者自身による自治的な運営組織が行われる段階、避難所の解消に向けた環境整備を進める段階等の各段階に応じて、市は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努めるなど適切な対応を行う。

なお、避難所の設置は応急的なものであり、早期に施設本来の機能を回復する必要があることから、必要に応じて被災住宅の応急修理の実施や応急仮設住宅の設置、民間賃貸住宅の借り上げ等を実施する等により、避難所の早期解消を図る。

3-2 対策

3-2-1 行政側の管理伝達体制

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害発生後速やかに管理体制を構築するため、指定避難所の維持管理体制及び災害発生時の要員の派遣方法についてマニュアルをあらかじめ定めておく。 ● 当該職員も被災する可能性が高い上、深夜・休日に災害が発生する場合も考えられるので、それらの場合を考慮した配置計画とする。 |

3-2-2 避難者の自治体制

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 指定避難所での避難者に対する正確な情報の伝達や円滑な食料、飲料水等の配布に努める。 ● 清掃等については、避難者、市民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じて、他の地方公共団体に対して協力を求める。 ● 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、自主防災組織や被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立上げを支援する。 ● 指定避難所の円滑な運営を図るため、自主防災組織や自治会、指定避難所に指定した施設の管理者等、関係者とあらかじめ協議した上で、指定避難所ごとに「避難所運営マニュアル」を作成しておき、健康管理、防犯、衛生上の観点等での避難者の良好な生活環境の確保を図るとともに、要配慮者に必要な支援内容等を明確にしておく。 [資料編2-21 避難所運営マニュアルにおいて定める事項] ● 指定避難所の運営に当たっては、意思決定の場への女性の参画を推進するとともに、在宅避難者を含めた避難者の状況把握や避難生活での男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮した運営に努める。 |

3-2-3 施設管理者による避難所支援体制

| 主体 | 主な取組 |
|---------------|---|
| 指定避難所設置施設の管理者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 指定避難所の維持管理に協力するとともに運営の支援に当たるため、市や関係自主防災組織等とともに、避難所マニュアルの策定に参加する。 ● 関係職員にあらかじめ研修を行い、必要な知識の習得に努める。 |

第3章 災害に強い体制づくり

【施策の体系】

| 節 | 項 |
|---------------------------|---------------|
| 第1節 災害応急体制整備 | 1 災害応急体制整備 |
| 第2節 情報の収集連絡体制整備 | 1 情報の収集連絡体制整備 |
| 第3節 救助、救急、医療体制、保健医療体制整備計画 | 1 救助 |
| | 2 傷病者搬送 |
| | 3 医療体制 |
| | 4 災害救助用資機材の確保 |
| | 5 公衆衛生活動 |
| 第4節 行政機関防災訓練計画 | 1 行政機関防災訓練計画 |
| 第5節 業務継続体制の確保 | 1 業務継続体制の確保 |
| 第6節 広域的応援体制整備計画 | 1 広域的応援体制整備計画 |

第1節 災害応急体制整備

1 災害応急体制整備

| | |
|-------|----|
| 主な担当課 | 全課 |
|-------|----|

1-1 基本方針

災害対策に有益な情報を迅速かつ的確に把握するとともに、情報共有を図るために市町村、警察、消防、その他関係機関と連携できる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。なお、災害発生時における参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、携帯電話等による参集途上での情報収集伝達手段の確保などについて検討し、迅速な初動体制・非常体制の確立、災害対策本部の設置及び非常時の処理権限など、応急体制全般について所要の整備を図る。その際、職員の安全の確保に十分に配慮する。

また、あらかじめ民間事業者に委託可能な災害対策業務については、民間事業者と協定を締結しておき、非常時の対応の強化を図る。

さらに、非常時の災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、外部の専門家、関係機関等の出席を求めることができる仕組みを平常時から構築するよう努める。

市、県及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、市及び県は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や民間人材の雇用等、人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

市及び県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。

時間差を置いて発生する災害には、発生シナリオの検討を行い、複数回にわたる被災に対して臨機応変に対応できるよう、応急活動、建築物等の応急危険度判定、避難生活者保護、復旧活動における注意喚起等の対策の検討に努める。

1-2 対策

1-2-1 対応計画の作成

| 主体 | 主な取組 |
|-------------|---|
| 市、県等の防災関係機関 | ● 災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに配慮しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画をあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。 |

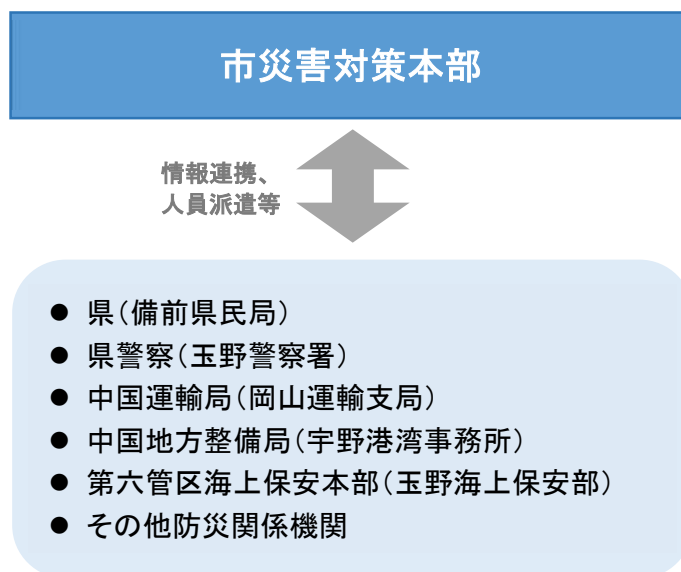
1-2-2 訓練の実施

| 主体 | 主な取組 |
|-------------|--|
| 市、県等の防災関係機関 | ● 様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。また、関係機関が連携し、過去の災害 |

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| | 対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。 |

1-2-3 関係機関等の市災害対策本部への出席

| 主体 | 主な取組 |
|-------------|---|
| 市、県等の防災関係機関 | ● 市災害対策本部に専門的分野に関する意見聴取・連携先との連絡調整など、的確で迅速な災害対応のため、必要に応じて関係機関等が出席可能となるよう、その体制整備に努める。 |



1-2-4 初動体制の確立

(1) 緊急初動班

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 大規模災害が勤務時間外に発生した場合の初動体制を確立するため、緊急初動班を設置する。 ● 緊急初動班については、危機管理課が統括する。 ● 緊急初動班は、本庁及び出先機関に組織し、その規模は本部員並びに情報収集が可能な職員の範囲とする。 ● 緊急初動班は、市内で震度4以上の地震が発生した場合、津波注意報又は津波警報若しくは南海トラフ地震臨時情報(調査中)又は(巨大地震注意)が発表された場合に自主参集し、本庁舎又はあらかじめ指定された場所にて、警戒体制をとる。その際、携帯電話等により参集途上での情報収集を行い、適宜報告する。 ● 緊急初動班の主な任務は次のとおりとし、詳細については別に定める。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 情報の収集及び幹部等への報告 2) 県への連絡 3) 非常体制への移行準備 4) 地震(震度4以上)に伴う津波情報等の対応 |

(2) 班員の指定

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 班員は、職員の中から毎年度指定する。 ● 班員は、震度4以上の地震情報（テレビ、ラジオ放送等）、津波注意報又は津波警報若しくは南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は（巨大地震注意）の発表により、本庁舎又はあらかじめ指定された場所に自主参集する。 ● 班員の担当業務等についてはマニュアルを作成し、毎年度訓練・研修会等を通じて周知を図る。 |

(3) 班員への連絡方法

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 班員への連絡については、メール配信システム及び電話等を用いた通報体制を整備する。 |

1-2-5 非常体制

(1) 非常体制の基準

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 非常体制（市災害対策本部の体制）をとる基準は次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 風水害等 <ol style="list-style-type: none"> ① 高潮警報（警戒レベル4相当）が発表されたとき ② 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当）が発表されたとき ③ 倉敷川水位（彦崎水位観測所）が氾濫危険水位（警戒レベル4水位）に達したとき ④ 特別警報（警戒レベル5相当）が発表されたとき ⑤ 相当規模の災害が発生し、又は相当規模の災害発生が予測される時 2) 地震・津波 <ol style="list-style-type: none"> ① 震度5強以上の地震が市内で発生したとき ② 大津波警報が発表されたとき ③ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき ● 市災害対策本部の組織は、玉野市災害対策本部条例の定めるところによる。 |

(2) 非常体制の職員配備

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 勤務時間外において、震度5強以上の地震情報（テレビ、ラジオ放送等）、大津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、本庁及び出先機関の全職員は直ちに勤務場所に出勤する。 ● 勤務場所に出勤できない職員は、途中の情報をもって最寄りの市民センター等へ仮配備し、市災害対策本部に報告し、その指示を受ける。 ● 各所属長は、職員の配備状況を把握のうえ、必要に応じて、被災していない地域からの職員の応援等の措置を講じる。 |

1-2-6 市災害対策本部室の確保

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市災害対策本部室は市役所本庁舎に設置するものとするが、災害により庁舎が損壊等の被害を受け、本部機能に支障が生じたときは、代替本部室を確保する。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 代替本部室は、次の点を考慮して選定する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 耐震性を有し、本部要員の収容能力があり長期使用が可能な施設であること。 ② 通信手段及び非常電源の確保が図れること。 ③ 幹線道路網に近接し、交通の便がよいこと。 2) 庁舎（本庁）が損壊した場合に備え、市消防庁舎・防災センターに代替本部室等の機能が発揮できるよう拠点機能の整備を行い、その強化充実を図る。 |

1-2-7 防災関係機関相互の連携体制

(1) 協定の締結

| 主体 | 主な取組 |
|-----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 必要に応じて被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。 ● 災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。 |
| 市、県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 平常時から国、地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。 ● 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。 ● 燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。 ● 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。また、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。 ● 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。その際、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。 |

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ● 大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。 |

(2) 情報の共有

| 主体 | 主な取組 |
|--------|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。 ● 避難指示等の発令及び解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求められることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。 |
| 市、県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊・海上保安庁等の部隊の展開及び宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。 ● 同一の水系を有する上下流の市町村間においては、相互に避難指示等の情報が共有できるよう、連絡体制を整備しておく。 |
| 防災関係機関 | <ul style="list-style-type: none"> ● 自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど必要な準備を整えておく。 |

(3) 関係機関の連携推進

| 主体 | 主な取組 |
|--------|--|
| 市、県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。 ● 訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。 ● 男女共同参画の視点から、地域防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、平常時から防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、災害時における男女共同参画担当部局等の役割について、位置付けるよう努める。 |
| 防災関係機関 | <ul style="list-style-type: none"> ● 防災対策の検討等を通じて、お互いに平常時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係をさらに持続的なものにするよう努める。 |

(4) 応援体制の整備

| 主体 | 主な取組 |
|-----|---|
| 市、県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 食料、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要な施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。 ● 消防の応援について、近隣市町村及び県内市町村等と締結した協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の充実強化を図り、実践的な訓練等を通じて人命救助活動等の支援体制の整備に努める。 ● 国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。 ● 災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画をそれぞれ作成するよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。 ● 気候変動による影響を踏まえ、社会全体で災害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、水系ごとに組織する「大規模氾濫時の減災対策協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、県、市町村、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の氾濫域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。 ● 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平常時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。 |
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努める。 |

(5) 支援システムの活用

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 効率的なり災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。 |

第2節 情報の収集連絡体制整備

1 情報の収集連絡体制整備

| | |
|-------|---------------|
| 主な担当課 | 危機管理課、総務課、警防課 |
|-------|---------------|

1-1 基本方針

防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化のため、地域、市、県、防災関係機関相互間における情報連絡網の整備を図るとともに、市外通話施設、災害時優先電話、有線放送施設、無線施設、放送施設等を整備し、防災構造化するなどの改善に努める。

特に、災害発生時における有効な伝達手段である市防災行政無線等の整備を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、要配慮者や災害時に孤立する可能性がある集落等の被災者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

また、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信網の多ルート化、通信ケーブル・CATVケーブルの地中化の促進、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進等による防災対策を推進し、通信連絡機能の維持・向上を図る。

市、消防本部等の防災関係機関が、より迅速・的確に総合的な防災対策の実施が可能となるよう、防災情報を共有するとともに、地域防災力の向上や早めの避難に役立てるため、避難情報などの各種防災情報をWebサイトや電子メール、地上デジタル放送のデータ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等を通じて市民へ提供するシステムの機能の充実を図る。

市及び県は、さまざまな環境下にある市民、県及び市町村職員等に対して津波警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

1-2 対策

1-2-1 災害時の通信手段の確保

（1）防災関係機関の通信手段の整備

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市民等への情報伝達手段として、特に市防災行政無線等の整備を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、要配慮者や災害時に孤立する可能性がある集落等の被災者にも配慮した多様な手段の整備に努める。 ● 市民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市町村防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の市民への迅速かつ的確な伝達に努める。 ● 非常災害時に、市（市災害対策本部）が中心となり、消防、警察などの防災関係機関や病院、銀行、農協、電力・ガス会社などの生活関連機関とが相互に通信できる体制の整備を図る。 ● その他市民への情報の伝達手段として有効なWebサイトによる情報提供機能の確保や緊急速報メール、音声告知放送及びケーブルテレビ |

| 主体 | 主な取組 |
|------------|---|
| | <p>ョン等の整備を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害時に孤立する可能性がある集落等については、あらかじめ集落等の連絡代表者等を明らかにしておくとともに、衛星通信や無線通信等、非常時の連絡手段の確保に努める。 ● Web会議システム等を活用し、県等とリアルタイムで情報共有できるよう努める。 ● J-A L E R Tと防災行政無線等を自動連動させることなどにより、J-A L E R Tにより受信した緊急地震速報を市民等に迅速に伝達する。 |
| 市、県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 地震計等観測機器の整備に努めるとともに、各種防災情報を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める。 ● 被害者情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。 ● 避難誘導・支援者等が津波警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備や消防団体等の避難支援者へ退避を指示できる通信手段(移動系無線等)及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。 |
| 市、県、防災関係機関 | <ul style="list-style-type: none"> ● 各防災関係機関は、それぞれの通信設備の耐震化、通信網の多ルート化や多重化、衛星電話の活用による通信手段の整備、拡充を図るとともに、非常用発電機の整備や燃料の確保に努める。 ● 迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努める。 ● 災害時に有効な携帯電話・衛星携帯電話、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制を整備する。なお、アマチュア無線については、ボランティアという性格に配慮する。 ● 災害時の情報通信手段の確保のため、その整備・運用・管理等に当たっては、次の点を考慮する。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 防災行政無線等の無線通信ネットワークの整備・拡充、相互接続等によるネットワーク間の連携の確保 2) 有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート及び関連装置の二重化の推進 3) 無線設備の定期的総点検の実施、他の機関との連携による通信訓練への参加 4) 災害時優先電話等の効果的活用、災害用通信施設の運用方法等の習熟、情報通信施設の管理運用体制の構築 5) 非常用電源設備を整備するとともに、その運用保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に浸水する危険性が低い堅固な場所への設置等 ● 非常通信の取扱、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加するほか、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震化や浸水しない場所等への移設を図る。 |
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 防災情報ネットワークを活用した岡山県総合防災情報システムを整備することにより、市から、人的被害、住家被害、避難情報、避難所の開設情報等を収集し、市、県及び防災関係機関でリアルタイムの情報共有が図れるように努める。 |

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ● 市から県への被災状況の報告ができない場合を想定し、県職員が情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどを定めた情報収集要領をあらかじめ作成するよう努める。 |

(2) 非常通信協議会との連携

| 主体 | 主な取組 |
|--------|--|
| 防災関係機関 | <ul style="list-style-type: none"> ● 非常通信協議会では、防災行政無線が被災し、あるいは有線通信が途絶し、利用できないときを想定して、他機関の自営通信システムを利用した「中央通信ルート（県と国を結ぶルート）」及び「地方通信ルート（市と県を結ぶルート）」を策定しており、これらのルートの利用に当たっては、あらかじめマニュアル等を作成し、非常通信訓練等を通じて災害時の円滑な通信の確保に備えるとともに、非常通信体制の充実・強化を図る。 |

第3節 救助、救急、医療体制、保健医療体制整備計画

1 救助

| | |
|-------|---------------|
| 主な担当課 | 危機管理課、警防課、消防署 |
|-------|---------------|

1-1 基本方針

市及び県は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、消防機関や警察等の防災機関と関係医療機関との密接な連携体制の強化を図る。

また、職員の訓練や高度な技術・資機材の整備された救助隊の整備を推進し、救助・救急機能の強化を図るとともに、市民や自主防災組織等による救助活動のための条件整備を行う観点から、市民や自主防災組織等の意識啓発や災害救助用資機材の準備等を行う。

1-2 対策

| 主体 | 主な取組 |
|-----------|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害時に救助活動の調整が円滑に行われるよう組織体制の整備及び通信手段の確保等についてあらかじめ定めておく。 ● 県の指針に沿ってサイレントタイム設定マニュアルを作成する。 ● 一般市民、自主防災組織、事業所等に対し、救助・救急の意識啓発、知識の普及及び訓練を行うとともに、各消防団単位に消防本部と結ぶ無線通信装置の配置等に努める。 |
| 市、県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。 |
| 市、県、関係事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い救助・救急機能の強化を図る。 |
| 消防本部、県警察 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害時に救助隊を迅速に組織、派遣するためのマニュアルを作成する。 |

2 傷病者搬送

| | |
|-------|---------|
| 主な担当課 | 警防課、消防署 |
|-------|---------|

2-1 基本方針

災害時、医療救護活動の必要がある場合に立ち上がる県災害保健医療調整本部、地域災害保健医療調整本部において、医療機関の受入可否・被災状況等の情報収集を行うとともに、DMAT県調整本部や消防機関等と連携した搬送調整や、航空運用調整班を通じたヘリコプター等航空機の搬送手段の確保に努める。

2-2 対策

2-2-1 組織体制の整備

| 主体 | 主な取組 |
|------|--|
| 消防本部 | <ul style="list-style-type: none"> ● 関係市町村、関係医療機関との連携を密にして、道路が寸断された場合の搬送方法、災害時における搬送方法の確保体制等を整備するなど効率的な搬送体制の確立に努める。 |

2-2-2 広域災害救急医療情報システムの運用

| 主体 | 主な取組 |
|--------------------|--|
| 市、県、消防本部、医師会、各医療機関 | <ul style="list-style-type: none"> ● 広域的な傷病者・患者の搬送の際に、収容先医療機関の被災状況や空き病床数、医療スタッフの確保状況など搬送先を決定するに必要な情報を提供できる広域災害救急医療情報システムを迅速かつ的確に活用する。 |

2-2-3 ヘリコプター等航空機による搬送

| 主体 | 主な取組 |
|----------|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 地域内にヘリコプター搬送が可能となる緊急離着陸場及び場外離着陸場の整備を図る。 |
| 県、災害拠点病院 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害拠点病院のヘリポート施設の整備の充実に努める。 ● ヘリポート施設が整備されるまでの間は、緊急離着陸場及び場外離着陸場の整備を図る。 |

2-2-4 救急隊員等の研修

| 主体 | 主な取組 |
|------|---|
| 消防本部 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害時における応急手当の方法やトリアージ知識の習得等の研修を実施し、救急隊員等の資質の向上を図る。 |

3 医療体制

| | |
|-------|---------------|
| 主な担当課 | 健康増進課、警防課、消防署 |
|-------|---------------|

3-1 基本方針

災害医療についての組織・体制の一層の整備を図るとともに、平常時及び災害時における医療機関情報の早期把握のために広域災害救急医療情報システムを迅速かつ的確に運用し、さらに災害医療提供体制の整備、医療機関における耐震化・診療確保体制の整備及び市民への災害医療についての知識の普及・啓発を推進する。

3-2 対策

3-2-1 組織・体制の整備

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 県災害保健医療調整本部、地域災害保健医療調整本部の円滑な設置、運営に努めるとともに、県医師会との「災害時における医療救護活動に関する協定書」に基づく医療救護活動、DMAT指定機関との「おこやまDMATの出動に関する協定書」に基づく災害派遣医療チームの派遣、「災害派遣精神医療チーム（DPAT）活動要領」に基づく災害派遣精神医療チームの受入れ・派遣、災害拠点病院等による医療救護活動など、関係者との円滑な連携を図る。 ● 県消防防災ヘリコプターの活用、ドクターヘリの基地病院や岡山市等ヘリコプター保有事業者等との連携による傷病者等の搬送体制の整備を図る。 ● ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等を確保する等運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。 |

3-2-2 広域災害救急医療情報システムの運用

| 主体 | 主な取組 |
|----------|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市内の医療機関、消防本部、医師会、関係行政機関等との連絡・連携体制を強化して、市内の医療機関情報を確保できる体制を整備する。 |
| 市、県、医療機関 | <ul style="list-style-type: none"> ● 国と連携し、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。 |
| 医療機関 | <ul style="list-style-type: none"> ● 広域災害救急医療情報システムへの参画に協力するとともに、震災時に登録済み情報が即時活用できるよう、平常時から最新の医療情報を入力する。さらに、災害拠点病院においては、通信回線が途絶えた場合を考慮して、衛星回線を用いた通話や通信が利用できる環境を整備するよう努める。 |

3-2-3 一般市民への災害医療の普及・啓発

| 主体 | 主な取組 |
|----------------------|--|
| 市、県、消防本部、日本赤十字社岡山県支部 | <ul style="list-style-type: none"> ● 一次救命処置（BLS）、応急手当、災害時に必要とされるトリアージの意義等に関して、市民への普及・啓発を行う。 ● 駅・デパート等不特定多数の人が利用する施設の従業員向けに応急手当の普及・啓発を行う。 |

4 災害救助用資機材の確保

| | |
|-------|-----------|
| 主な担当課 | 危機管理課、警防課 |
|-------|-----------|

4-1 基本方針

市及び県は、警察、消防の救助能力の向上を図るため、災害救助用資機材の充実強化を促進するとともに、地域の防災力を高めるため、町内会の集会所等にも救助用資機材の整備を進めていく。

また、平常時から燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握し、災害時の不足に備えて、関係機関との情報共有や民間事業者との連携に努める。

4-2 対策

| 主体 | 主な取組 |
|----------|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 自主防災組織を単位とした地域において、ジャッキ、バール、スコップ等の災害救助用資機材の整備に努めるとともに、パワーショベル等の重機類及びその要員を確保するため、地元土木建設業者等と重機類等の借上に関する協定の締結に努める。 ● 重機等に使用する燃料については、ガソリンスタンド等と優先供給に関する協定の締結を推進する。 |
| 消防本部、県警察 | <ul style="list-style-type: none"> ● ファイバースコープやエアーカーター等災害救助用資機材の整備・充実を図る。 |

5 公衆衛生活動

| | |
|-------|------|
| 主な担当課 | 該当なし |
|-------|------|

5-1 基本方針

県は、被災者の健康管理や避難所の生活環境の改善など多様な公衆衛生上のニーズに対応する専門チームを被災地に派遣できる体制を整備する。体制整備に当たっては、要配慮者を含む被災者の多様な健康課題に対応できるようにする。

5-2 対策

5-2-1 組織体制の整備

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 岡山県災害時公衆衛生活動要綱（平成28年4月1日制定）に基づき、被災者に対して公衆衛生上の観点から必要な調査や支援を行う調査班及び保健衛生班を県保健所本所単位で編成することから、県災害保健医療調整本部、地域災害保健医療調整本部及び市町村が連携した情報収集・派遣体制の整備に努める。 |

5-2-2 公衆衛生活動員の研修

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 岡山県災害時公衆衛生活動マニュアルを活用して、災害時に公衆衛生活動を行う活動員となる県保健所の保健師、衛生関係職員、栄養士、事務職員等を対象にした研修を実施し、活動員の公衆衛生上の支援能力の向上に努める。 |

5-2-3 県内職能団体との協力体制

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害時には「岡山県災害時公衆衛生活動への協力に関する協定」を締結した県内22の職能団体（県医師会ほか21団体）の協力を得て、保健衛生班を迅速に編成し派遣できるよう、平常時から当該職能団体との連携の確認等に努める。 |

第4節 行政機関防災訓練計画

1 行政機関防災訓練計画

| | |
|-------|----|
| 主な担当課 | 全課 |
|-------|----|

1-1 基本方針

地震・津波災害においては、被害が同時に広範囲に及ぶことが予想されることから、市及び県は、防災関係機関、地域住民、自主防災組織及びNPO・ボランティア等の参加を得て、緊密な連携の基に各種訓練を実施し、防災関係機関相互の協力体制の強化と予防並びに応急対策機能の向上、市民の防災意識の高揚を図る。

訓練の実施に当たっては、被害の想定を明らかにする等様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、より実践的な訓練となるよう工夫して実施する。

また、訓練実施後には参加機関が集まり、訓練内容の評価を行うことにより、課題等を明らかにし、市及び県等の防災体制等の改善を行う。

1-2 対策

(1) 総合防災訓練

| 主体 | 主な取組 |
|-----------|---|
| 防災関係機関、市民 | <ul style="list-style-type: none"> ● 大規模な地震・津波災害を想定の上、防災関係機関及び地域住民が参加して、総合的、実践的な訓練を実施する。 [資料編2-22 総合防災訓練の実施内容] |

(2) 地震対応訓練

| 主体 | 主な取組 |
|-----------|---|
| 防災関係機関、市民 | <ul style="list-style-type: none"> ● 大規模な地震・津波災害発生後の対応能力の向上を図るため、防災担当部局相互の連携、各機関の役割に応じた適時適切な応急対策訓練を実施する。 [資料編2-23 地震対応訓練の実施内容] |

(3) 広域的防災訓練

| 主体 | 主な取組 |
|-----|---|
| 市、県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害等発生時の広域支援に関する協定等に基づきカウンターパート自治体等と、又は広域的に次の防災訓練を実施する。 [資料編2-24 広域的防災訓練の実施内容] |

(4) 気象予報及び警報伝達訓練

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関からの気象予報及び警報等の情報に基づき迅速、的確に対応する訓練をする。 |

(5) 配備訓練

| 主体 | 主な取組 |
|----|----------------------|
| 市 | ● 職員の配備、呼び出し等の訓練を行う。 |

(6) 非常通信訓練

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 市 | ● 災害時の通信確保のため、非常通信協議会の協力を得て、有・無線の通信訓練を実施する。 |

(7) 高圧ガス等特殊災害対策訓練

| 主体 | 主な取組 |
|-----|---|
| 市、県 | ● 消防及び事業所等と連携して、高圧ガス等の特殊災害を想定した訓練を実施する。 |

(8) 避難所開設・運営訓練

| 主体 | 主な取組 |
|-----|---|
| 市、県 | ● 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。 |

(9) 関係機関の防災訓練

| 主体 | 主な取組 |
|------|--|
| 消防本部 | <ul style="list-style-type: none"> ● 岡山県下消防相互応援協定に基づく実効的な訓練を実施する。 ● 緊急消防援助隊に関連する実践的な訓練を実施する。 ● 消防職員の非常招集訓練等を実施する。 |

第5節 業務継続体制の確保

1 業務継続体制の確保

| | |
|-------|----|
| 主な担当課 | 全課 |
|-------|----|

1-1 基本方針

災害発生により、人、物、情報等利用できる資源に制約が生じた場合にも、災害対応その他の業務が適切に実施できるよう、業務継続体制を確保する。

1-2 対策

| 主体 | 主な取組 |
|---------------|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。 |
| 市、県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。 ● ライフライン施設や廃棄物処理施設の機能の確保策を講じるに当たっては、大規模な災害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の災害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。 |
| 市、県、その他防災関係機関 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により業務継続性の確保を図る。 ● 実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練・研修等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。 |

第6節 広域的応援体制整備計画

1 広域的応援体制整備計画

| | |
|-------|-------------------|
| 主な担当課 | 危機管理課、人事課、警防課、消防署 |
|-------|-------------------|

1-1 基本方針

市では、大規模災害を想定した広域の応援体制として、現在、多くの自治体との相互応援協定を締結しており、協定に基づく広域応援が円滑に行えるよう、活動マニュアル等の整備等を推進するとともに、合同訓練等を通じて応援体制の実効性を高める。

また、県内における被災で応援が必要になる場合を前提に、県及び市町村間で相互応援協定を締結しており、市の応急対策が有効かつ的確に実施できるよう、東日本大震災における岩手県遠野市の例も参考にしながら、支援・受援計画の具体化を進める。

1-2 対策

1-2-1 応援体制

(1) 応援に係る事項・機関

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底するなど、必要な準備を整えておく。 ● 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。 ● 岡山県下消防相互応援協定の活用を図る。 |

(2) 応援の受入体制

| 主体 | 主な取組 |
|------------|--|
| 市、県、防災関係機関 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けられるよう、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。 ● 自治体応援の受入れは、市又は県が行い、市は災害等発生時の広域支援に関する協定等に伴い、応援を受ける場合及び他自治体を支援する場合を考慮して、玉野市災害対策本部規程の各部（課）の所管事項を整備する。 ● 自衛隊の受入れは、基本的には市とするが、県は、状況によっては応援部隊やその車両等の基地及びヘリポートについて総合的に調整する。 ● 警察、消防の応援隊はそれぞれの機関が受け入れることとし、その担当部署及び連絡体制を確立する。 |

(3) 応援活動の相互調整

| 主体 | 主な取組 |
|------------|---|
| 市、県、防災関係機関 | <ul style="list-style-type: none"> ● 警察、消防、自衛隊が共同で活動する場合は、相互に積極的に連絡をとり合い災害情報等の共有に努める。 ● 人命救助その他の救援活動をより効果的に行うため、連携してその任務に当たるよう、相互に調整を行う。 ● 消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど、災害時のヘリコプターの効率的な運用調整及び安全な運航の確保について、岡山県航空運用調整会議であらかじめ協議しておくとともに、災害時において、情報収集や救助・救急活動等を複数機関のヘリコプター等航空機及び無人航空機により行うため、必要がある場合は、県災害対策本部内に関係機関の職員で構成する航空運用調整班を設置し、航空機及び無人航空機の運用に関する連絡調整及び情報共有を行う。 ● 航空運用調整班は、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼する。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行う。 |

1-2-2 広域支援体制の確立

| 主体 | 主な取組 |
|-----|---|
| 市、県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。 ● 災害の発生により、被災自治体では十分な応急措置ができない場合に備え、他自治体と広域支援体制の確立に努める。 ● 南海トラフ巨大地震が発生した場合、大きな被害は県南で発生すると考えられることを踏まえ、市及び県の相互応援協定に基づく活動計画の具体化に当たっては、県南と県北の地域的な役割分担のあり方も含めて検討を進める。 |
| 国 | <ul style="list-style-type: none"> ● 県及び市町村等と協力し、応急対策職員派遣制度により、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施する。 |

第4章 災害対策への備え

【施策の体系】

| 節 | 項 |
|---------------------|-------------------|
| 第1節 防災業務施設・設備等の整備 | 1 気象等観測施設・設備等 |
| | 2 消防等防災業務施設・設備等 |
| | 3 通信施設・整備等 |
| | 4 水防施設・設備等 |
| | 5 地域防災活動施設・拠点の整備 |
| | 6 建設用資機材の備蓄 |
| | 7 その他の施設設備等 |
| 第2節 物資等の確保 | 1 緊急物資等の確保 |
| | 2 緊急輸送体制の整備 |
| 第3節 被災者等への的確な情報伝達活動 | 1 被災者等への的確な情報伝達活動 |

第1節 防災業務施設・設備等の整備

1 気象等観測施設・設備等

| | |
|-------|-------|
| 主な担当課 | 危機管理課 |
|-------|-------|

1-1 対策

| 主体 | 主な取組 |
|------------|---|
| 市、県、防災関係機関 | <ul style="list-style-type: none"> ● 気象、水象等の自然現象の観測又は予報に必要な気象観測施設・設備を整備するとともに、発表情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集伝達するための体制及び施設・設備の充実を図る。 |

2 消防等防災業務施設・設備等

| | |
|-------|-----------|
| 主な担当課 | 消防総務課、警防課 |
|-------|-----------|

2-1 基本方針

災害が発生したとき、緊急に出動し応急活動の中核となる警察、消防における防災関係資機材等の整備・充実を図る。

2-2 対策

| 主体 | 主な取組 |
|-------|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 管内の消防水利の状況を再点検するとともに、多角的な消防水利の確保・整備を図る。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 防火水槽、耐震性貯水槽の整備 2) 池、河川等の自然水利の活用を図る措置 3) プール、下水道等の既存の人工水利の活用を図る措置 4) 道路横断用のホース保護具等の整備 ● 消防防災ヘリコプターの活動拠点を警察と連携を図りながら市内に設置する。 ● 消防ポンプ自動車、救急自動車等の車両の整備を図る。 ● 緊急消防援助隊用の特殊車両の整備を図る。 ● 災害救助用資機材の整備を図る。 ● 消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防水利、火災通報施設その他の消防施設・設備の整備、改善並びに性能調査を実施するとともに、危険物の種類に対応した化学消火薬剤の備蓄に努める。 ● 地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実を図るとともに、青年層、女性層を始めとした団員の入団促進等消防団の活性化に努める。 |
| 関係事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 火災による被害の拡大を最小限にとどめるため、初期消火体制の整備と消防本部との連携を強化するとともに、関係機関相互の連携強化を図り、有事の際の即応体制の確立に努める。 |

3 通信施設・整備等

| | |
|-------|---------------|
| 主な担当課 | 危機管理課、総務課、警防課 |
|-------|---------------|

3-1 基本方針

過去の大震災等の教訓から、平常時においては、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努める。

| 主体 | 主な取組 |
|------------|--|
| 市 | <p>(1) 防災情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市、消防本部等の防災関係機関は、より迅速・的確に総合的な防災対策を実施することができるよう、防災情報を共有するとともに、地域防災力の向上や早めの避難に役立てるため、雨量、水位、潮位などの観測情報や避難情報などの各種防災情報をWebサイトや電子メール、防災行政無線、地上デジタル放送のデータ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等を通じて市民へ提供する防災情報システムの機能の充実を図る。 |
| 市、県、防災関係機関 | <p>(1) 災害情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、地域、市、県、防災関係機関相互間における情報連絡網の整備を図るとともに、市外通話施設、災害時優先電話、有線放送施設、無線施設、放送施設等を整備するとともに、防災構造化するなどの改善に努める。 ● 災害発生時における有効な伝達手段である市防災行政無線等の整備を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。 ● 情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信網の多ルート化、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進等による防災対策を推進し、通信連絡機能の維持・向上を図る。 |
| 市、県、医療機関 | <p>(1) 医療情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 消防本部、医師会及び医療機関等を相互に結ぶ広域災害救急医療情報システムの的確な運用により、災害時において医療機関の被災状況、患者の転送要請、医療従事者の要請、医薬品備蓄状況等を迅速かつ的確に把握するとともに、応援派遣等を行う体制を強化する。 ● 広域災害救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。 |
| 電気通信事業者 | <p>(1) 電気通信設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電気通信事業者は、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努める。 |

4 水防施設・設備等

| | |
|-------|---------------|
| 主な担当課 | 危機管理課、警防課、消防団 |
|-------|---------------|

4-1 対策

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 重要水防箇所、危険箇所等について具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要なくい木、土のう、スコップ、カケヤ等水防資機材を備蓄する水防倉庫の整備、改善及び点検を実施する。 |

5 地域防災活動施設・拠点の整備

| | |
|-------|---|
| 主な担当課 | 危機管理課、環境保全課、福祉政策課、競輪事業課、都市計画課、消防総務課、社会教育課 |
|-------|---|

5-1 基本方針

各地域の実情（都市形態、集落形態）等を考慮しながら、地震の防災活動にも配慮した整備を進める。

市、県はそれぞれの防災活動が十分果たせるよう防災拠点等の整備を図る。

防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努める。

5-2 対策

（1）活動施設の整備

| 主体 | 主な取組 |
|-------|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 国等が行う各種補助事業を有効に活用し、地域の自主防災組織の規模に応じ、指定避難所や公民館等に併設して平常時から活動の拠点となる施設や資機材の整備に努める。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 自主防災組織の初期消火、救護等の活動に必要な資機材を整備するための倉庫を整備する。 2) 地域の広場、公園等については、応急活動や避難生活に必要な資機材、水道、照明、トイレ等防災面に配慮した施設の整備に努める。 3) 地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の改善を図る。 ● 次のような利用を目的とした地域防災拠点の整備に努める。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 物資等の集積基地（みやま公園、玉野市民総合運動公園、リサイクルプラザ、高山ドーム、玉野競輪場） 2) 救急、救援の活動基地（みやま公園、玉野市民総合運動公園、高山ドーム、玉野競輪場） 3) 災害ボランティア等の受入れ施設（玉野市社会福祉協議会） 4) ヘリポート施設 |
| 市、国、県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努める。 |

6 建設用資機材の備蓄

| | |
|-------|--------------------------|
| 主な担当課 | 危機管理課、農林水産課、土木課、水道課、下水道課 |
|-------|--------------------------|

6-1 基本方針

資機材の備蓄及び調達については、経済性や備蓄場所の確保等の点から、一般社団法人岡山県建設業協会など関係団体の協力を最大限に活用し、市及び県においては、初期活動に必要なとなる最小限の資機材の備蓄に努める。

6-2 対策

(1) 備蓄

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 地域の自然条件や被害予想規模などを勘案し、初期活動に必要な資機材の備蓄計画を定める。 ● 備蓄場所の選定に当たっては、緊急輸送道路とのアクセス条件や危険性の分散に十分考慮する。なお、備蓄計画の策定に当たっては、県及び関係団体における資機材の保有状況との補完性や整合性に留意する。 |
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 県下に20箇所ある水防倉庫を中心に、初期活動に必要な必要最小限の資機材の備蓄に努める。 ● 備蓄に当たっては、一般社団法人岡山県建設業協会など関係団体における資機材の保有状況を調査し、これらとの整合性を図る。 |

(2) 調達

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市内の関係団体等における資機材の保有状況を調査把握した上で、これら関係団体や他市町村との相互応援協定等の締結を積極的に検討し、地震発生時における資機材の円滑な調達が可能となるよう、備蓄計画と併せた総合的な資機材の確保対策を講じる。 |
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 一般社団法人岡山県建設業協会など関係団体における資機材の保有状況を調査把握し、地震発生時における資機材の円滑な調達が可能となるよう協定等の締結を検討するとともに、近隣県との相互応援に関する協定に基づき、他県からの資機材の調達についても積極的に活用する。 |

7 その他の施設・設備等

| | |
|-------|-----------|
| 主な担当課 | 危機管理課、土木課 |
|-------|-----------|

7-1 対策

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none">● 災害のため被災した道路、河川等の損壊の復旧等に必要なダンプカー、トラック等の土木機械等の整備、改善及び点検を実施する。● 防災活動上必要な公共施設等及び指定避難所に指定されている施設の防災点検を定期的実施する。 |

第2節 物資等の確保

1 緊急物資等の確保

| | |
|-------|-------|
| 主な担当課 | 危機管理課 |
|-------|-------|

1-1 基本方針

物資の備蓄、調達にあたっては、必要とされる物資についてあらかじめ供給計画を定めるとともに、備蓄、調達、輸送に関する体制整備及び備蓄拠点の指定などにより、速やかな物資の確保に努める。

1-2 物資の備蓄・調達

| 主体 | 主な取組 |
|-----|---|
| 市、県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。 ● 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。 ● 避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。 |

1-3 体制の整備

| 主体 | 主な取組 |
|-----|---|
| 市、県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。 ● 平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。 ● 備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。 ● 大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。 |

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 大規模・長期間の停電が発生した場合、官公庁、病院等重要施設における非常用発電機への燃料供給を優先的に行うため、あらかじめ給油口の形状や発電持続時間、油種等の情報を収集するなど燃料の優先供給体制の整備を図る。 ● 救助に必要な物資の供給等が適切かつ円滑に行われるよう、救助実施市及び必要な関係者との連絡調整を行う。 |

1-4 被災地支援に関する知識の普及

| 主体 | 主な取組 |
|-----|--|
| 市、県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及に努める。 ● 過去の大震災では、短期間で腐敗する食品や着古した衣類など、被災地でも利用されない救援物資が見受けられた。また、被災からの経過日数により必要な救援物資も各被災地で異なる。そのため、送付先の被災地が必要とする救援物資を把握し、物資を送付するよう努める。 |

1-5 食料の確保

| | |
|-------|-------------------|
| 主な担当課 | 危機管理課、協働推進課、保険年金課 |
|-------|-------------------|

(1) 基本方針

市、県は、家庭内・事業所内での食料備蓄を推進するとともに、南海トラフ地震の被害想定に基づく計画的な公的備蓄の拡充や、他市町村との相互応援体制の確立、食品加工業者・外食産業等の協力体制の確保等を進め、災害時の円滑な調達体制の整備を図る。

(2) 対策

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害が発生した場合、緊急に必要とする食料を確保・供給するため、事前に次の措置等を行う。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 市内における緊急食料の調達、炊き出しを含む配分計画及びその実施手続に関するマニュアルの策定 なお、計画等の作成に当たっては、乳幼児、高齢者等の要配慮者への適切な食料供給に十分配慮する。 2) 援助食料の集積場所の選定 3) 市民、事業所等の食料備蓄の啓発 特に、災害時に孤立する可能性がある集落等では、個々の世帯での備蓄のみならず、自主防災組織等による備蓄を推進するなど、集落の実情に応じて必要な備蓄量が確保されるよう促す。 4) 市民等の備蓄の補完に必要な食料の備蓄 5) スーパーなど商業施設等との災害時における食料品や生活必需品等の提供に関する協定の締結 |
| 国 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害が発生した場合、緊急に必要とする食料を確保するため、政府所有米穀の供給に係る都道府県からの手続きを定め、要請を受ける体制を整える。 |

| 主体 | 主な取組 |
|---------|---|
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害が発生した場合、緊急に必要な食料を確保するため、事前に次の措置を行う。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 県内における緊急に必要な食料調達計画及びその実施手続きに関するマニュアルの策定 <ol style="list-style-type: none"> ① 大量調達が可能な食品製造業者、大型外食産業の所在地・能力等の調査 ② 調達に関する協定の締結 <p>なお、計画等の策定に当たっては、乳幼児、高齢者等の要配慮者への適切な食料供給に十分配慮する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2) 被災地に対する援助食品を受け入れ、集積する場所の選定 3) 県民、企業等に対する食料備蓄の啓発 4) 市民及び市の備蓄の補完に必要な食料の備蓄 |
| 市民、事業所等 | <ul style="list-style-type: none"> ● 「最低3日間、推奨1週間」分の食料を備蓄するように努める。 ● 備蓄に当たっては、乳幼児、高齢者等の家族構成に十分配慮するとともに、災害時に孤立する可能性がある集落等では、個々の世帯での備蓄のみならず、自主防災組織等による備蓄を積極的に行うなど、地域防災力の強化に努める。 |

1-6 飲料水の確保

| | |
|-------|-----------|
| 主な担当課 | 危機管理課、水道課 |
|-------|-----------|

(1) 基本方針

市管内の地域において被災想定人口に基づいた給水計画を樹立し、市民の飲料水を確保できるよう努め、最低必要量（供給を要する人口×約3ℓ/日）の水を確保する。
また、市民・企業等に対して個人、家庭内、事業所等での備蓄を勧奨する。

(2) 対策

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 水道復旧資材の備蓄を行う。 ● 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水マニュアルを作成する。 [資料編2-25 応急給水マニュアルに記載する事項] ● 給水タンク、トラック等応急給水用資機材を整備するとともに、配水池の容量アップ及び緊急用貯水槽を設置し、緊急時連絡管の検討を行う。 ● 市民・事業所等に対し、飲料水の備蓄の啓発と貯水や応急給水について指導を行う。 ● 災害時に孤立する可能性がある集落等においては、個々の世帯での備蓄のみならず、自主防災組織等による飲料水の備蓄や貯水を推進するなど、集落の状況に応じて必要量が確保されるよう促す。 ● 水道工事業者等との協力体制を確立する。 |
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市民及び市が実施する水の確保に関し、必要な助言を行うとともに、市民・事業所等に対して飲料水備蓄について啓発する。 |

| 主体 | 主な取組 |
|---------|--|
| 市民、事業所等 | <ul style="list-style-type: none"> ● 1人1日3リットルを基準とし、関係人数の「最低3日間、推奨1週間」分を目標として貯水する。貯水する水は、水道水等衛生的な水を用い、容器については、衛生的で、安全性が高く、地震動により水もれ、破損しないものとする。 |

1-7 生活必需品の確保

| | |
|-------|-------------|
| 主な担当課 | 危機管理課、福祉政策課 |
|-------|-------------|

(1) 基本方針

発災後の避難生活等に必要な生活必需品の家庭備蓄を推進するとともに、家庭での備蓄や災害時の調達が困難なものなど、特に必要な品目等については、南海トラフ地震の被害想定に基づく計画的な公的備蓄の拡充や、他市町村の相互応援体制の確立、民間事業者の協力体制の確保等を進め、災害時の円滑な調達体制の整備を図る。

(2) 対策

| 主体 | 主な取組 |
|----------------|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 被害想定に基づく必要数量等を把握のうえ、備蓄・調達計画を策定する。 ● 災害時に孤立する可能性がある集落等では、個々の世帯での備蓄のみならず、自主防災組織等による備蓄を推進するなど、集落の実情に応じて必要な備蓄量が確保されるよう促す。 [資料編2-26 市が策定する備蓄、調達計画に記載する内容] |
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市が策定した生活必需品の備蓄・調達計画を受けて、当該計画を補完する立場から県が調達すべき生活必需品について、調達計画を策定する。 ● ガソリンや灯油等の燃料については、関係団体と協定を締結し確保に努めるとともに、災害対応型給油所の充実等について検討する。 [資料編2-27 県が策定する調達計画に記載する内容] |
| 日本赤十字社岡山県支部 | <ul style="list-style-type: none"> ● 被災者に緊急に支給する毛布、緊急セット(日用品等)、バスタオル等を確保しておく。 |
| 市民、自主防災組織、事業所等 | <ul style="list-style-type: none"> ● 自らの身は自らで守るのが防災の基本であるという考えに基づいて、平常時から食料の他に救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等を備え、非常持ち出しの準備をしておく。 ● 病院、社会福祉施設、企業、事務所等も、入所者等の特性に応じた備蓄を実施する。 |

2 緊急輸送体制の整備

| | |
|-------|---------------------|
| 主な担当課 | 危機管理課、公共施設交通政策課、土木課 |
|-------|---------------------|

2-1 基本方針

市及び県は、多重化・利便性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及び展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検を行う。

また、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市が開設する地域内輸送拠点を経て、各指定避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図り、指定公共機関等その他の関係機関、周辺市民等に対する周知徹底に努める。

2-2 対策

(1) 拠点施設の耐震化

| 主体 | 主な取組 |
|---------------------------|--|
| 市、県、指定地方公共機関、その他重要な施設の管理者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 緊急時における輸送の重要性に鑑み、緊急輸送ネットワークとして指定された輸送施設、輸送拠点及び防災拠点施設については、特に耐震性の確保に配慮する。 |

(2) 道路啓開の迅速化

| 主体 | 主な取組 |
|--------------------------------------|--|
| 市、国、県、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、県警察 | <ul style="list-style-type: none"> ● 道路管理者は、一般社団法人岡山県建設業協会など関係団体との間に応援協定等を締結し、障害物の除去や応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。 ● 道路啓開等を迅速に行うため、協議会設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するよう努める。 |

(3) 陸路以外の緊急輸送手段の確保

| 主体 | 主な取組 |
|--------------------------|--|
| 市、県、指定公共機関等、その他重要な施設の管理者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 陸路の破壊による輸送ルートの遮断も考えられることから、陸路以外の手段も検討するよう努める。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 施設の管理者と連携をとりつつ、臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するよう努める。 2) これらの場所を災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び市民等に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講じるよう努める。 3) 臨時ヘリポートの災害時の利用について協議しておくほか、通信機器等の機材について、必要に応じ、当該地に備蓄するよう努める。 |

(4) 緊急輸送車両の通行保証

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両へ緊急通行車両標章が円滑に交付されることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的に行うなど、その普及を図る。 |

(5) 港湾施設の耐震化、航路啓開等

| 主体 | 主な取組 |
|-------|---|
| 港湾管理者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、耐震強化岸壁の整備に努めるとともに、事業継続計画（BCP）を策定するなど、関係機関と連携して、発災時の港湾機能の維持・継続のための対策を検討し、それを踏まえて港湾の危険物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に関する建設業者等との協定の締結等、必要な対策を講じる。 ● 港湾相互間の広域的な連携による航路啓開等の港湾機能の維持・継続のため、国及び近隣県の港湾管理者による港湾広域防災協議会の設置を検討し、それを踏まえて緊急輸送の確保に関する広域的な体制の構築等、必要な対策を講じる。 ● 緊急輸送等災害時に必要な航路等の機能を確保するため、航路等の水域沿いの港湾施設を管理する民間事業者等に対して、施設の維持管理状況の報告を求めるとともに、必要に応じて立入検査を行う。 ● 施設の維持管理が適切に行われず、災害時に船舶の航行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、適正な維持管理のための措置を講ずべきことを勧告し、改善されない場合は命令を行う等の対応を行う。 |

(6) その他の環境整備等

| 主体 | 主な取組 |
|-----|---|
| 市、県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷さばき及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努める。 ● 災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。 ● 物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を図る。 |

第3節 被災者等への的確な情報伝達活動

1 被災者等への的確な情報伝達活動

| | |
|-------|-------------|
| 主な担当課 | 危機管理課、秘書広報課 |
|-------|-------------|

1-1 対策

| 主体 | 主な取組 |
|-----------------|---|
| 市、県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努める。 ● 市防災行政無線の整備や、IP通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努める。 ● 報道機関及びポータルサイト運営事業者の協力を得て、防災行政無線、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディアやワンセグ放送等の活用や、Lアラート（災害情報共有システム）を通じた情報発信による警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。 ● 要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人、都市部における帰宅困難者等情報が入手困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。 ● 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。 |
| 市、県、放送事業者等 | <ul style="list-style-type: none"> ● 気象、海象、水位等風水害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。 |
| 市、国、県、ライフライン事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ● Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。 |
| 国、県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 防災気象情報の提供にあたり、参考となる警戒レベルも併せて提供する。 |
| 電気事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。 |
| 電気通信事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。 |

第5章 自然災害予防対策

【施策の体系】

| 節 | 項 |
|----------------|--------------|
| 第1節 治山対策 | 1 治山対策 |
| 第2節 土砂災害防止対策 | 1 土砂災害防止対策 |
| 第3節 河川防災対策 | 1 河川防災対策 |
| 第4節 雨水出水対策 | 1 雨水出水対策 |
| 第5節 海岸防災対策 | 1 海岸防災対策 |
| 第6節 ため池等農地防災対策 | 1 ため池等農地防災対策 |
| 第7節 複合災害対策 | 1 複合災害対策 |

第1節 治山対策

1 治山対策

| | |
|-------|-------|
| 主な担当課 | 農林水産課 |
|-------|-------|

1-1 基本方針

山地に起因する災害から、生命・財産を保全するため、治山事業を推進する。

1-2 対策

| 主体 | 主な取組 |
|---------------|--|
| 市、県、近畿中国森林管理局 | <p>(1) 山地治山事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 荒廃地及び山地災害危険地区等において、治山施設を整備し、山地に起因する災害の未然防止と荒廃地の復旧を図る。 ● 流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。 ● 脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進する。 <p>(2) 水源地域整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 水源かん養及び水土保全機能の発揮と国土保全のため、治山施設、森林の整備を行う。 <p>(3) 防災林造成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 潮風、高潮、強風等による被害を防止するため、森林造成等の防災工事を行う。 <p>(4) 地すべり防止事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地すべりによる被害を防止、軽減するために排水工、杭打工等の防災工事を行う。 <p>(5) 山地災害危険地区調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 山腹崩壊、地すべり等による災害が発生するおそれがある地区を調査し、その実態を把握し、これらの災害の未然防止に努める。 <p>(6) 山地災害危険地区等の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 山地災害危険地区等を市防災計画へ掲載、情報の提供及び現地への標示板の設置等について、県は市町村を指導し、地域住民等への周知を行うとともに、市民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を実施する。 <p>(7) 防災工事の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 治山対策は、近年災害が発生した箇所、危険度の高い箇所、山地災害の犠牲となりやすい高齢者、幼児などの要配慮者に関連した病院、老人ホーム、幼保施設等の施設を保全対象に含む箇所を重点的に整備する。 |

第2節 土砂災害防止対策

1 土砂災害防止対策

| | |
|-------|-----------|
| 主な担当課 | 危機管理課、土木課 |
|-------|-----------|

1-1 基本方針

土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。)に基づく、土砂災害警戒区域等の指定(県が指定)により、警戒避難体制の整備等を行うとともに、県と連携し砂防関係施設の整備を計画的に推進する。

1-2 対策

(1) 土砂災害警戒区域等の点検

| 主体 | 主な取組 |
|-----|---|
| 市、県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 連携して土砂災害警戒区域等を点検調査し、その実態を把握するとともに、災害の未然防止に努める。 ● 土砂災害警戒区域等について市民に周知を図るとともに、日常の防災活動として防災知識の普及、警戒避難の啓発を図る。 <p>【土砂災害警戒区域等】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 土砂災害警戒区域(土石流)、土砂災害特別警戒区域(土石流) 2) 土砂災害警戒区域(地滑り)、土砂災害特別警戒区域(地滑り) 3) 土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)、土砂災害特別警戒区域(急傾斜地の崩壊) <ul style="list-style-type: none"> ● 土砂災害危険個所の危険度を応急的に判断する技術者の養成及び事前登録などの活用のための施策等を推進する。 |

(2) 土砂災害防止法に基づく調査・指定等

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 県 | <p>(1) 基礎調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「土砂災害防止法」の規定に基づき、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべり(以下「急傾斜地の崩壊等」といい、それによる市民の生命、身体に生ずる被害を「土砂災害」という。)のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況等について基礎調査を行うとともに、その結果を市に通知する。 <p>(2) 警戒区域等の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 基礎調査結果に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に市民等の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を土砂災害警戒区域(以下この節において「警戒区域」という。)として指定する。 ● また、警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に建築物に損壊が生じ市民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、当該土砂災害特別警戒区域について以下の措置を講じる。 |

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| | 1) 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可 2) 建築基準法に基づく建築物の構造規制 3) 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告 4) 勧告による移転者への融資、資金の確保 |

(3) 警戒避難体制の整備等

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| 市 | <p>(1) 警戒避難体制の整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市防災会議は、警戒区域の指定があったときは、市防災計画において、当該警戒区域ごとに、以下の項目について定める。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 土砂災害発生時の情報収集及び伝達に関する事項 2) 土砂災害警戒情報の活用及び伝達に関する事項 3) 避難場所及び避難経路に関する事項 4) 土砂災害に係る避難訓練に関する事項 5) 避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項 ● 警戒区域内の要配慮者が利用する施設で土砂災害のおそれがあるときに、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定める。 ● 名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定める。 ● 警戒区域の指定があったときは、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難場所及び避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について市民に周知させるため、土砂災害ハザードマップの配布等必要な措置を講じる。 ● 基礎調査の結果、警戒区域に相当することが判明した区域についても、警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。 |

(4) 警戒避難体制の支援

| 主体 | 主な取組 |
|-----------|---|
| 県、岡山地方気象台 | <ul style="list-style-type: none"> ● 大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示の発令判断や市民の自主避難の判断を支援するため、岡山県と岡山地方気象台は厳重な警戒呼びかけの必要性を協議のうえ、共同で土砂災害警戒情報を発表する。 |
| 国、県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水、地滑りによる重大な土砂災害の急迫している状況においては、市長が適切に市民の避難指示の判断等を行えるよう、特に高度な技術を要する土砂災害（河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水）については国が、その他の土砂災害（地滑り）については県が緊急調査を行い、被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を発表する。 |

(5) 防災工事の実施

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 土砂災害から生命、財産を守るため、危険箇所のうち、土砂災害時に自力避難が困難な入所者・入院患者がいる要配慮者施設などのある箇所、過去の土砂災害発生箇所等、緊急度・危険度の高い箇所から地域と連携しながら整備する。 (1) 砂防事業 ● 土石流等土砂の流出を防止する砂防堰堤、溪流の縦横浸食を防止する溪流保全工・護岸等の砂防設備の整備を図る。 (2) 地すべり対策事業 ● 地下水位の上昇等に起因した地すべり災害に対処するため、排水施設、抑止杭等の地すべり防止施設の整備を図る。 (3) 急傾斜地崩壊対策事業 ● がけ崩れ災害に対処するため、保全する人家が5戸以上で土地の所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不相当と認められるものについて防止施設の整備を図る。 |

(6) 盛土による災害の防止対策

| 主体 | 主な取組 |
|-----|--|
| 市、県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 崩落の危険がある盛土を発見した場合は、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正措置を行う。 |
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 上記盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行う。 |

第3節 河川防災対策

1 河川防災対策

| | |
|-------|-----------|
| 主な担当課 | 危機管理課、土木課 |
|-------|-----------|

1-1 基本方針

洪水、高潮等による災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、河川改修等の治水対策を県等と連携して計画的に推進する。水位周知河川については、あらかじめ洪水浸水想定区域を公表し、避難体制の整備等を行うとともに、水位周知河川において、避難判断水位及び洪水による災害の発生を特に警戒すべき氾濫危険水位に当該河川水位が達したときは、その旨を関係機関に通知する。また、河川改修だけでは限界があるため、市民の避難行動を促すことを目的に水位計の充実などソフト対策にも努める。

1-2 対策

(1) 河川水位等の情報提供

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| 県 | <p>(1) 水防警報</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 水防警報河川について、洪水による被害の発生が予想され水防活動する必要があるときに、水防警報を発表する。 <p>(2) 避難判断水位</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 水位周知河川について、避難判断水位を定め、その水位に達したときは、その状況を直ちに県水防計画で定める関係市町村に通知する。 <p>(3) 洪水特別警戒水位情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 水位周知河川について、洪水特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、水位又は流量を示し、その状況を直ちに県水防計画で定める水防管理者、量水標管理者及び関係市町村に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。 ● その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法を用いて、市町村等へ河川水位等の情報を提供するよう努める。 <p>(4) 氾濫危険水位情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。 |

(2) 洪水浸水想定区域の指定、公表等

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として市民、滞在者その他の者へ周知する。 |
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 水位周知河川について、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定しうる最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び想定される水深、浸水範囲等を明らかにして公表するとともに、関係市町村に通知する。 |

(3) 円滑かつ迅速な避難の確保

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市防災会議は、洪水浸水想定区域の指定があった場合には、市防災計画において、当該洪水浸水想定区域ごとに、洪水予報、氾濫危険水位情報、避難判断水位情報（以下「洪水予報等」という。）の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める。 ● 市防災計画において、次の施設の名称及び所在地並びに当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 要配慮者利用施設等 ● 高齢者、乳幼児等の要配慮者が主に利用する施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの。 (2) 大規模工事等 ● 大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するものであって、所有者又は管理者から申し出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるもの。 ● 市防災計画に定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、並びに洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について、市民に周知させるよう、洪水ハザードマップ等印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。 |

(4) 河川改修事業等の実施

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 河川維持修繕 <ul style="list-style-type: none"> ● 平常から河川を巡視して河川管理施設の状況を把握し、異常を認めるときは、直ちに補修するとともに、その原因を究明し、洪水に際して被害を最小限度にとどめるよう堤防の維持、補修及び護岸、水制、根固工の修繕並びに堆積土砂の除去等を実施する。 ● 緊急度の高い箇所から樹木伐採等を実施する。 (2) 河川改修 <ul style="list-style-type: none"> ● 河積の拡大や河道の安定を図るため、狭窄部の拡幅、堆積土砂の掘削・しゅんせつ、護岸、水制等を施工するとともに、流域内の洪水調節施設により洪水調節を行い、流域の災害の防止と軽減を図る。また、浸水実績等を踏まえ、緊急性の高い箇所から優先的・段階的な河川整備に努める。 (3) 流域治水 <ul style="list-style-type: none"> ● 気候変動の影響により激甚化・頻発化している水災害に備えるため、堤防整備や河道掘削などの対策をより一層加速するとともに、流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で水災害対策に取り組む「流域治水」を推進する。 |

第4節 雨水出水対策

1 雨水出水対策

| | |
|-------|----------------|
| 主な担当課 | 危機管理課、土木課、下水道課 |
|-------|----------------|

1-1 基本方針

雨水出水による災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、避難体制の整備等を行うとともに、内水氾濫情報があった場合はその旨を関係機関に通知する。

1-2 対策

(1) 円滑かつ迅速な避難の確保

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 洪水による浸水想定区域の取扱いに準じ、浸水情報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、その他雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について市民に周知させるよう、雨水出水による浸水に対応した必要措置を講ずる。 |

(2) 雨水出水対策事業の実施

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 浸水被害が発生しやすい地域に、ポンプ場、下水管渠等の新設又は改修を行い、雨水出水により予想される被害を未然に防止する。 |

第5節 海岸防災対策

1 海岸防災対策

| | |
|-------|-----------------|
| 主な担当課 | 危機管理課、農林水産課、土木課 |
|-------|-----------------|

1-1 基本方針

海水による浸食又は高潮及び波浪等による被害から海岸を防護するため、高潮対策事業、浸食対策事業等を実施し、市域の保全を図る。また、水位周知海岸については、あらかじめ高潮浸水想定区域を公表し、避難体制の整備等を行うとともに、高潮氾濫危険水域に当該海岸水位」が達したときは、その旨を関係機関に通知する。

1-2 対策

(1) 水防警報

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 水防警報海岸について、高潮による被害の発生が予想され水防活動する必要があるときに、水防警報の発表を行う。 |

(2) 高潮特別警戒水位（高潮氾濫危険水位）情報

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 水位周知海岸について、高潮特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、水位を示し、その状況を直ちに県の水防計画で定める水防管理者、量水標管理者に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。 |

(3) 高潮浸水想定区域の指定、公表等

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 水位周知海岸等について、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定しうる最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び想定される水深、浸水継続時間を明らかにして公表するとともに、関係市町村の長に通知する。 |

(4) 円滑かつ迅速な避難の確保

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市防災会議は、高潮浸水想定区域の指定があった場合には、市防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、水位情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。 ● 洪水による浸水想定区域の取扱いに準じ、要配慮者利用施設等、大規模工場等の名称及び所在地並びに当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する高潮氾濫危険水位情報等の伝達方法を市防災計画に定める。 ● 市防災計画に定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他高潮 |

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| | 時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、並びに高潮浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について、市民に周知させるよう、高潮ハザードマップ等印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。 |

(5) 海岸保全対策の実施

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 海岸保全対策の実施においては、市民の生命と財産を守ることを第一とし、さらに防災対策の面から主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、日常生活への支障や地域の孤立化等を防止するため、主要な交通網が集中している地域の施設整備を重点的に行う。 (1) 高潮対策事業 ● 高潮及び波浪等による被害を防止するため、海岸堤防、防潮樋門等の新設又は既存施設の補強改修等を実施する。 (2) 浸食対策事業 ● 浸食による被害が発生するおそれがある海岸に浸食防止対策を行い、背後地の保全を図る。 |

第6節 ため池等農地防災対策

1 ため池等農地防災対策

| | |
|-------|-------|
| 主な担当課 | 農林水産課 |
|-------|-------|

1-1 基本方針

農地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、併せて市域の保全に資する。

1-2 対策

(1) ため池整備

| 主体 | 主な取組 |
|-----|---|
| 市 | ● 決壊した場合に人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池について、順次ハザードマップを作成し市民等へ周知するよう努める。 |
| 市、県 | ● 防災重点農業用ため池について、下流への影響度や老朽度、緊急性など優先度を定めた上で、市と連携しながら、改修や廃止など必要な対策を効果的かつ効率的に進める。 |

(2) 湛水防除

| 主体 | 主な取組 |
|---------|---|
| 市、土地改良区 | ● 流域の開発等立地条件の変化により湛水被害のおそれのある地域において、排水機、樋門、排水路等の新設、改修や各施設の老朽化による能力の低下や故障の発生防止のための計画的な予防保全対策を実施する。 |

(3) 用排水施設整備等

| 主体 | 主な取組 |
|-----------|--|
| 市、県、土地改良区 | <ul style="list-style-type: none"> ● 自然的、社会的状況の変化への対応、湖沼等からの越水、塩害の防止及び地盤沈下に起因する効用の低下を回復するため、排水機、樋門、水路、堰堤等の新設、改修を計画的に実施する。 ● 排水路については、市等の管理者が適切な維持管理により排水機能の確保に努める。 |

(4) 土砂崩壊防止

| 主体 | 主な取組 |
|-----|---|
| 市、県 | ● 土砂崩壊の危険の生じた箇所において、災害を防止するために擁壁、堰堤、水路等の新設、改修を行う。 |

(5) 地すべり対策

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| 市 | ● 地下水位の上昇等に起因した地すべり災害に対処するため、排水施設、抑止杭等の地すべり防止施設の整備を図る。 |

第7節 複合災害対策

1 複合災害対策

| | |
|-------|---------------|
| 主な担当課 | 危機管理課、警防課、消防署 |
|-------|---------------|

1-1 基本方針

市、県等の防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実する。

1-2 対策

（1）対応計画の作成

| 主体 | 主な取組 |
|------------|---|
| 市、県、防災関係機関 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに配慮しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画をあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。 |

（2）訓練の実施

| 主体 | 主な取組 |
|------------|---|
| 市、県、防災関係機関 | <ul style="list-style-type: none"> ● 様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。 ● 地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。 |

第6章 事故災害予防対策

【施策の体系】

| 節 | 項 |
|-----------------|---------------|
| 第1節 道路災害予防対策 | 1 道路災害予防対策 |
| 第2節 海上災害予防対策 | 1 海上災害予防対策 |
| 第3節 大規模な火災予防対策 | 1 大規模な火災予防対策 |
| 第4節 林野火災の防止対策 | 1 林野火災の防止対策 |
| 第5節 危険物等保安対策 | 1 危険物等保安対策 |
| 第6節 高圧ガス保安対策 | 1 高圧ガス保安対策 |
| 第7節 火薬類保安対策 | 1 火薬類保安対策 |
| 第8節 有害ガス等災害予防対策 | 1 有害ガス等災害予防対策 |
| 第9節 流出油等災害予防対策 | 1 流出油等災害予防対策 |

第1節 道路災害予防対策

1 道路災害予防対策

| | |
|-------|-----------|
| 主な担当課 | 農林水産課、土木課 |
|-------|-----------|

1-1 基本方針

災害時における交通の確保と安全を図るとともに、道路構造物の被災等による道路災害の発生を防止するため、道路の防災構造化及び各種施設の整備を促進する。

1-2 対策

(1) 道路防災対策

| 主体 | 主な取組 |
|-------|---|
| 市、県、国 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害に対する安全性を考慮しつつ緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関に対する周知徹底に努める。 ● 災害時の緊急活動を円滑に実施するため、国道、県道等幹線道路のネットワーク機能の向上や主要拠点間のアクセス強化など、安全性・信頼性の高い道路網の整備を図る。 ● 山間道路は、豪雨や台風などによって土砂崩れや落石などの被害が発生する可能性があるため、法面保護工、落石対策工などの対策を実施する。 |

(2) トンネル事故防止対策

| 主体 | 主な取組 |
|-------|--|
| 市、県、国 | <ul style="list-style-type: none"> ● トンネル事故災害に備え、非常用設備の整備、点検を行うとともに必要な措置を講じ、事故の未然防止を図る。 |

(3) 交通管理体制の整備

| 主体 | 主な取組 |
|---------|--|
| 市、県、県警察 | <ul style="list-style-type: none"> ● 信号機・情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。 |

(4) 情報の収集連絡体制

| 主体 | 主な取組 |
|-------|---|
| 市、県、国 | <ul style="list-style-type: none"> ● 道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、平常時より道路施設等の状況の把握に努めるとともに、情報の収集及び連絡体制の整備を図る。 ● 異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にもその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。 ● 降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表する。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示す。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。 |

第2節 海上災害予防対策

1 海上災害予防対策

| | |
|-------|---|
| 主な担当課 | 危機管理課、公共施設交通政策課、環境保全課、農林水産課、土木課、予防課、警防課 |
|-------|---|

1-1 基本方針

本市海域は、海上交通の要衝であり、また、近隣の臨海部には石油コンビナートが立地するなど、海上での各種災害（油等危険物等の大量流出、海上火災、船舶の遭難、海難事故等）の発生する危険性がある。これら災害を防止し、海上交通の確保と安全を図るため、港湾及び漁港等の各種施設、設備の防災構造化に努めるとともに、各種防災用資機材の整備を促進する。

1-2 対策

（1）関係施設、設備の整備

[資料編 2-28 関係施設、設備の整備]

（2）安全運航の確保

[資料編 2-29 安全運航の確保]

（3）関係資機材の整備

| 主体 | 主な取組 |
|-------------------------|--|
| 市、県 | ● 油等防除資機材の調達体制の整備充実を図るとともに、必要に応じ、資機材の整備に努める。 |
| 関係機関 | ● 船舶、ヘリコプター、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救助救急用資機材の整備に努める。 ● オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備に努める。 |
| 一般社団法人海上災害防止センター、船舶所有者等 | ● 油等が大量流出した場合に備えて、必要な資機材を整備する。 |
| 石油事業者及び石油事業者団体 | ● 油等が大量流出した場合に備えて、油等防除資機材の整備を図る。 |
| 漁業協同組合 | ● 油流出等の災害による漁業被害を防止するために必要な資機材を、県からの貸与を受けるなどして整備を促進する。 |

(4) 防災訓練

| 主体 | 主な取組 |
|------|--|
| 関係機関 | ● 海上保安部、消防機関及び警察機関等を始め、地方公共団体、一般社団法人海上災害防止センター、民間救助・防災組織、関係事業者並びに港湾管理者等は、相互に連携し、油等危険物の大量流出、火災爆発事故等を想定した訓練を実施し、必要な技術等の習得に努める。 |
| 市、県 | ● 油等流出災害への対応を迅速かつ的確に実施するため、一般社団法人海上災害防止センターの海上防災のための措置に関する訓練事業を活用するなどして、人材育成に努める。 |

(5) 協力支援体制の整備

| 主体 | 主な取組 |
|------------------|--|
| 市、県、海上保安部、関係事業者等 | ● 危険物等が大量流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努める。 ● 関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には、必要に応じて、応援を求めることができる体制を整備する。 |

(6) 情報収集、伝達体制の強化

| 主体 | 主な取組 |
|----------------------------|---|
| 市、県、海上保安部、中国地方整備局、県警察等関係機関 | ● 油流出等海難事故への対応を総合的かつ効果的に実施するため、早期の情報収集ができるよう連絡手段の充実及び伝達体制の確立に努める。 |

(7) 関係機関の連携強化

| 主体 | 主な取組 |
|---------------------|---|
| 市、県、海上保安部、関係団体、事業所等 | ● 油等の大量流出事故の発生に備え、市、県、海上保安部、関係団体、事業所等官民一体となった「水島地区排出油等防除協議会」及び「岡山県東部大量排出油等災害対策協議会」及び「備讃海域排出油等防除協議会連合会」が設けられるなど広域的な排出油等防除体制が整備されているが、緊密な情報連絡や訓練・研修等を通じて、一層の連携強化と防除機能の向上に努める。 |

第3節 大規模な火災予防対策

1 大規模な火災予防対策

| | |
|-------|-----------------------------|
| 主な担当課 | 都市計画課、消防総務課、予防課、警防課、消防署、消防団 |
|-------|-----------------------------|

1-1 基本方針

大規模な火災の発生の防止や大規模な火災から市民を守るため、災害に強いまちづくりの推進、消防施設・設備等の整備を図る。

1-2 対策

(1) 災害に強いまちの形成

| 主体 | 主な取組 |
|----------|---|
| 市、県 | <ul style="list-style-type: none"> 避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾緑地等の骨格的な都市基盤施設の整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、海水・河川水・下水処理水等を消火水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い都市構造の形成を図る。 火災等の災害から人命の安全を確保するため、特殊建築物等の適切な維持保全及び必要な防災改修を促進する。 |
| 市、県、事業者等 | <ul style="list-style-type: none"> 火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。 |

(2) 大規模な火災防止のための情報の充実

| 主体 | 主な取組 |
|---------|---|
| 岡山地方気象台 | <ul style="list-style-type: none"> 大規模な火災防止のため、気象の実況の把握に努め、災害防止のための情報の充実と適時・適切な情報発表に努める。 |

(3) 防災知識の普及

| 主体 | 主な取組 |
|----------|---|
| 市、県、公共機関 | <ul style="list-style-type: none"> 全国火災予防運動、防災週間等を通じ、市民に対し、大規模な火災の被害想定等を示しながら、その危険性を周知させるとともに、火災発生時にとるべき行動、避難場所での行動等、防災知識の普及を図る。 |

(4) 消火活動関係

| 主体 | 主な取組 |
|-----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> 消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。 |
| 市、県 | <ul style="list-style-type: none"> 大規模な火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。 |

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ● 平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。 |

(5) 予防体制の強化

| 主体 | 主な取組 |
|---------|---|
| 市、県、事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 火災予防活動の主体としての消防職員の教育研修の実施により資質の向上に努め、指導体制を強化する。 ● 消防団組織の充実を図り、予防活動の強化に努める。 ● 婦人防火クラブ、少年幼年消防クラブ、幼年消防クラブ等民間消防協力組織の育成強化を図る。 ● 工場、事業所等の自衛消防体制の整備強化を図る。 ● 防火協会の育成指導に努める。 |

(6) 火災予防査察の強化

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 市 | <p>(1) 定期査察</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 年間査察計画を樹立し、管内の防火対象物を定期的に査察する。 <p>(2) 特別査察</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 消防長又は消防署長が特に必要と認めた場合又は査察依頼があった場合に特別査察を実施する。 |

(7) 特殊建物火災予防の指導

| 主体 | 主な取組 |
|---------|---|
| 市、県、事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 不特定多数の者が出入りし、又は勤務する百貨店、病院、旅館、学校、工場等に対して、消防計画に基づく訓練の実施等、必要な防火管理業務の推進を指導する。 |

第4節 林野火災の防止対策

1 林野火災の防止対策

| | |
|-------|-----------------------|
| 主な担当課 | 農林水産課、予防課、警防課、消防署、消防団 |
|-------|-----------------------|

1-1 基本方針

市民の林野火災に対する予防意識の啓発に努めるとともに、林野の巡視の強化及び防火施設の整備等防火対策を推進し、林野火災の未然防止と被害の軽減を図る。

1-2 対策

(1) 林野火災予防意識の啓発

| 主体 | 主な取組 |
|------|---|
| 市、県等 | <p>(1) 山火事予防協議会等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 山火事予防協議会等を開催し、各関係機関、団体等と協調して山火事予防運動の徹底を図る。 <p>(2) 広報活動による啓発宣伝</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 林野火災の多発する時期に、山火事予防運動月間等を設定し、航空機、横断幕、立看板、広報紙、ポスター等有効な手段を通じ、市民の林野火災予防意識の啓発に努める。 |

(2) 警報伝達の徹底

| 主体 | 主な取組 |
|-----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、その旨を地域住民に周知させなければならない。 ● 火災に関する警報を発した場合は、市火災予防条例で定める火の使用（火入れ、煙火の使用等）制限の徹底を図る。 |
| 市、県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 気象予報及び警報等の伝達計画に基づく通報体制を常時保持し、気象台の発する乾燥注意報及び火災気象通報を受けるときは、これの確実な伝達と地域住民への周知を図らなければならない。 |

(3) 巡視、監視の強化

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき及び山火事多発期は、山林の巡視及び監視を強化し、火災予防上危険な行為の排除及び火災の早期発見を図る。 |
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 航空機等による森林の巡視等効果的な運用を図るとともに随時一般の注意の喚起に努める。 |

(4) 火入れ指導の徹底

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 火入れに当たって、火入れに関する条例及び市火災予防条例等を厳守させ、火災警報等発令時には、火入れを制限し、乾燥注意報、強風注意報等発表時には、自粛を呼びかける。 |

(5) 森林の防火管理の徹底

| 主体 | 主な取組 |
|-------------|---|
| 市 | ● 森林所有（管理）者に対し、防火帯、防火道、防火用水の設置、整備及び既設の望楼、標板等の保護、管理並びに設置を指導する。 |
| 森林所有者、森林組合等 | ● 自主的な森林保全管理活動を推進するように努める。 |

(6) 消防施設の整備

| 主体 | 主な取組 |
|--------|---|
| 市 | ● 林野火災用消防水利（防火水槽、簡易水槽等）及び消防施設の整備拡充を図る。 |
| 市、県 | ● 防火線としての役割をもたせるとともに、林野火災の消火活動に資するため、林道を整備する。 |
| 公有林管理者 | ● 防火標識等火災予防施設の整備を図る。 |

(7) ヘリコプターによる空中消火体制の整備

| 主体 | 主な取組 |
|-----|--|
| 市、県 | ● 平素から消防防災ヘリコプターによる空中消火活動につき、連携訓練や活動拠点の整備を行い、空中消火体制の確立を図る。 |

(8) 訓練計画

| 主体 | 主な取組 |
|-----|--|
| 市、県 | ● 関係機関と連携を密接にし、図上訓練等により隊長の指揮能力及び隊員の警防技術向上を図るため、訓練を実施する。 [資料編 2-30 林野火災の警防訓練の内容] |

(9) その他

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 市 | ● 玉野市消防林野火災対策要綱（平成8年4月1日）並びに林野火災防衛活動指針（平成8年4月1日）の運用により、林野火災対策の総合的な体制の確立を図る。 |

第5節 危険物等保安対策

1 危険物等保安対策

| | |
|-------|---------------|
| 主な担当課 | 環境保全課、予防課、警防課 |
|-------|---------------|

1-1 基本方針

危険物（石油類等）、毒物劇物等化学薬品類（以下「危険物等」という。）による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、取締りの強化、自主保安体制の強化を図る。

1-2 対策

（1）事業者の自主保安体制の確立

| 主体 | 主な取組 |
|---------------------|---|
| 事業者（施設の所有者、管理者、占有者） | <ul style="list-style-type: none"> ● 法令に定める技術基準を遵守し施設の安全性の確保に努める。 ● 日常点検、定期自主検査等の効果的な実行を図るため点検事項、点検方法をあらかじめ具体的に定めておく。 ● 自衛消防隊の設置等自主的な災害予防体制及び応急体制の整備を図る。 ● 漏えい、流出災害等に備えて必要な薬剤、消火薬剤及び防除資機材等の備蓄を推進する。 ● 石油類等事業所の相互応援に関する協定締結を推進し、効果的な自衛消防力の確立を図る。 ● 危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。 |

（2）保安意識の高揚

| 主体 | 主な取組 |
|-----|--|
| 市、県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 危険物等施設管理者や保安監督者等に対する保安指導の強化を図るとともに法令等の講習会等を実施する。 |

（3）保安の強化

| 主体 | 主な取組 |
|-----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 化学消防車等の整備を図り、化学消防力の強化促進を図る。 |
| 市、県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 関係法令の定めるところにより危険物等施設に対する立入検査の強化を図るとともに、施設の実態把握に努める。 |

（4）事故原因の究明

| 主体 | 主な取組 |
|---------|--|
| 市、県、事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 危険物等の事故・災害が発生した場合、その原因の究明と再発防止対策の実施に努める。 |

(5) 危険物等の大量流出時の対策

| 主体 | 主な取組 |
|-----|---|
| 市、県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 危険物等が大量に流出した場合に備えて防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努める。 ● 危険物等が大量に流出した場合に備えて、オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導等に必要な資機材の整備を図る。 ● 関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には、必要に応じて、応援を求めることができる体制を整備する。 |

(6) 災害防止技術の研究開発

| 主体 | 主な取組 |
|-------------|---|
| 防災関係機関、関係企業 | <ul style="list-style-type: none"> ● 共同して災害防止技術及び防災用設備、資機材の研究開発に努める。 |

第6節 高圧ガス保安対策

1 高圧ガス保安対策

| | |
|-------|-----|
| 主な担当課 | 予防課 |
|-------|-----|

1-1 基本方針

高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、保安の強化、自主保安体制の強化を図る。

1-2 対策

(1) 事業者の自主保安体制の確立

| 主体 | 主な取組 |
|----------------------|--|
| 事業者(施設等の所有者、管理者、占有者) | <ul style="list-style-type: none"> ● 法令に定める技術基準を遵守し施設の安全性の確保に努める。 ● 自主保安体制の整備に努める。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 従業者に対する保安教育の実施 2) 定期自主検査の実施と責任体制の確立 3) 地域防災協議会の育成 ● 高圧ガス施設の火災に対する予防対策として、散水設備、放水設備、ウォーターカーテン等防消火設備を整備する。 |

(2) 保安意識の高揚

| 主体 | 主な取組 |
|-----|---|
| 市、県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 事業者及び関係者に対し保安意識の高揚を図る。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 高圧ガス保安法等関係法令の周知 2) 保安講習会、研修会の開催 3) 高圧ガスの取扱指導 4) 高圧ガス保安活動促進週間の実施 |

(3) 保安指導の強化

| 主体 | 主な取組 |
|-----|---|
| 市、県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 関係法令の定めるところにより高圧ガス施設に対する効果的な立入検査の実施に努めるなど、保安指導を強化する。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 製造施設又は消費場所等の保安検査及び立入検査の強化 2) 製造施設又は消費場所等の実態把握と各種保安指導の推進 3) 関係行政機関との緊密な連携 |

(4) 事故原因の究明

| 主体 | 主な取組 |
|---------|--|
| 市、県、事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 高圧ガスの事故・災害が発生した場合、その原因の究明と再発防止対策の実施に努める。 |

(5) 災害防止技術の研究開発

| 主体 | 主な取組 |
|-------------|---|
| 防災関係機関、関係企業 | <ul style="list-style-type: none"> ● 共同して災害防止技術及び防災用設備、資機材の研究開発に努める。 |

1-3 関連調整事項

| 主体 | 主な取組 |
|------------|--|
| 防災関係機関、事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ● それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。また、可能な限り相互に協力して、休日、夜間においても迅速に対応できる体制の整備を図り、効果的な実行体制の推進に努める。 |

第7節 火薬類保安対策

1 火薬類保安対策

| | |
|-------|-----|
| 主な担当課 | 予防課 |
|-------|-----|

1-1 基本方針

火薬類による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、取締りの強化、自主保安体制の強化を図る。

1-2 対策

(1) 事業者の自主保安体制の確立

| 主体 | 主な取組 |
|---------------------|--|
| 事業者(施設の所有者、管理者、占有者) | <ul style="list-style-type: none"> ● 事業者は、法令に定める技術基準を遵守し施設の安全性の確保に努める。 ● 事業者は、自主保安体制の整備に努める。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 従業者に対する保安教育の実施 2) 防災訓練等の実施 3) 定期自主検査の実施と責任体制の確立 ● 事業者の火薬類施設の火災に対する予防対策 <ol style="list-style-type: none"> 1) 火災が発生する、保管している火薬類の安定度が異常を呈するなど危険な状態になったときに備え、火薬庫から速やかに安全な場所に移転しうる体制を確保し、また、あらかじめ一時保管する場所を定めておく。 |

(2) 保安意識の高揚

| 主体 | 主な取組 |
|-----|---|
| 市、県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 事業者及び関係者に対し保安意識の高揚を図る。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 火薬類取締法等関係法令の周知 2) 保安講習会、研修会の開催 3) 火薬類の取扱指導 4) 危害予防週間の実施 |

(3) 保安指導の強化

| 主体 | 主な取組 |
|-----|---|
| 市、県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 関係法令の定めるところにより火薬類施設に対する効果的な立入検査の実施に努めるなど、保安指導を強化する。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 製造施設、火薬庫又は消費場所等の保安検査、立入検査の強化 2) 製造施設、火薬庫又は消費場所等の実態把握と各種保安指導の推進 3) 関係行政機関との緊密な連携 |

(4) 事故原因の究明

| 主体 | 主な取組 |
|---------|---|
| 市、県、事業者 | ● 火薬類の事故・災害が発生した場合、その原因の究明と再発防止対策の実施に努める。 |

(5) 災害防止技術の研究開発

| 主体 | 主な取組 |
|-------------|-----------------------------------|
| 防災関係機関、関係企業 | ● 共同して災害防止技術及び防災用設備、資機材の研究開発に努める。 |

1-3 関連調整事項

| 主体 | 主な取組 |
|------------|--|
| 防災関係機関、事業者 | ● それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。また、可能な限り相互に協力して、休日、夜間においても迅速に対応できる体制の整備を図り、効果的な実行体制の推進に努める。 |

第8節 有害ガス等災害予防対策

1 有害ガス等災害予防対策

| | |
|-------|-------|
| 主な担当課 | 環境保全課 |
|-------|-------|

1-1 基本方針

事業活動中の事故等により排出されたばい煙若しくは特定物質、ダイオキシン類又は有害ガス（以下「有害ガス等」という。）により、人の健康又は生活環境に著しい被害が発生することのないよう、予防措置を実施する。

1-2 対策

（1）保守管理体制の強化

| 主体 | 主な取組 |
|-----------|---|
| 特定施設等の設置者 | ● 事故等の発生を未然に防止するため、有害ガス等に係る施設（処理施設を含む。）の点検及び保安体制の整備強化を行う。 |

（2）立入検査

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| 県 | ● 必要に応じ、有害ガス等に係る施設（処理施設を含む。）の機能検査を行うとともに、事故防止について維持、管理等の指導を行う。 |

第9節 流出油等災害予防対策

1 流出油等災害予防対策

| | |
|-------|-------------------------|
| 主な担当課 | 危機管理課、環境保全課、土木課、予防課、警防課 |
|-------|-------------------------|

1-1 基本方針

| |
|-------------------------|
| 陸上施設及び船舶からの流出予防対策を推進する。 |
|-------------------------|

1-2 対策

(1) 陸上施設の流出防止

| 主体 | 主な取組 |
|-------|---|
| 施設管理者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 次の事項の対策に努める。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 危険物の規制に関する政令に基づき、オイルタンク等の安全調査及び保守点検を実施する。 2) 流出防止設備（防油堤、排水溝）を完備する。 3) 応急資機材（移送機材、土のう、薬剤等）の整備を図る。 |

(2) 海上施設の流出防止

| 主体 | 主な取組 |
|-------|---|
| 施設管理者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 次の事項の対策に努める。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 接岸による送油時の異常事態等に対する操作マニュアルを作成する。 2) 初期拡大防止のためのオイルフェンス、油処理剤、油回収装置等の緊急配備体制を確立する。 |

第3部 災害応急対策計画

第1章 防災体制

【施策の体系】

| 節 | 項 |
|----------------|-------------------|
| 第1節 防災組織・防災体制 | 1 防災組織・防災体制 |
| | 2 市災害対策本部の設置 |
| | 3 配備要領 |
| | 4 市災害対策本部の組織図 |
| | 5 市災害対策本部の組織・所掌業務 |
| 第2節 防災情報及び被害情報 | 1 予報及び警報等 |
| | 2 通信連絡 |
| | 3 情報の収集伝達 |
| 第3節 災害広報及び報道 | 1 災害広報及び報道 |
| 第4節 災害救助法の適用 | 1 災害救助法の適用 |
| 第5節 広域応援・雇用 | 1 応援要請 |
| | 2 広域進出拠点 |
| | 3 応急活動要員の雇用 |
| | 4 赤十字奉仕団等の協力 |
| 第6節 自衛隊災害派遣要請 | 1 自衛隊災害派遣要請 |
| 第7節 津波災害情報の伝達等 | 1 津波災害情報の伝達等 |

第1節 防災組織・防災体制

業務一覧と実施時期の目安

| No. | 業務 | 実施時期の目安 | | | | | |
|-----|-----------------|---------|------------|-----------|-----|-----|----------|
| | | 発災前 | 発災～ 3時間 | ～24 時間 | ～3日 | ～7日 | ～1か 月 |
| 1 | 防災組織・防災体制 | ■ | | | | | |
| 2 | 市災害対策本部の設置 | ■ | ■ | | | | |
| 3 | 配備要領 | | | | | | |
| 4 | 市災害対策本部の組織図 | | | | | | |
| 5 | 市災害対策本部の組織・所掌業務 | | | | | | |

■：開始目標時間 ■：継続時間

1 防災組織・防災体制

市内に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で、市長が必要と認めるときは、災害対策基本法の規定により市災害対策本部を設置し、災害発生のおそれが解消し、又は災害応急対策がおおむね完了したと認められるときは、これを廃止する。

また、非常体制に至るまでの体制としては、気象又は事故災害等の状況に応じて、準備体制、注意体制、警戒体制に区分し対処することとして、非常参集体制の整備、活動マニュアルの作成等防災活動に即応できるよう定める。

なお、地震や津波が発生した場合の初動体制として、緊急初動班の配備、業務を定め、必要に応じ市災害対策本部を円滑に設置し、運営できる措置を講じておく。

また、被害状況の把握に努め、市民の生命、財産の被害を最小限に食い止められるよう、応急活動の基礎となる情報収集、情報伝達に努める。

1-1 防災体制の種別と基準

| 種別 | 時期 | 配備要員 | 配備基準 |
|------|---------------------------|----------------------|---|
| 準備体制 | 防災気象情報等を入手し、気象状況の進展を見守る段階 | ● 危機管理班：1名 (自宅待機) | 【風水害等】 <ul style="list-style-type: none"> ● 大雨注意報、洪水注意報又は高潮注意報（警戒レベル2）が発表されたとき。 ● 倉敷川水位（彦崎水位観測所）が氾濫注意水位（警戒レベル2水位）に達したとき。 ● その他危機管理課長が必要と判断したとき。 |

| 種別 | 時期 | 配備要員 | 配備基準 |
|------|----------------------------|---|--|
| 注意体制 | 警戒レベル3 高齢者等避難の発令を検討する段階 | <ul style="list-style-type: none"> ● 危機管理部長 (公共施設交通防災監) ● 危機管理班(危機管理課兼務除く)：全員 ● 以下の班：班長 土木班、農林水産班、都市計画班、水道班、下水道班、消防署班 ● 本部室員、連絡員、避難所派遣員、情報発信員、広報パトロール員、現地確認随行員：あらかじめ指定された職員(自宅待機) | <p>【風水害等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 大雨注意報、洪水注意報又は高潮注意報(警戒レベル2)が発表され、災害発生の危険が予想されるとき。 ● 倉敷川水位(彦崎水位観測所)が氾濫注意水位(警戒レベル2水位)に達し、なお上昇が予想されるとき。 ● 台風情報で、台風の暴風域が24時間以内に市域にかけると予想されている、又は、台風が24時間以内に市域に接近することが見込まれるとき。 ● 大規模な事故災害の発生するおそれのあるとき。 |
| 警戒体制 | 警戒レベル3 高齢者等避難以上を発令する段階 | <ul style="list-style-type: none"> ● 本部長(市長、副市長、各部長)：全員 ● 危機管理班：全員 ● 以下に示す班：班長及び班員 土木班、農林水産班、都市計画班、水道班、下水道班、消防署班、協働推進班、秘書広報班 ● 本部室員、連絡員、避難所派遣員、情報発信員、広報パトロール員、現地確認随行員：あらかじめ指定された職員 | <p>【風水害等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 大雨警報又は洪水警報(警戒レベル3相当)が発表されたとき。 ● 高潮注意報が発表され、当該注意報の中で警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているとき(警戒レベル3相当)。 ● 倉敷川水位(彦崎水位観測所)が避難判断水位(警戒レベル3水位)に達したとき。 ● 台風情報で、台風の暴風域が12時間以内に市域にかけると予想されている、又は、台風が12時間以内に市域に接近することが見込まれるとき。 ● 重大な事故災害が発生したとき。 |
| | | | <p>【地震・津波】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 震度4又は5弱の地震が市内で発生したとき。 ● 津波注意報、津波警報が発表されたとき。 ● 南海トラフ地震臨時情報(調査中)、(巨大地震注意)が発表されたとき。 |
| 非常体制 | 警戒レベル4 避難指示以上を発令する段階 | <ul style="list-style-type: none"> ● 同上 (ただし、発生災害が拡大し、被害が甚大と予想される場合は、防災対応の全職員) | <p>【風水害等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高潮警報(警戒レベル4相当)が発表されたとき。 ● 土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当)が発表されたとき。 ● 倉敷川水位(彦崎水位観測所)が氾 |

| 種別 | 時期 | 配備要員 | 配備基準 |
|----|----|------|--|
| | | | 濫危険水位（警戒レベル4水位）に達したとき。 ● 特別警報（大雨特別警報は警戒レベル5相当）が発表されたとき。 ● 相当規模の災害が発生し、又は相当規模の災害発生が予測されるとき。 |
| | | | 【地震・津波】 ● 震度5強以上の地震が市内で発生したとき。 ● 大津波警報が発表されたとき。 ● 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。 |

2 市災害対策本部の設置

（1）市本部の設置及び廃止の基準

1）市本部の設置

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 市 | ● 市本部は、次の場合に設置する。 1) 気象業務法に基づく暴風、大雨、洪水、又は高潮、津波の警報が発表され、大規模な災害の発生が予測され総合的な対策を実施する必要があるとき。 2) 警報発表の有無にかかわらず災害が発生し、又は発生のおそれがあり、特に災害応急対策を実施する必要があるとき。 3) 市に大規模な火災、爆発、その他重大な災害が発生し、総合的な対策を実施する必要があるとき。 4) 市域に有害物質、放射性物質等が大量に放流出したとき、又はこれにより複合災害を誘発するおそれがあるとき。 5) 多数の死傷者を伴う列車、自動車等の交通事故及び船舶、航空機事故等の重大事故が発生し、緊急対策を実施する必要があるとき。 6) 市内で震度5強以上の地震が発生したとき。 7) その他市長が必要と認めるとき。 |

2）市本部の廃止

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| 市 | ● 災害発生のおそれが解消し、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、これを廃止する。 |

3）市本部の設置又は廃止の通報

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 市 | ● 市本部を設置し、又は廃止したときは、速やかに関係団体等に対し通報するとともに報道機関を通じ市民に公表する。 |

(2) 市本部の組織

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市本部組織は、玉野市災害対策本部条例及び本計画の定めるところによる。 ● 市本部は次の各機関との連携を図る。(警察、自衛隊、海上保安部、医療機関、電気、ガス、その他必要な機関) |

(3) 市本部の任務

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。 ● 災害対策の連絡調整に関すること。 ● 水防、その他災害の応急対策に関すること。 ● 災害救助その他の民生安定に関すること。 ● 施設及び設備の応急の復旧に関すること。 ● その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関すること。 |

(4) 市本部の応急活動

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市本部が設置されたときは、各部・各班はあらかじめ定められた業務を所掌する。 ● 市本部は、県と連絡調整をし、県が実施する対策と整合を図りながら応急対策を行う。 |

(5) 関係機関との連絡調整

| 主体 | 主な取組 |
|-----|---|
| 市、県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成等を行うとともに、各関係機関等との連絡調整等を図る。また、県本部が、災害対策に有益な情報を迅速かつ的確に把握するとともに、情報共有を図るために市、警察、消防、その他関係機関と連携できる体制の整備に努める。 |

(6) 非常時における職務代理者

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市長に事故がある場合など非常時の職務代理者は次のとおりとする。 第1位 副市長 第2位 公共施設交通防災監 第3位 危機管理課長 第4位 消防長 第5位 総務部長 |

(7) 感染症対策を踏まえた災害対策本部機能の分散化

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 新型コロナウイルス感染症等の流行時には、災害対策本部機能を分散化しながら、情報共有体制を確保するなど、感染症対策を踏まえた対応を行う。 |

3 配備要領

(1) 勤務時間中における配備の連絡

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 危機管理課長は、注意体制をとったときは、関係課長に対して配備決定の指示を行う。 ● 関係課長は、それぞれの所管する関係出先機関へその旨を連絡する。 |

(2) 勤務時間外及び休日における配備の連絡

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 配備前における連絡 <ol style="list-style-type: none"> 1) 宿直員は、県（危機管理課）、若しくは岡山地方気象台から警報等の通報があり、本計画に定める配備体制に該当する場合には、危機管理課長、関係課長に連絡する。 2) 関係課長は、別に定める配備基準に基づき、配備職員に緊急連絡の措置をとる。 3) 配備職員は関係各課から招集通知を受けたときは、直ちに登庁し、所定の業務に着手するとともに、その旨を所属課長及び危機管理課長に連絡する。 4) 配備職員は、勤務時間外において、災害が発生し、又は発生のおそれがあることを知ったときは、関係者からの連絡、テレビ、ラジオ等に留意するとともに、進んで関係方面に連絡をとり、所定の配備につくよう務めなければならない。 ● 本庁及び出先機関の全職員は、震度5強以上の地震情報（テレビ、ラジオ放送等）、大津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、直ちに勤務場所に出勤する。 ● 交通機関の途絶、道路等の遮断で勤務場所に参集することが困難な場合は、最寄りの市民センター等へ仮配備し、危機管理課（市災害対策本部）に報告し、その指示を受ける。 ● 各所属長は、職員の配備状況を把握の上、必要に応じて、被災していない地域からの職員の応援等の措置を講じる。 ● 配備中における連絡 <ol style="list-style-type: none"> 1) 警戒体制への移行 危機管理課から、警戒体制への移行の連絡があったときは、各課配備職員は、所属課長に連絡するとともに、自課職員に連絡する。 2) 非常体制への移行 危機管理課長は、配備課長及び他のすべての課長に非常体制をとる旨の連絡をする。 各課長は、自課職員に連絡をとり、参集を指示する。 |

(3) 体制の解除

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 注意体制又は警戒体制の原因となった気象予警報が解除されるなど、災害発生のおそれがなくなったときは、危機管理課長は、災害対策会議において関係課と協議のうえ、注意体制及び警戒体制を解除するとともに、関係機関（部課）へこの旨を連絡する。 |

(4) 緊急初動班

1) 緊急初動班の配備

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 班員は、勤務時間外において、市内で震度4以上の地震が発生した場合、津波注意報又は津波警報若しくは南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は（巨大地震注意）が発表された場合、本庁舎又はあらかじめ指定された場所に自主参集する。 |

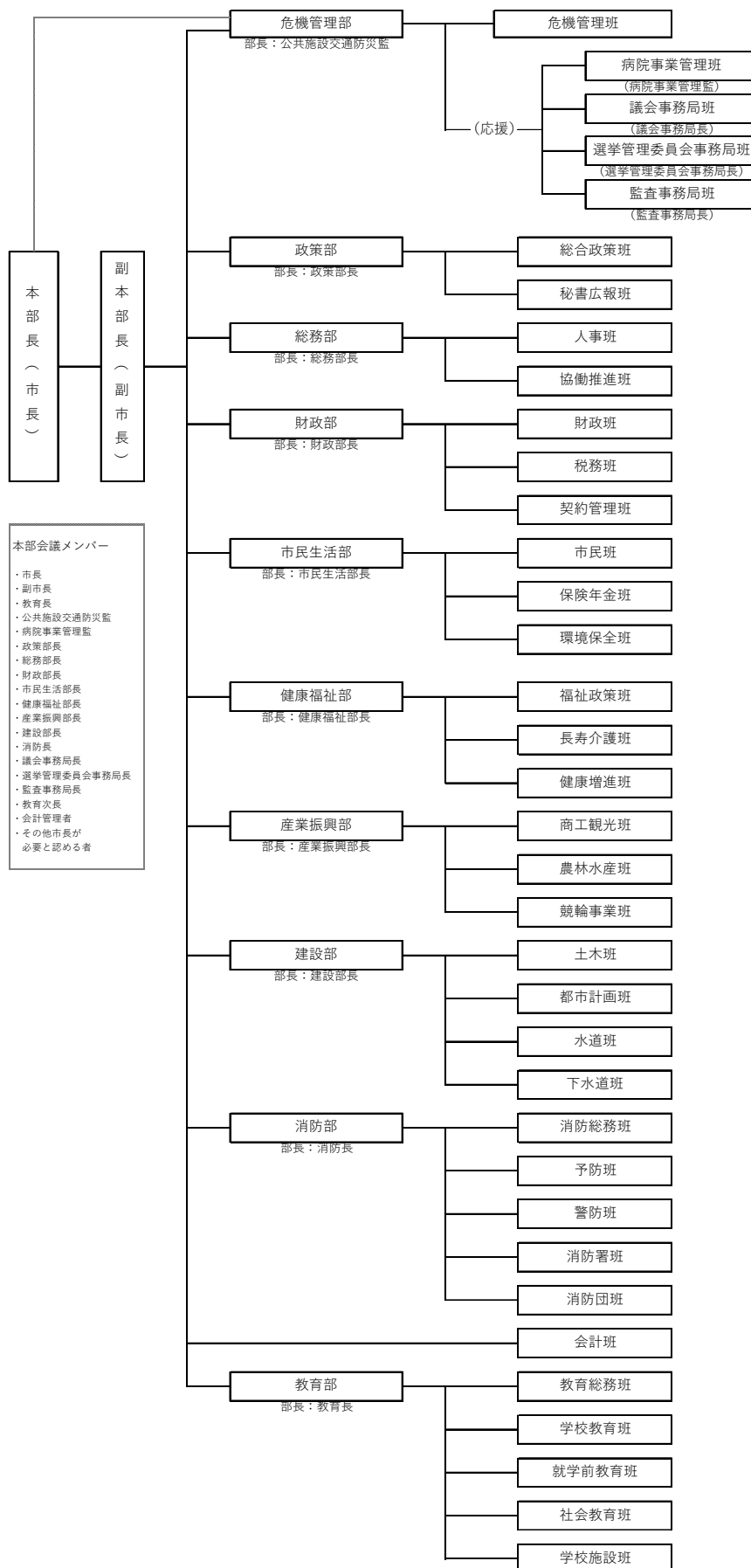
2) 緊急初動班の業務

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 緊急初動班の総括責任者（危機管理課長又はその代位者）は、班員を指揮し、次の業務を行う。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 被災状況等の情報収集 2) 市幹部への情報連絡及び県への報告 3) 非常体制へ移行する措置 4) 地震（震度4以上）に伴う津波情報への対応 |

3) 非常体制への移行措置

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 緊急初動班総括責任者は、被災状況等により次の順位で連絡し、又は登庁を求め、市災害対策本部の設置、自衛隊の派遣要請等の判断を仰ぐ。 第1位 市長 第2位 副市長 第3位 公共施設交通防災監 ● 被害の状況により市災害対策本部が設置されることになる場合は、各部長等に連絡する。 |

4 市災害対策本部の組織図



- 本部会議メンバー
- ・市長
 - ・副市長
 - ・教育長
 - ・公共施設交通防災監
 - ・病院事業管理監
 - ・政策部長
 - ・総務部長
 - ・財政部長
 - ・市民生活部長
 - ・健康福祉部長
 - ・産業振興部長
 - ・建設部長
 - ・消防長
 - ・議会議務局長
 - ・選挙管理委員会事務局長
 - ・監査事務局長
 - ・教育次長
 - ・会計管理者
 - ・その他市長が必要と認める者

5 市災害対策本部の組織・所掌業務

市災害対策本部の班の編制及び分掌事務

※職務を代行する場合は、各班にて予め定められた指定職員が代行するものとする

| 部名 | 班名 | 分掌事務 | |
|--|---------|---|---|
| 市長 | — | 市災害対策本部の指揮・命令に関すること。 | |
| 副市長 | — | 市長の代理及び補佐に関すること。 | |
| 危機管理部 (応援班) 病院事業管理班 議会事務局班 選挙管理委員会事務局班 監査事務局班 | 危機管理班 | 1 本部会議に関すること。 | |
| | 統括責任者 | 2 本部室事務及び本部活動の総合調整に関すること。 | |
| | 危機管理課長 | 3 災害状況の総合取りまとめに関すること。 | |
| | (公共施設交通 | 4 防災活動等の実施状況の掌握及び記録に関すること。 | |
| | 政策課長) | 5 避難情報に関すること。 | |
| | (総務課長) | 6 各部各班に対する連絡調整及び本部連絡に関すること。 | |
| | | 7 避難者の移送・物資の輸送に関する車両・船舶等の確保に関すること。 | |
| | | 8 交通安全対策に関すること。 | |
| | | 9 災害情報収集及び情報処理に関すること。 | |
| | | 10 交通機関の被害状況及び運行状況の取りまとめに関すること。 | |
| | | 11 県災害対策本部等との連絡に関すること。 | |
| | | 12 水防警報の受理及び通報連絡に関すること。 | |
| | | 13 自衛隊その他応援団体の派遣要請に関すること。 | |
| | | 14 自衛隊その他応援団体の調整及び活動支援に関すること。 (選挙管理委員会事務局班、監査事務局班) | |
| | | 15 自主防災組織等との連絡及び協力依頼に関すること。 | |
| | | 16 通信連絡の確保に関すること。 | |
| | | 17 気象情報及び気象予警報の受理並びに通報連絡に関すること。 | |
| | | 18 庁内電話施設の保全に関すること。 | |
| 政策部 | 総合政策班 | 1 被災者の家族、関係者の応対に関すること。 | |
| | 統括責任者 | 2 災害に対する要望等の取りまとめに関すること。 | |
| | 総合政策課長 | | |
| | 秘書広報班 | 1 市民に対する広報号外(災害)他に関すること。 | |
| | 統括責任者 | 2 公式ホームページ、SNS等活用した広報に関すること。 | |
| | 秘書広報課長 | 3 報道機関に対する災害速報、連絡及び取材対応に関すること。 | |
| | | 4 災害視察者、見舞者の応接に関すること。 | |
| | | 5 本部長、副本部長の秘書に関すること。 | |
| | 総務部 | 人事班 | 1 職員の非常招集及び各部、各班からの応援要請に対する職員の配置に関すること。 |
| | | 統括責任者 | 2 災害時における他自治体との相互応援による職員の派遣・受入に関すること。 |
| 人事課長 | | 3 災害の予防、防除等に従事する職員、他自治体等の協力者の事故についての市としての認定に関すること。 | |
| | | 4 職員の福利厚生に関すること。 | |

| 部 名 | 班 名 | 分 掌 事 務 | |
|---------------------------|--------------------------|--|--------------------------|
| | | 5 職員の安否確認に関すること。 | |
| | 協働推進班 | 1 避難所の開設運営及び避難者の収容保護に関すること。 | |
| | 総括責任者 協働推進課長 | 2 避難所への食糧、物資の配布に関すること。 (保険年金班と連携) | |
| | | 3 広域一時滞在に関すること。 | |
| 財政部 | 財政班 総括責任者 財政課長 | 1 災害応急対策費の予算措置に関すること。 | |
| | | 2 地方自治法等の規定に基づく地方公共団体の報告に関する内閣府令による被害状況の報告に関すること。 | |
| | | 3 国、県による市の復旧復興に向けた支援に関すること。 | |
| | 税務班 総括責任者 税務課長 | 1 災害情報収集及び税務資料のための現地確認に関すること。 [災害写真の撮影その他災害に関する広報資料の収集] (都市計画班と連携) | |
| | | 2 被災者台帳の作成及びり災証明に関すること。 | |
| | | 3 被災者に対する市税の減免、徴収猶予措置等に関すること。 | |
| | 契約管理班 総括責任者 契約管理課長 | 1 市有財産の被害状況の調査及び取りまとめ並びに災害復旧に関すること。 | |
| | | 2 行政財産の緊急使用に関すること。 | |
| | | 3 応急仮設住宅の用地確保に関すること。 | |
| | | 4 市有自動車の非常配置及び配車に関すること。 | |
| | | 5 市庁舎の防災及び災害の応急復旧に関すること。 | |
| | | 6 災害時における応急資材及び応急物資の購入に関すること。 | |
| | | 7 非常用電力及び燃料等の確保に関すること。 | |
| | | 8 機材・輸送車輛の調達及び配車に関すること。 | |
| | 市民生活部 | 市民班 総括責任者 市民課長 | 1 災害による犠牲者の埋火葬手続きに関すること。 |
| | | | 2 災害による犠牲者の仮安置場に関すること。 |
| 3 非常時に向けた住民情報の整理に関すること。 | | | |
| 4 災害相談窓口の開設、被災者の相談に関すること。 | | | |
| 保険年金班 総括責任者 保険年金課長 | | 1 食糧確保のための調整に関すること。 | |
| | | 2 食糧(主食)の調達、保管及び非常炊き出しに関すること。 | |
| | | 3 調達食料及び備蓄食料の配布に関すること。 (協働推進班と連携) | |
| 環境保全班 総括責任者 環境保全課長 | | 1 防疫(被災地における消毒)に関すること。 | |
| | | 2 被災地における廃棄物処理に係る環境衛生の指導に関すること。 | |
| | | 3 指定避難所への仮設トイレ設置及び調整、し尿の収集、運搬及び処理に関すること。 | |
| | | 4 所管諸施設の被害調査及び災害の応急対策に関すること。 | |
| | | 5 被災地から発生する一般廃棄物(し尿を除く。)の収集、運搬及び清掃についての指導に関すること。 | |
| | | 6 被災地から発生する一般廃棄物(し尿を除く。)の中間処理及び最終処分に関すること。 | |
| | | 7 被災地から発生する廃棄物の処理対策に関すること。 | |
| | | 8 有害物質による大気汚染等の情報収集・対応に関すること。 | |
| | | 9 災害時における特定物質等による被害の防除に関すること。 | |

| 部 名 | 班 名 | 分 掌 事 務 | |
|--|--------------------------|---|---|
| 健康福祉部 | 福祉政策班 総括責任者 福祉政策課長 | 1 救助物資の調達確保に関する事。 | |
| | | 2 災害救助法、生活再建支援法及び関係規定等の運用に関する事。 | |
| | | 3 災害弔慰金の支給及び貸付に関する事。 | |
| | | 4 日用品等の支給その他災害救助法又は関係規定に基づく救助のうち他部班に属さない事。 | |
| | | 5 救助物資義えん金品、見舞金の募集受理及び配付に関する事。 | |
| | | 6 被災者の生活保護及び被保護者への救助物資の配付に関する事。 | |
| | | 7 身元不明死体の収容及び要救助証明に関する事。 | |
| | | 8 避難行動要支援者及び要配慮者関連施設の把握並びに救援に関する事。 | |
| | | 9 民間障害者福祉施設との福祉避難所協定に関する事。 | |
| | | 10 災害発生時の民間障害者福祉避難所使用依頼に関する事。 | |
| | | 11 ボランティア・赤十字奉仕団等の要請・受入に関する事。 | |
| | | 12 ボランティアを統括する社会福祉協議会との連絡調整に関する事。 | |
| | 長寿介護班 総括責任者 長寿介護課長 | 1 避難行動要支援者及び要配慮者関連施設の把握並びに救援に関する事。 | |
| | | 2 民間高齢者福祉施設との福祉避難所協定に関する事。 | |
| | | 3 災害発生時の民間高齢者福祉避難所使用依頼に関する事。 | |
| | 健康増進班 総括責任者 健康増進課長 | 1 医師会との連絡に関する事。 | |
| | | 2 医療救護班派遣要請受入れ及び配備計画に関する事。 | |
| | | 3 医療資機材の調達及び輸送に関する事。 | |
| | | 4 他の医療機関への応援、後方医療施設に収容された傷病者等把握に関する事。 | |
| | | 5 救護所の開設、管理及び運営に関する事。 | |
| | | 6 被災地における母子保健、老人保健、精神保健、栄養指導及び歯科保健の実施指導に関する事。 | |
| | | 7 救護所内での死体の検察に関する事。 | |
| | | 8 食品衛生指導に関する事。 | |
| | | 9 すこやかセンターの二次災害予防、災害応急復旧に関する事。 | |
| | | 10 避難行動要支援者及び要配慮者関連施設の把握並びに救援に関する事。 | |
| | 産業振興部 | 商工観光班 総括責任者 商工観光課長 | 1 応急救助用生活必需品（燃料、ラジオ、生活用品、救急医療品）の確保及び入手、斡旋に関する事。 |
| | | | 2 商工業関係の被害調査及び応急対策に関する事。 |
| | | | 3 被災商工業者への復旧資金の斡旋に関する事。 |
| | | | 4 産業振興部所管に係る被害の取りまとめに関する事。 |
| | | | 5 観光施設の被害調査及び災害の応急対策に関する事。 |
| 6 市域内における旅行者の被害情報収集に関する事。 | | | |
| 7 市域内における旅行中の被害者の家族及び関係者の宿泊施設の斡旋並びに案内等に関する事。 | | | |
| 8 被災者用の民間施設の確保に関する事。 | | | |

| 部 名 | 班 名 | 分 掌 事 務 | |
|--------------------------------|--------------------------|---|--|
| | 農林水産班 総括責任者 農林水産課長 | 1 農林水産物の災害予防、被害調査及び災害の応急対策に関すること。 | |
| | | 2 保安林、森林等の災害予防、被害調査及び災害の応急対策に関すること。 | |
| | | 3 家畜の災害防除及び防疫に関すること。 | |
| | | 4 漁業組合等に所属する漁船の使用、船員の協力等の要請に関すること。 | |
| | | 5 農林水産物及び家畜等のり災証明に関すること。 | |
| | | 6 農林漁業の災害融資等に関すること。 | |
| | | 7 農地、用排水施設、ため池等農業施設の災害予防、被害調査及び災害の応急復旧に関すること。 | |
| | | 8 浸水地区の応急的排水対策に関すること。 | |
| | | 9 農地、用排水対策、ため池等施設のり災証明に関すること。 | |
| | 競輪事業班 総括責任者 競輪事業課長 | 1 施設の二次災害予防、被害調査及び災害応急復旧に関すること。 | |
| | | 2 施設利用者の被害調査、救済に関すること。 | |
| | 建設部 | 土木班 総括責任者 土木課長 | 1 建設部所管に係る被害の取りまとめ及び災害復旧計画の調整に関すること。 |
| | | | 2 道路、橋梁、河川、港湾その他土木施設の被害調査、二次災害予防、応急対策及び応急復旧に関すること。 |
| | | | 3 水防資材の確保及び輸送に関すること。 |
| | | | 4 浸水地区の応急的排水対策に関すること。 |
| | | | 5 被災地における市道の通行の禁止及び制限に関すること。 |
| | | | 6 部内各班に対する連絡調整及び本部連絡に関すること。 |
| | | | 7 緊急輸送道路及び緊急交通路の指定・確保に関すること。 |
| | | | 8 緊急通行車両の確認に関すること。 |
| 9 障害物の除去に要する土木機材の確保及び応援に関すること。 | | | |
| 都市計画班 総括責任者 都市計画課長 | | 1 街路樹、植樹帯、都市公園、緑地、児童遊園地、市営駐車場等の所管施設の災害予防、被害調査、応急対策及び災害復旧計画に関すること。 | |
| | | 2 漂流物の引き揚げ・保管に関すること。 | |
| | | 3 宅地災害の危険防止及び災害復旧等の指導及び相談に関すること。 | |
| | | 4 建築物の災害状況等の現地確認調査に関すること。 (税務班と連携) | |
| | | 5 市有建築物の被害調査及び災害復旧に関すること。 | |
| | | 6 被災建築物の応急危険度判定に関すること。 | |
| | | 7 各種建築物の災害復旧についての指導及び相談に関すること。 | |
| | | 8 住宅金融支援機構の災害復興住宅融資及び産業労働者住宅建設資金の特例融資に関すること。 | |
| | | 9 各種緊急施設及び応急収容施設の設定、建築に関すること。 | |
| | | 10 応急仮設住宅の建築並びに管理に関すること。 | |
| | | 11 市営住宅の災害予防、被害調査及び災害の応急復旧に関すること。 | |

| 部 名 | 班 名 | 分 掌 事 務 |
|-----|-----------------------------------|--|
| | 水道班 総括責任者 水道課長 | 12 市営住宅入居者の被害調査及び救援に関すること。 |
| | | 13 被災者の市営住宅等への緊急入居先への入居に関すること。 |
| | | 1 応急給水用自動車の配車に関すること。 |
| | | 2 市民に対する災害広報（水道関係）に関すること。 |
| | | 3 復旧業務計画の総合調整に関すること。 |
| | | 4 応急対策用資機材及び物品の購入に関すること。 |
| | | 5 被災地に給水する浄水の確保に関すること。 |
| | | 6 水道施設等の災害予防、被害調査及び災害の応急復旧に関すること。 |
| | | 7 水道水の水質検査に関すること。 |
| | 8 被災地に対する応急給水せんの確保及び飲料水の供給に関すること。 | |
| | 9 被災地の水道料の減免及び徴収猶予に関すること。 | |
| | 下水道班 総括責任者 下水道課長 | 1 下水道課所管の下水管渠、終末処理場、下水ポンプ場等の災害予防、維持管理、被害調査及び災害の応急復旧に関すること。 |
| | | 2 下水道課所管に係る水路の調査、維持管理及び修繕に関すること。 |
| | | 3 浸水地域の応急的排水対策に関すること。 |
| 消防部 | 消防総務班 総括責任者 消防総務課長 | 1 指揮本部の設置及び廃止に関すること。 |
| | | 2 市災害対策本部、その他防災関係機関との連絡調整に関すること。 |
| | | 3 消防庁舎、分署等施設及び職員の被害状況のとりまとめに関すること。 |
| | | 4 職員の配置状況のとりまとめに関すること。 |
| | | 5 職員の安否確認に関すること。 |
| | | 6 指揮本部の庶務及び経理に関すること。 |
| | | 7 職員の給食、衛生管理及び労務管理に関すること。 |
| | | 8 関係機関に対する応援要請に関すること。 |
| | | 9 その他、消防部の他の班に属さないこと。 |
| | 予防班 総括責任者 予防課長 | 1 市災害対策本部における消防関係情報等の処理に関すること。 |
| | | 2 消防広報に関すること。 |
| | | 3 広報資料の収集に関すること。 |
| | | 4 指揮本部長の特命事項の実施に関すること。 |
| | | 5 火災等の被害調査に関すること。 |
| | 警防班 総括責任者 警防課長 | 1 消防活動の総合調整に関すること。 |
| | | 2 各種情報の分析、判断に関すること。 |
| | | 3 消防活動方針の企画に関すること。 |
| | | 4 消防隊、救急隊等の運用に関すること。 |
| | | 5 応援隊の運用に関すること。 |
| | | 6 自衛隊等の応援への受入に関すること。 |
| | | 7 通信の確保に関すること。 |
| | | 8 指令及び指令の伝達に関すること。 |
| | | 9 各種情報の受付及び伝達に関すること。 |
| | | 10 水防警報の受理及び通報連絡に関すること。 |

第3部
災害応急対策計画

| 部 名 | 班 名 | 分 掌 事 務 |
|-------------------|--------------------------|---|
| | 消防署班 総括責任者 消防署長 | 11 各種情報の収集及び整理、記録並びに報告に関すること。 |
| | | 1 消火活動に関すること。 |
| | | 2 救急救助活動に関すること。 |
| | | 3 参集署員の配置及び任務指定に関すること。 |
| | | 4 消防隊の編制に関すること。 |
| | | 5 消防隊の運用に関すること。 (指揮本部運用不能の場合に限る。) |
| | | 6 署、分署における応急救護班の編制に関すること。 |
| | | 7 消火、救急、救助その他消防活動の指揮に関すること。 |
| | | 8 応援隊の指揮に関すること。 |
| | | 9 市民の避難誘導に関すること。 |
| | | 10 不明者の探索に関すること。 |
| | | 11 水防活動に関すること。 |
| | | 12 津波警戒に関すること。 |
| | 13 署長の特命事項の実施に関すること。 | |
| | 消防団班 総括責任者 玉野市消防団長 | 1 消防団本部の設置に関すること。 |
| | | 2 消防団員の招集に関すること。 |
| | | 3 情報収集に関すること。 |
| | | 4 指揮本部との連携に関すること。 |
| | | 5 消火活動に関すること。 |
| | | 6 救急救助活動に関すること。 |
| | | 7 市民の避難誘導に関すること。 |
| | | 8 不明者の探索に関すること。 |
| | | 9 水防活動に関すること。 |
| 10 津波警戒に関すること。 | | |
| 11 その他必要事項に関すること。 | | |
| — | 会計班 | 1 災害に係る金銭出納に関すること。 2 防災従事者に対する食糧の調達に関すること。 |
| 教育部 | 教育総務班 総括責任者 教育総務課長 | 1 教育委員会事務局職員の非常招集及び配置に関すること。 |
| | | 2 教育委員会関係の被害状況の取りまとめ、記録及び連絡に関すること。 |
| | | 3 部内各班に対する連絡調整及び本部連絡に関すること。 |
| | | 4 避難所となった学校等教育施設との連絡調整に関すること。 |
| | | 5 災害時における応急資機材及び応急物資の調達に関すること。 |
| | | 6 市立学校、幼稚園その他教育施設の二次災害予防、被害調査及び災害応急復旧に関すること。 |
| | | 7 教育委員会事務局職員の安否確認に関すること。 |
| | | 8 臨時教育施設の設置に関すること。 |
| | 学校教育班 総括責任者 学校教育課長 | 1 被災児童、生徒の就学等に関すること。 |
| | | 2 被災児童、生徒及び教職員の被害調査、救済に関すること。 |
| | | 3 被災児童、生徒に対する教科書等の供給に関すること。 |
| | | 4 教職員、生徒の給食に関すること。 |
| | | 5 被災児童、生徒の非常用食料の備蓄・管理・給仕に関すること。 |
| | | 6 学校施設の使用、協力に関すること。 |

| 部 名 | 班 名 | 分 掌 事 務 |
|-----|----------------------------|--|
| | | 7 避難所（学校施設）への教職員の配置に関すること。 |
| | | 8 被災地の市立学校の児童、生徒及び教職員の応急救護並びに心身保健衛生に関すること。 |
| | | 9 避難所（学校施設）への備蓄資材の収容・管理に関すること。 |
| | 就学前教育班 総括責任者 就学前教育課長 | 1 保育園等の所管施設の被害の調査、応急対策災害復旧計画に関すること。 |
| | | 2 被災乳幼児の就園等に関すること。 |
| | | 3 被災園児及び保育士等の被害調査、救済に関すること。 |
| | | 4 被災地の園児及び保育士等の応急救護並びに心身保健衛生に関すること。 |
| | | 5 被災園児の非常用食料の備蓄・管理・給仕に関すること。 |
| | 社会教育班 総括責任者 社会教育課長 | 1 社会教育施設及び社会体育施設の二次災害予防、被害調査並びに災害応急復旧に関すること。 |
| | | 2 社会教育団体との災害救助活動についての連絡及び協力依頼に関すること。 |
| | | 3 避難所（社会教育施設等）の備蓄資材の収容・管理に関すること。 |
| | | 4 文化財の二次被害予防、被害調査並びに災害応急復旧に関すること。 |
| | 学校施設班 総括責任者 各学校長 | 1 避難所の開設、運営に関すること。 |
| | | 2 児童、生徒・地域住民の非常用食料の備蓄・管理に関すること。 |
| | | 3 学校施設の使用、協力に関すること。 |
| | | 4 避難所（学校施設）への備蓄資材の収容・管理に関すること。 |

第2節 防災情報及び被害情報

業務一覧と実施時期の目安

| No. | 業務 | 実施時期の目安 | | | | | |
|-----|---------|---------|------------|-----------|-----|-----|----------|
| | | 発災前 | 発災～ 3時間 | ～24 時間 | ～3日 | ～7日 | ～1か 月 |
| 1 | 予報及び警報等 | ■ | ■ | | | | |
| 2 | 通信連絡 | ■ | ■ | | | | |
| 3 | 情報の収集伝達 | ■ | ■ | | | | |

■：開始目標時間 ■：継続時間

1 予報及び警報等

| | |
|---------|-------|
| 主な担当班・部 | 危機管理班 |
|---------|-------|

1-1 方針

災害の発生が予測される場合又は災害が発生した場合に、災害予防活動又は応急活動が万全になされるよう気象官署等から発表される予報及び警報等の発表方法、基準等について定める。

1-2 対策

(1) 予報及び警報等の対象区域

災害に際し、防災対策の実施のため、防災関係機関及び市民に伝達すべき予報及び警報等の対象区域は資料編記載のとおり。

[資料編3-1 予報及び警報等の対象区域]

(2) 気象に関する予報及び警報等

| 種別 | 内容 |
|-------|--|
| 気象注意報 | <ul style="list-style-type: none"> ● 大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれがあるときに、岡山地方気象台がその旨を注意して行う予報。 ● 大雨及び洪水注意報、高潮注意報は警戒レベル2。なお、高潮注意報は高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 [資料編3-2 岡山地方気象台が玉野市に発表する注意報の種類] |
| 気象警報 | <ul style="list-style-type: none"> ● 大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、岡山地方気象台がその旨を警告して行う予報。 ● 高潮警報は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。大雨警報（土砂災害）及び洪水警報は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 [資料編3-3 岡山地方気象台が玉野市に発表する警報の種類] |

| 種別 | 内容 |
|-------------------------|---|
| 特別警報 | <ul style="list-style-type: none"> ● 大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、岡山地方気象台がその旨を警告して行う予報。 ● 大雨特別警報は災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。高潮特別警報は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 [資料編3-4 特別警報の発表基準] |
| 気象情報 | <ul style="list-style-type: none"> ● 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。台風情報、大雨情報等がある。 |
| 記録的短時間大雨情報 | <ul style="list-style-type: none"> ● 大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。 ● この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。 |
| 線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけ | <ul style="list-style-type: none"> ● 「顕著な大雨に関する気象情報」の発表基準を満たすような線状降水帯による大雨の可能性が高いことが予想された場合に、半日程度前から、気象情報において、「線状降水帯」というキーワードを使って呼びかけられる。この呼びかけは、警戒レベル相当情報を補足する解説情報として発表される。 |
| 顕著な大雨に関する気象情報 | <ul style="list-style-type: none"> ● 大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って発信される情報。また、この情報は警戒レベル相当情報を補足する情報であり、警戒レベル4相当以上の状況で発表される。 |
| 竜巻注意情報 | <ul style="list-style-type: none"> ● 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（県南部、北部）で気象庁から発表される。 ● なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。 |
| キキクル（大雨・洪水警報の危険度分布） | <ul style="list-style-type: none"> ● 警報・注意報等が発表されたときに、実際にどこで土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数の各指数の予測値が警報・注意報等の基準に到達すると予想されているのかを示した危険度分布であり、気象庁から発表される。 [資料編3-5 キキクル（大雨・洪水警報の危険度分布）等による情報] |

| 種別 | 内容 |
|-----------------|---|
| 早期注意情報（警報級の可能性） | ● 5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（県南部、北部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（県南部、北部）で発表される。大雨、高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。 |

（3）洪水・土砂災害・火災等に関する情報

| 種別 | 内容 |
|------------------|---|
| 洪水予報 | ● 河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。洪水のおそれがあると認められるときは、中国地方整備局（岡山河川事務所）又は備前県民局と岡山地方気象台が共同して発表するものである。警戒レベル2～5に相当。 |
| 土砂災害警戒情報 | ● 大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、岡山県と岡山地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 |
| 土砂災害緊急情報 | ● 土砂災害防止法（平成12年法律第57号）に基づき、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水、地滑りによる重大な土砂災害の急迫している状況において、国又は県が緊急調査を実施し、被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を発表する。 |
| 水防警報 | ● 水防法（昭和24年法律第193号）に基づき、国土交通大臣若しくは知事が指定する河川、湖沼又は海岸において、洪水、津波又は高潮による被害の発生が予想されるとき、岡山河川事務所長又は関係県民局長が水防活動を行う必要があると認めて発表する。 |
| 特別警戒水位（氾濫危険水位）情報 | ● 水防法（昭和24年法律第193号）に基づき国土交通大臣、知事又は市長が定めた「水位周知河川」、「水位周知下水道」又は「水位周知海岸」において、洪水、雨水出水又は高潮による災害の発生を特に警戒すべき特別警戒水位に、当該河川水位が達したときに、中国地方整備局（岡山河川事務所）、関係県民局又は市町村が関係機関にその旨通知する。 |
| 火災気象通報 | ● 消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに岡山地方気象台が岡山県知事に対して通報し、岡山県を通じて市町村や消防本部に伝達される。 [資料編3-6 火災気象通報の基準] |
| 火災警報、火災注意報 | ● 消防法に基づき、市長が火災気象通報を受けたとき又は、気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときに発令する。 |

(4) 地震・津波に関する情報

| 種別 | 内容 |
|-------------------------|---|
| 緊急地震速報 (警報) | <ul style="list-style-type: none"> ● 気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。なお、緊急地震速報(警報)のうち予想震度が6弱以上のものを特別警報に位置付けている。 (注) 緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。 |
| 地震情報 | <ul style="list-style-type: none"> ● 気象庁は、地震が発生した場合、その発生時刻や発生場所、地震の規模(マグニチュード)を解析するとともに観測された震度のデータを収集して、その地震に関する情報を速やかに発表する。 |
| 津波警報等(大津波警報、津波警報、津波注意報) | <ul style="list-style-type: none"> ● 気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報を津波予報区単位で発表する。 なお、大津波警報を特別警報に位置付けている。 [資料編3-7 津波警報・注意報の分類ととるべき行動] |
| 津波情報 | <ul style="list-style-type: none"> ● 気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。 |

2 通信連絡

| | |
|---------|-----------|
| 主な担当班・部 | 危機管理班、消防部 |
|---------|-----------|

2-1 方針

災害時における各機関相互の通信連絡は、迅速かつ円滑に行う必要があるため、通信窓口及び連絡系統を明確にするとともに、非常の際の通信連絡の確保を図る方法等について定める。

2-2 対策

(1) 通信連絡系統の整備

各機関は、通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるよう有線及び無線を通じた通信連絡系統を整備しておく。

[資料編3-8 災害情報相互連絡関連図]

(2) 通信手段の確保

| 主体 | 対策 |
|----------------|---|
| 国、公共機関、地方公共団体等 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害発生直後は、直ちに災害情報を連絡するため、次の通信手段を確保する。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 防災行政無線による固定型通信局 2) 携帯電話、衛星携帯電話等移動通信回線 3) 民間等の通信設備の優先利用、優先使用(災害対策基本法第57条、第79条) [資料編3-9 電話及び電報の優先利用] 4) 非常通信の活用 [資料編3-10 有線通信途絶時の通信施設の優先利用] 5) 防災関係機関から情報連絡員の派遣を受け、無線連絡の確保を図る。 ● 通信手段の確保に併せ、その機能維持等の要員を配置する。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 通信施設の機能確認、維持及び施設の復旧に要する人員 2) 通信統制、通信運用の指揮等に要する人員 |

(3) 放送の依頼

| 主体 | 対策 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市長は、緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続により放送局に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼することができる。 ● 緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令・解除については岡山県避難情報伝達連絡会規約に基づき依頼する。 |

3 情報の収集伝達

| | |
|---------|------|
| 主な担当班・部 | 関係各班 |
|---------|------|

3-1 方針

気象予警報等の情報、被害状況報告その他災害に関する情報は、防災活動を円滑かつ的確に実施する上で不可欠であるので、災害情報の収集伝達の取扱等について定める。

被害情報は、災害初期と引き続く応急対策時に区分して収集し、その情報を県等の関係機関に伝達する。

3-2 対策

(1) 災害初期の被害情報の収集・連絡

| 主体 | 対策 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報を収集する。 ● 発災直後において、人的被害の状況(行方不明者の数を含む。)、建築物の被害、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するととも |

| 主体 | 対策 |
|----------|---|
| | <p>に、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できたものから直ちに県へ報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 行方不明者の数は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。 ● 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡する。 ● 被害状況等を県に報告する。通信の途絶等により県に報告できない場合は、消防庁へ報告する（消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等の場合、県へ連絡するとともに直接消防庁へも連絡する。）。 <p>[資料編3-11 消防庁の報告窓口]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地震により、火災が同時多発し、又は多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。 ● 市内において「震度5強」以上の地震を覚知した場合には、第一報について消防庁に対しても直接報告する。（被害の有無を問わない。）第一報報告後の連絡方法については、消防庁の指示に従う。 ● 震度6弱以上の地震を観測した際は、発災後速やかに行政機能の確保状況（市町村行政機能チェックリスト）を県に報告する。 <p>[資料編3-12 市町村行政機能チェックリスト]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 大規模な災害が発生した場合には、天候状況を勘案しながら、必要に応じ、航空機、無人航空機等による目視、撮影等による情報収集を行う。 ● 必要に応じ、画像情報を利用して被害規模の把握を行う。市及び県は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報の官邸及び政府本部（特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部をいう。以下同じ。）を含む防災関係機関への共有を図る。 ● 被災市町村は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。 ● 要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。 |
| <p>県</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 自ら概括的な情報収集をするほか、市、警察、消防、自衛隊、医療機関、道路管理者、海上保安部、ライフライン事業者から被害情報を収集する。 ● 市町村にリエゾン（情報連絡員）を派遣し、迅速に情報を収集する。 ● 震度6弱以上の地震を観測した市町村から報告された行政機能の確保状況（市町村行政機能チェックリスト）を取りまとめる。 ● 災害の発生により市が災害の状況等の報告ができなくなった場合や市において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあっては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努める。 ● 人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行う。その際、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県への速やかな連絡に努める。当該情報が得られた際は、関係機関との連携のもと、整 |

| 主体 | 対策 |
|----|---|
| | <p>理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行う。 ● 要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。 ● 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県、市町村は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、相互に情報共有を行う。 |

(2) 応急対策時の被害情報の収集・連絡

| 主体 | 対策 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 応急対策時において、対策本部の設置状況、応急活動状況、応援の必要性、被害状況を県に連絡する。 ● 市災害対策本部は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応が取れるよう努める。 |
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 自ら実施する応急対策の活動状況等を市へ連絡する。 |

3-3 情報の収集・伝達系統

| 種別 | 対策 |
|--------------|--|
| 一般的な情報の伝達 | <ul style="list-style-type: none"> ● 各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するために必要な情報及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。 ● 関係者からの問い合わせに対応できるよう人員の配置等の体制を整備する。 [資料編3-13 一般的な情報の伝達系統] |
| 異常気象時の通報 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長、警察官若しくは海上保安官に通報する。 ● 通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市長に通報し、市長は、直ちに関係機関に通報する。 ● 市、国及び県は、市民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。 [資料編3-14 異常気象時の情報伝達系統] |
| 気象注意報・警報等の伝達 | <ul style="list-style-type: none"> ● 気象注意報・警報等は、迅速かつ的確な伝達が必要であり、具体的にその方法、通報先等を定める。 ● 気象注意報・警報等は、法令又は地域防災計画の定める系統で伝達するとともに、伝達の徹底を図るため申合せ等による系統によっても行う。 [資料編3-15 気象注意報・警報等の伝達系統] |

| 種別 | 対策 |
|-------------------|--|
| 重要な災害情報伝達 | <ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関は、自己の所管する事項について、被害の発生及びその経過に応じ、逐次、岡山県総合防災情報システム、電話等により速やかに伝達を行う。 ● 災害応急対策完了後、速やかに文書により確定報告を行う。 [資料編 3-16 重要な災害情報伝達内容] |
| 事故災害に関する情報の収集及び伝達 | <ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関は、災害応急対策活動を実施するために必要な情報及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。 [資料編 3-17 事故災害に関する情報の収集及び伝達の系統] |
| その他の情報の伝達 | <ul style="list-style-type: none"> ● 各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して収集した被害状況等災害に係る情報については、内容を検討し、関係機関に伝達する。 |

第3節 災害広報及び報道

業務一覧と実施時期の目安

| No. | 業務 | 実施時期の目安 | | | | | |
|-----|----------|---------|------------|-----------|-----|-----|----------|
| | | 発災前 | 発災～ 3時間 | ～24 時間 | ～3日 | ～7日 | ～1か 月 |
| 1 | 災害広報及び報道 | | | | | | |

■：開始目標時間 ■：継続時間

1 災害広報及び報道

| | |
|---------|-----------------------|
| 主な担当班・部 | 危機管理班、総合政策班、秘書広報班、市民班 |
|---------|-----------------------|

1-1 方針

災害時の混乱した状態においては、人心の安定、秩序の回復を図ることが重要であるので、災害の状態や災害応急対策の実施状況、安否情報など、市民等が必要とする情報の提供について定める。

1-2 対策

(1) 広報の実施

| 主体 | 対策 |
|---------|---|
| 市、報道機関等 | <ul style="list-style-type: none"> ● 各機関は、災害に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るとともに、放送、新聞、広報車等の広報媒体を利用して広報を実施する。 [資料編 3-18 広報の内容] ● 高齢者、障害のある人、外国人等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。 ● 報道機関は、各機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力する。 ● 風評被害を入手したときは、被災地及び指定避難所等への定期的な貼紙又は車両巡回による広報などの風評・パニック防止対策を行う。 |

(2) 災害報道

| 主体 | 対策 |
|---------|---|
| 市、報道機関等 | <ul style="list-style-type: none"> ● 報道機関は、有効適切な災害関連番組及び記事を編成して報道する。 [資料編 3-19 報道の内容] ● 各機関は、報道機関から災害報道のための取材活動を実施するに当たり、資料の提供等について依頼を受けた場合、積極的に協力する。 ● 各機関は、災害時に市民に対し必要な情報を伝達できるよう、平常時から報道機関との関係づくりに努める。 ● 報道の内容について、報道機関に情報提供する。また、必要に応じて県災害対策本部と調整し、報道要請を行う。 |

(3) 情報提供媒体の整備

| 主体 | 対策 |
|-------|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害情報、避難情報、被災者支援情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、市ホームページ、ツイッター、フェイスブック、防災メルマガ、市LINE公式アカウント、市防災行政無線等による情報を提供するように努める。 ● 災害時において、アクセス集中により市のホームページが閲覧できないという事態を回避するため、協定を締結した通信事業者との連携によるキャッシュサイトの設置など、情報発信に関する対策を行う。 |
| 市、県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 被災者のおかれている生活環境等が多様であることから、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。 |
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 防災情報システムや電子メールを活用するとともに、ポータルサイト・サーバー運営事業者の協力を得て、災害に関する情報や避難情報等を提供するように努める。 |
| 通信事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 西日本電信電話株式会社は、大規模な災害発生時においては、通信設備の被災や輻輳により、通信が著しく困難となることから、被災地への安否確認等について、「災害用伝言ダイヤル(171)・災害用伝言板(Web171)」の提供を行う。 |

(4) 問い合わせ窓口の設置

| 主体 | 対策 |
|-----|---|
| 市、県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 必要に応じ、発災後速やかに、市民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配備等体制の整備を図る。 ● 被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。 ● 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。 ● 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底する。 |

(5) 外国人向けの情報提供

| 主体 | 対策 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築に努めるなど、災害の発生時に、要配慮者としての外国人にも十分配慮する。 |

| 主体 | 対策 |
|----|--|
| 県 | <ul style="list-style-type: none">● 災害に関する情報を、必要に応じて、外国語に翻訳し、県の Web サイト等を通じて広報するとともに、市へ電子ファイル等で速やかに情報提供する。● 県災害対策本部が設置され、必要があると認めるときは、岡山国際交流センター指定管理者と協議の上で、災害時多言語支援センターを設置し、外国人被災者に対し、多言語による情報提供を行う。 |

第4節 災害救助法の適用

業務一覧と実施時期の目安

| No. | 業務 | 実施時期の目安 | | | | | |
|-----|----------|---------|------------|-----------|-----|-----|----------|
| | | 発災前 | 発災～ 3時間 | ～24 時間 | ～3日 | ～7日 | ～1か 月 |
| 1 | 災害救助法の適用 | | | | | | |

■：開始目標時間 ■：継続時間

1 災害救助法の適用

| | |
|---------|-----------------|
| 主な担当班・部 | 危機管理班、税務班、福祉政策班 |
|---------|-----------------|

1-1 方針

制度の概要並びに救助の種類と実施者、適用基準及び手続の概要を示し、災害救助法を適用すべき災害が発生した場合に、迅速に法を適用し、救助を実施する。

1-2 対策

(1) 制度の概要

災害救助法による救助は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、法定受託事務として知事が行い、市長がこれを補助する。

知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長に委任することができる。

知事は、救助の程度、方法及び期間を内閣総理大臣の定める基準に従って定め、その救助に要した費用を、県が国の負担を得て支弁する。ただし、知事は、市長に救助に要した費用を一時繰替支弁させることができる。

(2) 救助の種類及び実施者

| 主体 | 対策 |
|----|---|
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 知事は、「応急仮設住宅の供与」「医療及び助産」「生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与」を実施し、それ以外の救助については、救助を迅速に行うため必要があると認めたときは、実施に関する事務を市長に委任するものであるが、平時から市へ事務委任の周知を図り、災害救助事務の円滑化に取り組む。 ● 知事は、市長へ委任した救助であっても、市長から要請があったとき又は知事が特に必要と認めたときは、その救助を応援し、又は自ら実施する。 <p>[資料編 3-20 災害救助法による救助の種類及び実施者]</p> |

(3) 適用基準

災害救助法の適用基準については、市からの情報提供に基づき、適用基準のいずれかに該当する場合は、災害救助法を適用する。

災害救助法が適用されない小災害については、市長が救助の必要を認めるときは市長の責任において救助を実施する。この場合、すべて災害救助法並びに災害救助法施行細則（昭和35年岡山県規則第23号）に準ずる。

[資料編3-21 災害救助法の適用基準]

[資料編3-22 被害計算の方法等]

(4) 適用手続

| 主体 | 対策 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害が発生した場合は、迅速かつ正確に管内の被災状況を確認し、被災状況が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を知事に情報提供する。 ● 災害救助法が適用された場合は、知事からの委任に基づき、又は補助事務として救助を実施する。 ● 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に情報提供し、その後の処置に関して知事の指示を受ける。 ● 災害救助法に基づく救助の実施に当たっては、完了までの間、日ごとに救助の実施状況を整理しておくとともに、知事に災害の状況を適宜情報提供する。 |

第5節 広域応援・雇用

業務一覧と実施時期の目安

| No. | 業務 | 実施時期の目安 | | | | | | |
|-----|------------|---------|------------|-----------|-----|-----|----------|----------|
| | | 発災前 | 発災～ 3時間 | ～24 時間 | ～3日 | ～7日 | ～1か 月 | 1か月 ～ |
| 1 | 応援要請 | | ■ | | | | | |
| 2 | 広域進出拠点 | | | ■ | | | | |
| 3 | 応援活動要員の雇用 | | | ■ | | | | |
| 4 | 赤十字奉仕団等の協力 | | | ■ | | | | |

■：開始目標時間 ■：継続時間

1 応援要請

| | |
|---------|---------------|
| 主な担当班・部 | 危機管理班、人事班、消防部 |
|---------|---------------|

1-1 方針

大規模災害が発生した場合、市・県等だけでは、対応が不十分となることが考えられ、このような場合における防災関係機関等に対する応援及び雇用について定める。なお、市及び県は大規模な災害が発生した時は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等や「応急対策職員派遣制度」により、速やかに応援体制を整える。

1-2 対策

(1) 市長の応援要請

1) 知事に対する応援要請

| 主体 | 対策 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、知事に応援を求め、又は応急対策の実施を要請することができる。（災害対策基本法第68条関係） ● 市の応援要請手続は、所定の事項を記載した文書をもって行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等で行い、事後文書によって処理する。 [資料編3-23 応援要請手続の記載事項] |

2) 他の市町村長に対する応援要請

| 主体 | 対策 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、他の市町村長等に応援を求めることができる。 ● 応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救急等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り応援を行う。災害応急対策の実施について応援に従事する者は、本市の指揮の下で行動する。（災害対策基本法第67条関係） |

3) 指定行政機関等に対する応援要請

| 主体 | 対策 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し当該機関の職員の派遣を要請する。 ● 災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、内閣総理大臣又は知事に対し、指定行政機関等の職員の派遣のあっせんを求める。 [資料編 3-24 派遣等の要請事項] |

(2) 知事の応援要請

1) 「応急対策職員派遣制度」による協力の依頼

| 主体 | 対策 |
|-----|--|
| 市、県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。 ● 「応急対策職員派遣制度」により、岡山県以外の地方公共団体への応援が円滑に実施できるよう、災害対応業務の内容に応じ派遣する職員のリスト化や業務に必要な資材の準備など、支援体制の整備を図る。 |
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 大規模災害が発生し、他の都道府県等との協定による応援職員の派遣だけでは被災者の救助等の災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合は、「応急対策職員派遣制度」により、全国の地方公共団体から応援を受け入れるため、中四国ブロックの幹事県に対し、応援を要請する。 ● 全国知事会や国（総務省）と連携し、「応急対策職員派遣制度」により、全国の地方公共団体による県内被災市町村への応援の円滑な実施に努める。 ● 県の職員は、被災市町村に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努める。 |

2) 市に対する応援

| 主体 | 対策 |
|----|--|
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるよう配慮する。(災害対策基本法 70 条 1 項関係) ● 市の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、市町村相互間の応援について必要な指示又は調整を行うことができる。(災害対策基本法第 72 条関係) ● 災害が発生した場合において、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、市長が実施すべき応急措置の全部又は一部を代行する。(災害対策基本法第 73 条関係) [資料編 3-25 県が代行する応急措置] |

3) 消防等の応援要請

| 主体 | 対策 |
|----|--|
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 消防活動について、岡山県消防防災ヘリコプター支援協定に基づき被災市町村から要請があった場合、消防防災ヘリコプターを出動させ市町村の行う消防業務を支援するほか、岡山県下消防相互応援協定により相互応援を行う。 ● 知事は、県内の消防力のみでは対処できない場合には、消防庁長官に対し、緊急消防援助隊又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣等を要請することができる。 |

2 広域進出拠点

| 主体 | 対策 |
|----|--|
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害発生後、県外からの広域応援部隊が移動する際の一時的な目標となる地点（広域進出拠点）の候補地は次のとおりとし、発災時において、施設管理者の協力を得て決定する。 ● 広域応援部隊の宿营地、活動拠点等については、被災地域の状況（被災状況、道路の啓開状況、市町村の受入拠点の状況）に応じ、効果的な支援活動に適した場所を県が指定する。 <p>広域進出拠点候補地：山陽自動車道吉備SA（下り線）、岡山自動車道高梁SA（上り線）</p> |

3 応急活動要員の雇用

| 主体 | 対策 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 応急活動要員の雇用は、それぞれの応急対策実施機関において行う。 ● 雇用による賃金の支給は、その時における雇用地域の慣行料金以内によることを原則とする。ただし、法令その他により別に基準のあるものについては、この限りでない。 ● 救助実施のために行う雇用の範囲は、災害救助法の規定によるものとする。 <p>[資料編3-26 応急活動要員の雇用の範囲]</p> |

4 赤十字奉仕団等の協力

| 主体 | 対策 |
|---------|---|
| 赤十字奉仕団等 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害応急対策の実施のため必要があるときは、防災関係機関に自発的に協力して関係業務に従事する。 <p>[資料編3-27 赤十字奉仕団等]</p> |

第6節 自衛隊災害派遣要請

業務一覧と実施時期の目安

| No. | 業務 | 実施時期の目安 | | | | | | |
|-----|-----------|---------|------------|-----------|-----|-----|----------|----------|
| | | 発災前 | 発災～ 3時間 | ～24 時間 | ～3日 | ～7日 | ～1か 月 | 1か月 ～ |
| 1 | 自衛隊災害派遣要請 | | | | | | | |

■：開始目標時間 ■：継続時間

1 自衛隊災害派遣要請

| | |
|---------|-----------------------------|
| 主な担当班・部 | 危機管理班、選管事務局班、監査事務局班、財政班、消防部 |
|---------|-----------------------------|

1-1 方針

天災、地変その他の災害が発生し、又は発生しようとしているとき、人命又は財産保護のため必要な応急対策の実施がそれぞれの実施機関だけでは不可能又は困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められるときは、自衛隊に災害派遣を要請する。

自衛隊の災害派遣に関しては、防災基本計画に基づき、努めて防衛省防災業務計画と整合を図り、派遣要請等の計画を定める。

1-2 対策

(1) 災害派遣要請権者及び災害派遣命令者

| 区分 | 該当者 |
|----------|--|
| 災害派遣要請権者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 知事 ● 第六管区海上保安本部長 ● 大阪空港事務所長 |
| 災害派遣命令者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 陸上自衛隊第13特科隊長 ● 海上自衛隊呉地方総監 ● 航空自衛隊西部航空方面隊司令 |

(2) 災害派遣部隊等の活動範囲

| 主体 | 対策 |
|---------|--|
| 災害派遣部隊等 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害派遣部隊等の活動範囲は、主として人命及び財産の保護のため、防災関係機関と緊密に連携、協力して活動を行う。 <p>[資料編3-28 災害派遣部隊等の活動範囲]</p> |

(3) 災害派遣の自衛官の権限

| 主体 | 対策 |
|-----|--|
| 自衛隊 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害派遣の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長等、警察官及び海上保安官がその場にいらない場合に限り、所定の措置をとることができる。 ● 当該措置をとったときは、直ちにその旨を市長等に通知する。 <p>[資料編3-29 災害派遣時の自衛官の権限による措置]</p> |

(4) 災害派遣要請等手続き

1) 市長の派遣要請の要求

| 主体 | 対策 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市長が自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し、災害派遣要請要求書を提出する。 ● 緊急を要する場合その他やむを得ない理由により文書によることができない場合は、電話その他の方法により連絡し、事後速やかに文書を提出する。 ● 市長は、知事に対して派遣要請の要求ができない場合は、その旨及び市の地域に係る災害の状況を防衛大臣又は自衛隊に通知することができる。この場合において、市長は速やかにその旨を知事に通知しなければならない。 [資料編 3-30 自衛隊派遣要請要求書の様式] |
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 知事は、市長から自衛隊災害派遣の要請の要求等を受けたときは、その内容を検討し、必要があると認めるときは、直ちに関係自衛隊の長に対して派遣要請の手続きをとる。 ● 災害派遣を要請した場合及び要請が予想される場合で、特に自衛隊との連絡を密にする必要があると認めるときは、あらかじめ自衛隊連絡幹部の派遣を依頼し、情報の交換、部隊の派遣等に関し、連絡調整を図る。 |

2) 知事等（災害派遣要請権者）の派遣要請

| 主体 | 対策 |
|----|--|
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 知事等は、収集した被害情報及び市の通信途絶の状況から自衛隊の派遣要請の必要性を判断し、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合は、直ちに自衛隊の派遣を要請する。 [資料編 3-31 自衛隊派遣要請時の伝達事項] |

3) 撤収要請依頼

| 主体 | 対策 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したとき又は必要がなくなったときは、速やかに、災害派遣要請権者に対して、自衛隊の撤収要請を依頼する。 [資料編 3-32 自衛隊撤収要請依頼書の様式] [資料編 3-33 災害派遣要請等の手続系統及び連絡方法] |

4) 自主派遣

| 主体 | 対策 |
|-----|---|
| 自衛隊 | <ul style="list-style-type: none"> ● 自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、所定の判断基準により自主出動する。 [資料編 3-34 自衛隊の自主出動の判断基準] |

(5) 災害派遣部隊の受け入れ

| 主体 | 対策 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 受入側の市長は、派遣部隊の活動が十分に達成されるよう努めなければならない。 <p style="text-align: center;">[資料編 3-35 災害派遣部隊の受入れ時の留意事項]</p> |

(6) 災害派遣に伴う経費の負担区分

| 主体 | 対策 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担する。 ● 負担区分について疑義が生じた場合、又はその他必要経費が生じた場合は、その都度協議して決める。 <p style="text-align: center;">[資料編 3-36 災害派遣に伴う経費の負担区分]</p> |

第7節 津波災害情報の伝達等

業務一覧と実施時期の目安

| No. | 業務 | 実施時期の目安 | | | | | |
|-----|------------|---------|------------|-----------|-----|-----|----------|
| | | 発災前 | 発災～ 3時間 | ～24 時間 | ～3日 | ～7日 | ～1か 月 |
| 1 | 津波災害情報の伝達等 | | | | | | |

■：開始目標時間 ■：継続時間

1 津波災害情報の伝達等

| | |
|---------|-----------------|
| 主な担当班・部 | 危機管理班、秘書広報班、消防部 |
|---------|-----------------|

1-1 対策

(1) 避難情報の伝達、連絡体制・活動

| 主体 | 対策 |
|-----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報等を覚知した場合、直ちに的確な避難指示を行う。 ● 津波警報等に応じて自動的に避難指示を発令する場合でも、市民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を市民等に伝達する。 |
| 市、県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 津波警報等、避難指示の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、インターネット等のあらゆる手段の活用を図る。 ● 消防職団員、警察官、市職員、民生委員・児童委員など、防災対応や避難誘導・支援等に当たる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、水門・陸閘の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援などの緊急対策を行う。 |
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 気象庁から連絡を受けた津波警報等を、直ちに市、関係機関等へ伝達する。 |

第2章 緊急活動

【施策の体系】

| 節 | 項 |
|-----------------------|---------------------|
| 第1節 救助計画 | 1 救助計画 |
| 第2節 救急・医療計画 | 1 救急・医療計画 |
| | 2 医薬品等の供給 |
| | 3 傷病者搬送 |
| | 4 応援協力関係 |
| 第3節 避難及び避難所の設置運営計画 | 1 避難 |
| | 2 指定避難所の設置 |
| | 3 指定避難所の運営体制 |
| 第4節 交通の確保 | 1 道路啓開 |
| | 2 交通の確保計画 |
| 第5節 緊急輸送計画 | 1 緊急輸送計画 |
| 第6節 物資等の受入、集積、搬送、配分計画 | 1 物資等の受入、集積、搬送、配分計画 |
| 第7節 防災営農 | 1 防災営農 |
| 第8節 流木の防止 | 1 流木の防止 |
| 第9節 水防計画 | 1 水防計画 |
| 第10節 消防 | 1 消防 |

第1節 救助計画

業務一覧と実施時期の目安

| No. | 業務 | 実施時期の目安 | | | | | | |
|-----|------|---------|------------|-----------|-----|-----|----------|----------|
| | | 発災前 | 発災～ 3時間 | ～24 時間 | ～3日 | ～7日 | ～1か 月 | 1か月 ～ |
| 1 | 救助計画 | | | | | | | |

■：開始目標時間 ■：継続時間

1 救助計画

| | |
|---------|-----------------------|
| 主な担当班・部 | 危機管理班、環境保全班、健康増進班、消防部 |
|---------|-----------------------|

1-1 基本方針

防災関係機関は、緊密な連携の下に、災害により生命、身体が危険となった者を早急に救助し、負傷者については、医療機関に収容する。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

さらに、被災ペットの保護収容等については、あらかじめ災害時の動物の管理について考慮しておき、必要な措置が行えるよう努める。

また、災害現場で活動する県警察・消防本部・海上保安部・自衛隊の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

1-2 対策

(1) 救助活動

| 主体 | 主な取組 |
|-----------------|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 救助活動に関する調整を行うとともに、必要に応じて、県又は他市町村へ応援要請を行う。 ● 被災を免れた場合は、県、被災市町村からの応援要請に基づき、又は自らの判断により救助活動を行う。 |
| 市、県、県警察 | <ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関と連携協力して迅速・的確な救出救助、医療機関等への搬送活動等を行う。 |
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市の要請又は自らの判断により、国、自衛隊、他都道府県、他市町村に応援を要請するとともに、救出活動の全県的な調整を行う。 |
| 市、消防本部、県警察等防災機関 | <ul style="list-style-type: none"> ● 救助に当たっては、救命の処置を必要とする負傷者を優先することを原則とするが、延焼火災が発生し、同時に多数の救出が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救助活動を行い、また、延焼火災がなく、同時に多数の救出が必要となる場合は、多数の人命を救護できる現場を優先に効率的な救助活動を行う。 ● 生き埋めになった負傷者の声などを聞き漏らさないようにするため、救出に当たる重機類の音や上空のヘリコプターの音等を一斉に停止させる「サイレントタイム」を設定する等、現場の特性に応じた効果的な救助活動に努める。 |

| 主体 | 主な取組 |
|--------------------|---|
| 消防本部、県警察、海上保安部、自衛隊 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害現場で活動する消防本部、県警察、海上保安部及び自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。 ● 災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。 ● 災害現場で活動する消防本部、県警察、海上保安部及び自衛隊の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。 |

（２）負傷者の応急手当

| 主体 | 主な取組 |
|----------|--|
| 消防本部、自衛隊 | <ul style="list-style-type: none"> ● 救助した傷病者に対して、専門的に習得している処置を行うとともに、必要に応じて、緊急の治療を要する者について、救護班または医療機関へ搬送する。 |
| 救護班 | <ul style="list-style-type: none"> ● 日本赤十字社岡山県支部及び医療機関の医療救護班は、迅速かつ的確な医療救護を行うとともに、緊急の治療を要する者について、後方医療機関への転送や消防本部等に対する搬送の要請を行う。 |
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> ● 講習、訓練・研修等により習得した止血、人工呼吸、心臓マッサージ等簡易な手当を施すことにより、救護等に協力する。 |

（３）行方不明者の搜索

| 主体 | 主な取組 |
|---------|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 警察、消防本部、医療機関等と連絡を密にして、行方不明者等の情報収集に努める。特に、行方不明者の数については、搜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。 ● 行方不明者の搜索に当たっては、各機関の受持ち責任区域割り等を行うなど効果的な搜索活動が行われるよう総合調整を図る。 |
| 市民、事業所等 | <ul style="list-style-type: none"> ● 救助隊に対して行方不明者の情報提供を行うとともに、搜索活動に協力する。 |

（４）救助用資機材の確保

| 主体 | 主な取組 |
|---------------|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 救助用資機材の借上協定等に基づいて、関係団体から資機材を借り上げ、調達する。 |
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 必要に応じて、救助用資機材の借上協定等に基づいて、関係団体から資機材を借り上げ、市を支援する。 |
| 消防本部、県警察等防災機関 | <ul style="list-style-type: none"> ● 必要な救助用資機材については、原則として各救助関係機関で調達するが、各機関相互に活用できる資機材については、貸出しなど協力する。 |

(5) 被災ペットの保護

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 市 | ● 県と連携を図りながら、飼養動物の保護に努めるとともに、必要に応じ、指定避難所での被災ペットのためのスペースの確保に努める。 |
| 県 | ● 犬・猫等の一般の被災ペットの保護・収容について、岡山県動物愛護センターで情報収集を行うとともに、公益社団法人岡山県獣医師会や動物愛護団体と連携をとりながら対応する。 ● 特定動物の収容は、届け出施設については動物園等と連携をとりながら対応する。 ● 放浪している被災ペット等の保護収容及び特定動物の逸走等について通報があれば速やかに動物愛護センターにおいて対応する。 |

1-3 応援協力関係

| 主体 | 主な取組 |
|-------------|---|
| 市 | ● 自ら救助することが困難な場合は、他市町村又は県へ救助の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。 |
| 県 | ● 市からの応援要請があった場合、消防防災ヘリコプターを出動させ市の行う救助活動を支援するほか、必要に応じて、緊急消防援助隊の派遣等の広域的な応援を要請する。 ● 市からの応援要請事項を実施することが困難な場合は、自衛隊等への救助の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。 ● 市の実施する救出について、特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。 |
| 県警察 | ● 被害の規模に応じて速やかに警察災害派遣隊等の出動を要請する。 |
| 海上保安部 | ● 自ら救助することが困難な場合は、県、他市町村、自衛隊等への救助の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。 |
| 災害発生事業所等 | ● 自衛消防隊その他の要員により救助活動を実施し、消防本部等救助を実施する機関の到着後はその指揮を受けて救助活動を実施する。 |
| 応援の要請を受けた機関 | ● 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。 |
| 市民、自主防災組織 | ● 自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助、救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。 |

1-4 災害救助法による実施基準

知事が災害救助法を適用した場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

第2節 救急・医療計画

業務一覧と実施時期の目安

| No. | 業務 | 実施時期の目安 | | | | | | |
|-----|---------|---------|------------|-----------|-----|-----|----------|----------|
| | | 発災前 | 発災～ 3時間 | ～24 時間 | ～3日 | ～7日 | ～1か 月 | 1か月 ～ |
| 1 | 救急・医療計画 | | ■ | | | | | |
| 2 | 医薬品等の供給 | | ■ | | | | | |
| 3 | 傷病者搬送 | | ■ | | | | | |
| 4 | 応援協力関係 | | ■ | | | | | |

■：開始目標時間 ■：継続時間

1 救急・医療計画

| | |
|---------|--------------------------|
| 主な担当班・部 | 危機管理班、健康増進班、水道班、下水道班、消防部 |
|---------|--------------------------|

1-1 基本方針

災害により医療、助産等の機関の機能が停止し、被災地の住民が医療又は助産の途を失った場合は、応急的に医療を施し、また、助産に関する処置を確保し、その保護を図る必要があるため、その方法について定める。

災害時の混乱期における医療は、基本的に各医療機関がそれぞれのスタッフ、備蓄品等を活用するとともに他の医療機関との連絡協力を図りながら実施するが、行政は、これらの医療機関の活動をバックアップするため、県災害保健医療調整本部及び地域災害保健医療調整本部の立ち上げ等により指揮命令系統を確立し、早期の情報の収集・提供及び医療活動の総合調整を迅速かつ的確に実施できる体制を構築する。

なお、医療機関は、可能な限り診療体制の確保及び効率的な医療提供に努める。

また、県医師会において、災害医療チーム体制の構築、災害時の医療供給の拠点である災害拠点病院において、被災した地域の医療供給が継続できる体制の整備、災害拠点病院等において、災害急性期の迅速な医療救護活動に従事する災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）の派遣体制の整備を行う。

また、救助・救急活動を実施する各機関は、救助等に携わった職員等の惨事ストレス対策にも努める。

1-2 対策

(1) 医療活動に関する総合調整

| 主体 | 主な取組 |
|--------|---|
| 市、消防本部 | <ul style="list-style-type: none"> ● 自主防災組織等と連携して次の業務を行う。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 広域災害救急医療情報システムの活用により、医療機関情報の収集・提供 2) 避難所、居宅等における傷病者情報の収集・提供 3) 救護所の設置と救護班の派遣要請 |

(2) 救護所の設置・救護班の編成

| 主体 | 主な取組 |
|------|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 傷病者の発生状況を把握し、指定避難所等に救護所を設置する。 ● 必要に応じて、地域災害保健医療調整本部に対して救護班の派遣を要請する。 ● 救護班を編成して医療に当たるものとするが、そのいとまがない場合は、最寄りの一般診療機関で治療させる等の措置を講じる。 ● 重傷患者等で設備、資材等の不足のため救護班では医療を実施できない場合は、病院又は診療所へ移送して治療する。 ● 救護班は、災害直後の混乱した時期にあつて、法医学関係者、県警察協力医会、県警察歯科医会などによる死体検案の体制が整うまでの間は、死体検案に協力する。 |
| 消防本部 | <ul style="list-style-type: none"> ● 傷病者の発生状況等により、必要に応じて県災害保健医療調整本部に対してDMA Tの出勤を要請する。 |
| 医療機関 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害拠点病院は、救護班の派遣要請を受けた場合は、救護班を編成し、医療活動を行う。 ● 他の医療機関においても、可能な限り被災地における医療活動を行う。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 医師、看護師、連絡要員等 2) 関係医療用資器材一式 3) 救急自動車 4) 通信連絡手段の携行 |

(3) 救急医療活動のアクセスの確保

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 県災害保健医療調整本部及び地域災害保健医療調整本部において、国・県・市の道路管理者及び県警察等と連携の上、道路啓開、緊急通行車両標章の交付等により、医療従事者の救急医療活動に伴うアクセスの確保を図るとともに、医療機関において救急車両の確保ができない場合や自ら医療従事者を被災地へ輸送する場合は、公用車等の手配を行う。 ● 県災害対策本部においては、道路の損壊等により交通機関が不通の場合や被災地まで長時間を要する場合等必要に応じて、ヘリコプターによる空輸については県消防防災ヘリコプターの効果的な運用を図るとともに、ドクターヘリの基地病院、自衛隊又は協定に基づく他府県等に、また海上輸送については海上保安部、海運事業者等へ協力要請する。 |

(4) 医療機関のライフラインの確保

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 医療機関からライフラインの復旧の要請があつた場合、ライフライン事業者に対して、優先的復旧の要請を行う。 ● ライフライン事業者に対し、応急復旧までの間、医療機関への水等の優先的な供給を要請するとともに、必要に応じて自衛隊の応援派遣を県に要請する。 |

| 主体 | 主な取組 |
|------|---|
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市からの要請に基づき、医療機関へのライフラインの優先的復旧が図られるよう、ライフライン事業者へ要請を行う。 ● ライフライン事業者に対して、応急復旧までの間、医療機関への水等の優先的な供給を要請するとともに、必要に応じて自衛隊に応援要請を行う。 |
| 医療機関 | <ul style="list-style-type: none"> ● 被害状況を確認後、自ら応急復旧を実施し、自家発電、貯水槽等の代替施設への切替を行う。 ● ライフライン事業者等に対し、優先的な応急復旧の要請を行うとともに、応急復旧までの間の水等の代替供給を要請する。 |

(5) 効率的な医療の実施

| 主体 | 主な取組 |
|------|---|
| 医療機関 | <ul style="list-style-type: none"> ● 医療機関は、あらかじめ策定したBCPやマニュアルに従うとともに、次により効率的な医療を実施する。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 治療の優先順位による患者の選別（トリアージ）を適切に行う。 2) 重複診療回避等のため、診療記録の写しの患者への交付を検討する。 3) 被災状況を地域災害保健医療調整本部へ報告（広域災害救急医療情報システムのアカウントを持っている場合は広域災害救急医療情報システムに入力）するとともに、他の医療機関と相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて医療機関相互間での協力を努める。 4) 医療従事者が不足するときは、地域災害保健医療調整本部に対し、医療従事者の派遣要請を行う。 ● 医療機関の種別ごとの役割は、次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 救護所 <ol style="list-style-type: none"> ① 患者の応急処置 ② 搬送を要する傷病者の後方医療機関への収容の要請 2) 病院・診療所 <ol style="list-style-type: none"> ① 来院、搬送・転送、入院中の患者の処置（重症患者に対して優先処置） ② 転送を要する傷病者の後方医療機関への転送及び転送の要請 ③ 被災地への救護班の出動 ④ 多くの患者の避難が必要になる場合を想定し、近隣医療機関等と相互支援協定の締結等を行うとともに、災害時に、患者の積極的な受け入れや搬送などに協力する。さらに、その旨をBCPに記載する。 3) 災害拠点病院（基幹災害拠点病院、地域災害拠点病院） <ol style="list-style-type: none"> ① 上記 2) の病院の役割 ② 後方医療機関としての役割を担うとともに、被災地外医療機関への緊急電話、無線等により、重症患者の被災地外への早期転送（ヘリコプター搬送を含む。）を行う。 ③ 隣接する災害拠点病院は、その機能を相互に補完して対応する。 |

(6) 人工透析・難病患者等への対応

| 主体 | 主な取組 |
|-----|---|
| 市、県 | ● 広域災害救急医療情報システムの活用等により、患者団体への確かな医療情報の提供を行うとともに、水、医薬品等の確保については、水道事業者、医薬品卸業者等に対して、医療機関への優先的な供給を要請する。 |

(7) 小児・周産期医療

| 主体 | 主な取組 |
|-----|---|
| 市、県 | ● 広域災害救急医療情報システムの活用等により、的確な医療情報の収集・提供を行う。 |

(8) 被災者の心のケア対策

| 主体 | 主な取組 |
|----|-------------------------------|
| 市 | ● 県と連携して災害による被災者のストレスケア等に努める。 |

(9) 惨事ストレス対策

| 主体 | 主な取組 |
|-----------------|---|
| 救助・救急活動を実施する各機関 | ● 救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。 |

2 医薬品等の供給

| | |
|---------|-------|
| 主な担当班・部 | 健康増進班 |
|---------|-------|

2-1 基本方針

対策の基本的な考え方は、救急医薬品等については確保体制に基づいて迅速に供給する。輸血用血液製剤については、現行の確保体制に基づいて円滑な供給に努める。

2-2 対策

(1) 救急医薬品等の供給

| 主体 | 主な取組 |
|-------|---|
| 県 | ● 地域災害保健医療調整本部は、管内の医薬品等の需給状況を把握するとともに、必要に応じ医療機関等の要請に基づき、県災害保健医療調整本部に医薬品等の調達を要請する。 |
| 医療機関等 | ● 医薬品等の不足が生じた場合は、医薬品等備蓄施設に連絡し、医薬品等の供給を要請する。 |

(2) 輸血用血液製剤の供給

| 主体 | 主な取組 |
|------|-----------------------------------|
| 医療機関 | ● 県赤十字血液センター等に連絡し、輸血用血液製剤の確保に努める。 |

3 傷病者搬送

| | |
|---------|---------------|
| 主な担当班・部 | 契約管理班、土木班、消防部 |
|---------|---------------|

3-1 基本方針

傷病者・患者の搬送については、医療機関の被災状況又は道路の損壊状況等の情報を踏まえた上で、迅速かつ的確に行う。

市内で対応不可能な傷病者等を、市外へ搬送されることが予想される場合には、必要に応じて、関係機関と調整の上、広域搬送拠点を確保・運営するとともに、傷病者等の広域医療搬送、地域医療搬送を実施する。

3-2 対策

(1) 搬送手段の確保

| 主体 | 主な取組 |
|------|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 傷病者搬送用車両の確保について、県災害保健医療調整本部、地域災害保健医療調整本部又は消防本部から要請があった場合は、公用車の手配を行う。 ● 車両が不足する場合は、災害対策基本法第65条第1項（応急措置の業務）により、一般車両を確保する。一般車両で対応する場合は、規制除外車両の標章等の交付を受ける。 |
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 県災害保健医療調整本部又は地域災害保健医療調整本部は、広域災害救急医療情報システムを活用しても消防本部において救急車両の確保ができない場合に、県が所有する公用車を手配するとともに、市、関係医療機関、他府県等に配車を要請する。 |
| 消防本部 | <ul style="list-style-type: none"> ● 傷病者の搬送は、原則として消防本部で行う。ただし、消防の救急車両が確保できない場合は、市、県及びその他関係機関に搬送用車両の手配を要請する。 |
| 医療機関 | <ul style="list-style-type: none"> ● 入院患者等について、救急車、ヘリコプター等による転院搬送を必要とする場合は、地域災害保健医療調整本部に調整を要請する。 |

(2) 搬送先の確認

| 主体 | 主な取組 |
|------|--|
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 県災害保健医療調整本部又は地域災害保健医療調整本部は、医療従事者、警察、自衛隊等からの要請に基づき、搬送先の広域的な調整を行う。 |
| 消防本部 | <ul style="list-style-type: none"> ● 広域災害救急医療情報システム等を活用し、医療機関の被災状況や道路の損壊状況等の情報を迅速に把握し、医療機関等との緊密な連携を図りながら、収容先医療機関の確認及び搬送を行う。 |

(3) 搬送経路の確保

| 主体 | 主な取組 |
|-------------|--|
| 市、国、県等道路管理者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 震災により搬送経路となるべき道路が損害を受けている場合は、国、県、市等は所管する道路の啓開を迅速に行う。 ● 各道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（以下「道路管理者等」という。）は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合において、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し、車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者が自ら車両の移動等を行う。 |
| 県公安委員会、県警察 | <ul style="list-style-type: none"> ● 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。 ● 県警察は、主要な医療機関までの傷病者の搬送経路について、緊急車両の通行に障害を及ぼす車両等の排除を行う。 |

4 応援協力関係

| 主体 | 主な取組 |
|-------------|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市内の医師をもってしても医療、助産の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ医療、助産の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。 |
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市の実施する医療、助産について、特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。 ● 県内及び県外の医療機関への患者の受入れの要請及び搬送に関する総合調整を行う。 |
| 医療機関 | <ul style="list-style-type: none"> ● 患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。 ● 多くの患者の避難が必要になる場合を想定し、近隣医療機関等と相互支援協定の締結等を行うとともに、災害時に、患者の積極的な受け入れや搬送などに協力する。さらに、その旨をBCPに記載する。 |
| 応援の要請を受けた機関 | <ul style="list-style-type: none"> ● 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。 |

第3節 避難及び避難所の設置運営計画

業務一覧と実施時期の目安

| No. | 業務 | 実施時期の目安 | | | | | |
|-----|------------|---------|------------|-----------|-----|-----|----------|
| | | 発災前 | 発災～ 3時間 | ～24 時間 | ～3日 | ～7日 | ～1か 月 |
| 1 | 避難 | ■ | ■ | | | | |
| 2 | 指定避難所の設置 | ■ | ■ | | | | |
| 3 | 指定避難所の運営体制 | ■ | ■ | | | | |

■：開始目標時間 ■：継続時間

1 避難

| | |
|---------|---------------------------------------|
| 主な担当班・部 | 危機管理班、協働推進班、福祉政策班、長寿介護班、健康増進班、消防部、教育部 |
|---------|---------------------------------------|

1-1 基本方針

災害により危険が急迫し、地域住民の生命、身体の保護が必要と認められるときは、防災の第一次的責任者である市長を中心として相互に連携をとり、地域住民に対し、避難のための立退きを指示して、安全な場所へ避難させることが必要であるとともに、災害による被害を軽減するためには、近年の気象・水象予測精度等の高度化を踏まえ、事前に市民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うことが重要である。

避難は、地域住民が自主的に、又は指示に基づいて行うが、要配慮者にあつては、状況に応じて適当な場所に集合させ、車両等による避難も検討するなど、迅速な避難に努める。指定緊急避難場所等においては、早急に避難行動要支援者、その他市民の避難状況を把握するとともに、行方不明者について必要な措置を講じる。また、被災者を運送する必要性が生じることが想定される場合には、あらかじめ被災者の運送手段を検討し、準備しておく。

特に、高齢者等避難の発令により、高齢者や障害のある人等避難行動に時間を要する避難行動要支援者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかけるなど、市があらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要であるため、それらを踏まえた避難の方法及び指定避難所の設置について定める。

新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

1-2 対策

1-2-1 避難の指示等及び報告・通知

(1) 避難指示等

| 主体 | 主な取組 |
|-------------------|--|
| 市 | <p>(1) 指示等の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市長は、災害が発生するおそれがあり、市民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、あらかじめ定めた判断基準等により必要と認める地域の市民等に対し避難の指示等をする。 ● 市長は、避難の指示等を行う場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事に対し、当該指示等に関する事項について、助言を求めることができる。 ● 避難指示等の発令に当たっては、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断する。 <p>(2) 指示等の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 避難の指示等を行う場合は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 避難指示等の理由 2) 避難指示等が出された地域名 3) 避難経路及び避難先 4) 避難行動における注意事項 <p>(3) 指示等の伝達方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 避難の指示等をしたときは、市長は直ちに指示等が出された地域の住民に対して、防災行政無線、サイレン、放送、広報車等により伝達するほか、警察官、海上保安官、自主防災組織等の協力を得て伝達し、その旨の周知徹底を図る。 ● 危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応した取るべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、市民の積極的な避難行動の喚起に努める。 <p>(4) 避難指示等の解除</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。 |
| 指定行政機関、指定地方行政機関、県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 避難の指示等について、市長から助言を求められた指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事は、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言する。 |
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 知事は、県内の災害発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって避難の指示等に関する措置の全部又は一部を行う。 ● 時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市に積極的に助言する。 |
| 県警察、海上保安部 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市長が避難の指示等を行うことができないと認めるとき又は市長から要請のあったときは、市民等に対して避難の指示等をする。この場合、警察官又は海上保安官は、直ちに避難の指示等をした旨を市長に通知する。 |

(2) 避難指示等の類型

| 区分 | 発令時の状況 | 市民に求める行動 |
|------------------|---|---|
| 警戒レベル3 高齢者等避難 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害が発生するおそれがある状況。 ● 災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者等[*]は危険な場所から避難を開始（立退き避難又は屋内安全確保）。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者。 ● 高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難を開始。 |
| 警戒レベル4 避難指示 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害が発生するおそれが高い状況。 ● 災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）を開始。 |
| 警戒レベル5 緊急安全確保 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害が発生又は切迫している状況。 ● 居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保を開始。 |

(3) 発令基準

1) 土砂災害

避難指示等発令基準（以下の状況で市長が必要と認めたとき）

| 区分 | 発令基準 |
|------------------|--|
| 警戒レベル3 高齢者等避難 | <ul style="list-style-type: none"> ● 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報）が発表され、かつ、土砂キキクルが「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報）となったとき。 ● 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定されるとき。 ● 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報）に切り替える可能性が高い旨に言及されているときなど）（夕刻時点で発令）。 |
| 警戒レベル4 避難指示 | <ul style="list-style-type: none"> ● 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報）が発表されたとき。 ● 土砂キキクルで「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報）となったとき。 ● 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（夕刻時点で発令）。 ● 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台 |

| 区分 | 発令基準 |
|------------------|---|
| | <p>風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想されるとき（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後、速やかに発令）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見されたとき。 |
| 警戒レベル5 緊急安全確保 | <ul style="list-style-type: none"> ● 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報）が発表されたとき。 ● 土砂キキクルで「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報）となったとき。 ● 土砂災害の発生が確認されたとき。 |

2) 高潮

避難指示等発令基準（以下の状況で市長が必要と認めたとき）

| 区分 | 発令基準 |
|------------------|---|
| 警戒レベル3 高齢者等避難 | <ul style="list-style-type: none"> ● 高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及されたとき（数時間先に高潮警報が発表される状況の時に発表）。 ● 高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が市域にかかると予想されている、又は台風が市域に接近することが見込まれるとき。 ● 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（夕刻時点で発令）。 ● 「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性のある旨、県気象情報や気象庁の記者会見等により周知されたとき。 |
| 警戒レベル4 避難指示 | <ul style="list-style-type: none"> ● 高潮警報（警戒レベル4相当情報）あるいは高潮特別警報（警戒レベル4相当情報）が発表されたとき。 ● 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及されるときなど）（夕刻時点で発令）。 |
| 警戒レベル5 緊急安全確保 | <ul style="list-style-type: none"> ● 水門、陸閘等の異常が確認されたとき。 ● 海岸堤防等が倒壊したとき。 ● 異常な越波・越流が発生したとき。 |

3) 洪水等

避難指示等発令基準（以下の状況で市長が必要と認めたとき）

| 区分 | 発令基準 |
|------------------|---|
| 警戒レベル3 高齢者等避難 | <ul style="list-style-type: none"> ● 倉敷川の彦崎水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達したとき。 ● 倉敷川の彦崎水位観測所の水位が氾濫注意水位（レベル2水位）を超えた状態で、急激な水位上昇のおそれがあるとき。 ● その他河川の上流で大量又は強い降雨が見込まれ、引き続き水位上昇のおそれがあるとき。 ● 洪水キキクルで「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報）が出現した |

| 区分 | 発令基準 |
|------------------|--|
| | <p>とき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 堤防に軽微な漏水、侵食等が発見されたとき。 ● 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（夕刻時点で発令）。 ● 台風の規模や、気象予警報、降雨予測情報、パトロールや市民からの通報による地域情報等から、浸水の危険が高いと判断したとき。 |
| 警戒レベル4 避難指示 | <ul style="list-style-type: none"> ● 倉敷川の彦崎水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達したとき。 ● 倉敷川の彦崎水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）を超えた状態で、急激な水位上昇のおそれがあるとき。 ● その他河川の水位が堤防天端高に到達するおそれが高いとき。 ● 洪水キキクルで「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報）が出現したとき。 ● 堤防に異常な漏水、侵食等が発見されたとき。 ● 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（夕刻時点で発令）。 ● 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想されるとき（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後、速やかに発令）。 ● 台風の規模や、気象予警報、降雨予測情報、パトロールや市民からの通報による地域情報等から、浸水の危険が極めて高いと判断したとき。 |
| 警戒レベル5 緊急安全確保 | <ul style="list-style-type: none"> ● 倉敷川の彦崎水位観測所の水位が氾濫開始相当水位（レベル5水位）に到達したとき。 ● その他河川の水位が堤防高に到達したとき。 ● 洪水キキクルで「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報）が出現したとき。 ● 大雨特別警報（浸水害）（警戒レベル5相当情報）が発表されたとき。 ● 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まったとき。 ● 樋門・水門等の施設の機能支障が発見されたとき。 ● 堤防の決壊や越水、溢水が発生したとき（氾濫の発生が把握できたとき）。 ● 近隣で既に浸水が発生し、台風の規模や、気象予警報、降雨予測情報、パトロールや市民からの通報による地域情報等から、さらに浸水の区域が甚大化、拡大化するおそれがあると判断したとき。 |

4) 津波

| 区分 | 発令基準 |
|------------------|--|
| 警戒レベル3 高齢者等避難 | <ul style="list-style-type: none"> ● 危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、高齢者等避難は発令しない。 <p>※遠地地震の場合の避難情報 我が国から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波警報等が発</p> |

| 区分 | 発令基準 |
|------------------|---|
| | 表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表するときがある。 この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、津波警報等の発表前であっても、必要に応じて高齢者等避難の発令を検討する。 |
| 警戒レベル4 避難指示 | <ul style="list-style-type: none"> ● 大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたとき。 (ただし、避難指示の発令対象区域が異なる。) ● 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じたとき、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じたとき。 |
| 警戒レベル5 緊急安全確保 | <ul style="list-style-type: none"> ● 基本的に発令しない。 |

(4) 報告及び通知

[資料編3-37 各機関の報告フロー]

(5) 避難情報の判断・伝達マニュアルの整備

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 「高齢者等避難」を位置づけるほか、国の「避難情報に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、避難指示等の対象区域や発令の客観的な判断基準等を定めた避難情報等の判断・マニュアルを整備する。 [資料編3-38 避難情報の判断・伝達マニュアルの整備] |

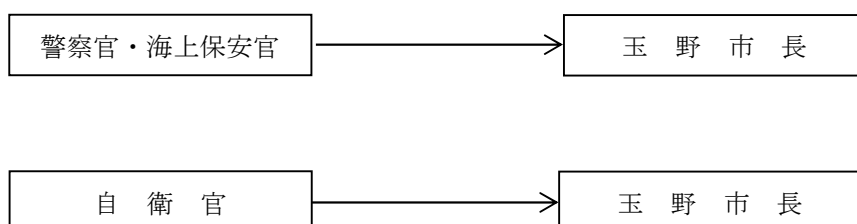
1-2-2 警戒区域の設定

(1) 立入りの制限・禁止、退去

| 主体 | 主な取組 |
|-----------|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる。 |
| 警察官、海上保安官 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市長若しくは市長の職権を行う市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、災害対策基本法第63条第1項に規定する市長の職権を行うことができる。 |
| 自衛官 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市長（市の委任を受けてその職権を行う市の吏員を含む）、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、災害対策基本法第63条第1項に規定する市長の措置をとることができる。 |

(2) 通知

立入りの制限・禁止・退去に係る通知については、以下の通り行う。



1-2-3 指示の周知徹底

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 避難指示等の理由、避難先、避難経路及び避難上の留意事項を明確にし、警鐘、吹き流し、放送、防災行政無線（同報系）、広報車、伝達員等により伝達する。 |

1-2-4 指定緊急避難場所の開放

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害時には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、市民等に対し周知徹底を図る。 |

1-2-5 避難誘導及び一般住民の避難

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害時には、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行う。 ● 避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域の危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。 ● 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、市民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市民等への周知徹底に努める。 ● 風水害の発生のおそれがある場合には、防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、水防団等と連携を図りながら、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、その結果、危険と認められる場合には、市民に対して避難指示等が発令するとともに、適切な避難誘導を実施する。 ● 警察官、消防職員その他の避難措置の実施者と協力し、市民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努める。 ● 誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織、自治会、町内会ごとに集団避難を行い、避難行動要支援者の避難支援を優先して行う。 ● 市民に新型コロナウイルス感染症を含めた感染症の濃厚接触者がいる場合は、個室や避難所で専用の避難スペースに避難誘導する。 ● 指定緊急避難場所に誘導する場合は、万一の安全を考え、その地域の実情に応じ、2以上の避難路を選定しておき、安全度及び道路の状況を適宜判断して安全な経路を誘導する。指定避難所が危険等で不適当となった場合は別の指定避難所に移送する。 |
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。 ● 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等を宿泊療養施設や自宅療養者専用の避難所等へ移送し避難させる。 |

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民は、避難時においては、できる限り、要配慮者に配慮しながら、町内会等ごとに集団で避難を行うよう努める。 ● 行方不明者の把握に努めるとともに、行方不明者がある場合は、市職員、警察官、消防職員、海上保安官（海上に限る）等に連絡する等必要な措置を講じる。 |

1-2-6 デパート、駅、病院、学校、社会福祉施設等の施設内にいる者の避難

| 主体 | 主な取組 |
|---------|---|
| 各施設の管理者 | <ul style="list-style-type: none"> ● デパート等の管理者は、当該施設内にいる者について、避難誘導マニュアルに従って避難誘導及び負傷者等の把握に努める。 ● 行方不明者が出るおそれのある事故が発生した場合は、警察又は消防本部に連絡する。 |

2 指定避難所の設置

| | |
|---------|---|
| 主な担当班・部 | 危機管理班、協働推進班、福祉政策班、長寿介護班、健康増進班、都市計画班、教育部 |
|---------|---|

2-1 基本方針

市は、指定避難所の被災状況の確認、指定避難所の開設及び市民への周知等を速やかに行う必要があるが、市が自ら指定避難所を開設することが困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請するなど、適切な対応の実施に努める。

また、指定避難所の収容力の不足などが想定される地域においては、他の公共、民間施設の借上等により、指定避難所への避難者の集中を避ける方策を講じ、指定避難所及び地域全体の最適化に努める。

さらに、市及び県は、広域一時滞在が必要となった場合、あるいは、避難者等の受入などの対応を要請された場合について、事前にその対策を検討し、適切な対応が可能となるよう努める。

2-2 対策

(1) 指定避難所の被災状況の確認

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害発生後の指定避難所の被災状況及び安全確認については、あらかじめ定めた設置マニュアルに基づいて行う。 ● 安全確認の結果に基づいて応急修理等の必要な措置を行う。 |

(2) 指定避難所の開設

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害時に必要に応じて指定避難所を開設し、市民等に対し周知徹底を図るとともに速やかに県に報告する。 ● 指定避難所に指定された施設の管理者は、市と緊密な連絡をとる。なお、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。 ● 災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。 ● 避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努める。 ● 被災による生活環境の悪化に起因した子どもの心身への影響を軽減するため、避難所内又は避難所外に、子どもが安心して生活できる安全な居場所機能を持つスペース又は部屋を設けるよう努める。 ● 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。 ● 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設する。 ● 特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。 |

(3) 福祉避難所の開設

| 主体 | 主な取組 |
|--------|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害時に必要に応じ、要配慮者のため、福祉避難所を開設する。また、地域における拠点的な福祉避難所の施設管理者に開設を要請し、その設置情報を速やかに周知することにより、要配慮者の支援を迅速に実施する。 ● 相談に当たる介助員を配置すること等により、避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるよう要配慮者の支援体制の充実を図るとともに、これら福祉避難所で支援を行う専門的な人員の広域応援体制を構築することに努める。 ● 地域における身近な福祉避難所については、福祉避難所担当職員を派遣し、避難所の管理運営に当たらせ、地域における拠点的な福祉避難所の設置及び管理に関しては、施設管理者に委託することになることから、県と連携し、関係機関等との連絡調整、ボランティアの調整等を行う福祉避難所担当職員を配置する。 ● 福祉避難所の収容能力を超えるなど、市で対応が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。 ● 要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。 |
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市における福祉避難所の開設状況など情報の収集を行い、市を支援するとともに、必要に応じて、他市町村、関係団体及び他県に対して要配慮者の受入れを要請する。 |
| 社会福祉施設 | <ul style="list-style-type: none"> ● 被災した社会福祉施設、市、県の要請に応じて、自らの施設入所者の処遇を確保しつつ、可能な限り被災した要配慮者を受け入れる。 |

(4) 避難経路の表示

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 指定避難所及びその位置を市民に徹底させるため、広報伝達するとともに、所要の箇所に表示板・標識を立てておく。 |

(5) 宿泊施設提供事業の実施

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 県に対して宿泊施設提供事業を実施する意思を明確に提示し、県から宿泊施設の情報提供を受ける。 ● 宿泊施設を利用する要支援者等の選定、宿泊施設との宿泊や食事に関する連絡調整、要支援者等の宿泊施設への移送手段の確保等を行う。 ● 宿泊施設を利用する被災者が孤立しないよう連絡体制を構築する。 |
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 県と岡山県旅館ホテル生活衛生同業組合は、災害救助法の適用を受ける大規模災害時に、避難所での生活が困難な要援護者（高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等）等の避難場所として、組合の組合員が所有する旅館・ホテルを利用する宿泊施設提供事業を協定に基づき実施する。 ● 災害救助法の適用を受ける大規模災害時において、組合に宿泊施設の提供を要請する。市町村に対して宿泊施設提供事業を実施する意思の有無を確認し、事業の実施を希望する市に、組合から提供された宿泊施設の情報を提供する。 |

(6) 広域応援協力

| 主体 | 主な取組 |
|-------------|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 自ら避難者を誘導し、又は移送することが困難な場合は、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。 ● 自ら指定避難所を開設することが困難な場合は、他市町村又は県へ指定避難所の開設について応援を要請する。 |
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市からの応援要請に応じることが困難な場合は、海上保安部、自衛隊、県警察へ避難者の誘導及び移送の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。 ● 市の実施する避難の誘導及び移送並びに指定避難所の開設について、特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。 |
| 応援の要請を受けた機関 | <ul style="list-style-type: none"> ● 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。 |

(7) 指定避難所の収容力不足への対応

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 避難者の中には、建物・ライフライン被害を受けていなくても、地震等に対する自宅の安全性を危惧して避難する人、あるいは、生活必需品等の不足を懸念して避難する人もいることから、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の迅速な実施や物資供給の対応により、安全な自宅への早期復帰を促すことも可能となる。指定避難所不足の補完には、場合によってはこうした対応や社会福祉施設、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借上等により避難所を確保する。 |

(8) 広域避難

| 主体 | 主な取組 |
|---------------------------|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県の市町村に協議することができる。 ● 指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。 |
| 市、県、運送事業者等 | <ul style="list-style-type: none"> ● あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。 |
| 市、政府本部、指定行政機関、公共機関、県及び事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確な情報を提供できるように努める。 |
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。 ● 市から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行う。 |

(9) 広域一時滞在

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等にかんがみ市域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。 ● 指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。 |
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市の行政機能が著しく低下した場合など、市からの要求を待ついとまがないときは、要求を待たないで、広域一時滞在のための要求を市に代わって行う。 ● 市から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等広域一時滞在について助言する。 |

3 指定避難所の運営体制

| | |
|---------|-----------------------------------|
| 主な担当班・部 | 危機管理班、協働推進班、福祉政策班、長寿介護班、健康増進班、教育部 |
|---------|-----------------------------------|

3-1 基本方針

避難所生活では、対応すべき事柄が多岐にわたることから、市は、指定避難所の運営は自治組織と連携して行い、対外業務及び施設管理のほかは、原則として自治組織をサポートする立場で活動する。

指定避難所の設置に伴い、メンタルヘルス面での機能を持った避難所救護センターを設置するとともに、保健師等による巡回相談等も行う。市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。

また、生活機能低下、特に生活不活発病（廃用症候群）の早期発見などの予防対策を進めることにより、その改善に向けた整備を図るとともに、指定避難所設置施設の平常業務再開に向けて、当該施設の管理者、指定避難所管理者、避難者自治組織の3者で協議していく。

さらに、市及び県は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空家等、ホテル・旅館等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とし、その際の取扱い等をあらかじめ定めておく。

3-2 対策

(1) 維持管理体制の確立

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 指定避難所設置マニュアルに基づき指定避難所の開設・管理責任者等の職員を配置する。この場合、配置完了の確認を行い、行政側の体制確保に遺漏がないよう配慮する。 ● 市職員は、玉野市避難所運営マニュアルに基づき自治組織を構築させる。その際は、女性の参画について配慮するとともに、自治組織のリーダーの転出等の場合にも管理体制に支障を及ぼさないように、自治組織においては、各業務ごとにリーダーと併せてそれをサポートする者を選任しておく。 ● 指定避難所の運営に当たっては、女性の参画や在宅避難者を含めた避難者の状況把握のための体制確保に配慮する。 |

(2) 指定避難所の運営管理

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 指定避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、指定避難所に市の職員等を配置する。 ● 指定避難所ごとに収容された人員の把握に努め、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講じる。 ● 常に市災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせ、流言、飛語の流布防止と不安の解消に努める。 ● 指定避難所が万一危険となった場合は、再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講じる。 ● 避難所内に負傷者がいることを認めた場合は、速やかに適切な措置を講じる。 ● 健康状態の悪化等により、福祉避難所等での生活が困難となった要配慮者については、社会福祉施設・医療機関等への緊急入所・受診等により適切に対応する。 ● 給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等にあっては、県や他の市町村に対して協力を求めるなど、適切迅速な措置を講じる。 ● 指定避難所の運営管理に当たり、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配付、清掃等については、避難者、市民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。 ● 避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。 ● 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。 ● 食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。 ● 避難の長期化等に対応し、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。 ● それぞれの指定避難所に受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努める。 ● 指定避難所の運営における意思決定の場への女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、男女別の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、性別や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。 ● 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について地方公共団体に提供する。 |

| 主体 | 主な取組 |
|-----|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ● 指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲示するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。 ● 被災による生活環境の悪化に起因した子どもの心身への影響を軽減するため、避難所内又は避難所外に、子どもが安心して生活できる安全な居場所機能を持つスペース又は部屋を設けるよう努める。 ● 家庭動物等の取り扱いをはじめ、指定避難所における家庭動物等同行避難者の受け入れ、並びに災害で被災放置されたペットの収容対策について定める。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 災害発生時における家庭動物の取り扱いは、飼い主による管理を原則とする。 2) 家庭動物同行避難者の受け入れ <ol style="list-style-type: none"> ① 災害発生時に、飼い主は、家庭動物と同行避難することを原則とし、家庭動物の安全と健康を守るとともに、他の避難者への迷惑にならないよう努める。 ② 指定避難所における人の収容スペースへの家庭動物の同伴は、他の避難者への影響や衛生管理等を考慮し、原則禁止する。ただし、身体障害者補助犬を除く。 ③ 飼い主は、家庭動物の避難に必要な用具等を準備しておくことや、普段からしつけや健康管理をしておくことで、家庭動物のストレスを軽減させることに努める。 [資料編3-39 家庭動物に関する準備] ④ 指定避難所の施設能力や避難者の状況、衛生状況等を考慮し、必要に応じて、屋外等に家庭動物のためのスペースの確保に努める。 3) 必要に応じ、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 4) 指定避難所に同行避難してきた被災ペットについて、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理について必要な措置を講ずる。 |
| 市、県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難所長期化等にかんがみ、必要に応じ、ホテル・旅館等への移動を避難者に促す。 ● やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。 ● 災害の規模等にかんがみ、必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用、被災宅地危険度判定の実施による安全な自宅への早期復帰等により、指定避難所の早期解消に努める。 ● 避難生活について、生活機能低下、特に生活不活発病（廃用症候群） |

| 主体 | 主な取組 |
|--------------|--|
| | <p>の早期発見などの予防対策を進めるなどにより、その改善に向けた体制の整備を図るとともに、必要に応じてDWAT（災害派遣福祉チーム）の派遣を要請し、被災者の安定的な避難生活の確保に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 県は、避難の長期化等が見込まれる場合、岡山J R A T（大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会）への派遣要請を行うとともに、必要に応じてJ R A T本部や他県への支援要請を行う。 ● 福祉用具が必要な場合は、J A S P A（日本福祉用具・生活支援用具協会）との調整を含め、J R A Tの活動に係る調整を行う。 ● 被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。 |
| 市、各指定避難所の運営者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、N P O・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。 |

（3）自治組織、施設、行政による連携

| 主体 | 主な取組 |
|-----------------------|---|
| 避難者自治組織、維持管理責任者、施設管理者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 指定避難所運営上の諸課題に対応するため、定期的な協議の場を設ける。 |

（4）保健・福祉面の対応

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 避難所生活に伴い精神的に不安定な状況に陥る者が多くなる傾向が報告されており、特に精神的な面でのメンタル・ケアの必要がある。そのため内科に加え、精神科の診療を行うことができる避難所救護センターを設置する。 |
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 保健所、岡山県精神科医療センター、精神保健福祉センター等の医師、保健師等による各避難所を巡回しての健診・相談業務を市と協力して行う。 |

（5）平常体制への復帰対策

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 避難者の減少等に伴い、避難所の規模縮小・統合・供用終了の措置をとる場合は、玉野市避難所運営マニュアルに従い対応し、円滑な移行に努める。 |

第4節 交通の確保

業務一覧と実施時期の目安

| No. | 業務 | 実施時期の目安 | | | | | |
|-----|---------|---------|--------|-------|-----|-----|--------------|
| | | 発災前 | 発災～3時間 | ～24時間 | ～3日 | ～7日 | ～1か月 1か月～ |
| 1 | 道路啓開 | | | | | | |
| 2 | 交通の確保計画 | | | | | | |

■：開始目標時間 ■：継続時間

1 道路啓開

| | |
|---------|-----------|
| 主な担当班・部 | 危機管理班、土木班 |
|---------|-----------|

1-1 基本方針

地震発生直後の道路は、自動車、落下物及び倒壊物等が散在しており、これらの障害物を除去し、また、路面の亀裂、陥没等の破損箇所を修復すること（道路啓開）は、人命救助、消火及び救援活動を円滑に行うための必須条件である。

これらを制約された条件下で効果的に行うためには、関係機関と協議の上で、あらかじめ地域防災計画に定められた関係機関の応急活動を支える路線を選定し、これらを緊急輸送道路ネットワークとして位置付け、各道路管理者において迅速な啓開作業を実施する体制整備を行う。

1-2 対策

(1) 緊急輸送道路の啓開

| 主体 | 主な取組 |
|--------------------------------------|---|
| 市、国、県、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、県警察 | <ul style="list-style-type: none"> ● 各道路管理者は、地震発生後直ちにあらかじめ指定した緊急輸送道路（国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に定める緊急輸送ルートを含む。以下同じ。）について優先的に道路パトロールを行い、それぞれが管理する道路の被害状況を調査し、地震の発生地域や被害状況を勘案した上で、特に、救助・救急活動や支援物資、医療・応急活動用燃料の輸送に必要なルート確保を優先し、車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努める。 ● この場合、二車線復旧を原則とするが、やむを得ない場合には、一車線とし、適当な場所に待避所を設けるとともに、橋梁については、必要に応じて仮設橋梁の設置を検討する。 ● 県は、県内の道路の被災状況などの情報把握に努め、特にあらかじめ指定した緊急輸送道路については、県、岡山国道事務所、西日本高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社において構成する「岡山県道路情報連絡会」を積極的に活用し、国及び関係機関との情報共有を図る。 ● 道路管理者は、一般社団法人岡山県建設業協会など関係団体との間に応援協定等を締結し、障害物の除去や応援復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。 ● 道路管理者及び県警察は、啓開作業を実施するに当たり、路上の障害 |

| 主体 | 主な取組 |
|----|------------------------------------|
| | 物の除去が必要な場合には、消防機関及び自衛隊等の協力を得て実施する。 |

2 交通の確保計画

| | |
|---------|---------------------|
| 主な担当班・部 | 危機管理班、秘書広報班、土木班、消防部 |
|---------|---------------------|

2-1 基本方針

災害時においては、災害対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うことが必要であり、交通を確保するための交通規制を中心に定める。

広域交通規制対象道路を中心に緊急交通路を指定し緊急通行車両の通行を確保するとともに、交通整理要員及び必要資機材を確保する。

また、市民に対する災害発生時の対応について啓発を行うとともに、帰宅困難者の混乱防止・帰宅支援を行う。

2-2 対策

(1) 陸上交通の確保

| 主体 | 主な取組 |
|----------|--|
| 道路管理者等 | <ul style="list-style-type: none"> ● 道路の通行が危険であると認められる場合における道路の通行を禁止し、又は制限する基準を事前に定め、交通機関への連絡、その他必要な措置を講じる。 ● 災害の発生するおそれがある場合又は災害時において、道路施設の破損等の事由により、交通が危険であると認められる場合又は被災道路の応急補修若しくは応急復旧等の措置を講じる必要がある場合は、県警察と協議して、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限する。 ● 道路の通行を禁止し、又は制限するときは、法令の定めに基づき、禁止又は制限の対象、区域等及び期間を記載した道路標識等を設置する。緊急を要するため、道路標識等を設置するいとまがないとき又は設置することが困難なときは、警察官が現地において指示する等の措置を講じる。 ● 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。 ● 復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明示する。 |
| 市、県、県警察 | <ul style="list-style-type: none"> ● 被災車両の撤去について十分な応急措置を講じることができない場合は、（一社）日本自動車連盟に協力を要請する。 |
| 県、県公安委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ● 緊急通行車両の確認を行い、標章及び証明書を交付する。 ● 県公安委員会においては、規制除外車両の確認を行い、標章及び証明書を交付するほか、平常時に、緊急通行車両及び規制除外車両の事前届出により、緊急通行車両等事前届出済証及び規制除外車両事前届出済証を交付して、緊急交通路指定時のこれら車両の確認手続の簡素・効率化を図る。 |

| 主体 | 主な取組 |
|--------------------------|--|
| <p>県公安委員会、県警察</p> | <p>(1) 緊急交通路の指定による緊急通行車両の通行の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 緊急交通路を指定し、消防、警察、救護関係の緊急通行車両が円滑に運行できるよう道路機能を確保する。 ● 緊急交通路において通行を不能とする放置車両や立ち往生車両等がある場合は、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。 ● 道路上の障害物がある場合は、道路管理者重機保有事業所等の協力を得て優先的に撤去する。 ● 警察災害派遣隊等の支援が必要な場合は、派遣を要請する。 ● 被災地における緊急通行車両の円滑な運行を確保するため、必要な区域又は道路の区間を指定して、一般車両の通行を規制する。 <p>(2) 緊急通行車両及び規制除外車両の届出確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 緊急通行車両及び規制除外車両の事前届出制度について、周知及び適正な運用を図るとともに、災害時における確認事務の迅速、適正な処理に努める。 <p>(3) 交通広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 交通規制の状況に関する情報提供や交通総量の抑制について、道路交通情報板等を活用するとともに、日本道路交通情報センター、マスコミ等による広範囲な広報活動を実施する。 ● 規制現場措置として、迂回路マップ等を活用し、ドライバーに対する現場広報を実施する。 ● 市民等に対し、災害発生時のドライバーとしての対応についての意識啓発に努める。 |
| <p>道路管理者等、県公安委員会、県警察</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制が必要な場合は、事前に道路の通行の禁止又は制限の対象、区域等、期間及び理由を相互に通知する。 |
| <p>県、県警察</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 一般社団法人岡山県警備業協会との協定の締結等による交通誘導等の整理要員及び誘導資機材の確保等、必要な措置を講じる。 ● 県警察は、道路交通機能の確保のため、主要交差点への交通信号機用非常電源装置の設置など信号機滅灯対策を推進する。 |
| <p>市、県</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 被災地及びその周辺の交通量を極力制限するため、救援物資の集積所を確保（ヘリポート基地の併設が望ましい。）するとともに、被災地域には小型貨物車両により効果的な搬送を行う。 |
| <p>自衛隊、消防本部</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 自衛官及び消防職員は、現場に警察官がいない場合は、緊急通行車両の通行の確保のための措置を行う。 |
| <p>鉄道事業者</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 線路、橋梁等に被害が発生した場合は、列車の退避等を行うとともに、応急復旧に努める。 ● 独力での復旧が困難な場合は、県又は県を通じて自衛隊に応援を要請する。 |
| <p>市民等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 被災地域及びその周辺において実施される警察官等による交通整理の指示に従うほか、被災地域における一般車両の走行を極力自粛する。 |

(2) 海上交通の確保

| 主体 | 主な取組 |
|------------|---|
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市又は港湾及び漁港の管理者から、油の流出による火災の鎮圧、水路、航路の確保のための措置の実施等、海上交通の確保のため必要な措置の実施について応援要請があったときは、自衛隊、海上保安部等に対し応援を要請する。 |
| 港湾及び漁港の管理者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 管理する港湾、漁港について障害物の除去、応急修理等の輸送確保のための応急措置を講じる。 |

(3) 航空交通の確保（ヘリポート基地の整備・確保）

| 主体 | 主な取組 |
|-------------|---|
| 市、県、防災関係機関等 | <ul style="list-style-type: none"> ● 相互に連携し、ヘリポート基地等の整備確保に努める。 |

(4) 帰宅困難者対策

| 主体 | 主な取組 |
|-------------|--|
| 市、県、防災関係機関等 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市、県、防災関係機関等は連携し、適切な情報提供、指定避難所の開設などにより帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止するよう努める。 ● 特に都市部において公共交通機関が停止した場合には、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段について、平常時から積極的に広報しておくとともに、退避経路の案内など、滞留者の誘導対策、建築物に付随する屋根瓦、看板等の落下物による被害などの二次災害の防止に努める。 ● 大規模な集客施設等の管理者に対して、滞留者の誘導體制の整備を促すとともに、必要に応じ、主要駅周辺に男女のニーズの違いや要配慮者のニーズに配慮した一時的な滞在場所の確保を推進する。 ● 徒歩帰宅者に水の提供やトイレの使用等の支援が行えるよう、コンビニエンスストア及びガソリンスタンド等に対し平常時から協力を要請しておく。 ● 学校等においては、保護者への児童生徒等の引渡しルールなどをあらかじめ決めておくなど、一斉帰宅による混乱を避けるためのルールづくりを促進する。 |

第5節 緊急輸送計画

業務一覧と実施時期の目安

| No. | 業務 | 実施時期の目安 | | | | | | |
|-----|--------|---------|------------|-----------|-----|-----|----------|----------|
| | | 発災前 | 発災～ 3時間 | ～24 時間 | ～3日 | ～7日 | ～1か 月 | 1か月 ～ |
| 1 | 緊急輸送計画 | | | | | | | |

■：開始目標時間 ■：継続時間

1 緊急輸送計画

| | |
|---------|-----------|
| 主な担当班・部 | 危機管理班、土木班 |
|---------|-----------|

1-1 基本方針

災害時における対策要員及び資機材の輸送については、緊急性を要するので、輸送業務の円滑を期するため、その輸送力の確保及び災害輸送に関連する措置を中心に定める。

緊急輸送においては、被災地の状況の把握のほか、そこに至る広域的な輸送ルートの確保を図り、輸送順位を考慮の上、必要な人員、応援隊及び資機材等が円滑に輸送できる措置を講じる。また、緊急輸送に必要な燃料の確保を行う。

1-2 対策

1-2-1 輸送力の確保

| 主体 | 主な取組 |
|-----------------------|--|
| 輸送機関 | ● 船舶運航事業者、港湾運送事業者、鉄軌道事業者、自動車運送事業者その他の輸送機関は、災害輸送を行うに当たって、一般貨客の輸送に優先してこれを行い、必要に応じ、船舶・列車・車両の特発、迂回運転、代替輸送等臨機の措置を講じる。 |
| 中国運輸局(岡山運輸支局、水島海事事務所) | ● 災害輸送を行うため必要があると認めるときは、船舶運航事業者、港湾運送事業者、鉄軌道事業者及び自動車運送事業者に対して、輸送力の確保に関し、上記輸送機関と同様の措置をとるよう指導する。 |

1-2-2 緊急通行車両の確認申請

| 主体 | 主な取組 |
|---------------|--|
| 災害応急対策を実施する機関 | ● 緊急通行車両以外の車両の規制が行われている場合で、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため緊急の必要があるときは、県又は県公安委員会に申し出て、緊急通行車両であることの確認(標章及び証明書の交付)を受ける。 |

1-2-3 輸送拠点の確保

| 主体 | 主な取組 |
|-----|---|
| 市、県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害発生時の緊急輸送活動のために、多重性や代替性・利便性等を考慮しながら、トラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点及び確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設について把握し、これらを調整することにより、県が開設する広域物資輸送拠点、市が開設する地域内輸送拠点を経て、各指定避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図る。 ● 施設の管理者と連携をとりながら、あらかじめ、臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとともに、これらの場所を災害時において有効に利用し得るよう、関係機関及び市民に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講じる。 |

1-2-4 輸送ルートの確保

(1) 陸上輸送

| 主体 | 主な取組 |
|-------|--|
| 道路管理者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 高速道路、国道、県・市道等について、早急に被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能の確保を図る。 ● 道路上の倒壊物等の除去は、道路管理者が民間（土木建築業者）等の協力を得て、早急を実施する。 ● 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合において、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し、車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等が自ら車両の移動等を行う。 |

(2) 海上輸送

| 主体 | 主な取組 |
|---------|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 陸上の状況によっては海上輸送が有効になる場合があり、適切な運航を図る必要がある。旅客船事業者及び貨物船事業者、その他協定を締結している機関（岡山県水難救済会等）の協力を得て輸送する措置を講じる。 |
| 港湾等の管理者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 港湾及びフェリー港について早急に被害状況を把握し、必要に応じ、応急復旧等を行う。 |

(3) 空路輸送

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 自衛隊のほか関係機関のヘリコプター空輸に対応する必要があるため、ヘリコプター基地の確保を図る。 |

1-2-5 災害対策本部の輸送ルート調整

| 主体 | 主な取組 |
|-----|---|
| 市、県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市災害対策本部及び県災害対策本部は、輸送ルートに関する情報を収集し、適切な輸送ルートを判断した上で、防災関係機関等に情報提供し、又は指示をする。 ● 輸送ルートについては、県外からの応援隊及び資機材等に関連するので、その情報は報道機関を通じて、全国的に周知徹底を図る。 |

1-2-6 人員、物資の輸送順位

| 主体 | 主な取組 |
|-----|---|
| 市、県 | <p>(1) 輸送第1段階</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 交通規制の地点においては、一般車両の被災地への進入を抑制するなど緊急通行車両を優先させ、輸送の円滑化を図る。 ● 輸送第1段階では特に次の輸送に配慮する。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 人命の救助等に要する人員、物資 2) 応急対策に必要な人員、資材 <p>(2) 輸送第2段階</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 人命の救助活動及び応急対策の進行状況等を勘案し、災害対応に必要な車両が通行できるよう措置を講じる。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 物資（食料、飲料水、衣服、寝具等） 2) 応急復旧等に必要な人員、物資 |

1-2-7 緊急輸送のための燃料の確保

| 主体 | 主な取組 |
|-------------|--|
| 緊急輸送を行う関係機関 | <ul style="list-style-type: none"> ● 関係省庁及び関係業界団体の協力等により、災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図る。 |

第3部
 災害応急対策計画

第6節 物資等の受入、集積、搬送、配分計画

業務一覧と実施時期の目安

| No. | 業務 | 実施時期の目安 | | | | | | |
|-----|-------------------|---------|------------|-----------|-----|-----|----------|----------|
| | | 発災前 | 発災～ 3時間 | ～24 時間 | ～3日 | ～7日 | ～1か 月 | 1か月 ～ |
| 1 | 物資等の受入、集積、搬送、配分計画 | | | | | | | |

■：開始目標時間 ■：継続時間

1 物資等の受入、集積、搬送、配分計画

| | |
|---------|-------------------------|
| 主な担当班・部 | 危機管理班、協働推進班、保険年金班、商工観光班 |
|---------|-------------------------|

1-1 基本方針

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

物資の受入地は被災地外に設け、そこで仕分け等をした後、必要に応じて市内へ搬送し、受入地での受入れ・仕分等の作業及び受入地から市内の集積場所までの搬送については県で対応し、当該集積場所からの作業については、市で対応する。

搬送には、陸海空のルートを検討し、特にヘリコプターの利用のための条件整備を図る。

1-2 対策

1-2-1 物資の受入、集積、配分

(1) 必要とする物資等の把握・情報提供

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 指定避難所等に不足している物資を、必要に応じて物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、各指定避難所の責任者等から報告を受け、備蓄品で対応できない物資又は自主調達できない物資の品目及び数量並びに把握した時間を県に連絡する。 ● 指定避難所等を巡回し、避難者のニーズを把握する。 ● 指定避難所に届いた物資の品目及び数量を把握し、不足している物資の品目及び数量、過剰になっている物資の品目及び数量をとりまとめ、市内で調整の上、県に報告し、物資の有効活用を図る。 |
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 物資調達・輸送調整等支援システムを活用するなどにより、市の情報を速やかに把握するとともに、県内で調達できない物資の種類及び数量並びに県内の受入地を国に連絡し、調達を要請する。 ● 市における備蓄物資等が不足する場合、災害応急対策を的確に行うことが困難であると認める場合など、その事態に照らし緊急を要し、市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで市に対する物資を確保し輸送する。（プッシュ型支援） |

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| 地域 | <ul style="list-style-type: none"> ● 避難所の責任者は、避難所内の自治組織を通じるなどにより、当該避難所の被災者が必要とする物資を把握し、市に連絡する。 ● 市が指定している避難所以外の施設等に避難している被災者や在宅避難者が必要とする物資については、自主防災組織や自治会等の地域組織によって把握し、避難所の責任者を通じて市に連絡する。 |

(2) 物資の受入体制等

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● プッシュ型支援も想定し、あらかじめ物資の地域内輸送拠点の指定に努める。 (地域内輸送拠点候補地)：みやま公園、玉野市民総合運動公園、リサイクルプラザ、高山ドーム、玉野競輪場 ● その選定の際には、効率的な被災者支援の観点から、民間流通事業者の協力も視野に入れ、災害時の協力協定を締結するなど、そのノウハウの活用もあらかじめ検討しておく。 ● 市内に地域内輸送拠点が確保できない場合は、近隣非被災市町村に要請して、地域内輸送拠点を確保する。指定された受入場所には職員を配置し、県から搬送された物資を保管し、指定避難所等からの要請により必要な物資を配送する。 |
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 被災者等への迅速な物資の配送を行うため、あらかじめ県内の物資の受入拠点のネットワーク化及び物資の需要と供給に関する情報の一元化を図るよう努める。 ● 物資の受入拠点（広域物資輸送拠点）は、次のとおりとし、当該拠点が被災するなど、使用が困難となった場合には、代替拠点のうちから被災地域の状況（被災状況、道路の啓開状況、市町村の受入拠点の状況、物資の流通状況など）に応じ、効率的な支援が可能となる場所を県が指定する。また、被災した場合には、大量の物資が搬送されることから、必要に応じ、ノウハウ（荷さばき機器を使用した大量の物資の積み卸し、保管、仕分け、配送など）を持つ民間物流事業者と協力し、効率の良い物資の配送体制の構築に努める。 1) 広域物資輸送拠点：岡山県総合展示場コンベックス岡山 岡山空港貨物ターミナルビル第2棟 2) 代替拠点：物資の保管等に関する協定に基づく民間物流倉庫等 ● 指定した受入地には、職員を配置し、物資の受入、保管、搬出作業を行い、順次市町村の受入拠点へ配送する。配送作業等の効率化を図るため、必要に応じ、物流専門家派遣を要請する。 ● 大規模・広域災害に備え、広域物資輸送拠点を他県と相互又は共同利用できる体制の整備に努める。 |
| 地域 | <ul style="list-style-type: none"> ● 指定避難所等の住民は、物資の仕分け、指定避難所内での搬送を積極的に行う。 |

(3) 輸送方法、運送の要請と指示

| 主体 | 主な取組 |
|--------------|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 道路・橋梁等の被害状況等に基づき、集積場所及び輸送ルートを設定し、県に図面等により報告する。 ● ヘリコプター臨時離着陸場の確保を図り、その離着陸場の設置に当たっては、マニュアルに従い、安全面での支障がないようにする。 ● 集積場所から指定避難所への輸送については、県トラック協会等に協力を要請するとともに、公用車、バイク等の輸送手段の確保に努める。 |
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 受入地から集積場所への道路を緊急交通路として指定を受けられるよう事前に手続をしておき、災害発生時は迅速に緊急交通路の指定を受けて、一般車両の通行を規制する。輸送に当たっては、県トラック協会に調整業務等への参画、施設の活用など協力を要請するとともに、必要な場合は、公用車によっても対応する。 ● 災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所又は期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。 ● 運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示する。 ● 陸上ルートが遮断された場合等にあつては、海上ルートやヘリコプターの利用等による輸送を検討することとし、海上保安部、漁業関係者、海運事業者及び自衛隊への協力要請、民間航空事業者との協定等により輸送体制を確保する。 ● 海上輸送及び空路輸送の拠点等は次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 海上輸送拠点：水島港、岡山港、宇野港 2) 空路搬送拠点（候補地）：岡山空港 |
| 運送事業者である公共機関 | <ul style="list-style-type: none"> ● 運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、運送の要請等に対応できるように、防災業務計画等において、物資等の緊急運送に関する計画をあらかじめ定めておく。 |

(4) 物資の配付方法

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 指定避難所へ搬送された物資は、各指定避難所の維持管理責任者の指示により、各自治組織を通じて配付する。なお、配付に当たっては、要配慮者を優先する。 ● 積極的な被災者台帳の作成等を通じて在宅避難者等、指定避難所以外で避難生活を送っている被災者の把握に努め、広報車や地域組織を通じる等により、物資を指定避難所に取りに来るよう情報伝達し、配付するとともに、指定避難所まで取りに来ることが困難な者に対しては、地域組織の協力を得る等の方法により届ける。 [資料編3-40 物資のルート] |
| 地域 | <ul style="list-style-type: none"> ● 指定避難所以外で生活をする被災者に対して、物資等の情報を提供するとともに、特に援助を必要とする者に対して、物資を届ける等の支援を行う。 |

第7節 防災営農

業務一覧と実施時期の目安

| No. | 業務 | 実施時期の目安 | | | | | | |
|-----|------|---------|------------|-----------|-----|-----|----------|----------|
| | | 発災前 | 発災～ 3時間 | ～24 時間 | ～3日 | ～7日 | ～1か 月 | 1か月 ～ |
| 1 | 防災営農 | | | | | | | |

■：開始目標時間 ■：継続時間

1 防災営農

| | |
|---------|-------|
| 主な担当班・部 | 農林水産班 |
|---------|-------|

1-1 基本方針

災害による農林関係被害の防除活動を的確に実施するため、農地、農業用施設、農作物、家畜、林産物に対してなすべき措置を中心に定める。

1-2 対策

(1) 農地及び農業用施設に対する応急措置

| 主体 | 主な取組 |
|-----------|---|
| 市、県、土地改良区 | <p>(1) 農地</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市及び土地改良区は、河川等の氾濫により農地に湛水した場合は、ポンプ排水又は堤防切開工事により、湛水排除を図る。 ● 県は、一方の実施する湛水排除作業が他方に影響を及ぼす場合は、両者間の調整を行う。 <p>(2) 排水機</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市及び土地改良区は、排水機場に浸水のおそれがあるときは、土俵積等により浸水を防止して排水機場の保全に努める。被災により機能を失ったときは、応急排水ポンプ（移動用ポンプ）により湛水の排除に努める。 <p>(3) ため池</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市及び県は、ため池が増水し、漏水、溢水のおそれがある場合は、堤防決壊防止のための応急工事を実施するほか、必要があると認めるときは取水・放流管を開放し、下流への影響を考慮の上、水位の低下に努める。 <p>(4) 用排水路</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市及び土地改良区は、取水樋門等を操作し、又は水路開削・補強等の応急工事を実施することにより、水路の決壊防止に努める。 <p>(5) 頭首工</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市及び土地改良区は、頭首工の保全のため必要な措置を講じるとともに、決壊するおそれがある場合は、応急工事を行う。 |

(2) 農作物に対する応急措置

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 被害の実態に即し、必要な技術対策を樹立し、市、農業協同組合等農業団体と一体となって技術指導を行う。 |

(3) 家畜に対する応急措置

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市、畜産関係団体の協力を得て、災害発生に伴う家畜の管理について地域の実情に応じた指導を行う。 ● 各種家畜伝染病の発生のおそれがある場合は、市、家畜防疫員等の協力を得て、必要に応じ、畜舎等の消毒、家畜への予防注射等を実施し、家畜伝染病が発生した場合は、家畜伝染病予防法に基づき、死亡家畜等の適切な処理及び家畜等の移動制限等のまん延防止措置を講じる。 |

(4) 林産物に対する技術指導

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市、森林組合等の協力を得て、種苗生産者、森林所有者に対し、被災苗木、森林に対する措置等林産物について技術指導を行う。 ● 風倒木の円滑な搬出等について、市、森林組合の協力を得て、森林所有者に対し、必要な技術指導を行う。 ● 森林病虫害等を防除するため、市、森林組合の協力を得て、森林所有者に対しその防除活動について技術指導を行う。 |

1-3 応援協力関係

(1) 農業用施設に対する応急措置

| 主体 | 主な取組 |
|---------|---|
| 市、土地改良区 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市及び土地改良区は、湛水排除の実施が困難な場合は、県を通じて中国四国農政局へ移動用ポンプの貸与を依頼する。 ● 市は、ため池、用排水路等について応急工事の実施に必要な人員、資機材の確保について、県及び関係市町村に応援を要請する。 ● 応援の要請を受けた市町村は、これに積極的に協力する。 |

第8節 流木の防止

業務一覧と実施時期の目安

| No. | 業務 | 実施時期の目安 | | | | | |
|-----|---------|---------|------------|-----------|-----|-----|----------|
| | | 発災前 | 発災～ 3時間 | ～24 時間 | ～3日 | ～7日 | ～1か 月 |
| 1 | 貯木の流木防止 | | | | | | |

■：開始目標時間 ■：継続時間

1 流木の防止

| | |
|---------|-----------|
| 主な担当班・部 | 商工観光班、土木班 |
|---------|-----------|

1-1 基本方針

貯木場に所在する木材は、洪水、高潮等により一旦流出するとその危害は極めて大きくなることも予想されるので、その安全を確保するための貯木場における措置及び流木に対する措置について定める。

1-2 対策

(1) 貯木場における措置

| 主体 | 主な取組 |
|-------|--|
| 公共管理者 | <p>(1) 公共管理者が管理する貯木場</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公共管理者が管理する陸上及び海上の貯木場については、当該管理者が、貯木場の利用者に対し、木材、筏を整理、緊縛させ、木材、筏の混乱、流散の防止を図るほか、貯木場によっては出入口に流木止め設備を張りめぐらせ、又は水門を閉鎖させ、木材、筏の場外流出を防止するよう勧告し、また港湾区域内に仮置中の木材については、貯木場内に引き入れるよう勧告する。 <p>(2) 民間貯木場</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 港湾区域の民間貯木場については、当該木材の所有者、占有者が各水門を自ら又は荷役業者をして閉鎖し、又は貯木場によっては出入口にアバを張りめぐらせるとともに、貯木場内の木材、筏を整理、緊縛する等木材、筏の混乱、流散の防止を図る。 ● 高潮により流出するおそれのある陸上の民間貯木場、河川の増水、溢水により流出するおそれのある土場、河川敷等の民間貯木場については、当該木材の所有者、占有者が木材を安全な位置に移動し、又は周囲に流出防止柵を設置するなど、流出防止に努める。 ● 市等関係機関は、必要があると認めるときは、所有者、占有者等に対し、木材の流出防止につき必要な措置を講じることを警告、指導する。 |

(2) 流木に対する措置

| 主体 | 主な取組 |
|---------|--|
| 所有者、占有者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 木材の所有者、占有者は、自己の木材が流木となった場合は、直ちにこれを安全な場所に除去するなど、被害の軽減に努める。 ● 港湾区域内に漂流する流木については、海上保安部及び港湾管理者が相互に連絡を密にして、その所有者が判明している場合は当該所有者に直ちに除去させ、所有者が不明の場合は直ちにこれを安全な場所に除去し、直ちに除去できない場合は標識を設置して船舶運行の安全を図る。 ● 河川流域内に漂流する流木及び湛水又は浸水地域に漂流する流木については、市及び河川管理者は、その所有者が判明している場合は当該所有者に除去させ、所有者が不明の場合はこれを安全な場所に除去するなど、被害の軽減を図る。 |

1-3 応援協力関係

| 主体 | 主な取組 |
|---------------------|--|
| 市、海上保安部、港湾管理者、河川管理者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 流木の除去活動の実施が困難な場合は、自衛隊へ流木の除去活動の実施について応援を要請する。ただし、海上保安部及び県以外の機関にあっては、県を通じて自衛隊へ応援を要請する。 |

第9節 水防計画

業務一覧と実施時期の目安

| No. | 業務 | 実施時期の目安 | | | | | | |
|-----|------|---------|------------|-----------|-----|-----|----------|------|
| | | 発災前 | 発災～ 3時間 | ～24 時間 | ～3日 | ～7日 | ～1か 月 | 1か月～ |
| 1 | 水防計画 | | | | | | | |

■：開始目標時間 ■：継続時間

1 水防計画

| | |
|---------|--|
| 主な担当班・部 | 危機管理班、環境保全班、福祉政策班、農林水産班、土木班、都市計画班、水道班、下水道班、消防部 |
|---------|--|

1-1 基本方針

水防法（昭和24年法律第193号）第4条の規定に基づき知事から指定された指定水防管理団体たる玉野市が、水防法第33条第1項の規定に基づき、岡山県水防計画に準じて、市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、市内の河川、ため池又は海岸の洪水、雨水出水、津波又は高潮の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

1-2 水防本部

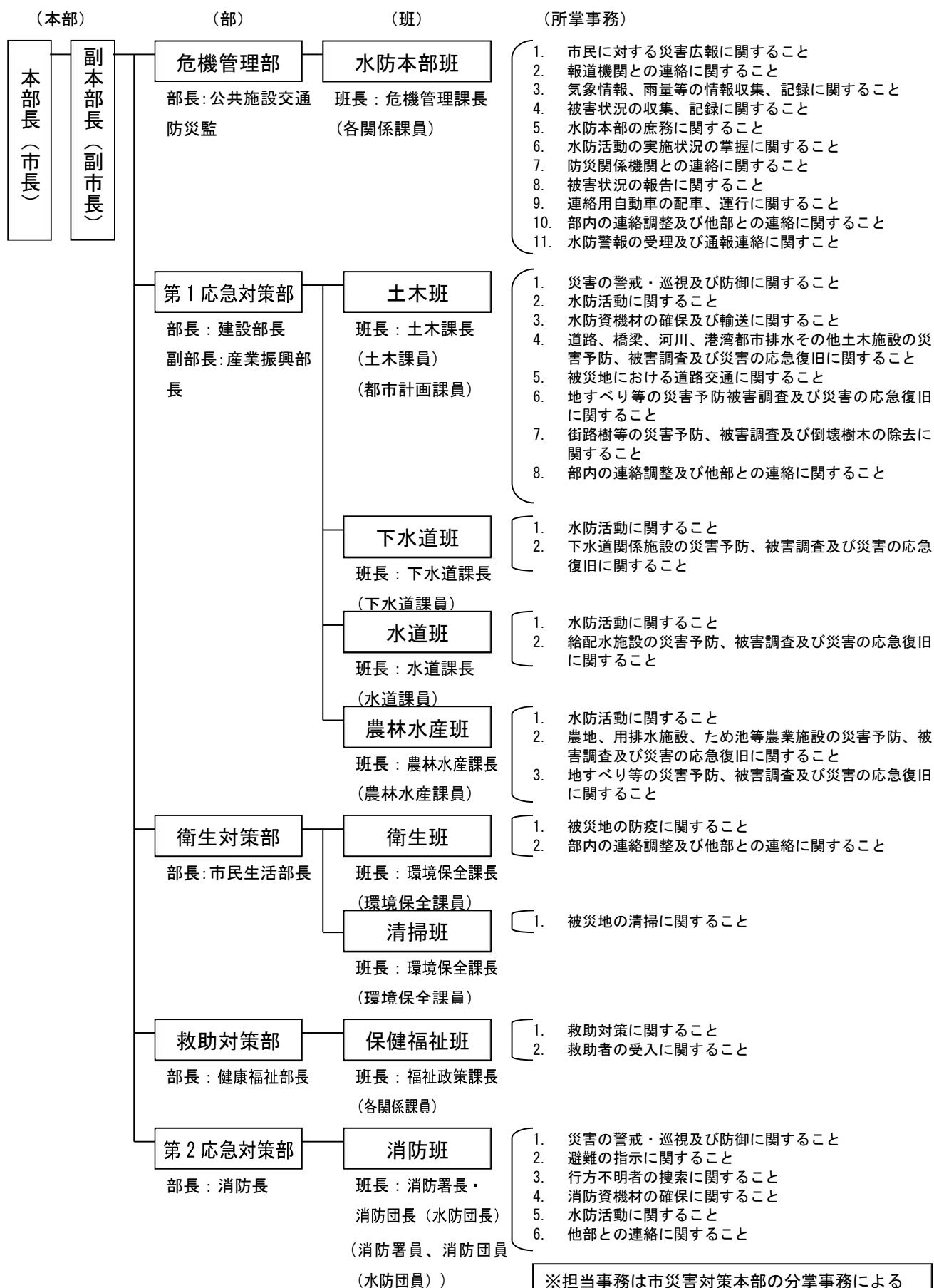
（1）水防組織

- 水防活動を行う市の担当は、玉野市水防本部とする。
ただし、玉野市災害対策本部条例による玉野市災害対策本部が設置されたときは、その定めによる。

（2）水防管理団体

- 水防管理団体は玉野市とし、水防管理者は、市長とする。

1-2-1 水防本部の組織



※担当事務は市災害対策本部の分掌事務による

1-2-2 水防本部の体制と設置

(1) とるべき体制の時期及び内容

| 種別 | 時期 | 内容 |
|------|---|---|
| 注意体制 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市域に大雨、洪水、高潮に関する注意報のひとつ以上が発表され水災の発生が予想されるとき。 ● 水位（潮位）が水防団待機水位（通報潮位）に達し、なお上昇を認めるとき。 ● その他市長が必要と認めるとき。 | 少数の人員をもって活動を開始し、諸情報の収集連絡等を主として行い、状況の推移によっては直ちに警戒体制に必要な要員の招集その他の活動ができる体制とする。 |
| 警戒体制 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市域に大雨、洪水、高潮の各警報及び津波注意報のひとつ以上が発表されたとき。 ● 市域に水防警報が発表されたとき。 ● 注意体制にあつて警戒体制に切り替えを判断したとき。 ● その他市長が必要と認めるとき。 | 水防本部の所要人員を配備し、水防活動に万全を期する体制とする。 |

(2) 水防本部の設置基準

- 警戒体制に該当したとき。
- 注意体制の場合においても災害の発生が予想され、水防活動を開始する必要があると市長が認めたとき。
- ただし、市災害対策本部が設置されたときは、市災害対策本部の規定による活動に移行する。

(3) 水防本部の廃止の基準

- 予測した災害の発生するおそれが解消したと認めるとき、又は発生した災害の応急対策が概ね完了したとき。

1-3 水防活動

(1) 水防の責任

| 主体 | 対策 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市における水防体制と組織の確立強化及び水防能力の確保に努め、区域内における水防対策を実施する。 |
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> ● 水防区域内に居住する者は、気象状況、出水状況等に注意し、水害等が予想される場合には、身体に被害の及ばない範囲で水防に協力する。 |

(2) 業務の開始

| 主体 | 対策 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 自ら把握する雨量、水位に関する情報及び岡山県水防本部から通知される雨量、水位に関する情報並びに気象庁から発表される気象情報に基づき、その管理区域内の水防を十分に果たすことのできるよう活動しなければならない。 |

(3) 業務

1) 安全確保

| 主体 | 対策 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 津波発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全が確保されるよう、ライフジャケット等の着用や、通信機器、ラジオ等の携行により最新の気象情報が入手可能な状態で出動するよう、必要な措置を行うものとする。 ● 特に津波発生時の活動においては、避難地や避難時間の確保等、自身の安全を確保した上で作業しなければならない。安全が確保できないと判断した場合は、活動を行わず避難するものとする。 |

2) 連絡

| 主体 | 対策 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 常に備前県民局、玉野警察署並びに隣接の他の水防管理団体とあらかじめ打合わせをし、定めた連絡方法により、密接な連絡をとる。 |

3) 情報収集及び記録

| 主体 | 対策 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 管轄区域内の各河川、海岸、港湾等の状況を把握するため、各要所に巡視員を派遣して、随時又は定時に区域内を巡視させ、水位の変動、堤防、護岸の異常について報告させる。 ● 水門、樋門の管理者にその開閉状況を報告させ、その異常については、これを記録し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、備前県民局長に連絡して、必要な指示を受ける。 |

4) 警戒監視

| 主体 | 対策 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 監視は、第1応急対策部員があたり、必要により担任区域の第2応急対策部員を適宜配備する。 ● 監視は、災害のおそれのある区域を巡視し、溢水、漏水、決壊等のおそれがあると認められるときは、直ちにその状況を市長に報告し、応急工作などの必要な措置を行う。 |

5) 出動準備

| 主体 | 対策 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 水防警報を受けたときのほか、次の場合は第1及び第2応急対策部員に対して、出動準備をさせなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 水位（潮位）が水防団待機水位（通報潮位）に達し、なお上昇のおそれがあり、出動の必要が予想されるとき 2) 気象状況等によって洪水、津波又は高潮の危険が察知されるとき。 |

6) 出動

| 主体 | 対策 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 次の場合は直ちに第1及び第2応急対策部員を、あらかじめ定められた計画に従い出動させ、警戒配置につかせるものとする。この場合は、直ちに備前県民局長に報告しなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 水位（潮位）が氾濫注意水位（警戒潮位）に達したとき。 2) 海岸にあっては、風速15メートル以上の南よりの風が吹き、同時に満潮時になるとき。 |

7) 非常警報及び作業開始

| 主体 | 対策 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 出動命令を出したときは、管内水防区域の監視、警戒を密にし、重要水防箇所を始め、既往の被害箇所その他特に危険と思われる箇所を中心に、堤防全体にわたり巡視を行い、所定の異常を発見したときは、直ちに備前県民局長に報告するとともに水防作業を開始する。 [資料編3-41 県民局に報告すべき堤防の異常] |

8) 警察官等の援助の要請

| 主体 | 対策 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 水防のため必要があると認めるときは、玉野警察署長に対して警察官の出動を求めるものとする。 ● 水防のためやむを得ない必要があるときは、その区域内の居住者又は水防現場にいる者を水防作業に従事させることができる。 |

9) 水防作業

| 主体 | 対策 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 管内の水防作業を指揮し、状況に応じた適正な工法により堤防の決壊を未然に防止しなければならない。ただし、必要があると認められるときは、備前県民局長に指導のための所員の派遣を要請するものとする。 |

10) 応援

| 主体 | 対策 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 緊急の必要があるときは、隣地の他の水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して応援を求めることができる。応援のため派遣される者は、所要の器具及び資材を携行し、応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。 |

11) 決壊等の通報及び決壊後の処置

| 主体 | 対策 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 堤防、その他の施設が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生したときは、市長、水防団長又は消防長は直ちにその旨を備前県民局、玉野警察署長、氾濫する方向の隣接水防管理団体及び付近の住民に対して通報しなければならない。 ● 決壊したときにおいてもできる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めなければならない。 |

12) 避難のための立退き

| 主体 | 対策 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 洪水、雨水出水、津波又は高潮によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、防災行政無線、ラジオ、信号又は広報その他のあらゆる方法により、立退き又はその準備を指示することができる。 ● 立退きの指示をする場合には、玉野警察署長にその旨を通知しなければならない。 ● あらかじめ玉野警察署長と協議の上、立退き計画を作成し、予定立退き先、経路等に必要な措置を講じておく。 |

13) 水防報告と水防記録

| 主体 | 対策 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 水防が終結したときは、遅滞なく実施した事項を取りまとめて、水防実施状況報告書（岡山県水防計画書様式第6号）を作成し、備前県民局長を経由して県水防本部長に報告するとともに水防記録（岡山県水防計画書様式第5号）を作成して、これを保管する。 [資料編3-42 水防実施状況報告書の記載内容] |

14) 費用負担

| 主体 | 対策 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● その管轄区域の水防に要する費用を負担するものとする。ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の負担は、応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体の間の協議によるものとする。 |

15) 水防管理団体の資材等

| 主体 | 対策 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 水防倉庫並びに器具及び資材を整え備蓄しておく。 |

16) 資材の調査及び補充

| 主体 | 対策 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 資材の確保のため、水防区域近在の資材業者を登録し、手持ち資材量を調査しておいて、緊急時の補給に備える。 ● 器具及び資材が使用又は損傷により、不足を生じた場合は、直ちに補充しておく。 |

(4) 応援協力関係

| 主体 | 対策 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 気候変動による影響を踏まえ、社会全体で災害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、水系ごとに組織する「大規模氾濫時の減災対策協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、県、市町村、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の氾濫域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。 ● 委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ災害協定等の締結に努める。 |

(5) 業務の閉鎖

| 主体 | 対策 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 県水防本部長から水防体制解除の通知があったとき若しくは水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、又は津波、高潮のおそれなくなったとき等、自らの区域内の水防活動が必要なくなったと認めたときは、水防体制を解除し、これを一般に周知するとともに備前県民局長に対してその旨報告する。 |

(6) 輸送

| 主体 | 対策 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 非常の輸送を確保するため、あらゆる非常事態を想定し、万全の措置を講じておくものとする。 |

(7) 公用負担

1) 公用負担権限

| 主体 | 対策 |
|----------|---|
| 市、水防団、消防 | <ul style="list-style-type: none"> ● 水防のため緊急の必要があるときは、市長、水防団長又は消防長は、次の権限を行使することができる。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 必要な土地の一時使用 2) 土石、竹木その他の資材の使用 3) 土石、竹木その他資材の収用 4) 車両その他の運搬用機器又は排水用機器の使用 5) 工作物その他の障害物の処分 |

2) 公用負担権限委任証明書

| 主体 | 対策 |
|----------|--|
| 市、水防団、消防 | <ul style="list-style-type: none"> ● 公用負担の権限を行使する市長、水防団長又は消防長にあたってはその身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けたものにあたっては次に示す証明書を携行し、必要ある場合はこれを提示しなければならない。(岡山県水防計画書 別表第50号) [資料編3-43 公用負担権限委任証明書] |

3) 公用負担の証票

| 主体 | 対策 |
|----------|--|
| 市、水防団、消防 | <ul style="list-style-type: none"> ● 公用負担の権限を行使したときは、次の証票を2通作成して、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡すものとする。(岡山県水防計画書 別表第51号) [資料編3-44 公用負担の証票] |

4) 損失の補償

| 主体 | 対策 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 公用負担の権限の行使によって損失を受けた者に対しては、時価により、その損失を補償しなければならない。 |

(8) 水門及び樋門の操作

1) 安全確保

| 主体 | 対策 |
|-------|--|
| 施設管理者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 水門、樋門、陸閘、ため池及びポンプ場の管理者(操作担当者を含む。)は、門扉等の開閉操作にあたり、ライフジャケット等の着用や、通信機器、ラジオ等の携行により最新の気象情報が入手可能な状態で行うとともに、特に津波発生時の閉鎖においては、避難地や避難時間の確保等、自身の安全を確保した上で作業しなければならない。 ● 安全が確保できないと判断した場合は、操作を行わず避難する。 |

2) 操作

| 主体 | 対策 |
|-------|--|
| 施設管理者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 水門、樋門、陸閘、ため池及びポンプ場の管理者(操作担当者を含む。)は、洪水又は高潮に関する気象情報等の通知を受けたときは、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の開閉を行うものとする。 ● 津波に関する気象情報等の通知を受けたときは、必要に応じて、門扉等の閉鎖を行うものとする。 ● 事前放流については、より効果的な運用について検討するとともに、利水者の協力体制を構築するよう努める。 |

(9) 水防訓練

| 主体 | 対策 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 水防に関する訓練を県、備前県民局等関係機関と連携を図りながら実施する。 ● 水防訓練の種別は、通信訓練、招集訓練、水防工法訓練、樋門・陸閘等の開閉操作訓練、避難訓練とする。 |

(10) 水防警報

| 主体 | 対策 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 水防警報が発表された場合は、直ちに関係部署に指示を行う。 |
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 水防警報は、水防団の活動の指針として発表する情報であり、所定の段階に到達毎に県知事が発表する。 [資料編3-45 水防警報を発表する基準等] |

第10節 消防

業務一覧と実施時期の目安

| No. | 業務 | 実施時期の目安 | | | | | |
|-----|----|---------|------------|-----------|-----|-----|----------|
| | | 発災前 | 発災～ 3時間 | ～24 時間 | ～3日 | ～7日 | ～1か 月 |
| 1 | 消防 | | | | | | |

■：開始目標時間 ■：継続時間

1 消防

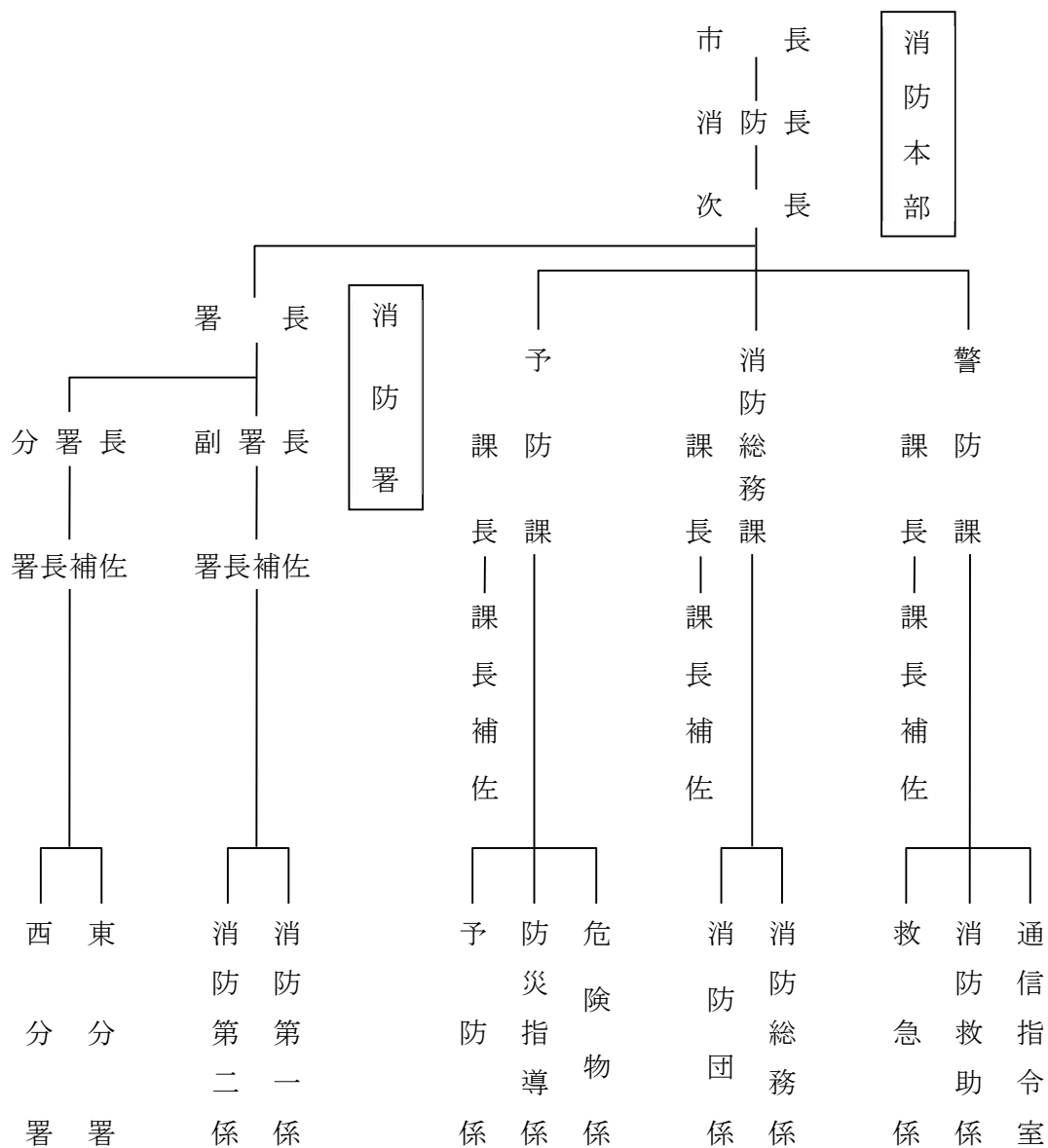
| | |
|---------|-----|
| 主な担当班・部 | 消防部 |
|---------|-----|

1-1 基本方針

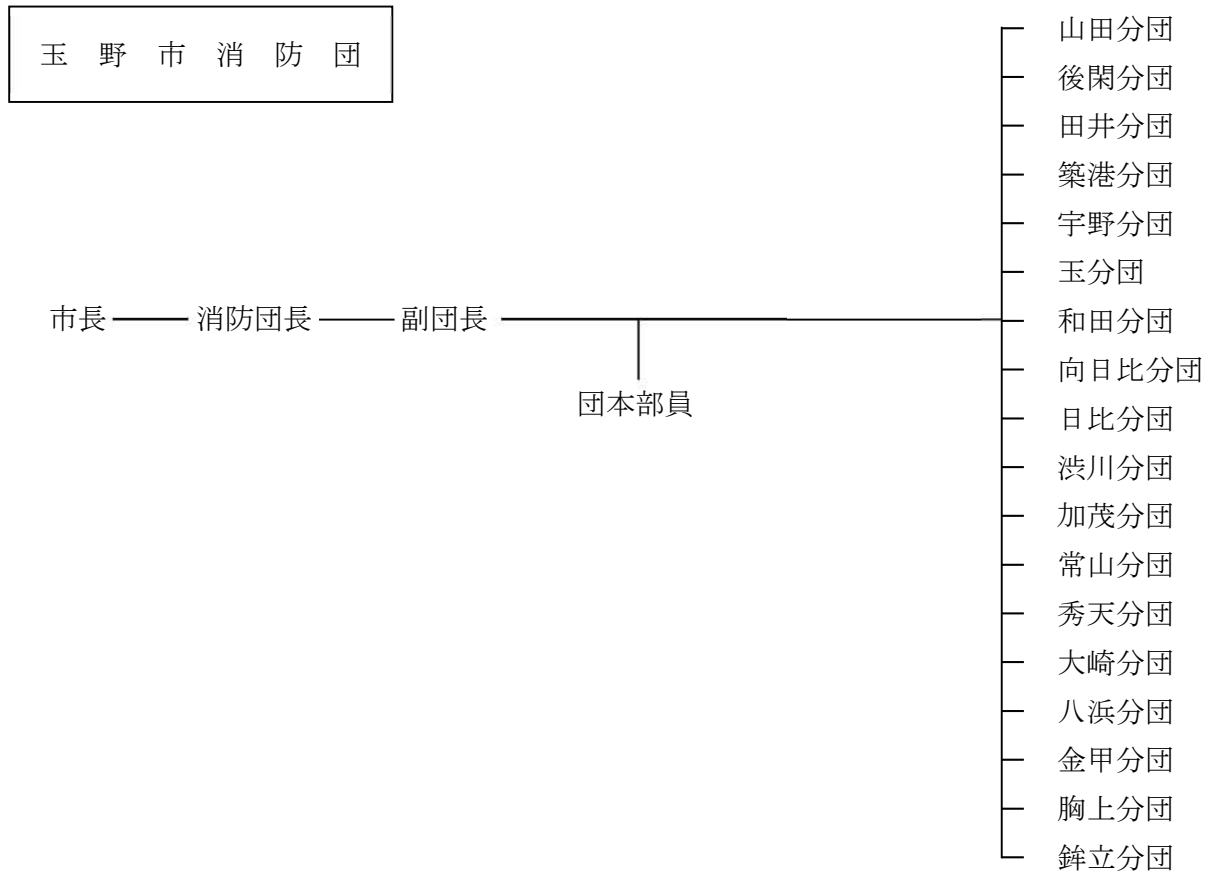
火災を警戒、防御し、被害を軽減するため、消防組織、施設の整備、水利の確保並びに危険区域対策等消防活動についての大綱を定める。

1-2 組織

1-2-1 常備消防（1本部、1署、2分署 定員 122名）



1-2-2 非常備消防（1団 18分団 定員 588名）



1-3 施設整備

1-3-1 消防機械器具

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 複雑かつ多様化する災害に対応するため、消防ポンプ自動車、照明付救助工作車、梯子車等、消防車両の整備並びに各種装備資機材の充実強化に努める。 ● 無線通信施設の整備を図り、迅速的確な通信指令体制を確立し、被害の最小限防止に努める。 |

1-3-2 消防水利

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 消防水利は常時使用可能な状態に維持管理するとともに、水利不足の地域については、上水道整備計画にあわせて消火栓を設置するとともに、防火水槽の増強に努め、消防水利の確保及び適正配置を図る。 |

1-4 消火活動対策

1-4-1 火災発生状況等の把握

| 主体 | 主な取組 |
|--------|--|
| 市、消防本部 | <ul style="list-style-type: none"> ● 消防職（団）員を指揮し、管内の消防活動に関する次の事項について情報を収集する。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 延焼火災の状況 2) 自主防災組織の活動状況 3) 消防ポンプ自動車その他の車両の通行可能道路 4) 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利活用可能状況 |

1-4-2 消火活動の留意事項

| 主体 | 主な取組 |
|--------|---|
| 市、消防本部 | <ul style="list-style-type: none"> ● 関係防災機関と相互に連絡をとりながら、次の事項に留意し、消防活動を指揮する。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 延焼火災件数の少ない地区は、集中的な消火活動を実施し、安全地区を確保する。 2) 木造住宅密集市街地や危険物等の取扱施設の火災発生情報を早期に収集・把握するとともに、特に避難場所へ通じる避難路確保のための消火活動を行う。 3) 多数の延焼火災が発生している地区は、市民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等市民の安全確保を最優先とする活動を行う。 4) 危険物の漏えい等により災害が拡大し、又はそのおそれのある地区は、市民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。 5) 救護活動の拠点となる病院、避難場所、幹線避難路及び防火活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。 6) 自主防災組織が実施する消火活動との連携を図る。 7) 巡回班を設け、地震発生後の火災発生に備え、自主防災組織等と連携の上、被災地区を警戒する。 |

1-5 消防活動

1-5-1 火災警報及び火災注意報

| 主体 | 対策 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 岡山地方気象台からの火災気象通報等が発表され、火災の予防上危険であると認めるときは、発令基準により火災に関する警報または注意報を発令する。 ● 火災警報又は火災注意報の発令及び解除の伝達については、消防団及び各関係機関へ速やかに連絡するとともに、掲示板の提出、広報車による広報活動等により市域全般に周知を図るものとする。 ● 火災警報または火災注意報を発令した場合は、玉野市火災予防条例又は告示の定めるところにより、火気使用の制限を行う。 [資料編 3-46 火災警報及び火災注意報の発令基準] |

1-5-2 異常気象時における消防対策

| 主体 | 対策 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 火災警報、火災注意報等の発令により、火災予防上危険があると認める場合、又は火災が発生した場合大火に発展しやすい異常気象時には、広報車等により一般市民の警火心の喚起に努めるとともに、警戒体制を強化して万全を期する。 |

1-5-3 危険区域及び特殊建築物等の消防対策

| 主体 | 対策 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 火災が発生した場合、人命損傷の危険が予想され、かつ、大火を誘発させるおそれのある地域、大規模な木造建築物、中高層の特殊建築物などに対しては、地域及び対象物ごとに警防計画を樹立し、火災防御、人命救助等の研究、訓練を実施し、防御活動に万全を期する。 |

1-5-4 危険物防御対策

| 主体 | 対策 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 危険物火災 <ol style="list-style-type: none"> 1) 危険物、指定可燃物などの火災防御に対しては、種類、状況等を速やかに把握し、その性状に対応した防御活動により、早期に鎮圧を図る。 2) 消火方策の決定にあたっては、発災危険物の性状及び量的な面から検討を加え、先着隊の指揮者又は後着隊の上級指揮者が決定する。 3) 初期消火活動に必要な薬剤を備蓄するとともに、調達、輸送にあたっては、緊急車による誘導、その他隣接消防機関、又は玉野警察署に協力を要請し、輸送の迅速化を図る。 ● 爆発火災 <ol style="list-style-type: none"> 1) 爆発により火災が発生し、又は爆発を伴う火災に対しては、人命救助など救助活動を優先するとともに、延焼防止に努め爆発被害の最小限防止を図る。 2) 爆発災害現場においては、防御活動の安全を確保するため、当該施設の保安監督者などと協議し、応急危険防止策を確立し、防御隊員の安全を確保する。 3) 高圧ガス、液化石油ガスなど貯蔵施設等の防御活動にあたっては、当該施設の保安技術関係者に関連設備に対する安全措置を取らせた後、付近の施設又は対象物などへの延焼防止策を図る。 |

1-5-5 緊急避難対策

| 主体 | 対策 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害時における避難指示は、災害対策基本法第 60 条に基づき市長が発するが、緊急避難については常に第一線で防災活動に従事し、危険の実態を把握できる立場にあたる消防職団員が的確に行う。 ● 指示の基準 <ol style="list-style-type: none"> 1) 火災が拡大するおそれがあるとき。 2) 爆発のおそれがあるとき。 3) その他居住者の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められるとき。 ● 避難指示等を行った場合は速やかにその旨を市長、玉野警察署長に通報する。 |

1-6 招集

1-6-1 出動体制計画

| 主体 | 対策 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 署・分署の設置位置に応じ管轄区域を設定し、火災と同時に計画に基づく出動をし、火災の推移、現場の状況により、次の出動区分に従い消防活動の万全を期する。 |

【出動体制】

| 出動区分 | | 内容 |
|------|--------|---|
| 規定出動 | 第1出動体制 | ● 火災等災害を覚知すると同時にとる出動体制 |
| | 第2出動体制 | ● 気象状況並びに学校・病院・危険物施設など人命危険若しくは爆発等危険性の高い対象物や木造住宅密集地など多くの消防力を必要とする火災に対応する出動体制 |
| 特命出動 | | ● 消防長又は消防署長の出火場所、出火対象物等に対する状況判断、若しくは現場要請により行う規定出動以外の出動体制 |

1-6-2 非常招集計画

| 主体 | 対策 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 勤務時間外・休日等における招集・出動連絡は次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 災害が発生し、緊急に消防力を増強する必要がある場合、非番消防職員の招集、並びに消防団員の出動を連絡する。また、気象状況が悪化し、災害発生危険が増大した場合の警戒態勢も、必要に応じて前記に準じて行う。 <ol style="list-style-type: none"> ① 招集・出動の指示を受けた職団員は、直ちに所定の場所へ参集する。 ② 招集・出動指示前に災害の発生を覚知した職員は、自発的に所定の場所へ参集する。 2) 通信施設の途絶が予想される大災害発生の場合は自発的に所定の場所へ参集することを原則とする。 |

1-7 消防の応急体制の整備

1-7-1 応援部隊要請計画

| 主体 | 対策 |
|-----|--|
| 市、県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 火災の状況又は災害の規模により、市の消防力によっては防御が著しく困難な場合は、次により応援要請を行う。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 市長等は、岡山県消防防災ヘリコプター支援協定に基づき県に消防防災ヘリコプターの出動要請を行うほか、岡山県下消防相互応援協定第5条に基づき、他の市町村長等に応援要請を行う。 2) 知事は、県内の消防力のみでは対処できない場合には、消防庁長官に対し、緊急消防援助隊又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣等を要請する。 ● 応援要請先へ災害状況の通報及び応援内容の協議を行う。 |

1-7-2 応援隊の対応専任者

| 主体 | 主な取組 |
|--------|--|
| 市、消防本部 | <ul style="list-style-type: none"> ● 応援隊の受入れについて、県災害対策本部や派遣自治体等の連絡調整に当たる専任者を設置する。 ● 専任者の任務は、おおむね次のとおりである。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 緊急消防援助隊等の対応 2) 応援ルート及び集結場所の選定 3) 応援隊に関する各種連絡 |

1-7-3 応援隊等の指揮命令

| 主体 | 主な取組 |
|------|--|
| 消防本部 | <ul style="list-style-type: none"> ● 応援隊等の指揮命令は、市長又はその市長から委任を受けた被災地の消防長がとる。 |

1-7-4 消防部隊相互の通信体制

| 主体 | 主な取組 |
|------|--|
| 消防本部 | <ul style="list-style-type: none"> ● 無線交信における県内消防、県外消防及び全国共通波の使用周波数の運用を定める。 |

1-7-5 情報の収集・連絡体制

| 主体 | 主な取組 |
|------|---|
| 消防本部 | <ul style="list-style-type: none"> ● 大規模災害における各現場の出動部隊等との情報の収集・連絡体制の確立を図る。 |

第3章 事故災害応急対策

【施策の体系】

| 節 | 項 |
|---------------|-------------|
| 第1節 海上災害対策 | 1 海上災害対策 |
| 第2節 大規模な火災対策 | 1 大規模な火災対策 |
| 第3節 林野火災対策 | 1 林野火災対策 |
| 第4節 危険物等災害対策 | 1 危険物等災害対策 |
| 第5節 高圧ガス災害対策 | 1 高圧ガス災害対策 |
| 第6節 火薬類災害対策 | 1 火薬類災害対策 |
| 第7節 有害ガス等災害対策 | 1 有害ガス等災害対策 |
| 第8節 集団事故災害対策 | 1 集団事故災害対策 |

第1節 海上災害対策

業務一覧と実施時期の目安

| No. | 業務 | 実施時期の目安 | | | | | | |
|-----|--------|---------|------------|-----------|-----|-----|----------|----------|
| | | 発災前 | 発災～ 3時間 | ～24 時間 | ～3日 | ～7日 | ～1か 月 | 1か月 ～ |
| 1 | 海上災害対策 | | | | | | | |

■：開始目標時間 ■：継続時間

1 海上災害対策

| | |
|---------|---------------------------|
| 主な担当班・部 | 危機管理班、環境保全班、農林水産班、土木班、消防部 |
|---------|---------------------------|

1-1 基本方針

海上への油等危険物等の大量流出、火災、爆発等の発生、船舶等による海難事故など大規模な災害が発生した場合における流出危険物の防除活動、災害拡大の防止活動、乗船客の救助活動等の応急対策を実施することにより被害の軽減を図る。

1-2 対策

(1) 情報収集、伝達系統

海難事故、油等危険物の大量流出事故等の海上災害が発生した場合における情報の収集、伝達系統は次のとおりとする。

なお、水島地区排出油等防除協議会及び岡山県東部大量流出油等災害対策協議会においては、それぞれ定める連絡系統により連絡する。

[資料編 3-47 油等危険物の大量流出事故等の海上災害が発生した場合における情報の収集、伝達系統]

(2) 応急対策活動情報の連絡

| 主体 | 主な取組 |
|-------|---|
| 市 | ● 県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。また、応援の必要性等についても連絡する。 |
| 県 | ● 自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。 ● 岡山運輸支局、水島海事事務所、海上保安部等関係機関へ応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を随時連絡する。 |
| 関係事業者 | ● 大規模な海上災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、速やかに最寄りの海上保安部に連絡する。 ● 海上保安部に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。 |
| 海上保安部 | ● 大規模な海上災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、速やかに関連情報等の収集に努める。 |
| 関係機関 | ● 応急対策活動情報に関し、必要に応じて、相互に緊密な情報交換を行う。 |

(3) 関係機関の応急対策活動の実施体制

| 主体 | 主な取組 |
|------|---|
| 関係機関 | ● 油等危険物の流出等の海上災害が発生した場合は、組織の実状に即した活動の実施体制を整備する。 |

(4) 風水害時等の応急措置

| 主体 | 主な取組 |
|-------------------|--|
| 港湾・漁港管理者 (県・市) | ● 被災した港湾・漁港施設を利用して、海上輸送を行わなければならない場合は、防潮堤等の潮止め工事、航路・泊地のしゅんせつ、岸壁・荷揚場の補強、障害物の除去等の応急工事を実施する。 |
| 海上保安部、港湾 管理者 | ● 相互に連絡を密にし、港湾内における流木等障害物について、その所有者が判明している場合は、当該所有者に直ちに除去させ、所有者が不明の場合は、標識を設置して危険防止の措置を講じる。 |

(5) 海上流出油、危険物等の防除

| 主体 | 主な取組 |
|-----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 被害が及ぶおそれのある沿岸住民に対し、被害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置を講じ、又は一般市民の立入制限、退去等を命令する。 ● 沿岸に漂着した油等の除去及び回収した油等の処理を行う。 ● 事故貯油施設の所有者等に対し、海上への石油等流出防止措置について指導する。 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 危険物等が大量に流出した場合は、海上保安部、消防本部及び市等関係機関に対して直ちに災害発生の通報を行うとともに、現場付近の者又は船舶に対して注意の喚起を行う。 ● 付近住民に危険が及ぶと判断されるときは、市民に対して避難するよう警告する。 ● 自衛消防隊、その他の要員により消火活動、流出油等の防除活動を実施するとともに、必要に応じて、他の関係企業、防災機関等の応援を得て災害の拡大防止に努める。 ● 消火活動を実施するに当たっては、陸上への拡大について十分留意する。 ● 回収した油等の処理を行う。 ● 必要に応じ、一般社団法人海上災害防止センターに海上防災のための措置を委託する。 |

(6) 海上における火災

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 船舶に火災が発生した場合、又は石油類等の危険物が陸上から海面に流出し、火災が発生した場合等海上において火災が発生した場合、市及び海上保安部並びに関係事業者等は、直ちに火災現場に出動し、相互に緊密な連絡を保ち、消火活動を実施する。 ● 速やかに火災の状況を把握するとともに、協定等に基づく消火活動及び市民の避難誘導等を行う。 ● 次に掲げる船舶の消火活動は、主として市が担当し、海上保安部はこれに協力し、これ以外の船舶の消火活動は、主として海上保安部等が担当し、市等がこれに協力し、それぞれ消火活動を実施する。ただし、現地の実状に応じて、市及び海上保安部の両者の協議により、協定等特別の定めをしている場合は、これによる。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 埠頭又は岸壁にけい留された船舶及び上架又は入渠中の船舶 2) 河川、湖沼における船舶 ● 消防計画等により消防隊を出動させ、海上保安部と連携し、港湾関係団体等の協力を得て、消火活動等を実施する。 ● 消火活動等を実施するに当たっては、陸上への波及防止について、十分留意して行う。 ● 火災の規模が大きくなり、自己の消防力では対処できない場合、又はさらに消防力等を必要とする場合は、陸上における火災の場合に準じて、他の市町村又は県その他防災関係機関に対して、応援を要請する。 |

(7) 災害復旧・復興対策

| 主体 | 主な取組 |
|------|--|
| 関係機関 | <ul style="list-style-type: none"> ● がれき等の処理に当たっては、海洋環境の汚染の未然防止又は拡大防止のための適切な措置を講じる。 |

1-3 応援協力関係

| 主体 | 主な取組 |
|-----------------|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 港湾・漁港施設について応急工事の実施が困難な場合は、県へ要員の確保について応援を要請し、又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施について応援を要請する。 ● 流出油等防除活動について、必要に応じ、他市町村へ要員、資機材の確保について応援を要請する。 |
| 市、海上保安部、中国地方整備局 | <ul style="list-style-type: none"> ● 流出油等防除活動を実施するに当たって、必要な資機材の確保が困難な場合は、必要に応じ、県及び港湾管理者等へその確保について応援を要請する。 |
| その他の防災関係機関、関係企業 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市、海上保安部又は県からの応援要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。 |

第2節 大規模な火災対策

業務一覧と実施時期の目安

| No. | 業務 | 実施時期の目安 | | | | | | |
|-----|----------|---------|------------|-----------|-----|-----|----------|----------|
| | | 発災前 | 発災～ 3時間 | ～24 時間 | ～3日 | ～7日 | ～1か 月 | 1か月 ～ |
| 1 | 大規模な火災対策 | | | | | | | |

■：開始目標時間 ■：継続時間

1 大規模な火災対策

| | |
|---------|-----------|
| 主な担当班・部 | 危機管理班、消防部 |
|---------|-----------|

1-1 基本方針

大規模な火災が発生し、又は火災発生時の形態や状況等（高層建築物・特殊建築物・住宅密集地等）から大規模化が予測される場合（以下「大規模な火災が発生した場合」という。）に、これに緊急に対処するための消防活動について定める。

なお、この節の「消防活動」とは、主に、情報の収集・連絡、消火及び救助・救急、緊急輸送活動をいう。

1-2 対策

（1）情報収集連絡

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| 市 | ● 火災の状況、被害の規模等の情報を収集し、把握できたものから直ちに県に連絡する。ただし、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災の場合は、直接消防庁へも連絡する。 |

（2）消火・避難活動

| 主体 | 主な取組 |
|-----|---|
| 市 | ● 速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火及び自主防災組織等の協力を得て、市民の避難誘導等の活動を行う。 |
| 県警察 | ● 迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を的確に行う。 |

（3）交通の確保・緊急輸送

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 市 | ● 被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、緊急輸送の手段を講じる。 |

(4) 救助・救急活動

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 火災による人的被害が発生した場合は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の把握に努める。 |

1-3 応援協力関係

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 火災及び被害の規模に応じて、県及び他市町村に応援を要請する。また、県及び他市町村は、要請又は応援協定に基づき、応援活動の迅速な実施に努める。 ● 化学消火薬剤等を市で確保することが困難な場合は、県又はその他の関係機関に確保を要請する。 |
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市の求めにより、消防防災ヘリコプターを出動させ消防、救助及び救急活動を支援するとともに、国、都道府県、その他関係機関等との法令、協定等に基づく応援協力についての連絡調整を行う。また、特に緊急の必要があるときは、法令の範囲内で、市等に対する必要な措置を指示する。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 消防防災ヘリコプターが点検整備等で運航不可能な時期は、岡山市消防ヘリコプターの応援を要請する。 2) 火災の規模又は被害の状況等から県内の消防力では対応が困難な場合は、「緊急消防援助隊」の派遣、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援」等を要請する。 3) 火災の規模、被害の状況等から、県警察の協力、自衛隊の派遣を必要と判断した場合は、速やかに協力・派遣を要請する。 ● 島しょ部又は海岸等で火災が発生した場合は、必要に応じて、海上保安部へ消防及び救助・救急活動等の応援を要請する。 ● 化学消火薬剤等の輸送については、必要に応じて、海上の場合は海上保安部又は中国運輸局（岡山運輸支局、水島海事事務所）へ輸送のための船舶の確保、陸上の場合は県トラック協会へ輸送のための車両の確保、県警察へ交通の規制及び輸送車両の先導等の協力を要請する。 |

第3節 林野火災対策

業務一覧と実施時期の目安

| No. | 業務 | 実施時期の目安 | | | | | | |
|-----|--------|---------|------------|-----------|-----|-----|----------|----------|
| | | 発災前 | 発災～ 3時間 | ～24 時間 | ～3日 | ～7日 | ～1か 月 | 1か月 ～ |
| 1 | 林野火災対策 | | | | | | | |

■：開始目標時間 ■：継続時間

1 林野火災対策

| | |
|---------|-----------------|
| 主な担当班・部 | 危機管理班、農林水産班、消防部 |
|---------|-----------------|

1-1 基本方針

林野火災が発生した場合、防災関係機関は、早期に初動体制を確立し、緊密な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

1-2 対策

(1) 情報の収集・連絡

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 火災の状況、被害の規模等の情報を収集し、把握できたものから直ちに県に連絡し、県は、自ら収集した情報も含め消防庁に連絡するとともに、必要に応じ、他の関係機関に連絡する。 ● 情報連絡に当たっては、関係機関が統一のとれた判断の下に各種応急対策を実施するため、市が作成した林野火災防御図を共通のメッシュ地図として使用する。 |

(2) 応急活動及び活動体制の確立

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 林野火災対応の中核として、すべての指揮と情報を把握するため、現場指揮本部を、また、後方支援に必要な事項を処理するため、後方支援本部を設置する。 ● 市災害対策本部が設置された場合は、後方支援本部の業務は市災害対策本部が行う。 |

(3) 消火・避難活動

| 主体 | 主な取組 |
|-----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を行う。 ● 必要に応じて、自主防災組織等の協力を得て、市民の避難誘導等の活動を行う。 |
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 必要に応じて、ヘリコプター等航空機による状況把握及び空中消火等の活動を行う。 |
| 県警察 | <ul style="list-style-type: none"> ● 必要に応じて、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を的確に行う。 |

(4) 交通の確保・緊急輸送

| 主体 | 主な取組 |
|---------|---|
| 市、県、県警察 | ● 被害の状況、緊急度及び重要度等を考慮して、交通規制、応急復旧、緊急輸送の手段を講じる。 |

(5) 救助・救急活動

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 市 | ● 林野火災による人的被害が発生した場合は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の把握に努める。 |

(6) 消防防災ヘリコプターの要請と運用

| 主体 | 主な取組 |
|-----|--|
| 市、県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 林野火災の拡大が予想されるとき、又は延焼状況・気象状況・地形の状況等から必要と認めるときは、消防防災ヘリコプターを要請する。 ● 消防防災ヘリコプターによる偵察及び空中消火等は、時期を逸することなく早期に実施できるよう努める。 ● 消防防災ヘリコプターの要請は、「岡山県下林野火災広域応援対応マニュアル」に基づき実施する。 ● 消防防災ヘリコプターの主要業務は、上空偵察、空中消火、搬送業務及び救助活動とする。 |

1-3 応援協力関係

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 林野火災及び被害の規模に応じて、他市町村に応援を要請する。他市町村は、要請又は応援協定に基づき、応援活動の迅速な実施に努める。 ● 市で林野火災対策用資機材を確保することが困難な場合は、県又はその他の関係機関に確保を要請する。 ● 市の消防力のみでは対処できない林野火災の場合は、市又は都道府県の区域を超えた消防力の広域的な運用により対応することとし、その手続は「岡山県下林野火災広域応援対応マニュアル」及び「岡山県林野火災対策用空中消火資機材運用要綱」等による。 |
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市の求めにより、消防防災ヘリコプターを出動させ消防、救助及び救急活動を支援するとともに、国、都道府県、その他関係機関等との法令、協定等に基づく応援協力についての連絡調整を行う。 ● 特に緊急の必要があるときは、法令の範囲内で、市等に対する必要な措置を指示する。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 消防防災ヘリコプターが点検整備等で運航不可能な時期は、岡山市消防ヘリコプターの応援を要請する。 2) 火災の規模又は被害の状況等から県内の消防力では対応が困難な場合は、「緊急消防援助隊」の派遣、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援」等を要請する。 3) 林野火災用資機材の輸送については、必要に応じて、海上の場合は海上保安部又は中国運輸局（岡山運輸支局、水島海事事務所）へ輸送のための船舶の確保、陸上の場合は県トラック協会へ輸送のための車両の確保、県警察へ交通の規制及び輸送車両の先導等の協力を要請する。 |

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| | <p>4) 火災の規模、被害の状況等から、県警察の協力、自衛隊の派遣が必要と判断した場合は、速やかに協力・派遣を要請する。</p> <ul style="list-style-type: none">● 島しょ部又は海岸等で火災が発生した場合は、必要に応じて、海上保安部へ消防及び救助・救急活動等の応援を要請する。 |

第4節 危険物等災害対策

業務一覧と実施時期の目安

| No. | 業務 | 実施時期の目安 | | | | | |
|-----|----------|---------|--------|-------|-----|-----|-------|
| | | 発災前 | 発災～3時間 | ～24時間 | ～3日 | ～7日 | ～1か月～ |
| 1 | 危険物等災害対策 | | | | | | |

■：開始目標時間 ■：継続時間

1 危険物等災害対策

| | |
|---------|-----------|
| 主な担当班・部 | 危機管理班、消防部 |
|---------|-----------|

1-1 基本方針

危険物等施設が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を講じる。

1-2 対策

1-2-1 危険物等施設

(1) 危険物等施設の応急対策

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 県へ災害発生について、直ちに通報する。ただし、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・爆発事故の場合は、直接消防庁へも連絡する。 ● 危険物等施設の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置を講じるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般市民の立入制限、退去等を命令する。 ● 災害の規模に応じて、速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び市災害対策本部の設置等必要な体制をとる。 ● 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。 ● 消火活動等を実施するに当たっては、海上への波及防止及び河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。 ● 火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。 ● さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資機材の確保等について応援を要請する。また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣の要請をするとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求める。 ● 危険物等災害時に危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、市民等の避難、事業者に対する応 |

| 主体 | 主な取組 |
|--------------------|--|
| | <p>急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対応を講ずる。</p> |
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市の実施する消火活動について、特に必要があると認めるときは、必要な指示を行うとともに、市からの要請により他の市町村に応援するよう指示する。 ● 災害の規模に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び県災害対策本部の設置等必要な体制をとる。 ● 市から自衛隊の災害派遣要請の要求があったとき又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。 ● 市から化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資機材の確保等について応援の要請を受けたときは、積極的に協力する。 ● 市から指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求められたときは、関係指定地方行政機関に対してそのあつせんを行う。 ● 特に必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対してそのあつせんを求めるとともに、他の都道府県に対して応援を要請する。 |
| 県警察 | <ul style="list-style-type: none"> ● 情報の収集、広報活動及び被害実態の把握を行う。 ● 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒及び避難路等の確保並びに被災者等の救出救助を行う。 ● 必要に応じ、流出した危険物等の防除活動を行う。 ● 交通秩序及び通信の確保等を行うほか、関係機関による災害救助及び復旧活動等に協力する。 |
| 危険物等施設の所有者、管理者、占有者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 施設が危険な状態になったときは、直ちに危険物等を安全な場所に移動するなど必要な応急措置を講じる。 ● 市及び県警察へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう指示する。 ● 自衛消防隊その他の要員により、初期応急活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業の応援を得て、延焼防止活動を実施する。なお、消火活動等を実施するに当たっては、海上への波及防止及び河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。 ● 消防本部の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防本部を誘導するとともに、爆発性、引火性、有毒性物品の所在及び品名、数量、施設の配置並びに災害の対応を報告し、消防本部の指揮に従い積極的に消火活動を実施する。 ● 事業者は、災害発生後、速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとる。 ● 事業者は、災害発生後、速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置を講じる。 ● 事業者は、消防本部、県警察等と緊密な連携の確保に努める。 ● 事業者は、災害時に的確な応急点検及び応急措置等を講じる。 ● 大量の危険物等が事業所外に漏洩した場合は、現場の事業者等は、防除措置を講じる。防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達し、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講じる。 |

(2) 危険物等積載車両の応急対策

| 主体 | 主な取組 |
|-------------------|------------------------------|
| 市、県、危険物等輸送事業者、県警察 | ● それぞれ危険物等施設の応急対策に準じた措置を講じる。 |

1-2-2 毒物劇物施設の応急対策

| 主体 | 主な取組 |
|-------|---|
| 市 | ● 地域住民の健康に被害を及ぼすおそれがあると認められる場合は、避難の指示等を行う。 |
| 県 | ● 毒物劇物に係る事故発生時には、施設管理者等に対し拡大防止のための必要な措置を講じるよう指示する。 |
| 施設管理者 | ● 毒物劇物の流出及び飛散等の事故発生時には、直ちに作業を中止し、回収その他の保健衛生上の危害防止に必要な措置を講じる。 ● 所轄の保健所、警察署又は消防本部に届出るとともに、必要に応じて付近住民に避難の周知を図る。 |

第5節 高圧ガス災害対策

業務一覧と実施時期の目安

| No. | 業務 | 実施時期の目安 | | | | | | |
|-----|----------|---------|------------|-----------|-----|-----|----------|----------|
| | | 発災前 | 発災～ 3時間 | ～24 時間 | ～3日 | ～7日 | ～1か 月 | 1か月 ～ |
| 1 | 高圧ガス災害対策 | | | | | | | |

■：開始目標時間 ■：継続時間

1 高圧ガス災害対策

| | |
|---------|-----------|
| 主な担当班・部 | 危機管理班、消防部 |
|---------|-----------|

1-1 基本方針

高圧ガス施設等及び移動中の高圧ガス等が火災等により危険な状態になった場合、又は爆発等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を講じる。

1-2 対策

(1) 高圧ガス施設の応急対策

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 県へ災害発生について、直ちに通報する。ただし、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等の場合は、直接消防庁へも連絡する。 ● 製造業者（コンビナート製造業者を除く。）、貯蔵所の所有者・占有者、販売業者（液化石油ガス販売業者を除く）、消費者等に対し、高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所等の全部又は一部の使用の一時停止を命じ、又は製造、引渡し、貯蔵、移動、消費、廃棄等の一部禁止又は制限をする。 ● 高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者・占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命じる。 ● 高圧ガス施設等の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置を講じるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般市民の立入制限、退去等を命令する。 ● 災害の規模に応じて、速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び市災害対策本部の設置等必要な体制をとる。 ● 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。 ● 火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。 ● さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、必要資機材の確保等について応援を要請する。 |

| 主体 | 主な取組 |
|---------------------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ● 必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣の要請をするとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。 |
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● コンビナート製造業者、液化石油ガス販売業者等に対し、高圧ガス製造施設、販売所の全部又は一部の使用の一時停止を命じ、又は製造、引渡し等の一時禁止又は制限をする。 ● 災害の規模に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び県災害対策本部の設置等必要な体制をとる。 ● 市から自衛隊の災害派遣要請の要求があつたとき又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。 ● 市からの必要資機材の確保等について応援の要請を受けたときは、積極的に協力する。 ● 市から指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求められたときは、関係指定地方行政機関に対して、そのあつせんを行う。 ● 特に必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対してそのあつせんを求めるとともに、他の都道府県に対して応援を要請する。 |
| 県警察 | <ul style="list-style-type: none"> ● 情報の収集、広報活動及び被害実態の把握を行う。 ● 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒及び避難路等の確保並びに被災者等の救出救助を行う。 ● 交通秩序及び通信の確保等を行うほか、関係機関による災害救助及び復旧活動等に協力する。 |
| 高圧ガス施設等の所有者、管理者、占有者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 施設が危険な状態になったときは、直ちに作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、充てん容器が危険な状態となったときは、直ちにこれを安全な場所に移し、又は水（地）中に埋める等の応急措置を講じる。 ● 市、県及び県警察の指示する場所へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。 ● 消防本部の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防本部を誘導するとともに、施設等の状況について報告し、消防本部の指示に従い、防災活動を実施する。 ● 事業者は、災害発生後速やかに、職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとる。 ● 事業者は、災害発生後、速やかに災害の拡大の防止のための必要な措置を講じる。 ● 事業者は、消防本部・県警察等との間において緊密な連携の確保に努める。 |

(2) 高圧ガス積載車両の応急対策

| 主体 | 主な取組 |
|-------------------------------|---|
| 市、県、高圧ガス輸送事業者、県警察、中国四国産業保安監督部 | <ul style="list-style-type: none"> ● それぞれ高圧ガス等施設の応急対策に準じた措置を講じる。 |

第6節 火薬類災害対策

業務一覧と実施時期の目安

| No. | 業務 | 実施時期の目安 | | | | | | |
|-----|---------|---------|------------|-----------|-----|-----|----------|----------|
| | | 発災前 | 発災～ 3時間 | ～24 時間 | ～3日 | ～7日 | ～1か 月 | 1か月 ～ |
| 1 | 火薬類災害対策 | | | | | | | |

■：開始目標時間 ■：継続時間

1 火薬類災害対策

| | |
|---------|-----------|
| 主な担当班・部 | 危機管理班、消防部 |
|---------|-----------|

1-1 基本方針

火薬類施設及び移動中の火薬類等が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を講じる。

1-2 対策

(1) 火薬類関係施設の応急対策

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 県へ災害発生について、直ちに通報する。ただし、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・爆発事故の場合は、直接消防庁へも連絡する。 ● 火薬類の所有者・占有者に対し、危害防止のための措置を講じるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般市民の立入制限、退去等を命令する。 ● 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て、救助及び消火活動を実施する。 ● 火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。 ● さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保等について応援を要請する。 ● 必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣の要請をするとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。 |
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 国が定める即報基準等に基づき、国（中国四国産業保安監督部、消防庁）へ災害発生について速やかに通報する。 ● 製造業者（知事権限に係るもの）、販売業者又は消費者等に対して、製造施設又は火薬庫の使用の一時停止を命じ、又は製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。 ● 火薬類の所有者・占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又は廃棄を命じる。 |

| 主体 | 主な取組 |
|------------------------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ● 上記の措置を講じたときは、直ちにその旨を県警察（県公安委員会）へ通報する。 |
| 県警察 | <ul style="list-style-type: none"> ● 情報の収集、広報活動及び被害実態の把握を行う。 ● 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒及び避難路等の確保並びに被災者等の救出救助を行う。 ● 交通秩序及び通信の確保等を行うほか、関係機関による災害救助及び復旧活動に協力する。 |
| 中国四国産業保安監督部 | <ul style="list-style-type: none"> ● 県の措置に準じた措置を講じる。 |
| 火薬類施設及び火薬類の所有者、管理者、占有者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し、必要な応急措置を講じる。 ● 火薬類を安全な場所に移す余裕のある場合は、これを移し、かつ見張人をつけ、移す余裕のない場合は、水中に沈め、又は火薬庫の入口等を密閉し、防火の措置を講じる等安全な措置を講じる。 ● 市・県及び県警察へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。 ● 消防本部の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防本部を誘導するとともに、施設等の状況について報告し、消防本部の指示に従い、防災活動を実施する。 ● 事業者は、災害発生後速やかに、職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとる。 ● 事業者は、災害発生後速やかに災害の拡大の防止のための必要な措置を講じる。 ● 事業者は、消防本部・県警察等との間において緊密な連携の確保に努める。 |

(2) 火薬類積載車両の応急対策

| 主体 | 主な取組 |
|---------------|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 火薬類関係施設の応急対策に準じた措置を講じる。 |
| 火薬類輸送事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 火薬類関係施設の応急対策に準じた措置を講じるほか、鉄軌道車両について災害が発生した場合は、中国運輸局（岡山運輸支局）へも通報する。 |
| 県警察 | <ul style="list-style-type: none"> ● 火薬類関係施設の応急対策に準じた措置を講じる。 |
| 中国運輸局（岡山運輸支局） | <ul style="list-style-type: none"> ● 鉄軌道車両について災害が発生した場合は、国土交通大臣が火薬類関係施設の応急対策に準じた措置を講じる。 |

第7節 有害ガス等災害対策

業務一覧と実施時期の目安

| No. | 業務 | 実施時期の目安 | | | | | | |
|-----|-----------|---------|------------|-----------|-----|-----|----------|----------|
| | | 発災前 | 発災～ 3時間 | ～24 時間 | ～3日 | ～7日 | ～1か 月 | 1か月 ～ |
| 1 | 有害ガス等災害対策 | | | | | | | |

■：開始目標時間 ■：継続時間

1 有害ガス等災害対策

| | |
|---------|-----------------|
| 主な担当班・部 | 危機管理班、環境保全班、消防部 |
|---------|-----------------|

1-1 基本方針

特定施設等について故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙若しくは特定物質、ダイオキシン類又は有害ガス（以下「有害ガス等」という。）が大気中又は公共用水域に多量に排出された場合は、地域住民の人体に重大な被害を及ぼすおそれがあるので、直ちに応急の措置を講じるとともに速やかに復旧措置を講じる。

1-2 対策

| 主体 | 主な取組 |
|-----------|--|
| 市、県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市は、有害ガス等が大気中又は公共用水域に多量に排出され、地域住民の人体に重大な被害を及ぼすおそれがあると認められる場合は、警戒区域の設定による立入禁止、適当な場所への退避の勧告等を行う。 ● 知事は、有害ガス等に係る事故が発生した場合は、法令の定めるところにより立入検査を実施するとともに、当該特定施設等設置者に対し、事故の拡大又は再発の防止のため、必要な措置を講じるよう命令する。 |
| 特定施設等の設置者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 事故発生時には、応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧する。 ● 市又は知事に事故状況を通報するとともに、必要に応じ、付近住民等が避難するために必要な措置を講じる。 ● 市又は知事の措置があった場合、これに従う。 |

第8節 集団事故災害対策

業務一覧と実施時期の目安

| No. | 業務 | 実施時期の目安 | | | | | |
|-----|----------|---------|------------|-----------|-----|-----|---------------|
| | | 発災前 | 発災～ 3時間 | ～24 時間 | ～3日 | ～7日 | ～1か 月 ～ |
| 1 | 集団事故災害対策 | | | | | | |

■：開始目標時間 ■：継続時間

1 集団事故災害対策

| | |
|---------|---------------------------|
| 主な担当班・部 | 危機管理班、市民班、環境保全班、健康増進班、消防部 |
|---------|---------------------------|

1-1 基本方針

交通事故、爆発、有害物質の放出等の事故災害により一時に多数の死傷者が生じ、日常の単発的小災害に対する体制では救急対策が困難な場合において、総合的な救急体制を確立し、救急活動の迅速かつ適切な実施を図る。

1-2 対策

(1) 市災害対策本部等の設置

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 交通事故、爆発、有害物質の放出等により一時に多数の傷病者が生じ、関係機関が協力して総合的な救急医療活動を実施する必要があると認められる場合、市長は、市防災計画に定めるところにより、市災害対策本部を設置するとともに、現地において総合的な救急医療活動を実施する市現地災害対策本部を設置する。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 市長は、自ら又は適当な職員若しくは他の関係機関の代表を指名して市現地災害対策本部の総合的な調整に当たらせる。 2) 市現地災害対策本部は、事故現場に近く、かつ、通信連絡に便利な場所に設置する。 |

(2) 市現地災害対策本部の責務

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関が実施する次の救急医療等の業務の調整を行い円滑な実施を図る。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 災害現場での救助 2) 現場付近での応急手当 3) 負傷者の分類 4) 収容医療施設の指示 5) 医療施設への搬送 6) 死体の処理 |

(3) 関係機関の措置

| 主体 | 主な取組 |
|----------------------|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 通報その他により事故の発生を覚知したときは、市防災計画の定めるところにより直ちに市災害対策本部を設置し、関係機関に協力、応援を要請する。 ● 市災害対策本部を設置したときは、知事（危機管理課）に通報する。 ● 事故対象物が特殊な物質で応急対策を講じる上で特別の知識を必要とする場合は、当該知識を有する者に対し、協力を要請する。 |
| 市、警察署、海上保安部、空港出張所 | <ul style="list-style-type: none"> ● 通報その他により事故の発生を覚知したときは、直ちに市長に通報するとともに、所定の応急活動を実施する。 ● 市災害対策本部が設置された場合は、これに参加し、関係機関と協力して救急及び防災活動を実施する。 |
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 傷病者の発生状況等により必要と判断したとき、又は消防本部からの要請があったとき、協定に基づいて関係機関にDMA Tの出動を要請する。 ● 市の救急体制のみでは適切な措置が困難と認めるとき、又は市長から要請があったときは、日本赤十字社岡山県支部、県医師会、災害拠点病院等に医療従事者の派遣要請をし、自衛隊その他関係機関に応援を要請する。 ● 必要に応じて、他都道府県及び国（厚生労働省）に対して医療救護班の派遣要請を行うとともに、その受け入れ調整を行う。 ● 市災害対策本部が設置された場合は、これに参加し、関係機関と協力して必要に応じ、救急及び応急活動を実施するとともに、連絡調整を行う。 |
| 事故発生責任者（企業体等） | <ul style="list-style-type: none"> ● 事故発生後直ちに市（消防）、警察署及び状況に応じて海上保安部に通報するとともに自力による応急対策を行う。 ● 必要に応じて、その他の関係機関に協力を要請する。 ● 市現地災害対策本部が設置された場合は、当該事故発生責任者の代表は、これに参加し救急及び防災活動を行う。 |
| 日本赤十字社岡山県支部、地元医療関係機関 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市長等の要請により、救護班、医療班及び応援部隊を派遣する。 |

第4章 民生安定活動

【施策の体系】

| 節 | 項 |
|---------------------|------------------|
| 第1節 要配慮者等支援計画 | 1 要配慮者等支援計画 |
| 第2節 風評・パニック防止対策計画 | 1 風評・パニック防止対策計画 |
| 第3節 食料供給、炊き出し計画 | 1 食料供給、炊き出し計画 |
| 第4節 飲料水の供給計画 | 1 飲料水の供給計画 |
| 第5節 生活必需品等調達供給計画 | 1 生活必需品等調達供給計画 |
| 第6節 遺体の捜索・処理・埋火葬計画 | 1 遺体の捜索・処理・埋火葬計画 |
| 第7節 災害廃棄物等応急処理計画 | 1 災害廃棄物等応急処理計画 |
| 第8節 防疫及び保健衛生計画 | 1 防疫 |
| | 2 健康管理 |
| | 3 公衆衛生活動 |
| 第9節 文教対策計画 | 1 文教対策計画 |
| 第10節 ボランティアの受入、調整計画 | 1 ボランティアの受入、調整計画 |

第1節 要配慮者等支援計画

業務一覧と実施時期の目安

| No. | 業務 | 実施時期の目安 | | | | | |
|-----|-----------|---------|------------|-----------|-----|-----|----------|
| | | 発災前 | 発災～ 3時間 | ～24 時間 | ～3日 | ～7日 | ～1か 月 |
| 1 | 要配慮者等支援計画 | | | | | | |

■：開始目標時間 ■：継続時間

1 要配慮者等支援計画

| | |
|---------|--------------------------------------|
| 主な担当班・部 | 危機管理班、福祉政策班、長寿介護班、健康増進班、学校教育班、就学前教育班 |
|---------|--------------------------------------|

1-1 基本方針

被災後は、すべての対策について、災害規模や状況に応じた要配慮者のための配慮を十分に行う。

市及び県は、要配慮者の特性に応じた避難先を確保し、医療・福祉対策との連携の下での速やかな支援の実施を図る。また、避難生活の中でも、できる限り自立した生活を過ごすことのできるよう支援する。

1-2 対策

(1) 避難行動要支援者支援体制

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害応急対策に当たっては、避難行動要支援者支援を行うチームを組織し、市で対応が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。 |
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害応急対策を行うに当たっては、避難行動要支援者支援班を組織し、市の応援要請に基づいて他市町村又は他県に応援を要請するとともに、避難行動要支援者支援の総合的な調整を行う。 |

(2) 迅速な避難

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 消防本部、警察等と連携し、あらかじめ定めた避難計画等に従って、地域住民が要配慮者とともに避難するよう配慮する。 ● 特に、避難行動要支援者に対しては、発災時においては本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。 ● 社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等について、要配慮者の的確な状況の把握に努め、他の社会福祉施設や他市町村、県等との連携の下に、迅速な避難が行われるよう、当該施設等の管理者を指導する。 |

| 主体 | 主な取組 |
|--------|---|
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 被災市町村及び被災施設等の的確な状況の把握に努め、他の社会福祉施設や市町村、他府県等との連携の下に、迅速かつ円滑な避難が行われるよう、次の支援を行う。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 被災していない他市町村又は他施設への避難受入れ、要員派遣の依頼 2) 他府県への応援要請 |
| 社会福祉施設 | <ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉施設の管理者及び職員は、消防計画等あらかじめ定めたマニュアルに基づき、入所者の避難を行う。 ● 避難に当たっては、できるだけ近隣住民等の協力を求め、迅速な避難に努める。 |
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民は、要配慮者の避難誘導について地域ぐるみで協力支援する。 |

(3) 避難後の対応

| 主体 | 主な取組 |
|--------|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● あらかじめ定めた避難計画等に従い、要配慮者を支援するための措置をとる。 [資料編 3-48 要配慮者を支援するための措置] ● 健康状態の悪化等により、福祉避難所等での生活が困難となった要配慮者については、社会福祉施設・医療機関等への緊急入所・受診等により適切に対応する。 ● 社会福祉施設からライフラインの復旧の要請があった場合、ライフライン事業者に対して優先的復旧の要請を行う。 |
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市の要請に基づいて、要配慮者の生活に必要な物資の提供や人材の確保等について市を支援するとともに、必要に応じ、他市町村、県内他施設、関係団体及び他県に対し、応援の要請を行う。 |
| 社会福祉施設 | <ul style="list-style-type: none"> ● 不足する物資、マンパワーについて、他の社会福祉施設、市、県に応援を要請する。 |
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> ● 避難住民は、指定避難所又は地域で要配慮者を支援しながら、ともに協力して生活する。 ● 指定避難所では、要配慮者の意欲保持のため、市民の一人として、何らかの役割を果たしてもらうよう配慮する。 |

第2節 風評・パニック防止対策計画

業務一覧と実施時期の目安

| No. | 業務 | 実施時期の目安 | | | | | | |
|-----|---------------|---------|------------|-----------|-----|-----|----------|----------|
| | | 発災前 | 発災～ 3時間 | ～24 時間 | ～3日 | ～7日 | ～1か 月 | 1か月 ～ |
| 1 | 風評・パニック防止対策計画 | | | | | | | |

■：開始目標時間 ■：継続時間

1 風評・パニック防止対策計画

| | |
|---------|-------------|
| 主な担当班・部 | 危機管理班、秘書広報班 |
|---------|-------------|

1-1 基本方針

| |
|----------------------------|
| 被災の市は風評の発生防止対策及び解消対策を実施する。 |
|----------------------------|

1-2 対策

(1) 発生防止対策

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 被災地及び指定避難所等への定時的な貼紙又は車両巡回による広報手段により、情報の均一化を図る。 ● 報道機関の協力を得て情報の周知に努める。 |

(2) 風評解消対策

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 風評情報を入手したときは、その時点の状況に応じた広報手段により、速やかに適切な措置を行う。 |

第3節 食料供給、炊き出し計画

業務一覧と実施時期の目安

| No. | 業務 | 実施時期の目安 | | | | | |
|-----|-------------|---------|--------|-------|-----|-----|--------------|
| | | 発災前 | 発災～3時間 | ～24時間 | ～3日 | ～7日 | ～1か月 1か月～ |
| 1 | 食料供給、炊き出し計画 | | | | | | |

■：開始目標時間 ■：継続時間

1 食料供給、炊き出し計画

| | |
|---------|-------------|
| 主な担当班・部 | 協働推進班、保険年金班 |
|---------|-------------|

1-1 基本方針

災害により、食料を確保することが困難となり、日常の食事に支障を生じ、又は支障を生じるおそれがある場合は、一時的に被災者の食生活を保護するため、食料の応急供給及び炊き出し等を実施する必要があるため、その方法について定める。なお、食料の応急供給等に当たっては、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情や男女のニーズの差違にも十分配慮する。また、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

1-2 対策

(1) 食料の応急供給

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 炊き出し給食を行うなど食料の確保の必要があるときは、次により確保する。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 米穀 <ol style="list-style-type: none"> ① 事前に米穀販売事業者と協議し、米穀販売事業者の流通在庫から確保する。 ② 米穀販売事業者の流通在庫から確保できないときは、県に確保を要請する。 2) その他の食料 <ol style="list-style-type: none"> ① 食品販売業者等との協定等に基づき調達する。 ● 米穀を確保することが困難な場合で、災害救助法が発動された場合は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）」に基づき、農林水産省農産局長に要請し、災害救助用米穀の緊急引渡しを受けることができる。 [資料編3-49 市による緊急食料等の調達] |
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 被災者等へ食料の供給を行う必要があると認めるとき、又は市から食料の確保の要請があったときは、次により食料を確保する。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 米穀 <ol style="list-style-type: none"> ① 事前に米穀販売事業者と協議し、米穀販売事業者の流通在庫から確保する。 ② 米穀販売事業者の流通在庫から確保できないときは、「米穀の買 |

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| | <p>入れ・販売等に関する基本要領(平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知)」に基づき、農林水産省農産局長に要請し、災害救助用米穀の緊急引渡しを受ける。</p> <p>2) その他の食料</p> <p>① 食品販売業者等との協定等に基づき調達する。 [資料編3-50 県による緊急食料等の調達]</p> |

(2) 炊出しその他による食料の給与

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 応急的に協定等に基づく食料をもって給与を行うこととし、給与期間及び被災者の実態を勘案して、生パン又は米飯(乳幼児に対してはミルク等)の炊出し等を行う。 ● 一時、縁故先等へ避難する被災者も炊出し等の対象とし、この場合は、現物をもって支給する。 ● 炊出しは、指定避難所又はその近くの適当な場所を選んで実施する。 ● 炊出し用米穀を、必要に応じ、米穀販売事業者から確保するものとするが、確保が困難な場合は、県に申請して売却決定通知を受け実施する。 |

(3) 炊出し用として給食する場合の経路(各機関)

[資料編3-51 炊出し用として給食する場合の経路(各機関)]

1-3 応援協力関係

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 自ら炊出しその他により食料を給与することが困難な場合は、他市町村又は県へ炊出しその他による食料の給与の実施並びにこれに要する人員及び食料について応援を要請する。 1) 応援等の要請において明示する事項 ① 炊き出しの実施 所要食数(人数)、炊き出し期間、炊き出し品送付先、その他 ② 物資の確保 所要物資の種別、数量、物資の送付先及び期日、その他 |
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市の備蓄食料等が不足するなど、食料の給与を的確に行うことが困難と認める場合など、その事態に照らし緊急を要し、市からの要求を待たないとまがないと認められるときは、要求を待たないで、市に対する食料を確保し輸送する。 ● 食料の供給のため緊急の必要があると認められるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき場所等を示して、食料の運送を要請する。 ● 運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに要請に応じないときは、食料の供給のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、食料の運送を行うべきことを指示する。 ● 自ら炊出しその他により食料を給与し、又は市からの応援要請事項を実施することが困難な場合は、応急用食料については農林水産省本省または中国四国農政局に、燃料については中国経済産業局に調達を要 |

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| | <p>請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自衛隊に対しては、炊出しの実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。 ● 市が実施する炊出し、その他による食料の給与の実施について、特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。 |

1-4 食品衛生

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 炊き出しにあたっては常に食品の衛生に心掛け、特に次の点に留意する。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 炊き出し施設は、学校等の給食施設又は公民館、社寺等の既存施設を利用するほか、可能な限り衛生的な場所を選定して設ける。 2) 炊き出し場所には、消毒ができる設備を設ける。 |

1-5 災害救助法の実施基準

知事が災害救助法を適用した場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

第4節 飲料水の供給計画

業務一覧と実施時期の目安

| No. | 業務 | 実施時期の目安 | | | | | | |
|-----|----------|---------|------------|-----------|-----|-----|----------|----------|
| | | 発災前 | 発災～ 3時間 | ～24 時間 | ～3日 | ～7日 | ～1か 月 | 1か月 ～ |
| 1 | 飲料水の供給計画 | | | | | | | |

■：開始目標時間 ■：継続時間

1 飲料水の供給計画

| | |
|---------|-----------------------|
| 主な担当班・部 | 危機管理班、協働推進班、保険年金班、水道班 |
|---------|-----------------------|

1-1 基本方針

災害によって水道施設に支障が生じ飲料水の供給が断たれたとき、被災者の生活を維持する観点から、必要最小限度の飲料水を確保し、供給する方法について定める。なお、飲料水の供給に当たっては、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情にも十分配慮する。

なお、市は給水計画を樹立し、市民の飲料水の確保を図るように努め、最低必要量（供給を要する人数×約3リットル）の水を確保できないときは、県に速やかに応援を要請する。

1-2 対策

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 取水する水源については、最寄りの非被災市町村と協議して確保し、これによるのが困難な場合は、比較的汚染の少ない井戸水、河川水等をろ過機によりろ過したのち、塩素剤により消毒して給水する。 ● あらかじめ定められたマニュアルに従い、飲料水の確保が困難な地域において臨時給水所を設置し、給水車等により応急給水を行うとともに、市民に対して給水場所や給水時間等について広報する。この場合において、給水に当たって医療機関から要請があったときは、優先的な給水に配慮する。 ● 市で飲料水の供給を実施することができないときは、日本水道協会岡山県支部相互応援対策要綱等に基づき近隣市町村等に支援要請を行うとともに、県に次の事項を示して調達あっせんを要請する。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 給水を必要とする人員 2) 給水を必要とする期間及び給水量 3) 給水する場所 4) 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量 5) 給水車両のみ借上げの場合はその必要台数 ● 自己努力によって飲料水を確保する市民に対し、保健所と協力し、衛生上の注意を広報する。 ● 地震発生後、約8日を目途に仮設共用栓等を設置し、生活に最低限必要な水を供給するよう努める。その場合の供給水量は1人1日20リットル程度を目標とする。 |

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市から飲料水及び応急給水用資機材等の調達について要請があったときは、近隣市町村、近隣県、自衛隊又は国に対し協力の要請をするとともに、これらの者による支援活動に係る調整を行う。 ● 災害の程度及び救助活動の実施状況の把握に努め、適切な給水活動が行えるよう市に対し指示、指導を行う。 |
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> ● 地震発生後最低3日分（推奨1週間分）以上は、貯えた水等をもってそれぞれ飲料水を確保するよう努め、飲料水が確保できない場合は市等の応急給水により確保する。 ● 地域内の井戸・湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合においては、特に衛生上の注意を払う。 ● 市等の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬・配分を行う。 |

1-3 災害救助法による実施基準

知事が災害救助法を適用した場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

第5節 生活必需品等調達供給計画

業務一覧と実施時期の目安

| No. | 業務 | 実施時期の目安 | | | | | | |
|-----|--------------|---------|------------|-----------|-----|-----|----------|----------|
| | | 発災前 | 発災～ 3時間 | ～24 時間 | ～3日 | ～7日 | ～1か 月 | 1か月 ～ |
| 1 | 生活必需品等調達供給計画 | | | | | | | |

■：開始目標時間 ■：継続時間

1 生活必需品等調達供給計画

| | |
|---------|-------------------|
| 主な担当班・部 | 危機管理班、福祉政策班、商工観光班 |
|---------|-------------------|

1-1 基本方針

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことができない被服・寝具・その他生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を喪失又は毀損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給与し、又は貸与し、一時的に被災者の生活の安定を図る必要があるため、その方法について定める。なお、生活必需品等の給与等に当たっては、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情や男女のニーズの差違にも十分配慮する。

1-2 対策

| 主体 | 主な取組 |
|-------------|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害時において被災者への生活必需品の給（貸）与の必要があると認めるときは、次により生活必需品を給（貸）与する。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 市の備蓄品の放出 2) 生活必需品取扱業者等との協定等に基づく調達 3) 県、他市町村への応援要請 |
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市から生活必需品の応援要請があったとき又は県が独自の判断により、次により物資を調達・あっせんする。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 生活必需品取扱業者等との協定等に基づく調達 2) 相互応援協定締結結果への応援要請 3) 調達が困難な物資の国へのあっせんの依頼 |
| 日本赤十字社岡山県支部 | <ul style="list-style-type: none"> ● 被災者に対し毛布、緊急セット（日用品等）、バスタオル等を支給する。 |
| 市民等 | <ul style="list-style-type: none"> ● 各自の備蓄品、非常持出品又は調達により対応できる場合は、当該必需品で対応し、備蓄品、非常持出品又は調達により対応できない場合は、市に給（貸）与を申請する。なお、その際においては、できるだけ各自の備蓄品等を相互に融通し合って対処するよう努める。 |

1-3 災害救助法による基準

知事が災害救助法を適用した場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

第6節 遺体の捜索・処理・埋火葬計画

業務一覧と実施時期の目安

| No. | 業務 | 実施時期の目安 | | | | | | |
|-----|----------------|---------|------------|-----------|-----|-----|----------|----------|
| | | 発災前 | 発災～ 3時間 | ～24 時間 | ～3日 | ～7日 | ～1か 月 | 1か月 ～ |
| 1 | 遺体の捜索・処理・埋火葬計画 | | | | | | | |

■：開始目標時間 ■：継続時間

1 遺体の捜索・処理・埋火葬計画

| | |
|---------|---------------------|
| 主な担当班・部 | 市民班、福祉政策班、健康増進班、消防部 |
|---------|---------------------|

1-1 基本方針

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情からすでに死亡していると推定されるものを早急に収容することは、人道上、人心の安定上必要であり、捜索収容し、検視・遺体安置場所の確保、検視、処理、埋火葬を行う必要があるため、その方法について定める。

1-2 対策

(1) 遺体捜索・処理体制の確立、必要機器の確保

| 主体 | 主な取組 |
|-------|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 県警察、防災関係機関の協力を得て遺体の捜索を行い、発見したときは速やかに収容する。また、海上保安部の発見した遺体の引き渡しを受ける。 ● 迅速に対応するため、捜索・処理体制、資機材（柩、骨壺、ドライアイスを含む。）の確保方法について、事前に計画を立てておく。 |
| 海上保安部 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市、県警察と連携をとりながら、海上における遺体の捜索を行う。 |

(2) 検視・死体調査、遺体安置場所の確保

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 指定避難所として使用する施設を除き、事前に複数の施設を検視・死体調査、遺体安置場所として選定するよう努める。 ● 警察、医師等に依頼して、遺体の検視、死体調査、身元確認等及び医学的検査を行う。 ● 遺体の検視、身元確認等及び医学的検査を終了した遺体について、おおむね次により処理する。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 遺体識別のため遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。 2) 遺体の身元確認のために相当の時間を必要とし、又は遺体が多数のため短時間に埋火葬等ができない場合等においては、遺体を特定の場所（寺院などの施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設）に集め、埋火葬等の処置をするまで一時保存する。 |

| 主体 | 主な取組 |
|-----|--|
| 県警察 | <ul style="list-style-type: none"> ● 必要に応じ、警察部隊を被災地に派遣し、医師等の協力を得て、遺体の死体調査、身元確認等を行う。 ● 身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう、県及び市、指定公共機関等と密接に連携する。 ● 市、防災関係機関と連携をとりながら、陸上における遺体の捜索を行う。 |

(3) 火葬場の確保

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 職員招集体制、勤務時間延長等の災害発生時（応援を含む。）の特別対応策について、事前に計画を立てておく。 |

(4) 遺体の搬送方法の確保

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 事前に搬送用車両の確保方法について計画を立てておく。 ● 火葬場の最寄りのヘリポート予定場所について把握しておく。 |

(5) 遺体の埋火葬

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 実際に埋火葬を行う者に、柩、骨壺等の現物を給付する。 ● 県警察・海上保安部の検視等を終えた身元が判明しない遺体の埋火葬を実施する。なお、埋火葬に当たっては、次の点に留意する。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 身元不明の遺体については、県警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに、埋火葬に当たっては土葬とする。 2) 被災地以外に漂着した遺体等の内身元が判明しない者の埋葬は、行旅死亡人としての取扱いをする。 3) 遺留品は、納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第、縁故者に引き渡す。 |

1-3 応援協力関係

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 独力では対応できないときは、遺体捜索等の実施及び実施のための要員・資機材等について、県又は他市町村に応援を要請する。要請に当たっては、次の事項を示す。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 遺体捜索、遺体処理、埋火葬の別とそれぞれの対象人数 2) 捜索地域 3) 埋火葬に供する施設の使用の可否 4) 必要な輸送車両の数 5) 遺体処理に必要な資機材の品目別数量 |

| 主体 | 主な取組 |
|-------|--|
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 遺体の搬送等について市から要請を受けたときは、（一般社団法人）岡山県トラック協会へ遺体の搬送及びそれに伴う必要な物資の提供について応援を要請する。 ● 災害救助法が適用された災害が発生した市から要請を受けたときは、棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等について全日本葬祭業協同組合連合会へ協力を要請する。 ● 市から要請があったときは、捜索、処理等に必要な要員・資機材、遺体安置場所、火葬場等の確保について、必要に応じて、他市町村に対し応援するよう指示し、又は他県や自衛隊に対して応援を要請する。 |
| 海上保安部 | <ul style="list-style-type: none"> ● 遺体の捜索が困難な場合は、県、他市町村へ遺体の捜索に要する人員及び資機材の確保について応援を要請する。 |

1-4 災害救助法による実施基準

知事が災害救助法を適用した場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

第7節 災害廃棄物等応急処理計画

業務一覧と実施時期の目安

| No. | 業務 | 実施時期の目安 | | | | | | |
|-----|--------------|---------|------------|-----------|-----|-----|----------|----------|
| | | 発災前 | 発災～ 3時間 | ～24 時間 | ～3日 | ～7日 | ～1か 月 | 1か月 ～ |
| 1 | 災害廃棄物等応急処理計画 | | | | | | | |

■：開始目標時間 ■：継続時間

1 災害廃棄物等応急処理計画

| | |
|---------|-----------------------|
| 主な担当班・部 | 危機管理班、環境保全班、土木班、都市計画班 |
|---------|-----------------------|

1-1 基本方針

市及び県は、あらかじめ策定した災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて広域処理を含め、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理する。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量化に努める。

広域的な相互協力体制の整備に当たっては、被災していない市町村は、支援ニーズを把握した上で支援可能な協力を行うとともに、県は体制整備に関する調整を行う。

1-2 対策

(1) 組織体制の整備等

1) 情報の収集、連絡

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 市 | ● 廃棄物処理施設の被害状況、災害廃棄物等の発生量、収集運搬体制、仮設トイレの必要数等に係る情報を収集し、必要なものについて、県へ報告を行う。 |
| 県 | ● 市町村を通じて情報収集を行い、これらの情報を国へ報告するとともに、関係行政機関、民間事業者団体等との緊密な情報連絡を図る。 |

2) 組織体制の整備

| 主体 | 主な取組 |
|-------|--|
| 市 | ● あらかじめ定めた災害廃棄物処理計画に基づき、被災後、直ちに指揮命令・情報収集・連絡体制を構築する。 ● 建設事業者団体や廃棄物事業者団体などと平常時に災害支援協定を締結している場合は、協定に基づき協力・支援要請を行う。 |
| 民間事業者 | ● 市等の協力・支援要請に基づき、市の処理体制に協力する。 |

(2) 災害廃棄物処理実行計画の作成

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 発災前に策定した災害廃棄物処理計画を基に、災害廃棄物の発生量や処理可能量を把握し、具体的な処理方法等処理の全体像を示した災害廃棄物処理実行計画を作成する。 ● 必要に応じ、長期的な観点から、処理の月別進行計画、処理完了の時期等を含めた進行管理計画を作成する。 |
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害廃棄物処理実行計画を作成する市を支援する。 |

(3) 一般廃棄物の処理等

1) 仮設トイレ等し尿処理

| 主体 | 主な取組 |
|-------|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 被災者の生活に支障が生じないように、し尿のくみ取りを速やかに行うとともに、仮設トイレの設置を早期に完了する。 ● 仮設トイレの設置に当たっては、要配慮者にも配慮するとともに、管理に必要な消毒剤、脱臭剤等を確保する。 ● 仮設トイレの設置後は計画的に管理を行い、し尿の収集運搬、処理をする。 |
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市からの要請に基づき、仮設トイレ等の資材の調達、輸送の代行等について市を支援する。 |
| 市民、企業 | <ul style="list-style-type: none"> ● 地震発生から3日程度の期間に必要な携帯トイレは、原則として家庭及び企業等において賄う。 |

2) 避難所ごみ等

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 速やかに臨時のゴミステーション及び収集日時を定め、また、指定避難所のごみの一時的な保管場所を定めて、市民及び避難者に周知するとともに、臨時のゴミステーションや指定避難所のごみの保管場所に集められたごみをできるだけ速やかに回収し、あらかじめ選定した処理場へ搬入し、処理を行う。 |

3) 一般廃棄物処理施設等の復旧等

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 適正に廃棄物処理施設の復旧を図る。また、施設の復旧事業を実施している間に排出される廃棄物を処理するための施設を確保する。 |

(4) 災害廃棄物の処理

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害廃棄物処理実行計画に基づき計画的に処理を行う。 ● 自区内での災害廃棄物の処理が困難と判断した場合は、近隣市町村及び県に広域支援を要請する。 <p>(1) 損壊家屋の解体・撤去</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 通行上支障がある災害廃棄物を撤去し、倒壊の危険性のある建物を優先的に解体・撤去する。この場合においても分別を考慮し、緊急性のあるもの以外はミンチ解体を行わない。 ● 平常時に把握した石綿含有建材の使用状況を確認し、その情報を関係 |

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| | <p>者へ周知し、他の廃棄物への混入を防ぐ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害廃棄物の発生量を的確に把握するとともに、災害により生じた廃棄物の処理や公費解体及び土砂混じりがれきの撤去を適正に行う。 ● 廃棄物の処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化に努める。 <p>(2) 収集運搬</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 道路の復旧状況や優先的に回収する災害廃棄物の種類、収集運搬ルート等を踏まえ収集運搬体制を整備する。また、災害廃棄物の適正処理及び再生利用と減量のための分別について市民に周知する。 <p>(3) 仮置場</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 被害状況を反映した発生推計量を基に必要面積の見直しを行う。 ● 仮置場の確保に当たっては、平常時に選定している仮置場を候補地とするが、災害時には落橋、がけ崩れ、水没等により仮置場の候補地へアプローチできないなどの被害状況を踏まえ、必要に応じて候補地を見直す。 ● 設置に当たっては、効率的な受入れ、分別及び処理ができるよう分別保管し、周辺住民への環境影響を防ぐよう、設置場所、レイアウト及び搬入導線等を検討する。 ● 仮置場の規模、仮置きする廃棄物及び選別作業等の種類、仮置き予定期間と返却後の土地用途を勘案し、可能な範囲で供用前の仮置場の土壌汚染状況を把握する。 <p>(4) 仮設焼却炉等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 仮設焼却炉・仮設破碎・選別機の必要性及び必要基数を検討し、必要と判断した場合は、仮設焼却炉の設置場所を決定する。 ● 設置後は、災害廃棄物の処理が円滑に進むよう、仮設焼却炉等の運営・管理を適切に行う。 <p>(5) 分別・処理・再資源化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 被災地の復旧・復興時に、廃棄物の資源としての活用が望まれることから、復興計画や復興事業の進捗に併せて分別・処理・再資源化を行う。 ● 分別・処理・再資源化の実施に当たっては、廃棄物の種類毎の性状や特徴、種々の課題に応じた適切な方法を選択する。 <p>(6) 最終処分</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 再資源化や焼却ができない災害廃棄物を埋め立てる。最終処分先が自区内で確保できない場合は、広域的な処理を検討する。 <p>(7) 環境対策、モニタリング</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民の生活環境への影響を防止するために、発災直後は特に廃棄物処理施設、廃棄物運搬経路や化学物質等の使用・保管場所等を対象に、大気質、騒音・振動、土壌、臭気、水質等の環境モニタリングを行い、被災後の状況を確認し、情報の提供を行う。 <p>(8) 広域的な処理・処分</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 被害状況を踏まえ、処理期間が長く復旧・復興に時間がかかると判断した場合は、広域的な処理・処分の必要性について検討する。 ● 広域的な処理を行う場合には、国や県と連携し、処理・処分受入先を確保する。 <p>(9) 有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 有害廃棄物の飛散や危険物による爆発・火災等の事故を未然に防ぐた |

| 主体 | 主な取組 |
|---------|---|
| | め回収を優先的に行い、保管又は早期の処分を行う。 |
| 市、県 | <ul style="list-style-type: none"> ● ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。 |
| 市、県、事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を連携して行う。 |
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市からの要請に基づき、広域的な支援体制を構築するため、支援市町村、支援都道府県、関係民間事業者団体及び国と支援活動についての調整を行う。 ● 市がごみの仮置場を確保できない場合は、市からの要請により、貸与可能な県有地を提供するなど、仮置場の確保のための協力を行う。 |

(5) 市民等への啓発・広報、相談窓口の開設

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 被災者に対して災害廃棄物に係る啓発・広報を行う。 ● 被災者相談窓口（通信網復旧後は専用コールセンターの設置など）を速やかに開設するとともに、平常時に検討した方法に従い相談情報を管理し、必要に応じ、自動車や船舶などの所有物や思い出の品・貴重品などに関する被災者相談窓口も開設する。 |

第8節 防疫及び保健衛生計画

業務一覧と実施時期の目安

| No. | 業務 | 実施時期の目安 | | | | | | |
|-----|--------|---------|------------|-----------|-----|-----|----------|----------|
| | | 発災前 | 発災～ 3時間 | ～24 時間 | ～3日 | ～7日 | ～1か 月 | 1か月 ～ |
| 1 | 防疫 | | | | | | | |
| 2 | 健康管理 | | | | | | | |
| 3 | 公衆衛生活動 | | | | | | | |

■：開始目標時間 ■：継続時間

1 防疫

主な担当班・部 環境保全班、健康増進班、水道班

1-1 基本方針

被災地においては、環境衛生条件が悪化し、感染症等の疾病が発生しやすく、これらを防ぐための防疫、保健衛生活動を実施する必要があるため、その方法について定める。

災害発生時における防疫措置は、感染症の発生の未然防止に万全を期するために、臨時に多数の避難者を収容し衛生状態が悪化し、感染症発生の原因になる可能性の高い避難所をはじめとして、的確かつ迅速に実施する。また、このために必要な資機材、人員の確保に努める。

1-2 対策

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 次により防疫活動を行う。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 防疫用資機材を確保し、便槽・家屋等の消毒等を行う。 2) 感染症を媒介するねずみ、昆虫等を駆除するため、ゴミ捨て場所等に殺虫剤・殺そ剤を散布する。 3) 避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、リース業者等の協力を得て仮設トイレを早期に設置する。 4) 知事が感染症予防のため水道等の使用を停止した場合は、飲料水等生活に必要な水を非被災水道事業者等から確保し、供給する。 5) 避難所においては、避難者の健康状態の調査を実施するとともに、避難所の自治組織等の協力を受けて防疫活動を実施する。特に、簡易トイレ等の消毒を重点的に行う。 6) 知事の指示に従い、臨時予防接種を実施する。 7) 被災ペットの保護収容、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講じる。 8) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び予防接種法の規定により実施する。 |

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市、地区衛生組織の協力を得て、被災者の健康状況調査、健康診断及び衛生指導に当たる。 ● 被災地域において感染症患者等が発生したときは、感染症指定医療機関への入院を勧告する等の措置を講じる。 ● 予防接種による予防措置を講じる必要がある場合は、市に命じて臨時予防接種を実施する。 |

1-3 応援協力関係

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 県の実施する臨時予防接種について、対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力を要請する。 ● 自ら防疫活動を実施することが困難な場合は、他市町村又は県へ防疫活動の実施並びにこれに要する人員及び資機材について、応援を要請する。 |
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市の実施すべき防疫活動が実施できない、又は実施しても不十分と認められるときは、市に代って実施する。 ● 防疫活動の実施又は市からの応援要請事項の実施が困難な場合は、臨時予防接種については中国四国厚生局、自衛隊又は県医師会へ、その他の防疫措置については自衛隊へこれらの実施及びこれに要する資機材について応援を要請する。 ● 市の実施する防疫活動について特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。 ● 必要に応じ、その地域内における保健衛生活動を円滑に行うための総合調整等に努める。 |

2 健康管理

| | |
|---------|-------|
| 主な担当班・部 | 健康増進班 |
|---------|-------|

2-1 基本方針

市は、心身の健康相談を行うための会場設定や巡回による訪問相談指導体制を構築し、避難所救護センターや医療機関との連携を図る必要がある。

この場合のマンパワーは、保健所や市スタッフだけでは不足することが予想されるため、被災地以外の保健所等の医師や、保健所及び市保健師等の応援を求める。

2-2 対策

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 被災住民の健康管理を行えるシステムをできるだけ早期に確立し、市独自の対応が困難な場合は、県に対して要員派遣等の応援を求める。 ● 保健師等による巡回健康相談等を実施する。 ● 被災や避難所生活の長期化に伴い、精神的に不安定な状態に陥りがちな被災者に対して、訪問や保健所での精神保健相談等により心のケアを実施する。 |
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害の状況に応じ市のみでの対応では不十分な場合は、次の対策を行う。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 被災地の保健所等を拠点として市との協力の下に、避難所巡回や戸別訪問を行なうための医師、保健師、栄養士等からなる保健チームの編成を行う。 2) 県内他地域からの保健所医師、保健師、栄養士等のマンパワーの確保に努めるとともに、必要な場合は他県に対して人員派遣の要請を行う。 3) 避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム（DWA T）を避難所へ派遣する。 |

3 公衆衛生活動

| | |
|---------|-------|
| 主な担当班・部 | 健康増進班 |
|---------|-------|

3-1 基本方針

県は、被災市町村のみでは被災者の多様な公衆衛生上のニーズに対応できないときは、岡山県災害時公衆衛生活動要綱に基づく調査班及び保健衛生班を派遣し、被災者の心身の健康状態や生活環境の実態等を把握し、公衆衛生上の観点から計画的・継続的な支援を実施する。また、要配慮者を含む被災者の多様な健康課題に対しては、保健・医療・福祉・介護等の専門職と連携した支援を行う。

3-2 対策

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市の公衆衛生スタッフのみでは公衆衛生活動を十分に実施できないと判断したときは、早急に公衆衛生スタッフの派遣を県に要請する。 |

第9節 文教対策計画

業務一覧と実施時期の目安

| No. | 業務 | 実施時期の目安 | | | | | | |
|-----|--------|---------|------------|-----------|-----|-----|----------|----------|
| | | 発災前 | 発災～ 3時間 | ～24 時間 | ～3日 | ～7日 | ～1か 月 | 1か月 ～ |
| 1 | 文教対策計画 | | | | | | | |

■：開始目標時間 ■：継続時間

1 文教対策計画

| | |
|---------|-----|
| 主な担当班・部 | 教育部 |
|---------|-----|

1-1 基本方針

災害時に、児童生徒の安全確保を図り、健全な教育環境の確保又は復旧のための迅速かつ適切な措置をとるため必要な計画を定める。また、応急の教育に関する活動として、仮校舎及び仮運動場の確保、学校施設の応急復旧、安全な通学及び学校給食の確保、教科書及び学用品の供給、授業料等の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒等に対する就学支援の増強並びに特別支援学校等在籍児童生徒等の就学奨励費の再支給等応急の教育に必要な措置を講じる。

また、他府県等への被災した児童生徒等の疎開については、受入れ先の教育委員会等に弾力的な受入れを依頼するとともに、受入れに関する情報、手続き等について学校から直接保護者等に情報を提供する等、災害時の情報提供体制を整備し、周知を図る。

学校の再開は、指定避難所となっている学校では避難者の生活に配慮しつつ、適切な時期に学校教育を再開する。その周知については、他府県も含めた災害時の情報ネットワークを通じて行う。

1-2 対策

1-2-1 文教対策

(1) 被害状況、休業措置等の報告

| 主体 | 主な取組 |
|-------|---|
| 市、校長等 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害時には、校（園）長は、気象情報等に注意するとともに、教育委員会との連携を密にして情報把握に努め、事故を未然に防止するため、実態に即して休業等適切な措置を講じる。 ● 臨時休業の措置を講じた場合は、学校教育法施行規則第63条等により、教育委員会又は知事へ同様に報告する。 ● 被害が発生した場合は、別に定める系統により、その状況を速やかに電話連絡するとともに、岡山県災害報告規則または玉野市立学校管理規則に基づき報告書を提出する。 ● 災害が発生した場合は避難計画に基づき速やかに児童生徒等の避難誘導を行うとともに、保護者への児童生徒等の動向連絡に努め、避難所に収容した児童生徒等を、速やかに保護者に引き渡す。 |

(2) 教育施設の確保

| 主体 | 主な取組 |
|-------|---|
| 市、校長等 | <p>(1) 応急措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 被害施設の状況を速やかに把握し、関係機関と密接な連絡をとり、次の応急措置を行う。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 災害発生後、二次災害の防止等のため、施設・設備の安全点検を早急に行い、必要に応じて危険建物の撤去、応急復旧措置を行う。 2) 被災建物で、大破以下の建物は、応急修理した上で使用するが、この場合、建築士（構造技術者）の判定により、構造性能の安全性の確認を行った後に使用する。 3) 被災校舎が応急修理によっても使用不能の場合は、無災害又は被害僅少の地域の学校施設、公民館、公会堂その他の民有施設等を借り上げるが、この場合、児童生徒等の安全とともに教育的な配慮を行う。 4) 教育設備の破損、滅失については、早急に修理、補充する必要があるが、修理、補充の不可能な場合には、無災害又は被害僅少の学校の設備を一時的に借用し、使用するよう手配する。 <p>(2) 臨時校舎</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害により校舎が使用できず、一週間以上にわたり授業ができない場合は、臨時校舎を使用して授業を行う。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 臨時校舎は、無災害若しくは被害僅少な学校の校舎、又は公民館、公会堂その他の民有施設等を借り上げて行う。 2) 校（園）長は、応急教育施設の予定場所を事前に調査し、応急使用、応急整備の可否等について施設の設置者と交渉し、教育委員会へ報告する。 3) 被災地域が広範囲にわたり、児童生徒等の通学できる地域内に臨時校舎が借用できないときは、教員、児童生徒等が起居できる建物を臨時的に借り上げて応急授業を行う。 |

(3) 被災した児童生徒の就学援助措置等

1) 授業料の減免及び奨学金

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 授業料の減免については、玉野市立学校授業料等徴収条例、玉野市立保育所条例の減免に関する規定により、災害のため授業料の支弁が困難な事由の発生したものについては、減免の措置を講じる。 ● 災害により奨学金を必要とする場合は、玉野市奨学資金貸付条例（昭和44年玉野市条例第35号）による。 |

2) 教科書・学用品等の給与

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 自ら学用品等を給与することが困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。 |
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害救助法が適用された場合の教科書その他学用品については、災害救助法施行令に基づき、県保健福祉部と連携をとり、迅速な措置を講じる。その場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。 |

3) 心のケアの実施

| 主体 | 主な取組 |
|-----|---|
| 市、県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 被災児童生徒の心の傷への対策として「心のケア」を実施し、市及び県は、教職員への研修、精神科医や公認心理師等による巡回相談を行う。また、学校（園）は、児童生徒等や保護者を対象とした相談活動を行う。 |

(4) 被災した児童生徒等の受入れ等への対応

| 主体 | 主な取組 |
|-------|---|
| 市、県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害対策本部を通じ、マスコミに情報伝達を依頼するとともに、疎開に伴う転入学等に関する窓口を設け、問い合わせに対応する。 |
| 市、校長等 | <ul style="list-style-type: none"> ● 指定避難所等に告示板等を設け、又は教職員を通じて、直接保護者に他府県の対応等の情報及び手続きの方法を知らせる。 |

(5) 学校の再開

| 主体 | 主な取組 |
|-------|--|
| 市、県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 施設の診断及び他施設との調整を行う。 ● 災害時における指定避難所等間の情報提供システムを有効に活用する等により、被災地域内の保護者へ連絡する。 ● 被災により他府県の教育委員会等に受け入れられている児童生徒への周知については、災害対策本部を通じてマスコミに依頼するとともに、教育情報の窓口を定め、問い合わせに対応する。 |
| 市、校長等 | <ul style="list-style-type: none"> ● 授業再開までに、通学路の安全の確認等を行う。 ● 教職員や保護者等との連絡体制を整備し、再開の周知連絡を行う。 |

(6) 社会教育施設等の保護

| 主体 | 主な取組 |
|-----|---|
| 市、県 | <p>(1) 社会教育施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 社会教育施設等の被災については、滅失の場合を除き、補強修理を行い、被災を最小限度にとどめなければならない。 ● 被災社会教育施設を避難所として一時使用する場合又は利用者に開放する場合は、学校施設の応急修理に準じて修理を行い、建築士等による構造上の安全を確認した上で使用する。 <p>(2) 文化財</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国指定又は登録の文化財が滅失、き損した場合、当該文化財の管理者は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第33条、第61条、第80条、第118条及び第120条及び第136条により市教育委員会及び県教育委員会を經由して文化庁へ届け出る。 ● 県指定の文化財が滅失、き損した場合、岡山県文化財保護条例（昭和50年岡山県条例第64号）第8条、第27条及び第36条により市教育委員会を經由して県教育委員会へ届け出る。 ● 市指定の文化財が滅失、き損した場合、玉野市文化財保護条例（昭和44年玉野市条例第34号）第6条により市教育委員会へ届け出る。 ● 文化財の応急修理については、文化財としての価値を損なわないよう、国、県、市の技術指導により実施する。 |

1-3 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の学用品等の給与についての対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

第10節 ボランティアの受入、調整計画

業務一覧と実施時期の目安

| No. | 業務 | 実施時期の目安 | | | | | | |
|-----|----------------|---------|------------|-----------|-----|-----|----------|----------|
| | | 発災前 | 発災～ 3時間 | ～24 時間 | ～3日 | ～7日 | ～1か 月 | 1か月 ～ |
| 1 | ボランティアの受入、調整計画 | | | | | | | |

■：開始目標時間 ■：継続時間

1 ボランティアの受入、調整計画

| | |
|---------|-------------------------------|
| 主な担当班・部 | 危機管理班、協働推進班、福祉政策班、長寿介護班、健康増進班 |
|---------|-------------------------------|

1-1 基本方針

市及び県、日本赤十字社岡山県支部、県・市町村社会福祉協議会等の関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努める。ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

また、市及び県は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮する。

新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、感染症対策の観点を取り入れたボランティアの受入れや活動が行われるよう、市、県、社会福祉協議会、NPO等が連携してボランティアの募集範囲や支援活動の調整等を行う。

1-2 対策

(1) ボランティアの受入体制

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市災害対策本部は、指定避難所等のボランティアニーズを把握し、市社会福祉協議会が運営する市災害ボランティアセンターに情報の提供を行う。 |
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 県災害対策本部に総合ボランティア班を設け、市、日本赤十字社岡山県支部、県・市社会福祉協議会及び県内各大学と連携を保ち、被害状況等の情報を交換しながら、生活支援、医療等の各分野のボランティアを所管する組織を統括し、連絡調整を行うとともに、当該班に申出があったボランティアを分野ごとのボランティアを所管する組織に振り分ける。 ● 総合ボランティア班は、必要に応じて報道機関の協力を得て、必要とするボランティアの種類・人数・募集範囲等について全国又は県内に情報提供し、参加を呼びかける。 |

| 主体 | 主な取組 |
|---------|---|
| 社会福祉協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ● 県・市社会福祉協議会は、要配慮者を中心とした被災者の生活支援における一般ボランティア活動の円滑な実施を図るため、必要と判断した場合は、それぞれ次の体制を整備する。 ● 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の状況や被災地のボランティアニーズ等を踏まえ、県及び市と協議し、ボランティアの募集範囲等について判断する。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 県社会福祉協議会は、県災害ボランティアセンター（岡山県災害福祉救援本部）を設置し、次の業務を行う。 <ol style="list-style-type: none"> ① ボランティアに関するニーズ（種類、人数等）についての情報収集提供 ② 広域的なボランティアの受付、指導、コーディネート等 ③ 県内の他市町村社会福祉協議会及び他府県の社会福祉協議会への協力要請等の連絡調整 ④ 県災害対策本部や市災害対策本部との連絡調整 ⑤ その他市町村災害ボランティアセンター及び近隣市町村災害ボランティアセンターの活動の支援に関すること。 2) 市社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターを運営し、次の業務を行う。 <ol style="list-style-type: none"> ① 被災情報の把握 ② ボランティアニーズの把握 ③ 災害ボランティアの募集、受付 ④ 災害ボランティア活動の情報発信 ⑤ センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応 ⑥ ボランティア活動保険の加入手続 ⑦ 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理 ⑧ 災害ボランティア活動に必要な移動支援 ⑨ 市災害対策本部等との以下の情報の共有 <ul style="list-style-type: none"> ア. 被災状況・避難情報 イ. インフラ等の復旧計画・復旧情報 ウ. ボランティアによる支援活動の状況 エ. 特に支援を必要とする者の情報（共有の内容、範囲等は別に定める） オ. その他、災害ボランティア活動に必要と市と市社会福祉協議会が認めるもの ⑩ 関係機関・団体との間の連絡・調整・仲介等 ⑪ その他、センターの活動に必要な業務 3) 市社会福祉協議会が被災により機能を充分果たせない場合、被災していない市町村の社会福祉協議会は、岡山県内社会福祉協議会における災害時の相互支援に関する協定に基づき、県社会福祉協議会の調整により、災害救援活動を行う。 |

(2) 専門ボランティアの受入及び活動の調整

| 主体 | 主な取組 |
|---------|--|
| 県、関係団体等 | <ul style="list-style-type: none"> ● 県に登録する災害救援専門ボランティア（災害ボランティア・コーディネーター、介護、手話通訳、要約筆記、外国語通訳・翻訳、建築物応急危険度判定）については県が、その他の専門ボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が、それぞれ受入及び活動に係る調整等を行う。 |

(3) ボランティアの健康に関する配慮

| 主体 | 主な取組 |
|---------|---|
| 市、関係機関等 | <ul style="list-style-type: none"> ● それぞれのボランティアが自らの健康状態等を的確に判断し、無理のない範囲で活動するような環境づくりを行う。 ● 必要に応じ、医師、看護師等の派遣、救護所の設置、健康相談の実施等の措置を講じる。 ● 被災地でのボランティア活動において感染症の発生、拡大がみられる場合は、災害ボランティア担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。 |

(4) その他

| 主体 | 主な取組 |
|-----|--|
| 市、県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 県又は県から事務の委任を受けた市は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。 |

第5章 機能確保活動

【施策の体系】

| 節 | 項 |
|-------------------------------|-----------------------------|
| 第1節 ライフライン（電気、ガス、水道等）施設応急対策計画 | 1 ライフライン（電気、ガス、水道等）施設応急対策計画 |
| 第2節 住宅応急対策計画 | 1 住宅応急対策計画 |
| 第3節 公共施設等応急対策計画 | 1 公共施設等応急対策計画 |

第1節 ライフライン（電気、ガス、水道等）施設応急対策計画

業務一覧と実施時期の目安

| No. | 業務 | 実施時期の目安 | | | | | |
|-----|---------------------------|---------|--------|-------|-----|-----|-----------|
| | | 発災前 | 発災～3時間 | ～24時間 | ～3日 | ～7日 | ～1か月 ～ |
| 1 | ライフライン（電気、ガス、水道等）施設応急対策計画 | | | | | | |

■：開始目標時間 ■：継続時間

1 ライフライン（電気、ガス、水道等）施設応急対策計画

| | |
|---------|----------------|
| 主な担当班・部 | 危機管理班、水道班、下水道班 |
|---------|----------------|

1-1 基本方針

電気、通信サービス、ガス、水道は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであるから、災害によりこれらの施設・設備が被害を受けた場合においても、その供給は緊急性を有するので、これらの供給を円滑に実施するための応急工事をはじめ緊急措置を中心に定める。

1-2 対策

1-2-1 電気施設応急対策計画

| 主体 | 主な取組 |
|-----------------------------|---|
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 大規模災害発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。 ● 国、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努める。 |
| 中国電力株式会社岡山支社、中国電力ネットワーク株式会社 | <p>（1）災害時における応急工事等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 復旧計画の策定及び実施に当たっては、災害状況、各施設及び設備の被害状況並びに被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行うことを基本とする。 ● 原則として、病院、交通・通信・報道機関、水道・ガス・官公庁等の公共機関、指定避難所、その他重要施設への供給設備を優先的に復旧する。 <p>（2）災害時における電気の保安</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 強風、塩害、浸水等により危険と認められる場合は、送電を中止するほか、危険場所、危険設備に対しては、危害防止に必要な措置を講じる。 <p>（3）復旧予定時期の明示</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 復旧に当たっては、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。 |

1-2-2 電気通信施設応急対策計画

| 主体 | 主な取組 |
|-------------|---|
| 西日本電信電話株式会社 | <p>(1) 災害時における応急工事等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 被災した通信設備等の応急復旧工事は、被災規模により、復旧に要する人員、資機材等を確保し、速やかに実施する。 <p>(2) 災害時における通信の保安</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害時において、国、県及び市町村等の防災関係機関の重要通信を優先的に確保する。 <p>(3) 情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。 <p>(4) 応援協力関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合、国を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請する。 |

1-2-3 ガス施設応急対策計画

(1) 都市ガス

| 主体 | 主な取組 |
|----------|---|
| 岡山ガス株式会社 | <p>(1) 災害時における応急工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害が発生した場合は、被災施設・設備の状況を速やかに調査把握し、主要供給路線、橋梁架管、整圧器及び製造設備等に被害があったときは、速やかに応急工事を実施し、供給不良又は不能となった地域への供給再開を行う。 <p>(2) 災害時におけるガスの保安</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガス施設等が火災等により危険な状態になった場合又はガス導管の損傷等によってガス漏洩の危険がある場合若しくは爆発する等の災害が発生した場合は、次によりそれぞれの応急措置を講じる。 <ol style="list-style-type: none"> 1) ガス製造施設が危険な状態になった場合は、直ちに作業を中止し、安全措置を講じる。 2) ガス導管の折損等によってガス漏洩の危険がある場合は、ガスを遮断するなど、危険防止に必要な措置を講じる。 3) 中国四国産業保安監督部、県警察及び市へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。 <p>(3) 他工事関係におけるガスの保安</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガス導管に関連する各種工事の実施に当たっては、関係者と緊密な連絡のもとに十分な安全措置を講じる。 <p>(4) 復旧予定時期の明示</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 復旧に当たっては、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。 |

(2) LPガス

| 主体 | 主な取組 |
|---------|---|
| LPガス事業者 | <p>(1) 応急対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ● LPガスは地域住民にとって欠くことのできない燃料であり、民生安定を図る上から、迅速かつ的確な災害応急対策を実施して、被害の拡大及び2次災害の防止に努めるとともに、可能な限り早期に再供給体制を整備する必要がある。 ● LPガス協会・支部（以下「協会・支部」という。）は、災害対策要綱等に基づき、市、県等と連携を密にし、総力をあげて応急対策を実施する。特に指定避難所となる公共施設や病院、老人ホーム等の要配慮者の収容施設を最優先に実施する。 <p>(2) LPガス消費者</p> <ul style="list-style-type: none"> ● LPガスの使用中等に地震が発生した場合は、速やかに次の措置を行う。 <ol style="list-style-type: none"> 1) ガス栓・器具栓及び容器のバルブを閉止し、火気の使用を停止する。 2) 販売店に被害状況を連絡する。 <p>(3) 消費者等への広報活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 二次災害防止のため、火気使用禁止、容器・バルブ等の閉止の確認等必要な事項及び復旧計画等の広報を行う。 |

1-2-4 上水道施設応急対策計画

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 市 | <p>(1) 応急給水の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 水道施設の被災により、各地域での断水が予想されるため、施設の機能回復までの暫定措置として、給水車や給水タンクによる応急給水を実施する。 ● 地震発生後は、指定避難所や医療施設などを中心に、施設の性格に応じた優先的な給水を実施し、時間的経過により、被災者の状況等を把握した上で、要配慮者に配慮した、よりきめ細かな給水を実施する。 <p>(2) 施設の復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 被災者の生活再建にとって、生活用水の供給は必要不可欠であり、早急な施設の復旧体制の整備に努める必要がある。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 管施設の多くが道路などの地下に埋設されており、その復旧に当っては、施設台帳の果たす役割が重要であることから、被災による施設台帳の滅失等に備え、施設台帳の複製の分散化を図る。 2) 資機材の調達や復旧作業の迅速化を図るため、管内の施工業者との間で、災害発生時を想定した協力の確認（協定締結等）に努める。 3) 施設の復旧に当っては、各地域毎の復旧予定時期などを地域住民に周知させるよう努める。 <p>(3) 他自治体との協力体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 日本水道協会岡山県支部では、災害時に備えて、相互応援対策要綱を策定して、県下市町村相互の支援体制を整備しており、これに基づいた実践的な訓練を毎年実施している。さらに、県下市町村の支援で不十分な場合には、日本水道協会等を通じ他府県への協力支援を要請する。 |

1-2-5 下水道施設応急対策計画

| 主体 | 主な取組 |
|-----|---|
| 市、県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 管渠施設については、その大部分が道路等の地下に埋設されており、被災時には流下機能の低下のほか、地表面の陥没など想定される影響は大きい。このため、日頃から下水道台帳の整備や施設の健全度の把握に努めるとともに、発災時には、迅速に施設の緊急点検を行い、把握した被害状況を分析し、可搬式排水ポンプの設置などにより、できる限り暫定供用可能な形での応急復旧に努めるとともに、地表面の陥没などによる二次災害の発生を防止する。 ● 発災後直ちに施設の緊急点検を行い、被害の状況に応じてできる限り暫定供用が可能な措置を講じる。また、被害が甚大なため、短期での下水処理の回復が困難な場合には、仮設消毒池の設置などにより、応急的な機能確保を図る。 |
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 被害の状況によっては、市からの要請又は独自の判断により人員や資機材の支援を行うとともに、他の市町村への相互支援の依頼を行う。 |

第2節 住宅応急対策計画

業務一覧と実施時期の目安

| No. | 業務 | 実施時期の目安 | | | | | | |
|-----|----------|---------|------------|-----------|-----|-----|----------|----------|
| | | 発災前 | 発災～ 3時間 | ～24 時間 | ～3日 | ～7日 | ～1か 月 | 1か月 ～ |
| 1 | 住宅応急対策計画 | | | | | | | |

■：開始目標時間 ■：継続時間

1 住宅応急対策計画

| | |
|---------|---------------------------------------|
| 主な担当班・部 | 財政班、契約管理班、福祉政策班、商工観光班、農林水産班、土木班、都市計画班 |
|---------|---------------------------------------|

1-1 基本方針

被災した市民の生活を再建し、円滑な地域の復興を図るためには、市民の生活基盤となる住宅に関する不安を解消することが重要である。災害により住家が全壊（全焼、流出、埋没、倒壊等）して、自力で住宅を確保できない被災者に対して仮設住宅を供与する。

既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。

さらには、災害発生後に応急危険度判定士により、被災住宅・被災宅地の応急危険度判定を行い、その結果を活用することにより、二次災害の防止を図るほか、住宅等の応急復旧に関する指導・助言等をはじめ、仮設住宅等への入居の情報提供の場としての住宅応急支援窓口を設置する。

1-2 対策

1-2-1 応急仮設住宅の供与

(1) 応急仮設住宅の供与に関する計画と実施

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| 市 | ● 応急仮設住宅の供与に関する計画の樹立と実施を行う。 |
| 県 | ● 知事が災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与は、知事が行う。ただし、知事が市長に権限の一部を委任した場合又は知事の実施を待つことができない場合は、市長が行う。 |

(2) 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与

1) 建設による供与

| 主体 | 主な取組 |
|-----|--|
| 市、県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 応急仮設住宅を建設する必要があるときは、発災後、被災者の健全な住生活の早期確保を図るため、建設予定場所台帳を基に速やかに建設する。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努める。 ● 相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題、被災者の生業の見通し等についても考慮する。 ● 応急仮設住宅は、被災者に対して一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。 ● 応急仮設住宅は、その目的が達成されたときは、譲渡又は解体撤去の処分を速やかに実施する。 <p>[資料編 3-52 応急仮設住宅の建設基準等]</p> |

2) 借り上げによる供与

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害が発生し必要と認められた場合は、関係団体に対し、応急仮設住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請し、情報提供を受けた民間賃貸住宅を借り上げて応急仮設住宅として供与する。 ● 状況に応じ、知事は、市長に借り上げを委任する。 ● 入居要件・供与期間等は建設型に準じる。 |

1-2-2 被災住宅の応急対策

(1) 被災住宅の応急修理

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 被災住宅の応急修理については、原則として市が行うが、災害救助法が適用された場合においては、県と緊密な連携のもとに行う。 <p>[資料編 3-53 応急修理の対象及び内容]</p> |
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市の協力を得て、応急修理場所、戸数、規模等の把握を行うとともに市から応援要請があった場合は、協定を締結した団体に対して協力を要請する。 |

(2) 住宅等に流入した土石等障害物の除去

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 住宅等に流入した土石等障害物の除去については、原則として市が行うが、災害救助法が適用された場合においては、県と緊密な連携のもとに行う。 <p>[資料編 3-54 土石等障害物の除去の内容]</p> |

1-2-3 被災住宅・被災宅地の応急危険度判定

| 主体 | 主な取組 |
|-----|---|
| 市、県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 地震が発生した場合は、地震等による二次災害の防止のため、岡山県被災建築物応急危険度判定士登録制度及び岡山県被災宅地危険度判定士登録制度を活用して、被災住宅・被災宅地の応急危険度判定を速やかに行う。また、県は建築技術者等の派遣等により、積極的に市の活動を支援する。 |

1-2-4 公営住宅への一時入居

| 主体 | 主な取組 |
|-----|--|
| 市、県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第4項に基づく目的外使用として公営住宅の空家に被災者を一時入居させることができる。 [資料編 3-55 公営住宅への入居に関する事項] |

1-2-5 住宅応急支援窓口の設置

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 被災者の利便を考慮し、できるだけ被災地域内又はその隣接地に、住宅の応急修理、障害物の除去、被災住宅の危険度判定、公営住宅への一時入居、仮設住宅への入居等、個人住宅への支援策や住宅確保に関する相談窓口を設置し、住宅相談に応じる。 |
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市との連携を図り、住宅に関する総合的な支援窓口を設置し、市や「災害時における被災住宅の建築相談に関する協定」の締結団体による相談業務の支援を行う。 |

1-2-6 建設資機材の調達

| 主体 | 主な取組 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 住宅応急対策に必要な建設資機材の調達を行い、資材が不足する場合は、県に協力を求める。 |

1-2-7 関係業界との協力

| 主体 | 主な取組 |
|-----|---|
| 市、県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 住宅応急対策に関し、関係業界との協力事項及び要請方法等について、個々の団体と協力体制の確立を図る。なお、必要な場合は協定の締結を行う。 |

1-2-8 民間賃貸住宅等の活用

| 主体 | 主な取組 |
|-----|---|
| 市、県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 民間賃貸住宅の空き家情報や仲介・あっせんに関係する業界団体と協力し、これら民間団体が有するネットワーク情報を市が利用できる体制を整備する。 ● 被災地域が広範囲にわたる場合は、周辺市町村の協力や連携を図るための調整を行う。 ● 雇用促進住宅や社宅等も有効活用できるよう関係部局を通じて協力を求める。 |

1-3 応援協力関係

| 主体 | 主な取組 |
|-------------|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 自ら応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理及び障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理及び障害物の除去の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。 |
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 障害物の除去については、自衛隊に応援を要請する。 |
| 応援の要請を受けた機関 | <ul style="list-style-type: none"> ● 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。 |

1-4 災害救助法による実施基準

知事が災害救助法を適用した場合の対象者、経費等については、災害救助法施行細則による。

第3節 公共施設等応急対策計画

業務一覧と実施時期の目安

| No. | 業務 | 実施時期の目安 | | | | | |
|-----|-------------|---------|--------|-------|-----|-----|-----------|
| | | 発災前 | 発災～3時間 | ～24時間 | ～3日 | ～7日 | ～1か月 ～ |
| 1 | 公共施設等応急対策計画 | | | | | | |

■：開始目標時間 ■：継続時間

1 公共施設等応急対策計画

| | |
|---------|------------------------|
| 主な担当班・部 | 危機管理班、農林水産班、土木班、各施設管理者 |
|---------|------------------------|

1-1 基本方針

各公共施設の管理者は、各々が管理する公共施設の緊急点検を行い、これらの被害状況等の把握に努め、二次災害の防止や被災者の生活確保を最優先した施設復旧を行うとともに、必要に応じて他の復旧活動と有機的に関連した復旧活動を行う。

1-2 対策

(1) 復旧体制の整備

| 主体 | 主な取組 |
|-----------------|---|
| 市、県、その他の公共施設管理者 | ● 人員や資機材の確保を図り、迅速な復旧作業が行えるよう、一般社団法人岡山県建設業協会など関係団体との協定の締結等に努める。 |
| 県 | ● 各公共施設の管理者から各々の施設の被害状況を収集し、施設復旧の緊急性、施設の重要度を勘案し、必要に応じて管理者相互の復旧支援を行うよう調整を図る。 |
| 各公共施設管理者 | ● 円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の複製を分散保存するなどバックアップシステムの整備に努める。 |

(2) 各公共施設ごとの応急復旧計画

1) 河川・海岸施設の応急対策

| 主体 | 主な取組 |
|---------------|--|
| 市、県、その他の河川管理者 | ● 地震発生後直ちに施設の緊急点検を行い、被害状況の把握に努めるとともに、堤防施設にクラック等が生じている場合にはビニールシートで覆い、また、堤防及び水門の破壊については、土のうや矢板等による応急締切を行うなど、施設の性格や被害の状況に応じた効果的な応急対策に努める。 |

2) 砂防関係施設等の応急対策

| 主体 | 主な取組 |
|-----|---|
| 市、県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 専門職員を活用して、地震発生後直ちに砂防施設、治山施設及び土砂災害危険箇所の緊急点検を行い、被害状況の把握に努め、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置、ビニールシートの設置など、被害状況に応じたできる限りの応急工事を実施する。また、調査の結果、危険性が高いと判断された箇所について、関係住民に周知するとともに、必要に応じて土砂流動監視装置の設置などにより、適切な警戒避難体制の整備を図る。 ● 関係機関が一体となった総合的な土砂災害対策を推進するため、岡山県総合土砂災害対策推進連絡会を積極的に活用する。 ● 河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水、地滑りによる重大な土砂災害の急迫している状況においては、市長が適切に市民の避難指示の判断等を行えるよう、特に高度な技術を要する土砂災害（河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水）については国が、その他の土砂災害（地滑り）については県が緊急調査を行い、被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を発表する。 |

3) ため池施設の応急対策

| 主体 | 主な取組 |
|-----|---|
| 市、県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 地震発生後直ちにため池施設の緊急点検を行い、被害状況の把握に努め、施設決壊による周辺地域への災害防止のために、ビニールシートや土のうなどによる応急復旧を行い、被害の程度によっては、速やかに放水の処置をとる。 |

4) 公共建築物の応急対策

| 主体 | 主な取組 |
|-----------------|--|
| 市、県、その他の公共施設管理者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 官公庁舎、学校施設、病院及びその他の公共施設については、災害対策の指令基地や避難施設などとしての利用が想定されることから、各管理者において、被災建築物応急危険度判定士など専門技術者を活用し、施設の緊急点検を実施し、被害状況の把握に努め、できる限り応急復旧による機能確保を図る。 |

(3) 交通施設の応急復旧計画

1) 道路施設の応急対策

| 主体 | 主な取組 |
|-------|--|
| 道路管理者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 地震発生後直ちに、あらかじめ指定した緊急輸送道路について優先的に道路パトロールを行い、それぞれが管理する道路の被害状況を調査し、地震の発生地域や被害状況を勘案し、車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努める。この場合、二車線復旧を原則とするが、やむを得ない場合は、一車線とし、適当な場所に待避所を設けるとともに、橋梁については、必要に応じて仮設橋梁の設置を検討する。 ● 一般社団法人岡山県建設業協会など関係団体との間に応援協定等を締結し、障害物の除去や応援復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。 |

| 主体 | 主な取組 |
|-----------|---|
| 道路管理者、県警察 | <ul style="list-style-type: none"> ● 啓開作業を実施するに当たり、路上の障害物の除去が必要な場合には、消防本部及び自衛隊等の協力を得て実施する。 |

2) 港湾施設の応急対策

| 主体 | 主な取組 |
|-------|--|
| 港湾管理者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 国（中国地方整備局）との連携の下、地震発生後直ちに施設の緊急点検を行い、被害状況と利用可能なバースについて正確な情報収集に努めるとともに、市街における被災地域、輸送ルート of 状況、港湾施設の被害状況を勘案し、できるだけ暫定供用可能な復旧に努め、必要に応じて、仮棧橋の設置を検討し、海上輸送ルートの確保に資する。 ● 港湾施設の全面的な復旧に当たっては、被災地において発生したコンクリート殻などの利用についても検討する。 |

第4部 災害復旧・復興計画

第1章 復旧・復興計画

【施策の体系】

| 節 | 項 |
|---------------------|------------------------|
| 第1節 復旧・復興計画 | 1 地域の復旧・復興の基本方向の決定 |
| | 2 被災者等の生活再建等の支援 |
| | 3 被災中小企業の復興の支援 |
| | 4 公共施設等の復旧・復興 |
| | 5 激甚災害の指定 |
| | 6 津波災害からの復興 |
| 第2節 財政援助等 | 1 災害復旧事業に伴う財政援助・助成 |
| | 2 災害復旧事業に必要な融資及びその他の資金 |
| | 3 義援金の募集・受付・配分 |
| 第3節 市復興本部の設置及び市復興計画 | 1 市復興本部の設置 |
| | 2 市復興計画 |

第1節 復旧・復興計画

業務一覧と実施時期の目安

| No. | 業務 | 実施時期の目安 | | | | | | |
|-----|------------------|---------|------------|-----------|-----|-----|----------|----------|
| | | 発災前 | 発災～ 3時間 | ～24 時間 | ～3日 | ～7日 | ～1か 月 | 1か月 ～ |
| 1 | 地域の復旧・復興の基本方向の決定 | | | | | | ■ | |
| 2 | 被災者等の生活再建等の支援 | | | | | ■ | | |
| 3 | 被災中小企業の復興の支援 | | | | | ■ | | |
| 4 | 公共施設等の復旧・復興 | | | | ■ | | | |
| 5 | 激甚災害の指定 | | | | | | ■ | |
| 6 | 津波災害からの復興 | | | | | | ■ | |

■：開始目標時間 ■：継続時間

被災地の復旧・復興については、市民の意向を尊重し、市及び県が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

1 地域の復旧・復興の基本方向の決定

| | |
|---------|----|
| 主な担当班・部 | 全班 |
|---------|----|

| 主体 | 対策 |
|-----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。 |
| 市、県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。 ● 災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。 ● 被災地の復旧・復興は、市民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。あわせて、要配慮者の参画を促進する。 ● 観光地や農作物などへの風評被害を防ぐため、関係機関と連携しながら、正確な被害情報等を迅速かつ的確に発信する。 |

| 主体 | 対策 |
|----|---|
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 特定大規模災害等を受けた市町村から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該市町村に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行う。 |

2 被災者等の生活再建等の支援

| | |
|---------|----|
| 主な担当班・部 | 全班 |
|---------|----|

2-1 基本方針

市及び県は、被災者等の生活再建に向け、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたり、きめ細かな支援を講じる。

市及び県は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

また、被災者の救済及び自立支援や被災地域の総合的な復旧・復興対策等を推進するため、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

2-2 対策

(1) 住まいの確保

| 主体 | 対策 |
|-----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。 |
| 市、県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するほか、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく、「自然災害債務整理ガイドライン」など支援制度の情報提供や、恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施するとともに、必要に応じて災害公営住宅の建設を検討する。 ● 災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用し、極力安全な地域への移転を推奨する。 |

(2) 生活資金等の支給等

| 主体 | 対策 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により、被災者の生活再建を支援し、被災地の速やかな復興を図る。また、支援金の支給を迅速かつ的確に行うため、申請に係る業務の実施体制の整備等を図る。 ● 被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際には、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講じることができるよう検討する。 ● 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付け、生活福祉資金の貸付け、母子父子寡婦福祉資金の貸付けを行う。 ● 必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等の被災者の負担の軽減を図る。 |

(3) 被災者の見守り、相談支援等

| 主体 | 対策 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 応急仮設住宅に入居する被災者等が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、必要に応じて、関係機関と連携しながら、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援等を行い、県はその取組を支援する。 |

(4) 被災者等の中長期的な心のケア

| 主体 | 対策 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害復興期においては心的外傷後ストレス障害（PTSD）症状や生活再建プロセスで生じる二次的ストレスにより心身の変調が生じてくる事が多く、精神疾患に関する相談支援や被災者の心のケアに当たる支援者の支援などの強化を図る。 |

(5) 雇用の確保等

| 主体 | 対策 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせ実施する。 ● 自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実を図る。 |

(6) 被災者台帳の整備等

1) 被災者台帳の作成

| 主体 | 対策 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 被害状況の確定調査を完了し、各世帯別の被害状況が判明したときは、速やかに被災者台帳を作成する。作成にあたっては、次の点に留意する。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 戸籍、住民基本台帳等により正確を期すること。 2) 被災者台帳は、救助その他の基本となり、また、世帯別救助等の実施記録となるものであるから、救助実施状況等を具体的に記載し、整備保管する。 [資料編4-1 被災者台帳の記載事項] ● 被災者台帳の作成にあたっては、被災者支援システム等のシステムの導入及び活用により、業務の迅速化・効率化を図る。 |

2) 台帳情報の利用及び提供

| 主体 | 対策 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 次のいずれかに該当すると認めるときは、作成した被災者台帳に記載し、又は記録された情報(台帳情報)を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができるものとする。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 本人(台帳情報によって識別される特定の個人をいう。)の同意があるとき、又は本人に提供するとき。 2) 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。 3) 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。 4) 1)、3)の規定による台帳情報の提供に関し必要な事項は、内閣府令の定めによる。 |

3) り災証明書の発行

| 主体 | 対策 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 被災者から申請があったときは、遅滞なく、「り災証明書」を交付する。ただし、災害時の混乱等により「り災証明書」の交付ができない場合は、とりあえず「仮り災証明書」を作成交付する措置をとり、後日速やかに「り災証明書」と取り替える。 ● り災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の市町村や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、迅速なり災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。 ● 住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。 ● 住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者 |

| 主体 | 対策 |
|----|--|
| | <p>が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「り災証明書」の発行に係る調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるよう努める。 <p>[資料編 4-2 り災証明書の発行に関する留意事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 効率的なり災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。 |

(7) 情報、サービスの提供等

| 主体 | 対策 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 被災者の自立に対する援助、助成措置については、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。 ● 居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体と避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。 ● 必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成及び活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。 |
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。 |

3 被災中小企業の復興の支援

| | |
|---------|-------|
| 主な担当班・部 | 商工観光班 |
|---------|-------|

3-1 基本方針

市及び県は、被災中小企業の復興に向け、商工会・商工会議所等と連携しながら 状況に合った支援を講じる。

3-2 対策

| 主体 | 対策 |
|-----|---|
| 市、県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 岡山県中小企業支援センター（岡山県産業振興財団内）に中小企業相談窓口を設置し、発災直後から相談対応を行う。 ● 商工会・商工会議所が設置する相談窓口等で支援制度についての情報提供を行う。 ● セーフティネット保証4号の地域指定を受けた場合に、災害により売上高が減少している中小企業を支援する県制度融資「危機対策資金」の取扱を開始する。 |

4 公共施設等の復旧・復興

| | |
|---------|--------------------|
| 主な担当班・部 | 総合政策班、都市計画班、各施設所管班 |
|---------|--------------------|

4-1 基本方針

| |
|--|
| <p>公共施設等の復旧計画は、被災者の生活再建を支援し、災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。</p> <p>このため、復旧計画の策定に当たっては、迅速な原状復旧を基本としつつ、被災状況等を勘案し、必要に応じて、さらに災害に強いまちづくりについても検討する。</p> |
|--|

4-2 対策

(1) 基本方向の決定

| 主体 | 対策 |
|-----|---|
| 市、県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 社会・経済活動の早期回復や被災者の生活支援のため、公共施設等の復旧に当たっては、実状に即した迅速な復旧を基本とし、早期の機能確保に努めることとし、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案した上で、必要に応じて、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興についても検討する。 |

(2) 迅速な復旧事業計画の作成

| 主体 | 対策 |
|-----|--|
| 市、県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設等の復旧に当たっては、事前協議制度や総合単価制度などの活用を図り、早急な災害査定に努めるとともに、迅速な復旧を目標とした復旧計画を策定し、緊急度の高いものから順次復旧していく。また、再度の災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行う。 |

(3) さらに災害に強いまちづくり計画の作成

| 主体 | 対策 |
|-----|--|
| 市、県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 被害想定を踏まえ、平常時から復興段階におけるまちづくりに必要な施策の検討、住民合意プロセスを含めた事業実施の手順等を整理した指針やガイドラインを作成するなど、計画的な復興に備える。 ● 公共施設等の復旧に当たっては、被災状況、地域の特性及び関係公共施設管理者の意向等を勘案し、必要と判断した場合には、可及的速やかに、さらに災害に強いまちづくり計画を作成する。 <p>[資料編4-3 さらに災害に強いまちづくり計画等の作成時の留意事項]</p> |

5 激甚災害の指定

| | |
|---------|-----------------|
| 主な担当班・部 | 危機管理班、総合政策班、財政班 |
|---------|-----------------|

5-1 基本方針

甚大かつ広範囲に及ぶ災害による被害に対して早急な復旧を図るためには、多方面に及ぶ国の支援が不可欠であり、特に復旧事業の財源確保においては、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく国による激甚災害の早期指定が復旧事業の進捗を左右する極めて重要な手続きであることに鑑み、国の激甚災害指定に向けた各種情報収集の必要性や早期指定に向けた国への働きかけについて定める。

5-2 対策

（1）被害情報の収集

| 主体 | 対策 |
|-----|---|
| 市 | ● 市域内の被害状況の収集に努め、県が行う調査等について協力する。 |
| 市、県 | ● 激甚法による国の激甚災害の指定は、激甚法等に規定する基準を満たす都道府県及び市町村について、必要と認められる措置を個別に政令において指定することとなっており、県及び市においては、国の早期指定のためにも、各種施設ごとの正確かつ迅速な情報の収集を行う。 [資料編4-4 激甚災害指定のフロー] |

6 津波災害からの復興

| | |
|---------|----|
| 主な担当班・部 | 全班 |
|---------|----|

6-1 対策

（1）津波による被害を受けた被災地復興（防災まちづくり）

| 主体 | 対策 |
|-----|--|
| 市、県 | ● 再度の災害防止とより快適な都市環境を目指し、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。 ● まちづくりは現在の市民のみならず将来の市民のためのものという理念のもとに、計画作成段階から市民との対話を十分行い、都市のあるべき姿を明確にし、市民との協働により将来に悔いのないまちづくりに取り組む。 ● 復旧・復興のあらゆる場、組織に女性や要配慮者の参画を促進する。 [資料編4-5 防災まちづくり実施に関する留意事項] |

(2) 農林漁業の復興支援

| 主体 | 対策 |
|-----|--|
| 市、県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 津波災害が沿岸部の農林漁業者に対して、壊滅的な被害をもたらす場合があることから、農地の塩害対策及びガレキ等の撤去、漁場及び水産業の一体的復旧等十分留意して行う。 |

第2節 財政援助等

業務一覧と実施時期の目安

| No. | 業務 | 実施時期の目安 | | | | | | |
|-----|----------------------|---------|------------|-----------|-----|-----|----------|----------|
| | | 発災前 | 発災～ 3時間 | ～24 時間 | ～3日 | ～7日 | ～1か 月 | 1か月 ～ |
| 1 | 災害復旧事業に伴う財政援助・助成 | | | | | | | |
| 2 | 災害復旧事業に必要な融資及びその他の資金 | | | | | | | |
| 3 | 義援金の募集・受付・配分 | | | | | | | |

■：開始目標時間 ■：継続時間

1 災害復旧事業に伴う財政援助・助成

| | |
|---------|----|
| 主な担当班・部 | 全班 |
|---------|----|

1-1 基本方針

災害復旧事業の迅速かつ円滑な実施には、国における財政援助が不可欠であるが、災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであることから、関係機関は復旧事業費の決定及び決定を受けるための早期の査定実施が可能となるよう努める。

1-2 対策

(1) 法律等により一部負担又は補助するもの

| 主体 | 対策 |
|-----|--|
| 市、県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害復旧事業については、個別の法律等により国が全部又は一部を負担し、又は補助することになっており、その対象となる事業を積極的に活用することにより、迅速な施設復旧を図る。 [資料編4-6 法律等により一部負担又は補助するもの] |

(2) 激甚災害に係る財政援助措置

| | |
|-----|---|
| 市、県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 激甚法に基づき激甚災害の指定を受けた場合には、各復旧事業に関する特別の財政援助措置がとられることになっており、市及び県は被害の状況を速やかに調査し、国との連絡を密にし、早期に激甚災害の指定を受けられるよう努める。 [資料編4-7 激甚災害に係る財政援助措置] |
|-----|---|

2 災害復旧事業に必要な融資及びその他の資金

| | |
|---------|----|
| 主な担当班・部 | 全班 |
|---------|----|

2-1 基本方針

災害により被害を受けた個人、法人及び団体等の復旧を促進し、被災者の生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るため、災害復旧に関する各種の融資制度を整理するとともに、市、県、金融機関その他の関係機関において講ずべき措置を明確にする。

2-2 対策

(1) 個人被災者への融資等

| 主体 | 対策 |
|-----|--|
| 市 | <p>(1) 災害弔慰金の支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害により死亡した者の遺族に対して市を通じて災害弔慰金を支給する。 <p>(2) 災害障害見舞金の支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者に対して市を通じて災害障害見舞金を支給する。 <p>(3) 災害援護資金の貸付</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して市を通じて災害援護資金を貸付ける。 <p>(4) 災証明書の交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 支援策を早期に実施するため、災害発生後早期に災証明書の交付体制を確立し、被災者に対して災証明書を交付する。 <p>(5) 被災者への広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 被災者の自立に対する援助、助成措置について、被災者への広報に努め、可能な限り総合的な相談窓口等を設置する。 |
| 市、県 | <p>(1) 母子父子寡婦福祉資金の貸付</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害により被害を受けた母子又は父子世帯及び児童、寡婦に対して、母子父子寡婦福祉資金を貸付ける。 <p>(2) 公的負担の免除等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 被災状況等を勘案し、必要に応じて税、保険料等の期限の延長、徴収猶予及び減免の措置をとることとし、国に対しても同様の措置を行うよう要請する。 |
| 県 | <p>(1) 被災者生活再建支援金</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。 <p>(2) 県死亡弔慰金、県災害見舞金の支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自然災害により死亡した者の遺族に対して県死亡弔慰金を支給する。 ● 自然災害により住家が全壊した場合その世帯主に対して、県災害見舞金を支給する。 <p>(3) 子ども災害見舞金の支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自然災害により、主に住居の用に供している建物が全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水のいずれかの被害を受けた子どもを養育している者 |

| 主体 | 対策 |
|----------|--|
| | に、子ども災害見舞金を支給する。 |
| 県社会福祉協議会 | (1) 生活福祉資金の貸付 ● 災害により被害を受けた低所得者等に対して、速やかに自立更生させるため、県社会福祉協議会を通じて、生活福祉資金を貸付ける。 |

(2) 被災中小企業への融資等

| 主体 | 対策 |
|-----|--|
| 市、県 | ● 地震により被害を受けた中小企業者の再建を促進するため、岡山県中小企業支援資金や、政府系中小企業金融機関の融資により施設の復旧等に必要な資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう各種措置を実施する。 [資料編4-8 被災中小企業への融資等に関する措置] |

(3) 農林漁業関係者への融資等

| 主体 | 対策 |
|-----|---|
| 市、県 | ● 災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、災害復旧資金の融通を中心に措置を実施する。 [資料編4-9 農林漁業関係者への融資等に関する措置] |

(4) 住宅関連融資等

| 主体 | 対策 |
|-----|---|
| 市、県 | ● 被災地における損壊家屋の状況を調査し、住宅金融支援機構法の規定による資金の融通が適用される場合は、災害により住宅に被害を受けた者に対して、当該資金のあっせんを行う。 [資料編4-10 住宅関連融資等] |

3 義援金の募集・受付・配分

| | |
|---------|-------|
| 主な担当班・部 | 福祉政策班 |
|---------|-------|

3-1 基本方針

災害時には各方面から義援金が寄託されるが、寄託された義援金は、速やかにかつ公平に被災者に配分・支給される必要がある。また、その配分割合を決める必要があるため、義援金の募集、受付、配分等の基本的な事項について定める。

3-2 対策

(1) 義援金配分委員会

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市の災害義援金の募集・配分は、次の機関をもって義援金配分委員会を構成し、各機関が共同しあるいは協力して行う。 <p>【構成機関】 市、市社会福祉協議会、民生委員協議会、町内会、小中学校、日本赤十字社玉野市地区、その他関係団体</p> |

(2) 義援金の募集

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市域に大規模な災害が発生し、必要があると認めたときは、関係機関等と協力をして義援金を募集する。 |
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 大規模な災害が発生し、必要があると認めたときは、日本赤十字社岡山県支部、社会福祉法人岡山県社会福祉協議会、社会福祉法人岡山県共同募金会等関係団体と協力して、義援金を募集する。 |

(3) 義援金の受付、管理

| 主体 | 主な取組 |
|--------|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 義援金の受付窓口を開設し、寄託される義援金を受け付ける。 |
| 県、関係団体 | <ul style="list-style-type: none"> ● 義援金の受付窓口を開設し、寄託される義援金を受け付ける。 ● 金銭の管理現金は、銀行預金等確実な方法でそれぞれの機関で保管整理すると共に、金銭出納簿を備え付け、出納の状況を記録し、経理する。 ● 顛末の記録義援品募集配分機関は、「災害義援金受払簿」を備え付け、受付から引継ぎ又は配分までの状況を記録する。 |

(4) 義援金の配分

| 主体 | 主な取組 | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------|---|------|---|------|-------|--------|-------|--------------------------|---|----------------------|-------|-----------------|-------|
| 市、県、関係団体等 | <ul style="list-style-type: none"> ● 義援金配分委員会を組織し、義援金の配分割合、配分方法等について協議し、決定する。その際、配分方法を工夫するなどして、できるだけ迅速な配分に努める。 ● 義援金の配分等については、あらかじめ関係機関で協議し、配分方法等を定めておく。 ● 関係機関より、引継ぎを受けた義援金又は県より配分を受けた義援金は、次の基準を参考にして民生委員その他関係者の意見を聴き、実情に即して配分する。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 配分基準 <ol style="list-style-type: none"> ① 一般家庭用物資 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>全失世帯</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td>半失世帯</td> <td style="text-align: right;">1 / 2</td> </tr> <tr> <td>床上浸水世帯</td> <td style="text-align: right;">1 / 3</td> </tr> </table> ② 無指定金銭 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>死者（行方不明で死亡が認められた者）及び全失世帯</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td>重傷で障害が相当残る程度の者及び半失世帯</td> <td style="text-align: right;">1 / 2</td> </tr> <tr> <td>その他の重傷者及び床上浸水世帯</td> <td style="text-align: right;">1 / 3</td> </tr> </table> 2) 配分の時期 | 全失世帯 | 1 | 半失世帯 | 1 / 2 | 床上浸水世帯 | 1 / 3 | 死者（行方不明で死亡が認められた者）及び全失世帯 | 1 | 重傷で障害が相当残る程度の者及び半失世帯 | 1 / 2 | その他の重傷者及び床上浸水世帯 | 1 / 3 |
| 全失世帯 | 1 | | | | | | | | | | | | |
| 半失世帯 | 1 / 2 | | | | | | | | | | | | |
| 床上浸水世帯 | 1 / 3 | | | | | | | | | | | | |
| 死者（行方不明で死亡が認められた者）及び全失世帯 | 1 | | | | | | | | | | | | |
| 重傷で障害が相当残る程度の者及び半失世帯 | 1 / 2 | | | | | | | | | | | | |
| その他の重傷者及び床上浸水世帯 | 1 / 3 | | | | | | | | | | | | |

| 主体 | 主な取組 |
|----|---|
| | <ul style="list-style-type: none">● 配分は、できる限り引き継ぎを受けた都度行うことを原則とするが、義援金が少量小額の時の配分は、世帯別配分を不可能にし、かつ輸送あるいは労力経費の浪費ともなるので、一定量に達した時行う等配分の時期には十分留意して行う。● 義援品の募集配分に要する労力奉仕等は、できるだけ無料奉仕するものとするが、輸送その他に要する経費は、それぞれの実施機関において負担する。● 実施機関における負担が不可能な場合は、義援金の一部をこの経費に充当して差し支えない。● 義援金の集荷配分については、関係機関の協力により県本部（保険福祉班）があたる。義援物資の輸送は、県自動車班の車両を使用するが、状況により民間に協力を要請する。 |

第3節 市復興本部の設置及び市復興計画

業務一覧と実施時期の目安

| No. | 業務 | 実施時期の目安 | | | | | | |
|-----|----------|---------|------------|-----------|-----|-----|----------|----------|
| | | 発災前 | 発災～ 3時間 | ～24 時間 | ～3日 | ～7日 | ～1か 月 | 1か月 ～ |
| 1 | 市復興本部の設置 | | | | | | | |
| 2 | 市復興計画 | | | | | | | |

■：開始目標時間 ■：継続時間

1 市復興本部の設置

| | |
|---------|-------|
| 主な担当班・部 | 危機管理班 |
|---------|-------|

| 主体 | 対策 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 大規模災害等により地域が壊滅し、甚大な被害が発生したことにより、地域の総合的な復興が必要と認める場合は、被災後速やかに復興本部を設置する。 |

2 市復興計画

| | |
|---------|-------------|
| 主な担当班・部 | 総合政策班、都市計画班 |
|---------|-------------|

| 主体 | 対策 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 迅速に復興が図れるよう、大規模災害からの復興に関する法律が適用される大規模災害を受けた地域において、被災地域の特性を踏まえ、同法第10条に基づく復興計画を策定することができる。 ● 市の復興計画は、国の復興基本方針及び県の復興方針に即して、県と共同で策定することができる。 ● 国や県、関係機関の計画やそれに基づく取組とも整合が図れるよう調整する。復興計画を策定する場合、基本理念や基本目標など復興の全体像を市民に明らかにするとともに、必要な事項について定める。 ● 計画の策定過程においては、地域住民の理解を求め、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進を図りつつ、合意形成に努める。 <p>[資料編4-11 市復興計画において定める内容]</p> |